

令和7年第2回那珂市議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○令和7年第2回那珂市議会定例会会期日程	2
○応招・不応招議員	4

第1号（6月10日）

○議事日程	5
○本日の会議に付した事件	6
○出席議員	6
○欠席議員	6
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者	6
○議会事務局職員	6
○開会及び開議の宣告	8
○諸般の報告	8
○会議録署名議員の指名	8
○会期の決定	9
○報告第4号～報告第12号及び議案第36号～議案第47号の一括上程、説明	9
○散会の宣告	14

第2号（6月12日）

○議事日程	15
○本日の会議に付した事件	15
○出席議員	15
○欠席議員	15
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者	15
○議会事務局職員	16
○開議の宣告	17
○諸般の報告	17
○一般質問	17

6番 渡邊勝巳君

生活基盤の整備について	18
市街地の整備について	21
働く場所や機会の確保について	25

17番 遠藤実君

企業誘致の推進について	3 3
交通弱者対策の充実について	3 8
熱中症対策の改善について	4 4
1 2 番 花 島 進 君	
額田地区の市道整備について	4 9
菅谷地区と寄居地区の境界周辺の雨水排水対策について	4 9
地籍再調査について	5 0
自治組織への街灯関連補助について	5 1
日本原電、東海第 2 原発の能力について	5 2
高等教育への補助について	5 7
周辺地域の活性化策について	6 0
額田城跡について	6 0
小学校、中学校のタブレットの更新について	6 1
1 番 榊 原 一 和 君	
空き家問題を潜考する	6 3
1 0 番 大和田 和 男 君	
包括連携協定について	7 8
子どもの居場所について考える	8 2
○散会の宣告	9 3

第 3 号 (6 月 1 3 日)

○議事日程	9 5
○本日の会議に付した事件	9 5
○出席議員	9 5
○欠席議員	9 5
○地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定に基づき説明のため出席した者	9 5
○議会事務局職員	9 6
○開議の宣告	9 7
○諸般の報告	9 7
○一般質問	9 7
9 番 小 宅 清 史 君	
那珂インター周辺開発について考える	9 8
都市計画費の拡充について考える	1 0 1
独居世帯および生活保護世帯の対応について考える	1 0 4
月曜日の公共施設の利用について考える	1 0 8

11番 富山 豪 君	
防災行政無線について……………	113
有害鳥獣の捕獲について……………	118
5番 鈴木 明子 君	
ひきこもり状態で困難を感じている方の支援について……………	124
パートナーシップ宣誓制度の取り組みについて……………	128
伝わりやすい情報発信について……………	132
15番 笹島 猛 君	
那珂市のマスコミ対応について……………	135
救急医療体制について……………	142
3番 原田 悠嗣 君	
瓜連庁舎及び分庁舎について……………	152
道の駅について……………	156
まちづくりについて……………	163
○散会の宣告……………	166

第 4 号 (6月16日)

○議事日程……………	167
○本日の会議に付した事件……………	168
○出席議員……………	168
○欠席議員……………	168
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者……………	168
○議会事務局職員……………	168
○開議の宣告……………	170
○諸般の報告……………	170
○一般質問……………	170
13番 寺門 厚 君	
那珂市のごみ処理行政について……………	171
熱中症対策強化について……………	175
5歳児健診について……………	183
2番 桑澤 直亨 君	
道の駅が必要とされる理由と成功に向けた取り組みについて……………	187
○議案等の質疑……………	203
○議案の委員会付託……………	205
○請願・陳情の委員会付託……………	206

○散会の宣告	206
--------	-----

第 5 号 (6月27日)

○議事日程	207
○本日の会議に付した事件	207
○出席議員	208
○欠席議員	208
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者	208
○議会事務局職員	208
○開議の宣告	209
○諸般の報告	209
○議案第36号～議案第47号及び陳情第4号の各委員会審査報告、質疑、討論	209
○動議の提出	216
○動議の取下げ	217
○議案第47号、陳情第4号の討論	217
○議案第36号～議案第47号及び陳情第4号の採決	224
○議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決（追加議案）	226
○議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決（追加議案）	227
○議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決（追加議案）	228
○委員会の閉会中の継続調査申出について	229
○委員会の閉会中の継続審査申出について	229
○閉会の宣告	229
○署名議員	231

那珂市告示第97号

令和7年第2回那珂市議会定例会を下記のとおり招集する。

令和7年6月3日

那珂市長 先崎 光

記

1. 期 日 令和7年6月10日(火)
2. 場 所 那珂市議会議場

令和7年第2回那珂市議会定例会会期日程

(会期18日間)

日次	月日	曜	開議時刻	区分	摘要
第1日	6月10日	火	午前10時	本会議	1. 開会 2. 諸般の報告 3. 会議録署名議員の指名 4. 会期の決定 5. 議案の上程・説明
第2日	6月11日	水		休会	(議案調査) (議案質疑通告締切、正午まで)
第3日	6月12日	木	午前10時	本会議	1. 一般質問(渡邊、遠藤、花島、 榊原、大和田)
第4日	6月13日	金	午前10時	本会議	1. 一般質問(小宅、富山、鈴木、 笹島、原田)
第5日	6月14日	土		休会	
第6日	6月15日	日		休会	
第7日	6月16日	月	午前10時	本会議	1. 一般質問(寺門厚、桑澤) 2. 議案質疑 3. 議案の委員会付託 4. 請願・陳情の委員会付託
第8日	6月17日	火	午前10時	委員会	1. 総務生活常任委員会
第9日	6月18日	水	午前10時	委員会	1. 産業建設常任委員会
第10日	6月19日	木	午前10時	委員会	1. 教育厚生常任委員会
第11日	6月20日	金	午前10時	委員会	1. 原子力安全対策常任委員会
第12日	6月21日	土		休会	
第13日	6月22日	日		休会	
第14日	6月23日	月		休会	(議事整理)
第15日	6月24日	火		休会	(議事整理)
第16日	6月25日	水		休会	(議事整理)
第17日	6月26日	木	午前9時30分	委員会	1. 議会運営委員会 (次期定例会会期日程案)
			午前10時	全員協議会	1. 全員協議会 (討論通告締切、正午まで) (追加議案の質疑・討論通告締切は午後5時まで)

日 次	月 日	曜	開 議 時 刻	区 分	摘 要
第 1 8 日	6 月 2 7 日	金	午前 1 0 時	本会議	1. 委員長報告及び質疑・討論・採決 2. 閉 会

○応招・不応招議員

応招議員（18名）

1番	榊原一和君	2番	桑澤直亨君
3番	原田悠嗣君	4番	木野広宣君
5番	鈴木明子君	6番	渡邊勝巳君
7番	寺門勲君	8番	小池正夫君
9番	小宅清史君	10番	大和田和男君
11番	富山豪君	12番	花島進君
13番	寺門厚君	14番	萩谷俊行君
15番	笹島猛君	16番	君嶋寿男君
17番	遠藤実君	18番	福田耕四郎君

不応招議員（なし）

令和7年第2回定例会

那珂市議会会議録

第1号（6月10日）

令和7年第2回那珂市議会定例会

議事日程(第1号)

令和7年6月10日(火曜日)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案等の上程・説明
- 報告第 4号 専決処分について(損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定)
- 報告第 5号 専決処分について(損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定)
- 報告第 6号 専決処分について(損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定)
- 報告第 7号 専決処分について(損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定)
- 報告第 8号 令和6年度那珂市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 報告第 9号 令和6年度那珂市下水道事業会計予算繰越計算書について
- 報告第10号 令和6年度那珂市一般会計継続費繰越計算書について
- 報告第11号 令和6年度那珂市水道事業会計継続費繰越計算書について
- 報告第12号 令和6年度那珂市一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 議案第36号 専決処分について(那珂市税条例の一部を改正する条例)
- 議案第37号 専決処分について(那珂市都市計画税条例の一部を改正する条例)
- 議案第38号 専決処分について(那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 議案第39号 那珂市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第40号 那珂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第41号 那珂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第42号 那珂市原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第43号 那珂市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第44号 那珂市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水

道技術管理者の資格基準に関する条例

議案第45号 令和7年度那珂市一般会計補正予算（第1号）

議案第46号 損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定について

議案第47号 市道路線の認定について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	榊原一和君	2番	桑澤直亨君
3番	原田悠嗣君	4番	木野広宣君
5番	鈴木明子君	6番	渡邊勝巳君
7番	寺門勲君	8番	小池正夫君
9番	小宅清史君	10番	大和田和男君
11番	富山豪君	12番	花島進君
13番	寺門厚君	14番	萩谷俊行君
15番	笹島猛君	16番	君嶋寿男君
17番	遠藤実君	18番	福田耕四郎君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市長	先崎光君	副市長	玉川明君
教育長	大縄久雄君	企画部長	加藤裕一君
総務部長	玉川一雄君	市民生活部長	秋山光広君
保健福祉部長	生田目奈若子君	産業部長	大内正輝君
建設部長	高塚佳一君	上下水道部長	金野公則君
教育部長	浅野和好君	消防長	寺門薫君
会計管理者	秋山雄一郎君	農業委員会 事務局 会長	澤島克彦君
選挙管理委員会 書記長 (総務課長)	篠原広明君		

議会事務局職員

事務局長 会沢義範君 次長補佐 岡本奈織美君

書 記 田 村 栄 里 君

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（木野広宣君） おはようございます。

開会前にご連絡いたします。

モニター故障のためモニターを消してありますのでご了承ください。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、ただいまより令和7年第2回那珂市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（木野広宣君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、文書管理システムに登載した出席者名簿のとおり、市長、副市長、教育長ほか関係職員の出席を求めています。

職務のため、議会事務局より事務局職員が出席をしております。

また、本会議の様子はユーチューブでライブ配信をしております。

本日の議事日程は、文書管理システムに登載しておりますので、タブレット端末等でご参照ください。

また、当市議会では、会議のペーパーレス化を実施しております。閉会中の議長職務執行報告、市長から提出がありました行政概要報告、那珂市土地開発公社の経営状況を説明する書類及び監査委員から提出がありました令和7年3月から5月実施分の例月現金出納検査の報告書につきましては、文書管理システムに登載をしておりますので、タブレット端末等でご参照ください。

◎会議録署名議員の指名

○議長（木野広宣君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、17番、遠藤 実議員、18番、福田耕四郎議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（木野広宣君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から6月27日までの18日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（木野広宣君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から6月27日までの18日間に決定いたしました。

なお、会期中の審議日程等については、議会運営委員会大和田和男委員長から同委員会の決定事項として報告されております。その決定事項に従った会期日程表を文書管理システムに登載しております。

◎報告第4号～報告第12号及び議案第36号～議案第47号の一括

上程、説明

○議長（木野広宣君） 日程第3、報告第4号から報告第12号及び議案第36号から議案第47号までの以上21件を一括して議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 先崎 光君 登壇〕

○市長（先崎 光君） 令和7年第2回那珂市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様のご参集を賜り、誠にありがとうございます。

日頃より、議員の皆様には、市政の進展と円滑なる運営のため格別なるご高配を賜り、心から感謝申し上げる次第でございます。

さて、先月5日でございますが、本市と友好交流協定を締結しておる、台湾・台南市を訪問し、黄偉哲台南市長と対談してまいりました。その席にて、両市の友好関係を祈念し、台南市南区に新設される道路の名称に、那珂街、那珂通りという本市の名が冠されることについての発表があり、大変光栄かつ感銘を受ける出来事ございました。

また、今月6日には、市内の学校給食にて、台南市から贈られましたパイナップルが提供されるなど、昨年の交流協定締結以来、様々な分野において着実に交流が広がり、両市の友好関係が深まっているところでございます。

今後も、台南市と、教育、文化、産業、スポーツなど幅広い分野で交流を深めてまいりたいと存じますので、議員の皆様におかれましても、引き続きお力添えを賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

それでは、令和7年第2回那珂市議会定例会の開会に当たり、提出いたしました議案等の概要についてご説明申し上げます。

今定例会に提出しました事案のうち、報告が9件、議案として専決処分に係るものが3件、条例の一部改正が5件、条例の全部改正が1件、令和7年度補正予算が1件、その他が2件の計21件でございます。

それでは、それぞれの概要についてご説明申し上げます。

初めに、報告の案件でございます。

報告第4号をお開き願います。

報告第4号 専決処分について（損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定）。

令和7年4月8日午後5時25分頃、那珂市門部地内において相手方が運転する車両が、舗装路面にあるくぼみに気づかず走行したところ、右側前輪のタイヤを損傷した事故について、地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額を決定し和解したので、同条第2項の規定によりこれを報告するものでございます。

続いて、報告第5号をお開き願います。

報告第5号 専決処分について（損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定）。

令和5年11月15日午後4時頃、那珂市菅谷地内において相手方が運転する車両が、舗装路面にあるくぼみに気づかず走行したところ、ボディの左側下部を損傷した事故について、地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額を決定し和解したので、同条第2項の規定によりこれを報告するものでございます。

続いて、報告第6号をお開き願います。

報告第6号 専決処分について（損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定）。

令和7年1月8日午後1時25分頃、那珂市中台地内において市の職員が運転する公用車が、敷地内に駐車するため後退したところ、車両前方が車道側にはみ出し、走行してきた相手方車両に接触し、損傷した事故について、地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額を決定し和解したので、同条第2項の規定によりこれを報告するものでございます。

続いて、報告第7号をお開き願います。

報告第7号 専決処分について（損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定）。

令和6年4月24日午後6時頃、那珂市杉地内において相手方が運転する車両が、舗装路面にあるくぼみに気づかず走行したところ、右側前輪のタイヤを損傷した事故について、地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額を決定し和解したので、同条第2項の規定によりこれを報告するものでございます。

続いて、報告第8号をお開き願います。

報告第8号 令和6年度那珂市一般会計繰越明許費繰越計算書について。

住民税非課税世帯重点支援給付金事業、住民税均等割のみ課税世帯重点支援給付金事業、農業活動拠点施設管理事業、道路改良舗装事業、冠水対策推進事業、橋りょう長寿命化修繕

事業、都市計画見直し事業、下菅谷地区まちづくり事業、菅谷市毛線街路整備事業、下菅谷地区街路整備事業、菅谷飯田線道路整備事業、教育用コンピューター管理事業、中学校施設整備事業に係る繰越明許費について、いずれも繰越額が確定したので、繰越計算書を提出するものでございます。

続いて、報告第9号をお開き願います。

報告第9号 令和6年度那珂市下水道事業会計予算繰越計算書について。

県那珂久慈流域下水道事業負担金について、県事業の繰越額が確定したので、繰越計算書を提出するものでございます。

続いて、報告第10号をお開き願います。

報告第10号 令和6年度那珂市一般会計継続費繰越計算書について。

農業振興地域整備促進事業に係る継続費について、繰越額が確定したので、繰越計算書を提出するものでございます。

続いて、報告第11号をお開き願います。

報告第11号 令和6年度那珂市水道事業会計継続費繰越計算書について。

木崎浄水場管理本館改修工事監理業務委託、木崎浄水場管理本館改修工事に係る継続費について繰越額が確定したので、繰越計算書を提出するものでございます。

続いて、報告第12号をお開き願います。

報告第12号 令和6年度那珂市一般会計事故繰越し繰越計算書について。

下菅谷地区街路整備事業について事故繰越しをしたので、繰越計算書を提出するものでございます。

以上が報告案件でございます。

次に、議案の概要についてご説明いたします。

続いて、議案第36号をお開き願います。

議案第36号 専決処分について（那珂市税条例の一部を改正する条例）。

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が令和7年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容として、軽自動車税については、軽自動車税種別割の標準税率の区分に、総排気量125cc以下で最高出力を4.0キロワット以下に制御したバイクに係る区分を追加し、税率を年額2,000円とするものでございます。ほかに関しては法律改正に伴う項ずれへの対応になります。

続いて、議案第37号をお開き願います。

議案第37号 専決処分について（那珂市都市計画税条例の一部を改正する条例）。

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が令和7年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでござ

います。

主な改正内容として、法律改正に伴う項ずれへの対応になります。

続いて、議案第38号をお開き願います。

議案第38号 専決処分について（那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）。

地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令が令和7年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容は、国民健康保険税の基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額の賦課限度額の引上げ及び低所得者軽減における5割軽減判定所得、2割軽減判定所得の基準額を改正するものでございます。

続いて、議案第39号をお開き願います。

議案第39号 那珂市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例。

地方公共団体情報システムの標準化に伴い、本市の住民基本台帳に登録されていない者を一意に特定するための住登外者宛名番号を付番し、その特定個人情報を管理するための住登外者宛名番号管理機能を利用するための所要の改正をするものでございます。

また、那珂市被災住宅復興支援利子補給金交付要綱による利子補給金の支給に関する事務について、事務が終了していることから、市独自に個人番号を利用できる事務から削除をするものでございます。

続いて、議案第40号をお開き願います。

議案第40号 那珂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

令和6年5月31日に公布された、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成対策推進法の一部を改正する法律に伴い、令和7年10月1日から施行される部分について、本条例の一部を改正するものでございます。

改正概要としては、妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等について、任命権者に対し、制度または措置の周知及び意向の確認等の措置を義務づけるものでございます。

続いて、議案第41号をお開き願います。

議案第41号 那珂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

令和7年1月8日に公布された、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

改正概要としては、育児部分休業が1日につき2時間を超えない範囲内または、1年につき10日間以内の範囲内のいずれかの方法を採用することができるよう改正されたことを受け、育児部分休業の承認の方法等について改正するものでございます。

続いて、議案第42号をお開き願います。

議案第42号 那珂市原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例。

原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第十条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、本条例の適用期限を令和7年3月31日から令和9年3月31日に2年延長するとともに、字句の修正を行うものでございます。続いて、議案第43号をお開き願います。

議案第43号 那珂市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例。

市内における産業活動の活性化及び雇用機会の創出を引き続き図るため、本条例の適用期限を令和7年3月31日から令和9年3月31日に2年間延長するとともに、字句の修正を行うものでございます。

続いて、議案第44号をお開き願います。

議案第44号 那珂市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例。

令和7年4月1日に施行された水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件の参酌基準が改正されたため、同資格に関する改正を行うものでございます。

改正概要としては、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に必要な学歴及び学科要件の追加並びに実務経験年数の見直しを行うため、本条例の全部を改正するものでございます。

続いて、議案第45号をお開き願います。

議案第45号 令和7年度那珂市一般会計補正予算（第1号）。

予算総額に、歳入歳出それぞれ3億4,238万2,000円を追加し、255億7,238万2,000円とするものでございます。

歳出の主な内容として、議会費については、議会運営費において、タブレット端末で使用するソフト導入に係る使用料を増額するものでございます。

総務費については、支所庁舎管理事業において、支所庁舎の雨漏りに係る修繕料等を増額するものでございます。

民生費については、住民税非課税世帯重点支援給付金事業において、令和6年分所得税の確定に伴い、定額減税不足額給付金に係る扶助費等を計上するものでございます。

衛生費については、予防接種事業において、新型コロナウイルスワクチンの定期接種に係る委託料等を増額するものでございます。

土木費については、道路維持補修事業において、車両損傷事故等に係る賠償金を計上するものでございます。

消防費については、常備消防予防管理事業において、幼少年女性防火委員会への補助金を増額するものでございます。

教育費については、小学校及び中学校の教育用コンピューター管理事業において、教育系ネットワークの更新に係る委託料を増額するものでございます。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において、国庫支出金、繰入金、諸収入をそれぞれ増額するものでございます。

続いて、議案第46号をお開き願います。

議案第46号 損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定について。

令和6年4月9日午後6時15分頃、那珂市菅谷地内を走行していた相手方車両が側溝の蓋を通過したところ、鉄製の蓋が不安定に設置されていたため跳ね上がり、車体の下部を損傷し、その反動で相手方が負傷した事故について、和解及び損害賠償額を決定するため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

続いて、議案第47号をお開き願います。

議案第47号 市道路線の認定について。

道路法第8条第1項の規定により路線の認定をするため、同条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

◎散会の宣告

○議長（木野広宣君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前10時22分

令和7年第2回定例会

那珂市議会会議録

第2号（6月12日）

令和7年第2回那珂市議会定例会

議事日程(第2号)

令和7年6月12日(木曜日)

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(18名)

1番	榊原一和君	2番	桑澤直亨君
3番	原田悠嗣君	4番	木野広宣君
5番	鈴木明子君	6番	渡邊勝巳君
7番	寺門勲君	8番	小池正夫君
9番	小宅清史君	10番	大和田和男君
11番	富山豪君	12番	花島進君
13番	寺門厚君	14番	萩谷俊行君
15番	笹島猛君	16番	君嶋寿男君
17番	遠藤実君	18番	福田耕四郎君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市長	先崎光君	副市長	玉川明君
教育長	大縄久雄君	企画部長	加藤裕一君
総務部長	玉川一雄君	市民生活部長	秋山光広君
保健福祉部長	生田目奈若子君	産業部長	大内正輝君
建設部長	高塚佳一君	上下水道部長	金野公則君
教育部長	浅野和好君	消防長	寺門薫君
会計管理者	秋山雄一郎君	農業委員会 事務局長	澤島克彦君
選挙管理委員会 書記長 (総務課長)	篠原広明君		

議会事務局職員

事務局長	会 沢 義 範 君	次 長 補 佐 (長 総 括)	三田寺 裕 臣 君
次 長 補 佐	岡 本 奈 織 美 君	書 記	田 村 栄 里 君

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- 議長（木野広宣君） おはようございます。
ただいまの出席議員は18名であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
-

◎諸般の報告

- 議長（木野広宣君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき議場に出席を求めた者の職氏名は、今期定例会の初日に文書管理システムに登載した出席者名簿のとおりであります。
職務のため、議会事務局より事務局職員が出席しております。
本日の議事日程は、文書管理システムに登載しておりますので、タブレット端末等でご参照ください。
また、本会議の様子は、ユーチューブでライブ配信をしております。
-

◎一般質問

- 議長（木野広宣君） 日程第1、一般質問を行います。
質問事項については、一般質問通告書のとおりであります。
質問者の質問時間は、1人60分以内となっております。これには答弁の時間を含みます。
これより順次発言を許します。
傍聴者の皆様にお知らせいたします。
会期日程の中に一般質問者の順番及び期日を定めました。したがって、今期定例会の一般質問は、本日は通告1番から5番までの議員が行います。明日は、通告6番から10番までの議員が行います。来週月曜日は通告11番及び12番の議員が行います。
また、会議中は静粛をお願いいたします。
携帯電話をお持ちの方は、ご配慮をお願いいたします。拍手等についても、ご遠慮くださるようお願いいたします。
-

◇ 渡 邊 勝 巳 君

○議長（木野広宣君） 通告1番、渡邊勝巳議員。

質問事項 1. 生活基盤の整備について。2. 市街地の整備について。3. 働く場所や機会の確保について。

渡邊勝巳議員、登壇願います。

渡邊議員。

〔6番 渡邊勝巳君 登壇〕

○6番（渡邊勝巳君） 議席番号6番、渡邊勝巳でございます。

本日、一般質問第1番目ということで非常に緊張しております。

議長のほうから発言の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

先日、関東地方も梅雨に入りまして、いよいよ雨のシーズンを迎えられるなというふうに感じております。九州のほうでは線状降水帯が発生しており、また災害の多い時期が来るのかなというふうに懸念しているところでございます。

また、気温の変化も激しくなっております、梅雨に入ったことから湿度が高くなり、今までの熱中症や、そういうものだけではなくて、食中毒にまで気をつけていただくような季節になりました。どうぞ皆様、ご自愛していただきますよう、よろしく願いいたします。

また、私ごとでございますが、身内に不幸がちょっとできてしましまして、本日の一般質問が終わり次第、退席をさせていただきます。ちょっと内容も駆け足となると思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

さて、昨年、第2回定例会におきまして、道路の片側にしか側溝がない場合、道路を横断して合併浄化槽処理水の放流を認めていただきますよう、具体的な提案を示して要望させていただきました。そして、第4回の定例会の一般質問の際、認める方向で検討するといった答弁をいただきました。

しかし、残念ながら現在においても認めたという声は聞こえておりません。この件につきまして、現在までどのような調査、検討がされまして、さらには現在どのような進捗状況であるのかをお教えください。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

合併浄化槽処理水を道路側溝へ放流する方法について、使用する材料、埋設する深さ、ほかの占用物への影響や、ほかの道路工事が実施された場合の影響などについて検討いたしました。

また、近隣自治体へ放流管に関する取扱いについての調査を行い、11自治体より回答をいただいております。調査した結果、接続を認めている自治体では、硬質ポリ塩化ビニール管、

いわゆる塩ビ管と言いますが、直接埋設し接続する方法や、コンクリート製品を使用し、直接接続する方法と、コンクリート製品をさや管として使用し、内部に塩ビ管を設置し、接続する方法を採用していることが分かりました。

以上を踏まえ、市としましては、道路管理者と受益者の双方が有利となる接続方法を検討いたしました。

以上です。

○議長（木野広宣君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） ありがとうございます。

道路を横断するとなりますと、その材料の強度や材質などを検討して安全性を確認しなければなりません。また、道路側溝に放流することを認める自治体においては、各種の接続方法により放流を認めており、さらに市も市民も有利になるように検討しているとのことでした。

では、これらの検討結果を踏まえ、どのような接続方法で合併浄化槽処理水の放流を認めるとしたのかお尋ねいたします。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

市としましては検討の結果、塩ビ管を直接埋設し接続する方法にて接続を認める考えであります。

具体的に申しますと、宅地内の合併浄化槽から放流される処理水を排水ポンプ等を使用し、道路敷地内に横断埋設された塩ビ管を通して側溝に放流します。また、使用する管の太さは5センチ以下とし、埋設する深さは60センチ以上を確保することとします。

さらに接続箇所にはコンクリート等を用いた補強を行います。なお、道路法による許可が必要となります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） ありがとうございます。

合併浄化槽処理水をポンプによって圧力をかけ、道路の反対側の側溝まで送るという方式だと理解いたしました。既にポンプを設置している方にはメリットがあるかと思いますが、新たに設置する人や、宅地に高低差があり、ポンプを設置する必要がない方にはメリットを感じられませんでした。

また、ポンプがあることによって、電気代や点検費などの維持管理の費用が必要となります。となりますと、本当に双方の利益になるかが疑問でございます。

圧力によって放流するのではなく、自然に放流していく方法が有利な方もいます。そこで、これまで一般質問の中で提案をさせていただきました道路を横断できるコンクリート製品を用いた接続方法、放流は認めていないのかお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

今まで市において道路を横断占有できる構造のコンクリート製品等を使用した放流に関して認めておりませんでした。近隣自治体の状況や、提案をいただいたことを踏まえ、改めて市の考えを整理いたしました。その結果、先ほどの塩ビ管による方法と併せてコンクリート製品等の使用を認め、選択肢を増やしております。

この場合、新たに雨水処理施設をコンクリート製品等により設置していただき、それに申請地からの合併浄化槽処理水を接続放流する形になります。

なお、こちらにつきましても道路法の許可が必要となりますので、詳しくは窓口にてご相談いただければと思います。

以上です。

○議長（木野広宣君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） ありがとうございます。

今後、那珂市においては、ポンプを使って処理水に圧力をかけて、道路を横断して放流する方法と、コンクリート製品等を使って雨水を流す施設を造った上で、そこに処理水を流す方法を認めるとのことでした。これは既存でポンプ設備がある方や、敷地と道路に高低差があり、自然流下で処理水を流せる方など、その状況に合った有利な方法を選択できることとなります。

しかしながら、せっかくポンプで圧力をかけて放流することを認めたのであれば、道路の横断だけではなく、縦断をすることも認めていただければと思います。そうすれば、自宅から離れたところに道路側溝等があった場合でも放流が可能となります。

今回ポンプによる圧送方式を参考としたのは古河市だと思います。古河市は道路を縦断して放流することを認めておりますので、ぜひ那珂市でも道路を縦断しての放流について検討をお願いいたします。

いずれにしましても、今回の合併浄化槽の処理水を道路側溝に放流できる範囲が広がったことは画期的なことであります。誠にありがとうございました。

では、合併浄化槽処理水の道路側溝に放流するため、これらの放流方法について接続はいつからできるのかをお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

現在、那珂市浄化槽の設置に伴う市管理道路側溝への放流に関する取扱要綱の策定を進めており、10月施行で考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） ありがとうございます。

あと4か月ほどで接続ができるということになると思います。となりますと、それをいかに早く住民の方々に周知するかが大切だと思います。この件について、周知方法などどのような方法を行うのかお尋ねいたします。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

周知方法としましては、市の広報やホームページ等へ掲載していきたいと考えております。また、窓口でも周知したいと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） ありがとうございます。

現在、住宅の建設や改修等を計画されている方もいるかと思えます。また、市の広報による周知ですと、手元に届くまで約1か月かかることもあります。さらに市役所内部での準備作業にも時間がかかると思えますので、早急に対応を始めていただき、最低でも運用の1か月前には全戸に周知できるようお願いし、この項の質問を終わらせていただきます。

次の質問に移ります。

市街地の整備についてとして、都市再生整備計画などについてのお伺いをいたします。

少子高齢化、人口減少などは日々耳にする言葉です。財政的に厳しいという言葉もこの議会の答弁で耳によくします。

これらの問題に対応するため、那珂市においても、立地適正化計画や公共施設マネジメント、DXの推進などを行い、都市構造基盤の見直しや行政運営の見直しを行い、今後想定される多くの問題に備えていると感じています。特に都市構造基盤の見直しである立地適正化計画は、高齢者の方々や子育て世代の方々も安心して快適に暮らせることを目標に、身近なサービスに手が届くまち、車に頼らず歩いて生活ができるまちを目指していると理解しております。

そこで、この計画に示された方向性に基づき整備を行う都市再生整備計画というものがあるわけですが、那珂市が実施しているこの都市再生整備計画とはどのような計画なのかをお尋ねいたします。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

都市再生整備計画につきましては、都市の再生に必要な公共施設や道路など、重点的に整備を進める区域を定め、計画を作成し、整備などを行っていく計画となります。計画に位置づけられた事業は国庫補助事業の対象となり、事業費に国費を充てて整備を行ってまいります。

本市においては菅谷地区として計画を策定し、計画期間は令和4年度から令和8年度と定め、ふれあいセンターすがや建設や、現在は下菅谷まちづくり事業として生活道路の整備を

進めているところです。また、上菅谷下菅谷線における歩道連続照明整備事業や両宮遊歩道再整備事業なども計画に位置づけ実施してまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） ありがとうございます。

那珂市では都市の再生に必要な公共施設や道路などを重点的に整備する区域に菅谷地区を定め、この事業によってふれあいセンターすがやの建設を行い、さらに下菅谷まちづくり事業として生活道路の整備や、上菅谷下菅谷線における歩道連続照明整備事業、両宮遊歩道再整備事業などの計画を位置づけ、実施していくとのことでした。

また、この事業計画に位置づけられた事業は、本来市の財源で整備するものであります。これの事業費に国費を充てることができることから、市の財源への負担を軽減しつつ、市民生活の向上に向けた整備が進められていることと理解をしております。

では、現在進めている下菅谷地区まちづくり事業の概要、進捗状況、完成時期をお尋ねいたします。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

下菅谷地区まちづくり事業につきましては、平成17年度より下菅谷地区計画に位置づけられた街区道路を整備し、安全・安心なまちづくりを実現するため、ゆとりある良好な生活環境の整備を進めております。

街区道路の進捗状況としましては、約70%の整備が完了しており、現在も事業用地の取得を行うとともに、道路工事を進めております。概成時期は令和8年度としておりますが、国の補助金の交付状況などによりずれ込むことも考えられます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） ありがとうございます。

下菅谷地区の安全・安心なまちづくりを実現するのは当然のこととして、さらにゆとりある良好な生活環境の整備を進めているとのことでした。あと2か年で完了を目標とし、現在70%の進捗率とすれば、おおむね順調に進んでいると思いますが、今後も関係省庁に要望を行い、早期完成をお願いいたします。

次に、歩道連続照明という事業が本計画であります。この歩道連続照明事業の概要と整備に関する考え方、さらに今後の方針などをお尋ねいたします。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

歩道連続照明整備事業につきましては、市街地の骨格を形成する都市計画道路の安全性を高めるため、整備をするものです。事業箇所としましては、都市計画道路上菅谷下菅谷線及

び下菅谷停車場線の道路工事に合わせて照明灯の設置を予定しており、令和6年度より工事に着手しております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） ありがとうございます。

安全・安心なまちづくりを進めるには、夜間でも安全・安心に歩けるのが重要であり、那珂市がそのようなまちづくりを進めるのであれば至極当然なことだと思います。夜暗くて誰が歩いているか分からない道路ばかりでは、那珂市の中心部であっても安心して生活できるとは思いません。女性や高齢者など全ての方が安全・安心なまちでこそが選ばれるまちであり、人が集まるまちになると思います。多くの人が住んでいるまちに暗いまちはないはずで、最低でも市街化区域内の都市計画道路には連続した照明の整備をお願いいたします。

次に、両宮遊歩道再整備事業の概要と整備に関する考え方、また今後の方針についてお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

両宮遊歩道再整備事業につきましては、遊歩道が完成して年月がたち、経年劣化があることから、利用者が安全・安心に利用いただけるよう、歩行者、自転車の通行区分を明確にし、カラー舗装及び点字ブロック等を新たに整備するものです。事業箇所につきましては、宮の池公園からふれあいセンターすがやまでの延長1,385メートルの舗装補修を行い、令和8年度より工事に着手してまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） ありがとうございます。

両宮遊歩道につきましては、市民の散歩や憩いの場となっております。しかしながら、図書館からふれあいセンターすがやまでは美しく整備されておりますが、図書館から宮の池まではちょっと残念な感じがします。整備した時代が違うのは理解いたしますが、少なくとも夜間安心して散歩ができる遊歩道を整備していただくとともに、夏場の照り返しがない遊歩道への改修もお願いいたします。

次に、下菅谷まちづくり事業の区域内には、上菅谷下菅谷線と下菅谷停車場線の2つの都市計画道路がありますが、この路線の進捗状況や供用開始の時期についてお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

下菅谷地区において現在整備を進めております都市計画道路は、下菅谷停車場線及び上菅谷下菅谷線でございます。この2路線につきましては、令和2年度から延長1,054メートルの整備を進めており、進捗率は70%でございます。現状としましては、事業用地の取得を行

うとともに、下菅谷停車場線の道路工事を進めており、供用開始の時期は令和10年度を目標としております。

なお、用地の取得や事業進捗により、供用開始年度の見直しも考えられます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） ありがとうございます。

下菅谷地区内にある2つの都市計画道路の整備をしているわけですが、令和10年度の供用開始を目標に進めていて、その進捗率が70%ということですので、こちらもおおむね順調なのかなと感じております。こちらも先ほど下菅谷地区まちづくり事業と同様に、関係省庁に要望を行い、早期完成、供用開始となるようお願いいたします。

先ほどの答弁にもありました都市計画道路上菅谷下菅谷線ですが、下菅谷区域外の箇所未整備の部分があります。特に今回工事の終点となるかわねや菅谷店付近の交差点から菅谷中宿交差点付近まで未整備の区間について、整備の時期などについてお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

都市計画道路上菅谷下菅谷線における事業化がされていない区間につきましては、かわねや菅谷店付近から菅谷中宿交差点までの延長約180メートルでございます。本路線は現事業区間の整備により、国道349と接続され、一定の交通網の強化が図られるものと考えております。事業化がされていない区間の整備時期につきましては、明確な整備時期の策定には至っておりませんが、現事業計画の完了後、ほかの都市計画道路の整備状況を踏まえ、考えてまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） ありがとうございます。

都市計画道路上菅谷下菅谷線は平成5年度から事業が開始され、既に30年以上が経過しています。そして、県道部分については、茨城県の施工によりひばりヶ丘交差点付近を除き完了しておりますが、未施工の部分は市道であり、那珂市が施工しなければなりません。令和10年度に国道349号からかわねや菅谷店付近交差点まで開通するとの計画ですので、引き続き残りの約180メートルの施工を進めていただき、交通網の強化と併せて生活環境の改善や雨水の排除、歩行者の安全確保など、安全・安心なまちづくりの推進をお願いいたします。

次に、都市計画道路下菅谷停車場線に関連いたしまして、下菅谷駅前広場や下菅谷駅舎の整備方針についてお尋ねいたします。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

J R水郡線下菅谷駅における駅前広場及び駅舎の整備につきましては、以前よりJ Rと協

議を進めておりますが、事業化に向けた具体的な協議には至っておりません。現在の下菅谷駅周辺の土地利用状況を踏まえますと、駅東側は住宅が建ち並び、今後駅利用者の増加が見込まれるものと考えております。

当該駅に係る整備は、地区内の交通網の強化、JR水郡線の活用推進、また都市計画道路下菅谷停車場線及び上菅谷下菅谷線の整備効果の向上等、非常に重要な役割を担うものと認識しておりますので、引き続き関係機関と協議を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） ありがとうございます。

先ほど答弁をいただきました下菅谷地区まちづくり事業の概成時期は令和8年度とのことでした。しかし、私は下菅谷地区まちづくり事業の終了は、駅前広場と下菅谷駅舎まで完成して初めて事業が完了すると思っております。特に少子高齢化が進む現状において、いかに人口を誘導し、住みやすいまちをつくるかを考えたとき、下菅谷駅の東側に改札口を整備するのは必須と考えております。

しかしながら、現在の西側の駅舎の改札口を封鎖するのは得策ではありません。となると下菅谷駅は橋上駅舎とし、東西を自由通路で結ぶのが理想であると考えます。さらに駅前広場は大型バスや送迎車両が十分に通れる通路とイベントや地元の方々が集えるようなスペースを確保するようお願いし、この項の質問を終わらせていただきます。

次の質問に移ります。

働く場所や機会の確保について質問させていただきます。

少子高齢化は、生産年齢人口が減少し、労働力不足による日本の産業全体に深刻な影響を与え、特に建設業、農業、製造業、介護などの現場産業は大きな打撃を受けると言われております。この中で農業や介護につきましては一般質問で過去に諸先輩方が触れたことがあると記憶しております。ですので、今回私は建設業などの第二次産業を中心に進めさせていただきたいと思っております。

初めに、全体像を把握したいと思っております。資料ナンバー1をご覧ください。

こちらは総務省により公表されている2024年労働力調査により抜粋した産業別就業者数になります。我が国における就業者数は6,781万人となっており、第一次産業、いわゆる自然から物を採取する農業、林業、漁業などの就業者数ですが、この表の中ではその他の産業に含まれております。その数は約180万人で、全体の2.7%となります。次に、第二次産業である物をつくる製造業、建設業の就業者数は約1,523万人で、全体の22.5%となり、これ以外がサービス業の第三次産業となります。

それでは、那珂市内の第二次産業における就業人口がどのようになっているのか、また、就業人口に対する割合はどの程度なのかをお尋ねいたします。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

令和2年の国勢調査のデータによりますと、那珂市の就業人口は2万5,507人で、第二次産業の就業人口は6,075人となっております。割合といたしましては全体の24%になります。以上です。

○議長（木野広宣君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） ありがとうございます。

那珂市では約6,000の方が第二次産業に就業していて、働いている人のうち24%になるということでした。国が22.5%ですので、那珂市の割合は比較的大きくなっているということが分かりました。

では、この第二次産業の中で建設業の割合と就業人口はどの程度になるのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

建設業の就業人口は2,157人です。また、第二次産業の就業人口における割合は約36%になります。

なお、就業人口全体での割合は約8%になります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） ありがとうございます。

那珂市の第二次産業の中で建設業で働いている方は約2,100人で、全体の割合が8%になるとのことでした。こちらも国が7%ですので、割合的には多いと感じます。

次に、年齢別構成について見てみたいと思います。資料のナンバー2をご覧ください。

こちらも総務省の2024年度労働力調査7月より抜粋した建設業就業者数の年齢別内訳となります。表とグラフを見比べながらご覧ください。25歳から34歳までが89万人で、全体の18.4%、35歳から49歳までが147万人で、全体の30.4%、50歳から64歳までが168万人で、全体の34.7%、65歳以上が80万人で、全体の16.5%となっております。やはり建設業では若年層の割合が低くなっており、今後の労働力不足の深刻さが理解できます。さらに34歳以下と65歳以上の割合があまり変わらないことに恐ろしさを感じます。

では、この建設業の就業人口の年齢分布について、那珂市ではどのような状態になっているのかお尋ねいたします。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

建設業における就業人口2,157人の年齢別の内訳につきましては、15歳から34歳までが372人、35歳から49歳までが748人、50歳から64歳までが667人、65歳から74歳までが292人、75歳以上は78人となります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） ありがとうございます。

那珂市では建設業就業人口に対し、34歳以下が17.3%、35歳から49歳までが34.7%、35歳から64歳までが30.9%、65歳以上は17.2%になるかと思えます。35歳から49歳までが国より高くなっていることはよい傾向ではありますが、15歳から34歳までの就業人口と35歳以上の就業人口がほぼ同じであることに危機感を感じます。

ちょっと話を変えますが、市では第一次産業や第二次産業に対する就業支援は行っているのかどうかをお尋ねいたします。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

第一次産業における新規就農支援といたしまして、就農前の研修時に使える就農準備資金や、就農時に使える経営開始資金などの制度がございます。あわせて、研修機関として那珂市農業担い手確保・育成協議会MIRAIを設置し、円滑な就農を支援しております。また、第二次産業における就業支援につきましては、ハローワーク等の関係機関と連携し、求人情報の広報等を行っております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） ありがとうございます。

第一次産業については新規就農支援や研修等の支援を行っているとのことでした。確かに那珂市の基幹産業である農業支援は、食料問題や高齢化、耕作放棄地対策など課題が多く、早急な対応が必要なのは理解できます。これに対し、高齢化や若手就業者不足の問題を持つ第二次産業に対しての支援は求人広告を行っているとのことでした。何かすっきりせず物足りなさを感じるのは私だけでしょうか。

次に、建設業を中心にみてまいります。資料のナンバー3をご覧ください。

こちらは建設業就業者数の推移になります。こちらが労働力調査からの抜粋となりますが、1997年には685万人いた建設業就業者ですが、2024年には477万人となっており、実に30%近くも減少しております。さらに職人とも呼べる建設技能者は35%近く減少しております。

続きまして、資料ナンバー4をご覧ください。

こちらは建設業就業者の高齢化の進行について調べたものです。先ほどの年齢別内訳と重複する点もございますが、2024年には55歳以上が37%、29歳以下が12%となり、全産業を比べると高齢化率が著しく高くなっている状態です。

さらに資料のナンバー5をご覧ください。

こちらは建設業の入職・離職者数の推移になります。バブル崩壊後、2000年代前半までは離職者数が入職者数を上回っていました。しかし、東日本大震災からの復興、東京オリン

ピックに向けた特需などによって、その後は入職者が増えております。ただ、現在は再び離職者が入職者を上回っているという状態になっております。

さらに建設業はきつい、危険、汚いといった3Kと言われていました。また、昔ほど収入も見込めず、古くて大変な仕事というイメージが若年層にはあるとも聞いております。このことから、建設業全体の生産性を将来にわたって維持していくためには、若年者の入職促進と定着による円滑な世代交代が必要不可欠となっており、今後何らかの手を打たなければ、農業以上に壊滅的な状態となることが予測されます。

仮に建設業が機能しなくなった場合、どのようなことが想定されるでしょうか。災害が発生した際、道路や水道などのライフラインの応急復旧や日常生活を取り戻すための災害復旧工事、それ以外にもこれから多く発生すると予想される老朽化した公共施設や上下水道の更新、道路の維持管理、皆様方の自宅の新築や改築など、多くの時間と多大なる費用がかかるようになってくるのが想定されます。

これらに対して少しでも解決するには、働きやすい環境と魅力づくりなど、現在建設業が取り組んでいることを後押しすることも必要だと考えています。第二次産業の中で公共事業によって市が大きく関与できる業種は建設業と言えます。

そこで、昨今の働き方改革が進められている中、週休2日や土曜休業についての対応はどのようにしているのかお尋ねいたします。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（加藤裕一君） お答えいたします。

国においては令和6年4月から建設業にも適用された時間外労働の上限規制に的確に対応するとともに、将来にわたって担い手を確保していけるよう、生産性の向上や適正な工期の設定など、建設業における働き方改革を推進しているところです。その一環として国や茨城県においては、公共工事における週休2日工事を実施しており、県内におきましても一部の市町村が既に実施をしている状況でございます。

本市におきましては、茨城県が国の支援事業を活用して実施した勉強会に参加し、週休2日工事の導入に向けた支援として、国から制度の概要や事例について直接説明を受けたほか、県内他市町村に対して実施状況の聞き取りなどを行う情報収集に努めてきたところです。

週休2日工事の導入に際しては、発注方法の設定のほか、実施工程の作成や現場閉所日の確認方法など、実施条件が市町村によって異なることから、国や県の動向、他市町村の導入状況について、今後も情報収集を行うとともに、公共工事の施工に必要な工期の確保を通して、建設業が将来にわたりその担い手を確保していけるよう、引き続き適正な工期での発注に努めてまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） ありがとうございます。

各市町村によって条件が異なるとおっしゃりました意味がちょっといま一つ理解できないんですが、いずれにしましても、既に国や県が実施しているところであり、市が働き方改革をリードしなければならないとも思います。ぜひ前向きな検討をお願いいたします。

次に、建設業に対し、女性の入職者についてですが、資料のナンバー6をご覧ください。

こちらは就業者中に占める女性の比率になります。就業者中に占める女性の比率は、茶色い三角のライン、一番上ですね、こちらが非製造業を中心に上昇し、2024年には全産業の45.5%と、2002年以降最高となっております。これに対し、建設業につきましては、赤の白抜きの丸になっておりますが、2013年度以降上昇が続いておりましたが、2024年度は前年比横ばいとなり、18.2%となっております。これらのように、建設業の労働力確保には女性の就業も不可欠な要素であります。この就業を支援するには、工事現場の労働環境改善はとても重要であると考えます。これについて市では何を実施しているのかお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（加藤裕一君） お答えいたします。

国においては、本年3月に建設産業における女性活躍・定着促進に向けた実行計画を新たに作成し、建設産業の魅力向上・発信、働きやすい現場の実現、女性活躍・定着促進に向けた取組の裾野拡大の3つの柱に沿って、女性活躍・定着促進に官民一体となって取り組むとされているところです。

当該計画の中で働きやすい現場の実現に係る具体的な取組例の一つに、自治体工事、民間工事の現場におけるトイレ環境の改善に向けた取組促進が示されており、茨城県においては男女ともに快適に使用できるトイレの普及を図るため、快適トイレ普及促進工事を実施しているところです。

本市におきましては、県と同様の制度の運用は実施しておりませんが、県内においても実施している自治体が少ないことから、先行自治体における事例の把握等に努めるとともに、建設現場における時間面での労働環境への配慮として、公共工事の施工時期の平準化に引き続き取り組んでまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） ありがとうございます。

これについても国や県は実施しているが、那珂市においては実施していないとのことでした。これについても先ほどの週休2日制に関する考え方と同じなので、あえて繰り返し申し上げることはいたしません。要は市としてどう考えるかだと思いますので、早急な実施をお願いしたいと思います。

続きまして、災害時の対応についてですが、先ほども申し上げたとおり、一たび災害が発生したときには、災害協定によって対応をお願いすると思います。これは本市が自ら対応で

できればよいのですが、避難所や被害状況の把握などの調査などの業務が多々あるため、委託せざるを得ないと思っております。当然請け負った業者は、市の職員と同様に、自らが被災者でありながらも災害対応を行うわけです。このように市民のために災害協定を締結している企業、団体に対し、工事の発注などの優遇策はあるのかお尋ねをいたします。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（加藤裕一君） お答えいたします。

市が発注する建設工事のうち、価格以外の技術的な要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式において、落札者決定基準の評価項目に災害協定の締結の有無を設け、本市との災害協定を締結している場合に加点することとしております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） ありがとうございます。

総合評価方式において発注する案件については、落札者の決定基準の評価項目に災害協定の締結の有無を設け、市と災害協定を締結している場合には評点がよくなるとのことでした。やはり市民の安全・安心のための協力をいただける方には必要な制度だと理解しております。

しかしながら、市がこの総合評価方式で発注する工事は年間何件あるのでしょうか。せいぜい1件、2件ではないでしょうか。確かに通常の入札より時間と労力がかかるのは理解いたします。しかしながら、現在の競争入札にも疑問を私は感じます。

資料の7をご覧ください。

こちらは本年5月に行われた競争入札の一部の結果となっております。ちょっと小さくて見にくくて申し訳ないんですが、ほぼ全ての業者が最低制限価格で同額入札、そして抽せんによって請負契約者が決定されております。これに競争の原理は働くのでしょうか。単なる運によって受注者が決まっているような感じもいたします。これに対しまして、国土交通省と総務省が共同通知を出しており、那珂市も行っている予定価格事前公表を停止し、事後公表に切り替えるように求められ、近隣の自治体では既に実施しているところもあります。さらに総合評価方式への変更などの制度の見直しも求められており、発注側の業務軽減のため、特別簡易型評価方式などもあることから、近隣自治体のみならず、先進自治体の成果などを検証し、透明性、競争性、公平性を備えた入札制度の改革を進めていただきたいと思います。

また、業務軽減も若い人の人材確保には有効な手段だと思います。那珂市においては電子入札は既に行われていますので、一步進んで電子契約や情報共有システム、電子納品など建設工事のDX化と現場のICT化に努めていただき、若い人たちが建設工事に興味を持ち、持続可能な業種になるようお願いいたします。

あと、これはちょっと自由契約の原則から外れるかもしれませんが、建設業は下請や各種製品、資材、燃料など裾野が大きく広がっております。これら下請業者に対して厳しい対応

を元請業者が取らないように監視するとともに、下請業者は元請業者と同等の規模、もしくは同等以下の規模の会社に原則的かつ積極的に発注し、持続可能な地元企業の発展と全体的な技術力の向上を図るようなご指導をお願いしたいと思います。

今回は一般質問で3つの質問をさせていただきました。1つ目は、生活基盤の整備について、そして合併処理浄化槽の道路側溝の放流についての質問と要望をさせていただきました。

1年前、私の初めての一般質問でしたが、それ以降、市長をはじめ、各部署の方々の調査研究により数々の接続方法により、道路横断による接続放流が可能となりました。改めて御礼を申し上げます。本当にありがとうございました。引き続き市民の皆様への周知と丁寧な対応をお願い申し上げます。

2つ目は、市街地整備として都市再生整備計画等についてお尋ねをいたしました。引き続き事業を進めていただき、現事業の計画的な執行と継続的な整備をお願いいたします。

そして3つ目は、働く場所の機会や確保についてとして、第二次産業の働き手の確保についてお尋ねをいたしました。第二次産業を調べていくうちに、建設業の将来が非常に厳しいのが分かり、こちらが中心となってしまいました。また、いろいろと要望させていただきましたが、地元産業の一つである建設業をどう持続させるか、どう発展させるか、まだまだ多くの課題があると思いますが、できるところから前向きな検討、実施をお願いしたいと思います。

なお、製造業につきましては、また改めて後日質問の機会を設けさせていただきたいと思っております。

最後に、資料8をご覧ください。

事業の1つを提案させていただきたいと思っております。

下菅谷地区をベースに建設業の将来につながるものをちょっと考えてみました。事業名なんですけれども、下菅谷スマートまちづくり推進事業といたしまして、地域建設業のICT活用による持続可能な都市の整備ということにしております。この事業の背景と目的なんですけれども、やはり那珂市の玄関口である下菅谷駅、この周辺は交通の結節点として、機能強化と快適な駅前空間の整備、併せてJR水郡線の存続が求められているという問題があります。また、改札口増設のための橋上駅舎、駅前広場は下菅谷地区まちづくり事業の重要課題だとも考えております。同時にこの地域の中小建設業者は、先ほどもありましたけれども、少子高齢化や事業継承の問題を抱えており、ICTを導入することにより生産性の向上が急務であると考えられます。これらのことから本事業は駅周辺の整備を行いながら、中小企業のICT技術導入と人材育成の推進、これを行い、持続可能な地域づくりを目指すという考えであります。

事業の内容といたしましては、下菅谷駅前広場、橋上駅舎の整備、これを整備しますといろいろな空間が生まれてまいります。イベントもでき、歩行する方もでき、また、バス、タクシーが十分に通れる道路を整備し、水郡線の利用者の利活用、利便性の確保も図られるよ

うになります。

また、ICTを導入するモデル事業の構築といたしまして、BIM、CIM、こちら三次元のモデルですね、これを導入する設計施工、それとドローンや3Dモデリングなどによる効率的工程管理、工事情報などを市民の皆様にモニタリングできるようなリアルタイムでの情報公開、さらに中小企業のICT化による人材育成プログラムなどを実施するようしております。これの実施体制なんですけれども、那珂市役所、建設業関係の団体、JR東日本、ICTのベンダーなど、また教育機関、茨大の工学部とか水戸農業高校などとも連携を図るのも面白いかと思えます。さらに補助のほうをいただくのは国土交通省、経済産業省、厚生労働省となりますので、こちらの協力を仰ぎながら施工していくというのも一つの手だというふうに考えております。

期待される効果として4つほど挙げさせてもらっております。都市の機能向上……。先ほど説明したものと重複しますので、ちょっと割愛させていただきますが。次に、スケジュールとしましては、初年度から2年度程度で、基本計画、実施設計などを策定し、補助金の申請などを行い、3年から5年度、3年間かけて工事のほうを進めていく。最終年度にいろんな評価を行って、持続の支援体制のほうを構築していくというようなスケジュールとなっております。

最後に、予算のほうなんですけれども、こちら駅前広場、駅舎等につきまして、駅舎ではなくて、自由通路のほうに該当するかと思うんですけれども、現在まで市道に使用していません都市再生整備計画事業、こちらのほうが適用になるかと思えます。さらにICT機器の導入施工管理ということで、中小企業省力化投資補助金など、こちらは経済産業省になります。こちらの補助事業も使えるでしょうし、ICT人材育成研修などとして、こちらは厚生労働省の補助メニューになるんですけれども、こちらのほうの適用も可能かと思っております。これらのものを活用いたしますと、持続可能なものも創出できるのではないかということで、素案の一つとして提案させていただきました。

ざっとで申し訳ないですけれども、提案の説明は以上となります。

今回の提案は思いつく補助メニューを提示し、一部財源の確保の可能性を含め、提案させていただきました。人口が減少し、高齢化が進む中で、那珂市が生き残るには知名度を上げて、どう人を集めるか、それと人が住みたくなるまちにするにはどうすればいいか、ここを検討するのがマストだと思っております。

那珂市の名誉市民である白土松吉氏は、土地は排水とかんがいが最も重要であるが、それをおろそかにされるので耕地整理をする必要があると言っております。農業に関する言葉ですが、私はまちづくりも同じなんだなと感じました。水道が整備され、雨水、汚水がきちんと処理される。しかし、それだけではなく、道路が整然と整備され、区画がきちんと整理されたまちは、住みやすく、人や企業が集まってくるのではないかなと思います。農業の発展も企業の発展も、そして市の発展も基本的な考えはつながるんだなと感じました。

これからも先崎市長を中心に、道の駅で那珂市の知名度を上げていただき、そして住みやすいまちづくりを進めていただくことをお願い申し上げまして、私の一般質問を閉じさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（木野広宣君） 以上で、通告1番、渡邊勝巳議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を11時5分といたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時05分

○議長（木野広宣君） 再開いたします。

◇ 遠 藤 実 君

○議長（木野広宣君） 通告2番、遠藤 実議員。

質問事項 1. 企業誘致の推進について。2. 交通弱者対策の充実について。3. 熱中症対策の改善について。

遠藤 実議員、登壇願います。

遠藤議員。

〔17番 遠藤 実君 登壇〕

○17番（遠藤 実君） 議席番号17番、遠藤 実です。

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

梅雨に入ったとはいえ、今週もまた雨が降るようですが、来週からはいろいろ何かかなり暑くなる。連日晴れて33度、34度というふうな予報もあります。なかなか大変かなというふうにも思いますけれども、この後ちょっとそういう質問もさせていただきますが、もうお互いご自愛いただければというふうに思っております。

今回は、まず企業誘致の推進ということで、那珂市の活力の鍵となるこのテーマについて取り上げたいと思います。

行政の努力のみならず、民間の活力を生かして、地域の活性化をいかに図るかが非常に大切だと考えており、ここ数年、那珂市内で民間事業者が進出してくるような話が持ち上がっておりますが、そのうち市内3か所における企業誘致の現状を伺います。

まず、菅谷地内の寄居地区です。最近、バードラインのケーズデンキ裏付近が大規模に森林伐採されています。特にこの一、二か月多くの市民からの問合せが増えています。あれは何ができるんですかと。ここは長年イオンモールが出店してくる話が前にありましたけれど

も、残念ながらそれはなくなりました。そして、その後、数年前に民間事業者が出店してきそうな話を聞いてはいましたけれども、それはその後どうなっているのかお伺いをいたします。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（加藤裕一君） お答えいたします。

菅谷地区における企業誘致の現状としましては、寄居地区における大規模集客施設の民間開発について、令和6年5月30日に議員各位に情報提供したとおり、商業施設店舗建設を目的とした開発計画が事業者より示されているところです。現在のところ、事業者が関係法令の手續について、所管部署において個別の相談や協議を進めてきており、昨年度については開発予定地に存在する遺跡の発掘調査が実施されております。

今後につきましては、事業者が担当部署との調整や協議を基に、地区計画の原案を作成して市に申出を行い、市はそれを受けて都市計画決定に向けた手續を進めていくことを予定しております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） お聞きした限りだと、いよいよ民間事業者が出てきてくださるといふ話ですかね。決してもう太陽光ではないということでございますね。大いに期待したいといふふうに思います。

実際どんな店舗が出てくるかという、結構ちまたではいろんな話が飛び交っておりますが、これはまだ具体的に決まっているわけではないといふふうに思いますので、今後の推移を見守りたいといふふうに思います。ただ、今後手續はいろんなものが必要になってくるでしょうから、できるだけ円滑に進められますようにご尽力いただきたいといふふうに思います。

続いて、瓜連地区です。国道118号線が4車線化したことにより、以前からの課題であった渋滞が発生することはなくなりました。それはよかったですと思いますが、一方で、あまりにも車の通りがよくなり過ぎて、車両がスピードを上げて、言ってみれば通り過ぎるだけ、通過するだけの場所になってしまったというような感がございます。せっかく道路が整備されたわけですから、ぜひこの地区に商業施設を誘致して、瓜連地区の活性化に尽力していただきたいといふふうに思います。現状はどうなっていますか。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（加藤裕一君） お答えいたします。

瓜連地区の現状ですが、国道118号沿線には既に比較的建物が立地しており、空いているところの多くが市街化調整区域であることから、開発を行う場合には都市計画法や農地法などの許可の基準を満たす必要がございます。このようなことも含めまして、具体的な進出意向のある事業者がある場合には、随時事業者の意向をお聞きしながら、担当部局間で連絡を取り合って相談に対応しているところです。出店等のご相談はございますが、現在具体的な

計画として決定に至ったものはない状況でございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） 確かに実際に出店していきたいという話がやっぱりあったようですね。あったようでありますけれども、どういう話合いの経緯、経過を経たのかはちょっとつまびらかではありませんが、結果としてそれは出店してこないということになってしまいました。一部の市民の方は非常に期待を寄せていたという話もあったようでありますけれども、ちょっと残念かなというふうにも思います。

私は、令和5年第4回定例会の一般質問でもこのテーマは取り上げておまして、当時の市執行部のご答弁では、国道118号線の4車線化に伴い、瓜連地区に対する民間事業者の見方も変わり、以前よりは魅力を増してきたのではないかと思いますので、大いに期待していくとともに、進出していただける事業者があれば協力していきたいというふうにあります。確かに当時は、この1年前に4車線化、供用が開始して、今後への期待があったわけです。しかし、結局まだ何も変わっていない。やはり企業誘致は、進出する事業者があれば協力したいという待っているだけの姿勢では駄目なのではないでしょうか。こちらから積極的に打って出ていく、そういう姿勢をさらに強めていくことを求めていきたいと考えます。

今のところ具体的な計画はないということではありますが、今後どう動いていくか、より真剣に、より強力に進めていただきたい。

さて、続いて芳野地区についてであります。

これは、那珂インター周辺の話でありますけれども、これは道の駅ではありません。そうではなく、那珂インターのすぐ北側のところです。これは2年ほど前に市で、首都圏含めて約1,000社を対象にサウンディング調査を行い、ここに進出する意向を確かめたところ、約14社が興味を示していただいたと。そこで市は、地権者説明会を実施されましたが、当然ながら地権者の皆様は賛成され、期待もしていらっしゃいました。私も当時その会場におりましたから、雰囲気は存じております。

そしてそれ以降、特に流通系、流通業界関係の事業者と意見交換していたという議会にも報告ありましたが、この1年ぐらいは特に報告もなくなりました。進展も感じられず、一体どうなっているのかという声もお聞きしますので、こちらの現状をお伺いします。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（加藤裕一君） お答えいたします。

芳野地区につきましては、那珂インター周辺地域において、民間活力による開発と企業誘致に向けて取組を行っております。不動産業者や開発事業者などと情報交換を行っているほか、昨年は企業への需要調査の範囲を常磐自動車道沿いの東北地方の企業にも広げるなど、事業者数も3,000社に増やして実施し、企業の動向を把握するとともに、那珂インター周辺地域も含めたPRや優遇措置のアピールを行いました。

併せまして、企業がより進出しやすい環境を整えるため、農用地区域からの除外や農地転用に関する配慮規定の適用を受けることができる地域未来投資促進法の重点促進区域の設定に向けた取組を進めているところです。

現状においては、具体的な実企業の立地の見込みは立っていない状況です。

以上です。

○議長（木野広宣君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） 具体的な見込みは立っていないということでございますね。

私もこの調査に関しては、首都圏のみならず北関東道を使って進出を想定しているであろう群馬県とか栃木県の企業さん、もしくは東京まではなかなか進出は難しくても、水戸近郊ぐらいまでを何とか想定して、いそいな福島県、宮城県、こういった東北地方のほうまでぜひ視野を広げていただいて、どんどんやっはという話もね、執行部の方とさせていただいたこともございます。そういった意味で、ちょっと今お話しいただいたような調査も広がってきたんだろうというふうに思いますが、だから、ぜひいろいろな観点から積極的に誘致活動を進めていただきたいと思います。

今のご答弁の中で、優遇措置のアピールを行ったということではありますが、現在、那珂市の企業誘致における税制上の優遇措置というのはどういったものがあるのでしょうか。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（加藤裕一君） お答えいたします。

税制上の優遇措置としまして、固定資産税の不均一課税及び課税免除措置がございます。具体的には、那珂市原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例により、一定の要件に該当した事業者に対して、対象資産への固定資産税の税率を3年度間軽減します。また、那珂市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例により、一定の要件に該当した事業者に対し、対象資産への固定資産税を3年度間免除する措置がございます。固定資産税の3年間免除措置における直近3年の実績としましては、令和6年度において6社が適用を受け、うち2社が新規、令和5年度において4社が適用を受け、うち1社が新規、令和4年度において4社が適用を受け、うち3社が新規となっております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） それなりに成果は出ているということだと思いますけれども、この優遇措置というのは、言ってみれば逆に企業から見てどれだけ魅力的なのかということだと思うんですね。言ってみれば誘致合戦でございますので、どこの市町村も、うちはいいですよと、来てくださいよというふうにやっているわけございまして、客観的に見て企業から、ここに出てきたいというふうに思われるような内容になっているかどうか。これはやっぱり市からの発想だけではなくて、ほかから見てどうなんだと。那珂市の持つ優位性を客観

的に見ながら制度設計もぜひ考えていただきたいというふうに思います。併せて今後の展開をお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（加藤裕一君） お答えいたします。

本市への企業誘致は、地域経済の活性化や持続的な発展のために重要なことと考えております。これまで実施した企業への需要調査の結果からは、具体の立地検討する企業は少ない状況ですが、まずは企業に那珂市を知ってもらうことが重要と考えており、今後も継続して実施していきたいと考えております。

また、さきに述べた固定資産税の減免措置や設備投資等に伴い那珂市民を正規社員として新たに雇用した事業者に対する補助のほか、設備投資等を行った事業者に対する電気料の補助などの優遇措置を積極的にアピールし、企業誘致を推進してまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） 分かりました。ぜひ積極的にということですので、大いに期待したいというふうに思います。

また、こういう今までの流れでの企業誘致策ということもありますが、例えば全国的にも展開している有名なお茶を飲む、コーヒーを飲むような喫茶店みたいなどころであるとか、外食産業、ファミリー層で食べに行けそうな、そういういろんな店舗を展開しているところとか、そういったものも含めて、那珂市に来るといろんなお店があるねと、いろんなお店で楽しめるね。そういったところにも目を向けてやっていくのも、言ってみれば幅広い意味での企業誘致だろうというふうに思います。

那珂市は住みやすさで売っていくわけですが、そこには、やっぱり当然、子育て世帯に対する住みやすさもあれば、そこに雇用を生むという意味での企業、多くの企業に来ていただきたい。そういったところは、かなり今までの企業誘致策のみならず、アンテナをいろんなところに張り巡らせて、いろんな店舗に来ていただく。そういったところもぜひ考えていただきたいというふうに思っています。いずれにしましても、そういった民間の活力、これをぜひ活用させていただいて、大きくまちづくりに発展、寄与していただきたいというふうに思います。

市長のスローガンにも、住みよきプラス活力ですね、活力あふれるまちというものがあります。この活力というのは、まさしく企業誘致にこそ最大限に、そして一丁目一番地に発揮されるべき分野だと期待しております。那珂市はここかと、ここが違うんだよと。この企業誘致策があるから、那珂市は発展するんだという市長の秘策みたいなものがあるんじゃないかと期待をしておりますが、ぜひ市長から今後の企業誘致に対する展開をお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 市長。

○市長（先崎 光君） ありがとうございます。これまでのご提案等も含めまして、現状の

チェック、そして企業誘致についての考え方、ご提案をいただいたと思っております。

答弁を申し上げます。

企業誘致は、おっしゃるように新たな雇用の創出や地域産業の振興、市税の増収など地域の活性化や市政の持続可能な発展につながる重要な取組であります。企画部長が答弁したように、法規制などもありますが、優遇制度を設け、本市に立地した際の優位性や住みよさなどをアピールすることで、民間企業の立地を誘導しているところでございます。

菅谷地区においては、現在進行中の民間開発の計画がありますので、引き続き協力をしてまいります。

芳野地区を含む那珂インター周辺地域は、本市と県北地域の玄関口であり、交通の結節点でもありますので、那珂市の魅力発信やにぎわいづくりの拠点として、道の駅の整備に引き続き取り組むとともに、地域未来投資促進法の活用による民間開発の誘導に取り組んでまいります。

瓜連地区は、国道118号の4車線化を契機に具体的な進出計画に応じて協力していきたいと考えております。

いずれにしましても、広範囲の業種、分野の民間事業者の進出について可能な限り支援を行い、一つでも多くの企業立地に結びつけ、活力あるまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） ぜひ期待をいたしております。企業誘致こそ那珂市の経済の起爆剤であるというふうに考えておりますので、ぜひ市長のリーダーシップ、期待をいたしまして、この項を終了したいというふうに思います。

続きまして、交通弱者対策の充実についてお伺いをいたします。

今も定期的に私のほうで市内各地伺いまして、市民の方々から様々な市政へのご意見を頂戴しておりますが、やはり継続的に不安な声が出ているのが交通弱者の足の問題であります。今はまだこうして車に乗って運転できているけれども、そろそろ免許を返納しなければならないかなと考えている。そうなったらどうやって買物や集まりに行こうか、真剣に考えなきゃいけないよという声です。こういう声は年々増えてきていると実感しております。

そのためこれまで何度か交通弱者対策を提案させていただきました。今回も議長の許可をいただきまして、皆様に資料を配布させていただいております。お手元の資料1をご覧くださいと思います。傍聴者の方にはこちらのほうで配布をさせていただいております。

国でもそういった状況を鑑みまして、昨年7月に全国各地でタクシー、乗合タクシー、日本版ライドシェアや公共ライドシェア等を地域住民や来訪者が使えない交通空白の解消に向けて早急に対応していくため、交通空白解消本部、この交通空白解消本部というのをつくったということなんですよ。これが去年の7月17日です。

そして、資料2をご覧いただきたいというふうに思います。

それを実現していくための方策として、地域の足対策が掲げられておりまして、この日本版ライドシェアと公共ライドシェアの取組に未着手の自治体への伴走支援をしていくということでもあります。

また、この下のほうで、日本版ライドシェア等のバージョンアップと全国普及が示されておりまして、まさしく、地域に合わせてではありませんけれども、国として本格的に交通弱者対策の充実を目指して具体策を考え始めたとも言えます。私も地域を回り、市民の声を聞いている立場として、この流れは大いに共感し、私たちの住む那珂市においてもぜひ強力に進めていただきたいと考えます。

以前の一般質問で、自家用自動車による有償の旅客運送の仕組みづくりを提案いたしました。これが公共ライドシェアと呼ばれるものでして、全国的に広がりを見せています。地域住民同士の支え合いによる取組でありまして、これは大いに効果が期待できますが、当時のご答弁では、那珂市は公共交通空白地域ではないということで、できないということでした。私は、決してそうではない。国の定めた基準の交通空白地域は、駅やバス停から1キロを離れた地域であるというのですが、その水郡線は1時間に何本通っているのか、バスは一体どの程度走っているのか。もっと現実に即した考え方をしていただきたいと。那珂市だって、住民の肌感覚からいえば、十分に交通空白地域ではないか。だから、自家用有償運送ができるのではないかと訴えましたが、それはまだ受け入れられていません。

さて、そこでまずお伺いしますが、那珂市の交通弱者対策の現状はどうなっていますか。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

本市におきましては、鉄道、路線バス、タクシーが運行されております。市では、既存の公共交通を補完するため、日常の移動手段に不便を来している地域住民の交通手段としてデマンド交通、ひまわりタクシーを運行しております。また、高齢者が運転免許を自主返納した際の支援事業としましては、ひまわりタクシーの利用券を対象者1名につき1回1万5,000円分を交付しています。そのほか、本市ではタクシー利用助成事業など、障がいのある方や介護が必要な方などに対して行っている支援策がございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） そういうご答弁でありますから、市としては十分に充実しているという見解なのかもしれませんが、そのひまわりタクシーにしましても、ひまわりタクシー、皆さん、乗ったことありますか。ひまわりタクシー、乗れるんですよね。券を登録しなきゃいけないんですよ、都市計画課に。これはわざわざ行かなきゃいけないんでしょうね。僕わざわざ行きましたが、わざわざ行って登録をするんです。そして、そういう券をもらうんですね。あれはお年寄りだけが乗るものじゃないんですよ。子供でも乗れるんです。ただ、小

学生とかは1人で乗れないけれども、親同伴ですけれども、我々でも乗れるんですよ。なので、僕も乗ってみたんですよ。乗ってみて、いろいろと感じたことがあります。

これは皆さんもよく聞いている課題だと思いますが、行きは予約が取れるけれどもね、帰りの予約が取りにくいというのはまさしくそのとおりでありました。その予約の枠も、1時間ごとなんですよ。1時間ごとなんで、これ非常に予約が取りづらい。だから、用事が済んでもそこでずっと待っていなきゃいけないですね。だから、僕は商業施設から帰るようにしたんだけど、やっぱりもう用事は済んだんだけど、三、四十分待っていなきゃいけなかったですね。なので、僕はそこでラーメン屋に入って、ラーメンも食べましたけれども。やっぱりちょっとね、場所場所によってはそういう設置箇所はたくさん増えていますが、まだまだ、まだまだ不便だなと僕は実際乗ってみて思いました。ただ、運転手の方は非常にサービスがよかったです。対応もよかったです。いいことも分かります。ただ、やっぱりそういういろんな課題があるんだなというのは僕自身も感じています。

そもそも登録がそこに行かなきゃできないんだらうというふうに思うので、ここは少し改善点なんだろうと思いますが、そういう手法もあるんでね、そういう利用者からすれば、現在の施策を含めてさらに事業を展開していただいて、交通弱者の方々の利用の選択肢を一つでも多く用意するという姿勢が求められているのではないのでしょうか。

公共ライドシェアは有効な施策だと思っていますが、一方、国のこの施策にも掲げられた日本版ライドシェアはいかがでしょうか。日本版ライドシェアとは、タクシー事業者の管理の下で自家用車と一般ドライバーを活用した運送サービスです。

この資料3を見ていただきますと、昨年4月に東京において99社の運行事業者が運用してスタートしました。毎月このようにどんどん拡大されまして、9月時点では29地域234自治体まで広がりました。許可申出地域も41地域171自治体ということで、この運用ができることを待っている地域も多く、またさらにこの運行は広がりを見せているということでもあります。

茨城県内においては、昨年7月に水戸県央交通圏内において運行が開始されているようでもありますけれども、この水戸県央交通圏というのは、我々のところも入っていますね。これで見ると、ひたちなか、水戸、笠間、那珂、東海、大洗、茨城町というところで許可事業者8社ありますけれども、これは現在どういう状況なのか。そして、いまだ那珂市内において、この日本版ライドシェアが利用者の選択肢にはなかなか入っていない、今のところ。ようですから、実質的にこの日本版ライドシェアを那珂市でも開始してはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

議員ご提案の日本版ライドシェア制度でございますが、地域交通の担い手・移動の足不足解消のため、令和6年3月に道路運送法の改正により創設されたものです。これは、タクシ

一が不足する地域、時期、時間帯においてタクシー事業者が運営主体となり、一般のドライバーが自家用車を活用し有償で運送サービスの提供を可能とするものです。

本市のタクシー運行区域になっている水戸県央交通圏内においては、令和6年7月から8事業者が日本版ライドシェアの運行を開始しています。運行内容は、水戸駅及び勝田駅周辺でタクシーが不足する金曜日、土曜日の夜間の時間帯である19時から翌4時までとなり、本市においては降車のみとなります。

日本版ライドシェアが本市から乗車できるようにするには、本市でタクシーが不足しかつタクシー事業者が実施する意向があることが前提となります。タクシー事業者からの聞き取りによると、夜間の時間帯について、コロナ禍前はタクシー利用の需要があったため上菅谷駅等に一般タクシーが控えておりましたが、コロナ禍後は夜間の需要が少ないことと、電話やアプリ等で那珂市内への迎車が可能な体制をタクシー事業者が取っており、タクシーが不足している状況に至っていないものと伺っております。

そのため現時点においては、タクシー事業者へ日本版ライドシェア運行開始の要望を行う予定は考えておりません。

以上です。

○議長（木野広宣君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） これだけ全国的には広がりがあるけれども、やはりそれぞれの地域の事情、実情によるというようなところなんではないでしょうか。分かりました。

ただ一方で、この自家用車を活用する事業というのは、今後ますますニーズが増えてくるんだろうというふうに思います。先ほど申し上げた公共ライドシェアと併せまして、この日本版ライドシェアも今後、その運用を注視していただければというふうに思います。

さらに今回はサイクルトレインという事業も提案させていただきたいと思います。

那珂市が交通空白地域ではないと言われるのは、那珂市に鉄道が通っているからです。しかし、その実態は、先ほど申し上げましたとおり本数が少なく、利用しにくいと。また、そもそも駅まで歩いていくには不便を来す高齢世代も増えてきたということも原因にあると思います。しかし、実は那珂市はJRの駅が9つもある。9つもあるんですね。単独自治体でJRの駅がこんなにあるというのはそんなに全国的に見てもないんじゃないかと思うんですよ。僕がちょっと数えてみたら、県内だと筑西市と並んで最多です。これ以上のところはないです。

このせっかく地域にある社会的インフラをもっと何かしらの形で活用できないでしょうか。そこで、最近では鉄道の車両に自転車をそのまま持ち込んで移動できるサイクルトレインが増えています。これは先崎市長も先頭に立ってやっています。自転車のブームにもあやかりまして、サイクリストの皆さんが移動しやすいための観光施策としても充実されてきた側面があります。これはこれで大いに結構なことだと思います。茨城県のほうでも、各地でサイクリスト用の施策を充実させておまして、県南のりんりんロードなんかも人気で

すね。また、県北地区でもサイクリングで風光明媚な景色を楽しんでいただくための施策としては大変いいと思います。

しかし、観光施策でなく、地域の交通弱者対策としてもさらに充実していただきたいと考えます。例えば額田の方が自宅からママチャリで出かけて、額田駅でそのまま乗せて、そのまま移動して上菅谷駅に着いて、チャリンコで降りて近くの病院に通院するとか、近くのスーパーに行く。鴻巣の方が、やっぱりこのチャリンコで乗せて、今はまだ難しいかもしれませんが、中菅谷駅辺りでそのまま降りて、スーパーで買物して、またママチャリを乗せて鴻巣駅まで行って自分の家に帰る。こういう使い方ができないかなということなんです。非常に便利だと思うんですよね。そういう使い方ができるようになれば、単独市町村で9つもあるという、この駅を有している那珂市の優位性が大いに発揮されるんじゃないかなというふうに思います。自転車を電車内に持ち込んで移動できる、そのままね。こういう使い方をぜひ実現していただきたいなというふうに思いますけれども、これはいかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

議員ご提案のサイクルトレインでございますが、自転車をそのままの状態ですべて列車に持ち込むことができるサービスをJRが行っております。このサイクルトレインは、水郡線サイクルトレインという名称で、事前登録をした上で、土曜日及び休日に水郡線の上菅谷駅から福島県郡山市にある磐城守山駅間、また、上菅谷駅から常陸太田駅間で乗り降りが可能なサービスとなっております。

本市におきましては、サイクルトレインの上菅谷駅から水戸駅間への運行拡大について、茨城県を通してJRに要望しております。議員ご提案のサイクルトレインの利用方法については、利用日時の設定や列車や駅の構造などの課題もありますが、水郡線沿線の市町村や茨城県と共にサイクルトレインの利便性の向上に向けた提案や要望をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） JRに提案、要望していきたいということですから、ぜひお願いしたいと思います。

実は今でも上菅谷駅より北側はこれができるようになっているんですね。ちょっと僕も認識不足でありました。今そのお話を伺うと、ただそれより水戸側、中菅谷、下菅谷、後台駅はそれができないんですね。そんな要望をしていただきながら、考えていただきたいと思うんです。これは今現状でもそうですが、これからどんどん高齢者数が増えて、免許を返納する方が増えていく社会においては大変有効な交通弱者対策になると考えますので、ぜひお願いしたいというふうに思います。

なお、このように日常使いですね。観光施策というよりも日常使いをしている全国的な先進事例として、群馬県の上毛電気鉄道が挙げられます。これは資料4の、これは写真だけなんですけれどもね。資料4をご覧くださいと思います。

なお、タブレットでは皆さん非常にちょっと見づらくなっていて申し訳ありません。申し訳ありませんが、これね、サイクリング用自転車も、いわゆるママチャリも乗せている絵なんですよ。こういう使われ方をしています。これは2003年から運用が始まって、2006年にはこの上毛電気鉄道23駅全てで実施されておりまして、中央前橋駅から西桐生駅までの区間で、年間4万回以上が利用されているということでもあります。

当初より段差の解消のためのスロープ設置、車両とホームの段差をなくすためのホームのかさ上げなどを想定したようですが、近年の公共施設のバリアフリー化によりまして、実際には改めてそういう設置をしなくとも済むというケースもあるようでもあります。運用していると、当初の目的である高齢者の方の通院、買物に当然使われておりますが、意外にも学生さんの部活動の移動にも使われていると。なるほどねということでもあります。

これは、結構こういう使い方しているところ、全国にもあるんです、意外と。あるんですが、これ見ると、このサイクルトレインを利用するに当たっては、前もって連絡しなければならないとか、自転車は別途別料金がかかるとか、こういう利用形態に違いがあるようです。ただ、この上毛電気鉄道は、この事前連絡も別途料金もなしというところがさらに利用しやすくなっているのかもしれない。

このように今後ますます増える交通弱者への施策は、さらに充実させていかなければなりません。単に那珂市は住みやすいと言葉でアピールしているだけでは、市民感覚と離れていってしまいます。立地的にはすばらしいところにありますので、さらに住み続けるための具体的な施策を推進していただきたいと考えますが、最後に市長の見解を伺います。

○議長（木野広宣君） 市長。

○市長（先崎 光君） ありがとうございます。

サイクルトレインについては、議員さんおっしゃったとおり上菅谷から北は、ただ、主要駅なんですね。上菅谷、大宮、大子という主要駅しかやっぱりできていないですね。おっしゃられたように便利になると思います。考えてみれば、例えば昼間の時間なんかはほとんど乗っていないとか、ああいうときには自転車を乗せてもいいんじゃないかなと私も思ったりしていました。ただ、車両の構造の問題もあったりして、課題はたくさんあると思うんですけれども、今、担当のほうからJRさんとも要望してという話がありましたので、ご理解をいただければ、そのように思っております。

答弁を申し上げます。

議員も述べられたとおり、高齢化が進行する中、交通弱者への対策は本市においても大きな課題であると認識をいたしております。第2次那珂市総合計画後期基本計画のまちづくりの目標として掲げた住みよさプラス活力あふれるまちを実現する一つとして、誰もが活力や

生きがいを持って健康に活動できるよう、利用者に優しく、安心・安全な交通手段の確保が重要であると考えております。

そのためには、交通事業者と住民、行政が連携し、交通弱者など、車がなくても安心して暮らすことができ、住みやすく真の豊かさが実感できるよう、既存の制度維持や改善をしつつ、必要に応じて新たな仕組みづくりを取り入れながら、引き続き日常生活を支える交通手段の維持確保に努めてまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） 前向きなご答弁いただいていると思います。やっぱり住みやすさを具体的な施策で示す、仕組みをつくる、こういうことが大切だろうというふうに思っておりますので、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

では、最後に熱中症対策の改善について伺います。

全世界的に気候変動、そして地球温暖化が進んでおります。暑さで人は亡くなります。今や熱中症対策は、命をどう守るかという非常に切迫感のある大切な課題になりました。それを国も十分に認識するに至り、昨年2月に環境省が、熱中症特別警戒情報等の運用に関する指針を策定し、それを具体化するため、指定暑熱避難施設の指定・設置に関する手引も策定されました。この気候変動の進展により、もともと温帯地域に属する日本に住んでいる私たちは、その生活様式やビジネス仕様を根本的に変えていかなければならないかもしれません。場合によっては、亜熱帯地域に準じるような生活、ビジネススタイルへの変容を余儀なくされていく、その一歩手前まで来ている感がございます。

この指針には、暑さの段階によって、政府、地方公共団体、国民、職場や学校等における管理者の役割を明記し、それぞれ必要な行動を求めています。今後、市としても熱中症対策をさらに充実させる必要性があります。そういう意味では、熱中症対策一つ取りましても、幅広い施策ですから、じっくりと検証しなければならないと考えますが、今回の一般質問では、指定暑熱避難施設、いわゆるクーリングシェルターに特化して取り上げます。

一連の市の対策のうち、国民に直接行うサービスとして、このクーリングシェルターが定められました。これは、平たくいえば、暑くなったらここに来て涼んでいいよという施設を指定するということです。いよいよこういう時代になってまいりました。独り暮らしのお年寄りが暑さを我慢してクーラーをつけずに亡くなっている。もしくは体温調整がうまくいかず亡くなっている。こういう悲しいケースはなくなければなりません。そのためクーリングシェルターを適切に開設して、狙いどおりの運用ができるよう、事前に工夫していただきたい。

そこで、本市におけるクーリングシェルターの設置施設、開設する条件、その時間など、現状の運用方法について伺います。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えいたします。

クーリングシェルターは、適切な冷房設備を有するなどの要件を満たし、誰もが利用でき、暑さをしのげる施設となっており、本市におきましては、市役所本庁舎、瓜連支所、中央公民館、ふれあいセンターよこぼり、ごだい、よしの、すがや及び総合センターらぼーの8か所を指定しております。

開設するに当たっては、茨城県内の全ての気象観測地点において、日の最高暑さ指数が予測値で35に達する場合に発表される熱中症特別警戒情報の発表により、開設いたします。開設時間は、当該施設の開設時間と同じ時間になります。

クーリングシェルター開設時は、防災行政無線と、施設にのぼり旗や開設表示板を掲示して、開設していることをお知らせいたします。

以上です。

○議長（木野広宣君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） 分かりました。

開設に当たりましては、申し上げたとおり国の手引がありますよね。それに従って運用していただいて、多くの皆さんに快適に活用していただくことを期待いたします。

ただ、まだ開設されたことがないので、皆さんどこにあるのかよく分からないですよね。PRと情報の周知徹底をお願いします。

防災行政無線や施設へののぼり旗、開設表示板で知らせるということですが、まさしく今年も暑くなるでしょうからね。できるだけ事前に地域のお年寄りに見ていただきやすい回覧板とか、あとは、すぐ出せる公式LINEなどのSNS、また、市報やホームページ、こういうときに使っていただきたいですね。どんどんありとあらゆる情報伝達手段を使って、暑くなる梅雨明けまでに、梅雨明けまでにですよ、今からでもやっていただきたいというふうに思うわけです。

冒頭申し上げたとおり、来週もう既に35度近くなるかもしれない。本当にそういった意味ではね、そういう国から県、県から市町村に来ますから、開設しなさいよというふうに来ますからね。きちんとした準備、これは市の中の準備もそうですが、市民の皆さんに避難していただくために、市民の皆さんにもっと早く知らせる事前の準備が大事だろうということで今回の6月定例会で取り上げました。

また、今のご答弁によりますと、開設場所はクーラーがあって誰でも利用できる施設ということですから、この市役所本庁舎、瓜連支所、中央公民館、あと4か所のふれセン、総合センターらぼーというこの8か所ということですが、クーラーがあって誰でも行けるということであれば、もっとありますよね、公共施設ね。数を増やしていただきたいんですよ。数が増えれば、近いから行ってみっぺということになりやすいと思うんですよ。数が少ないと、自然と家から遠くなりますから、行きづらいなということにもなりかねないんで、数を増やすイコール行きやすくなるという、家から近くなる。そういう方が増えるということな

んですよね。

ですから、この8か所以外の公共施設であれば、例えばまさしく高齢者の方というのであれば、総合保健福祉センターひだまり、その隣の高齢者福祉センター、図書館、また地区の交流センター、総合運動公園、そういったものがありますよね。少しでも近くでクーリングシェルターを設置することによって、とにかく行きやすくするということが利点ですが、もっと言えば、それだけ数が増えれば収容できる人数も増えるし、しかも分散できるということがあります。これについてはいかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えいたします。

既に指定している公共施設以外でクーリングシェルターとして必要な冷房設備等を有するなどの条件を満たす公共施設としては、ひだまり、高齢者福祉センター、図書館、地区交流センターなどが想定されますが、施設本来の利用の優先やシェルターを開設した場合に対応可能な人員状況などの課題があることから、現在指定をしておりますが、再度、施設と調整を図ってまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） ぜひ調整を図っていただきたいと思います。これはもうまさしく市の内部のことなんでね、内部でぜひ各課横断的に、部局を横断して、何とか市民の皆さんのためをお願いしたいというふうに思います。

そして、今想定しているのは、各施設におけるロビーみたいなところですよ、ロビー。来られる人数によっては、それはちょっとスペースに限界があるというふうに思います。一人でも多くの方に涼みに来ていただけるようさらに工夫をお願いしたいというふうに思います。例えばここ市役所なんかでは、これ皆さんが市の職員の方が仕事されていますからね。なかなかいろんなところというわけにもいかないかもしれないんですが、例えばふれあいセンターなどでは、予約して使っている部屋は無理だとしても、使っていなくて空いている部屋もありますよね。これはクーラーも効いているということでもありますから、そういったところはふれあいセンターのロビーだけなんてね、そんなこと言うんじゃないで、この部屋も空いていますから、どうぞどうぞ使ってくださいと。そもそもふれセンというのは市民のものでありますから。市民が涼みに来るのに、ここ駄目ですよなんて言わないで、どんどん使わせてあげてほしいんですよ。

そういうふうなことで、柔軟に対応していただきたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えいたします。

熱中症特別警戒警報が発表され、クーリングシェルターを活用される方が多く集まった場合には、非常事態と捉え、当該施設の使用していない部屋を開設するなど、柔軟な対応が取

れるよう努めてまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） そうですね。まさしくこの警報が発表されたというのはそもそも非常事態ですから。ぜひ柔軟な対応をしていただくようお願いいたします。

環境省所管でありますからクーリングシェルターと言っていますが、冒頭でも申し上げましたとおり、暑さでも人は亡くなります。そういう意味では、暑さそのものも災害なんです。災害時に公共施設に逃げてこられるわけですから、いわゆる避難所と同じです。ただ、防災備蓄までは必要ないと思いますけれども、少なくとも多くの方を命の危険から地元の行政が守る、そういう心がけで臨んでいただきたい。今後、運用次第では防災的な視野も入れていく必要があるかもしれませんので、その際は縦割りではなく、まさしく各部局で横断的な対応をお願いしたいというふうに思います。

さて、暑さからの避難所ですから、当然できるだけ多いほうがいいですね。これまで公共施設での運用を検証してきましたが、先進自治体の実例を見ますと、既に民間施設とも連携して行政が仕組みをつくっているというところもあります。例えば、報道でもありますが、理容店の組合が行政と提携をしたというところがありますね。あとは薬局さんなんかもそうであります。調べたところによると、やっぱり大型ショッピングセンター、そういったところなんか水戸市は提携をしている、そういうことがあるようであります。いわゆる公共施設のスペースのみならず、やっぱり市民の方に近い商業施設だとか地域にある事業者さん、そういったところも想定して、そういう連携を那珂市内でも広げていただきたいというふうに思いますけれども、これについてはいかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えいたします。

民間施設のクーリングシェルター指定につきましては、県内外を含め、先進事例を調査し、本市においても指定できるよう、民間事業者の協力を得ながら進めてまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） 分かりました。ぜひ積極的に動いていただきたいと思います。これもまさしく住みやすさの施策の一つであると思います。

今は梅雨ですけれども、本当に梅雨明けたらね、またあの酷暑が戻ってきます。本当に大変な状況になってくると思いますので、そこからではなくて、もう今から、今からね、できることを事前に進めていただきたい。そして、準備を万端にして、梅雨明けだなど。もうクーリングシェルターは大丈夫だというふうにね、市民の皆さんにも十分周知が進んだということで、どうぞお越してくださいというようなスタンスで、やっぱり命を守る、これを行政の使命として考えていただいて、この熱中症対策、特にこのクーリングシェルターの設置と

運用に関して、市民目線で動いていただきますように重ねてお願いとご期待を申し上げます、私の一般質問を終了いたします。

○議長（木野広宣君） 市長。

○市長（先崎 光君） 答弁のちょっと修正、訂正をさせていただきます。先ほどサイクルトレインの中で、大宮以北の主要な駅というふうに、私の認識がちょっと古かったです。令和5年10月から、各駅でそういう制度になっているということのようです。訂正させていただきます。

○議長（木野広宣君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） 市長、ありがとうございます。まさしくそのとおりなんでございまして、実は那珂市内でもできるんですね。上菅谷駅より北ができておりますので、9つのうちあと3つかな、南のほう、そこも含めて、市内どこに、どこにというか、沿線上で、沿線の付近で住んでいる皆さんが使いやすいように、ぜひ運用の改善をお願いしたいと思っております、じゃ終了いたします。

○議長（木野広宣君） 以上で、通告2番、遠藤 実議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を午後1時といたします。

休憩 午後 零時01分

再開 午後 1時01分

○議長（木野広宣君） 再開いたします。

議員の皆様に申し上げます。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員について、1番、榊原一和議員を指名いたします。

◇ 花 島 進 君

○議長（木野広宣君） 通告3番、花島 進議員。

質問事項1. 額田地区の市道整備について。2. 菅谷地区と寄居地区の境界周辺の雨水排水対策について。3. 地籍再調査について。4. 自治組織への街灯関連補助について。5. 日本原電、東海第2原発の能力について。6. 高等教育への補助について。7. 周辺地域の活性化策について。8. 額田城跡について。9. 小学校、中学校のタブレットの更新について。

花島 進議員、登壇願います。

花島議員。

〔12番 花島 進君 登壇〕

○12番（花島 進君） 質問項目が多いので、てきぱき進めたいと思います。

額田地区の市道整備について、まず伺います。

額田地区の市道整備について、当面の予定をお伺いします。令和6年度には新道天神小屋線の一部区間の供用を開始しましたが、今後の整備計画はいかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

令和6年度に新道天神小屋線の一部区間の供用を開始しております。残りの整備区間につきましては、道路用地の確保に時間を要することから、実施時期を含めて関係地権者や自治会、まちづくり委員会との話し合いを進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 花島議員。

○12番（花島 進君） 新道天神小屋線については、連続して次の区間の工事に入ると思っていたんですが、ちょっと滞っているようで、地元も心配していますので、よろしく願いいたします。

次に、ほかの額田地区に進めている道路の整備状況と今後の予定についてお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

額田地区において2路線の整備を進めております。1つ目は額田東郷と本米崎を結ぶ額田東郷新地後坂下線になります。整備延長約600メートル、幅員9メートルから12メートルの片側歩道つき両側側溝の道路で、令和6年度は道路排水整備の一部が完成しました。今年度は、道路改良舗装工事前準備として、電柱の移設作業を予定しております。

もう一つは額田北郷の塙地区・大杉本地区の額田北郷塙・大杉本線になります。整備延長約540メートル、幅員4メートルの片側側溝の道路であります。今年度は5月に工事延長139メートルの道路改良舗装工事の契約を締結し、工事完成に向けて進めているところです。

以上です。

○議長（木野広宣君） 花島議員。

○12番（花島 進君） よろしく願いします。

額田北郷塙・大杉本線って名前では分からなかったんですが、以前救急車が入るようになったところですね。

次の質問、大項目です。

菅谷地区と寄居地区の境界周辺の雨水排水対策について、昨年6月議会で聞きました。

そのときの答弁では、菅谷市毛線の延長のための排水路整備とつなげると聞いています。そ

の後の進展はいかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

現在、都市計画道路菅谷市毛線の整備につきましては、道路工事を進めるとともに、周辺地区内の雨水排水処理に必要な幹線函渠を埋設しております。また、道路及び幹線函渠の供時期につきましては、令和10年度を予定しております。

都市計画道路周辺地区の雨水排水対策につきましては、基本的に道路及び幹線函渠の供用後、順次整備を進める予定ですが、現地の状況に応じ、先行して整備を行うことも考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 花島議員。

○12番（花島 進君） 令和10年度前後になるかという回答かと思えます。よろしくお願ひします。

本当でしたら、浸透処理とかやってもらいたいところなんです、地下水位が高いこともあり、また道路が非常に狭くて作業を何回もやるのは難しいことだと承知していますので、菅谷市毛線の整備と併せてよろしくお願ひします。

次の大項目です。

地籍再調査について伺います。

当初の地籍再調査計画では、とうの昔に私が住む額田北郷の再調査も終わっている予定でしたが、法務局の対応に手間と時間がかかるようになってから、再調査の進展が大変遅れています。そうしますと、再調査と登録にあまり時間とコストがかかるようになれば、再調査をする効果と費用のバランスが悪くなると思っています。その面での見直しを考えていただきたいと思っていますが、まず地籍再調査はどこまで進んでいますでしょうか。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

現在、木崎地区におきまして地籍調査を実施しております。市全体で見ますと、再調査予定面積90.2平方キロメートルのうち、昨年度末までに31.51平方キロメートルの登記が完了しましたので、進捗率は34.9%となっております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 花島議員。

○12番（花島 進君） 先ほど、前置きで言いましたように、法務局の対応に手間がかかるようになってから遅いわけですが、その面で見直すということは、どのように考えていますでしょうか。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

現在、木崎地区での調査完了を目指して取り組んでおります。その後につきましては、見直しを含めて調整が必要な時期にあると認識しておりますので、議員のご意見も参考にし、慎重に判断してまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 花島議員。

○12番（花島 進君） 区切りのよいところまで進めるというのは、ある意味で当然のことなんです。今の答弁どおり、全体計画の費用対効果をぜひ見直していただきたいと思えます。これは、やめろと言っているんじゃないで、ちゃんと考えた上で判断してくださいということなんです。

次に、大質問です。

自治体組織の防犯灯、街灯の関連補助についてお伺いします。

地区によっては、街灯新設の需要は減ってきています。私の額田6区なども暗いところはあるんですが、街灯をつけるほどではないということで、それほど新設の需要は多くありません。ですが、一方で機器の修理とか更新への懸念が出ています。修理や更新への補助はどうなっていますでしょうか。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えいたします。

自治会が防犯灯を設置するために要する費用につきましては、那珂市防犯灯設置費補助金交付要綱に基づき、自治会に対し補助しております。1灯当たりの補助額の内訳につきましては、既設の支柱等に新設する場合は2万5,000円、新たに支柱を立てて新設する場合は3万8,000円、既設の防犯灯をLEDに更新する場合は、工事費の2分の1以内の額で1万円を限度額としております。

なお、当該補助金は設置に係る費用を対象としていることから、修繕等については交付しておりませんが、当初補助交付から7年を経過したものについては更新費用を補助しております。

その他、防犯灯の維持管理に係る費用の支援といたしまして、那珂市地域まちづくり交付金交付規則により、自治会管理の防犯灯1基当たり1,800円の交付金を防犯灯維持管理分として交付しております。また、防犯灯の設置費及び維持管理費につきましては、近年の物価高騰により自治会負担分が大きくなっていることは、市といたしましても承知しておりますので、今後、自治会の防犯灯に係る費用の低減になるよう、事業内容の見直しを検討してまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 花島議員。

○12番（花島 進君） ありがとうございます。

7年を経過したら減価償却の考えですか、あるいは故障等も含めてでょうが、補助する

と。それから、そのほか維持管理分としての費用で見てくれるということかと思いました。また、近年の物価高騰等により負担が大きくなっていることも認識しているとの答弁だったと思います。

では次の質問です。ちょっとこれは重いというか、大変ですが、東海第二原発の能力について、いくつか意見を言い、質問をします。

まず、東海第二原発については、近年、技術的なトラブルが多く発生しています。私はかねてより、東海第二の技術能力不足を懸念しています。原子力は大きな事故の場合の被害が格段に大きいため、信頼性の面でほかのものよりも高い水準が求められていると考えていますが、東海第二で起きていることやそれについての日本原電の報告などを見聞きすると、多くの側面で世間並程度の技術力であり、原子力に必要な水準ではないと感じています。

説明資料を別に作ってありますので、それでお話ししたいと思います。多分タブレットに入っていると思いますので。やり慣れていないので、すみません。

まず、原発の問題については、いろいろあります。ですが、ここでは技術能力に関して何点かを指摘して意見を言いたいと思います。

近年、火災認定のトラブルが多発していた件、それからその中で制御機器の発火の重大性の問題、それに関連して、技術レベルの問題を2点ほど述べていきます。

次のページへ行きます。

これは新聞記事から拾った過去2年間の火災認定事項です。いろいろあるんですが、実は私、原子力関係の機関に勤めていて、東海村の特に原子力関係の機関では、火災認定が非常に厳しいということを知っています。例えば、ちょっとした電気配線で焦げがあっても、大概消防署を呼んで認定してもらって、火災判定が出ます。ですから、この件数の全てが重大問題というわけではないです。ですが、いくつか大きな問題があります。すみません。この表の一番下に、5月30日のところで私の脱字がありまして、原子炉建屋地下で接と書いてあるんですが、溶接ケーブルです。溶が抜けています。

この中で、今年2月4日に起きた中央制御室内の制御盤で発火と発煙が確認された事件についてお話しします。次のページは強調しただけです。

この問題ですが、何で重大かといいますと、いくつかあります。1つは、制御機器の火災ということですから、制御や監視機能が失われてしまうおそれがあるということ、それから、あるいは間違った情報の伝達などから、原子炉の制御を誤る可能性もあります。さらに、隣に存在する監視や制御に関わるその他の機器に波及し、事態を悪化させる可能性もあります。

さらに大きな事故になれば、大きな火災になって、制御室に運転員が普通にいられなくなる可能性、普通にというのは、何も防護措置をせずにとという意味ですが、そういう可能性があるということです。ということで、その他たくさん起きている火災認定とはかなり異なる重大性があると思っています。

さて、2月4日の火災は何だったかといいますと、原子炉の圧力容器の中で中性子を測る

ためのシステムがあるんですが、その中でセンサーを出し入れできるシステムがあります。そのセンサーの出し入れが引っこ抜けなくて、それでなおかつ原子炉の中で何かトラブルが起きたときには、その配管を、案内管を通して高圧の蒸気とか高圧の水、さらには放射能も漏れてくるおそれがあるわけです。ですから、それを遮断するバルブがついているようです。普段は中のケーブルを抜けばボールバルブというもので閉まるんですが、先ほど言いましたようにケーブルが抜けないときは、案内管と共にケーブルをぶった切って塞ぐという装置があります。それは火薬を点火して動作をさせるんですが、この火薬の点火をさせようと思ったときに、制御室内の制御機器内のヒューズを0.5アンペアのスローブロー、スローブローヒューズというのは、ゆっくり切れるという意味です。10アンペア定格のヒューズに交換してしまったと。さらに、スイッチをオンにしてすぐにオフにしなければいけないところをオンにし続けた。その結果、大きな電流が流れ、長時間で発熱して、発火と発煙が生じたということになっています。

これは日本原電の説明です。これは本当なんでしょうけれども、事故があつてからもう既に数か月たっているのに、本当はもっと早くというか、とっくに報告されてしかるべきことが報告されていません。なぜヒューズを0.5アンペアのものから10アンペアのものに替えたのか。定格20倍ですから。それが全然明らかになっていません。多分、制御装置の設計時の発想は、バルブの火薬というのは5.8アンペアの電流で点火することになっているんですが、それを操作したら、ヒューズの定格を超えるけれども、ヒューズはゆっくり切れるタイプにしてあるので、点火は切れる前にできる、これつもりと書いてあるんですが、設計ではつもりだったと思います。そして、オンにし続けてもヒューズが今度は切れてくれるので、火災などにはならないと、多分考えたんだと思います。

ですが、次のページにいきます。とんでもない、これは間違いなんです。何が間違いかという、ヒューズというのは、そもそも切れるまでの時間は定格をどれだけ超えるかによって大きく変わります。それから、さらに厄介なのは、さらに同じ条件にさらしても、ヒューズが切れるまでの時間は大きなばらつきがあるんです。実際、私はそういう感覚的な認識だけではいけないと思ひまして、ここ数日の間、いろんな定格のヒューズを0.5アンペアでなおかつ125ボルトで確実に切れるというものをいくつかデータシートを見ました。そうすると、中には切れるまでの最少の時間と、それから最長の時間を記したものがあります。それで、ここには書いていないんですが、短いものでは5ミリセカンド、最短5ミリセカンド、最長が150ミリセカンド。この差はどう見ますか。

皆さん、スローブローというゆっくり切れるから、せめて秒単位はあるだろうと思うかもしれませんが、0.5アンペアのヒューズに5アンペア、だから、10倍の電流を流すとそういう結果になっているというのが、ある例です。これは、スローブローヒューズの中でも特に切れる時間が長いものを選んで、そういうデータを見ました。5ミリセカンドって本当に火薬に点火できたんですかという疑問が生じてくるんです。もともと私は電気回路の設計な

んかやっています、動作の信頼性について非常に普通の人を考えないことまで考えてやれるというトレーニングを受けてきました。そういうことを考えると、この設計はいかにも一言で言うと間抜けな設計だと思っています。

つまり、火薬に点火する時間、例えば5アンペアなり5.8アンペアを流して切れるまでの時間は最大どのくらいの時間で、それでヒューズが切れるまでの時間が最少どのくらいであるかと。それが両方がマッチングしていないといけないし、なおかつ何かあったときに切り忘れて、スイッチをオフにし忘れても火災にならない時間でヒューズが切れなければいけないと。要するに、3つの条件を満たすような設計をしなければならないんです。こういうところで、先ほど言いましたように、ばらつきの大きいヒューズを使うというのはとんでもない間違いだと私は思っています。例えば、特定の型番のヒューズを指定して、これだったらこの範囲に入りますよといっても、単純に0.5アンペアのスローブローヒューズで、このプラグに入るやつというだけでやったら、何か動作して交換したときに、厳密に交換できるとは限らないんです。だから、そういうことを考えたら、なおさらいけないということです。

もう一つ、この回路の設計をするときに、ほかに方法がないんだっらしようがないという側面もゼロじゃないです。ですが、全然そんなことはないです。5.8アンペアだか5アンペアだか知りませんが、きっちり電流を流すなんてどうってことはないことなので、こんな危ないことをするのはおかしいと思っています。

特に、普通に電気回路を設計する多くの方なんかは、自分の経験でヒューズはこのくらいで切れますとか、このヒューズはこんなものですかという経験則を持っていて、大丈夫だと思う方もいるんですが、そういうのは要するに間違いなんです。要するに、データ上できちっと確認されたものを使わなければならないのが、ワーストケースデザインという設計の考え方です。ここで、このようなミスはしばしば起きるものだけれども、高い信頼性を求めるシステムには間違いだということを、新たに強調したいと思っています。

もう一つの問題があります。これは電気の問題じゃないですが、もう問題が出てから大分たつんですが、取水口の基礎部の施工不良問題というのがあったことを覚えていると思います。この問題については、問題の箇所は最下部の鉄筋配置で、もう既にミスに気がついてたはずなんです。にもかかわらず、コンクリートを打設し、さらにその上の層までどんどん施工していつってしまったということです。これが、それじゃ駄目だという話になった経緯は、今回は省略しますが、この件について、解決策はいまだに規制機関に承認されていません。日本原電は、こういうふうな設計でこういう計算で強度は大丈夫ですというのを出せないでいるんだと思います。こういう2つの技術的問題があるということです。

さて、このように問題がある原発ですが、特に東海第二ですが、再稼働を考えるときに、多くの方は例えばトラブルがあると、心がけの問題とか注意が足りなかったとか、今回、先ほど言いました発煙事故でも、何か技術の継承がどうのこうのとか何とか言っているんだけど、僕から見れば、それはゼロではないけれども、そもそもそんなややこしいことを、

継承しなければならない技術を使うこと自身がおかしいと思っています。ほかにもいろいろ問題があるんですが、時間がないので省きます。

このように弱点だらけの東海第二原発について、再稼働の可否に那珂市の判断が関係してきます。まず、この件について、技術力をどう見ているか、執行部からの答弁を求めたいと思います。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えいたします。

福島第一原発事故以降、原子力分野では運転に関わった技術者の退職と後継者不足など、空白の10年が生まれたと言われております。東海第二発電所においても、2011年3月以降運転を停止し、新規制基準への対応中ですので、空白の10年と同様に運転に関わった技術者の退職と後継者不足になっていると考えられます。

これまで実施してきたリスク管理能力や安全対策など、全範囲を網羅しながら対応していると思いますが、ヒューマンエラーによる事象が発生しているため、今後も作業管理に関する理解不足の解消に努め、技術能力の向上を図っていただくことが大切だと考えます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 花島議員。

○12番（花島 進君） 先ほど言いましたが、技術能力は非常に大事なことを認識していただきたいと思います。極端なたとえですけれども、いくらやる気があっても小学生に原子力は無理なんです。ですから、一定の技術水準を上げるというのは、時間もお金も労力もかかるということです。ですから、なかなか難しい問題だと思います。よろしく願い、考えていただきたいと思います。

次に、広域避難計画についてお伺いします。

広域避難計画は、県が避難先確保作業をやると言っていますが、どこまで進んでいるのかさっぱり分からない状態です。その現状と那珂市としての対応をお伺いします。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えいたします。

1人当たりの避難所の面積の変更により、県内外を含めて新たな避難所の確保については、茨城県が調整をしているところです。しかしながら、避難先の自治体などもいることから、具体的な見通しは立っておりませんが、避難所の確保が整えば、国や県と協議を進め、早期の策定をしてみたいと考えています。

また、避難計画につきましては、まずは単独災害に対する避難を基本とし、それを基に複合災害に対する対応について検討を進めるものと考えています。

災害対策は常にブラッシュアップが必要不可欠であり、策定後、継続して課題の解決や見直しをしていかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 花島議員。

○12番（花島 進君） 国や県がどのぐらい、特に県ですね、避難先を確保できるのかどうかってかなり怪しいんですが、東海第二の準備が整えば、急激に進む可能性もあると思っています。私自身は、先ほど言ったようなこと、それからその他の原発のリスクと利益のバランス等を考えて、東海第二原発は動かすべきではないと思っているんですが、その観点からすると、避難計画、役に立つかどうか分からないというか、むしろ役に立たないのがほぼ分かっているような避難計画をつくって、避難計画ができたということにされちゃうと、再稼働の扉が半分開くという懸念がありまして、策定できたということに関しては、慎重に考えていただきたいと思います。

前に、大分前ですけども、笠間市が避難計画ができたという話を聞いたときに、どんなものをざっと聞いたら、当時の那珂市の状態よりできていないんです。そういうことを考えると、結構原子力関係の人は東海第二で大きな事故が起こらないと思っているんじゃないかと。それはえらい間違いです。それから、複合災害について言えば、外国の多くの原発との違いは日本の場合は日本のどこであっても大きな地震の懸念がゼロじゃないんです。これは皆さん知らないかもしれないです。人間の感覚って、自分の経験とか何とかでぼやかされてしまう。大分前ですが、阪神・淡路で大きな地震がありましたよね。あの地方の方は、地震の心配なんかしていなかったんです。何でかという、茨城や僕が住んでいた神奈川県なんかよりも、普段地震が少ないんです。全然少ないから、地震なんかないと思っている人がほとんどなんです。なのに、突然ああいう地震が起きた。あの地震は東日本太平洋沖地震から比べれば、規模としては小さいんですが、被害は非常に大きいですよ。そういうものなので、シビアな目で見なければならぬと思っています。

特に、原発の場合は電気を起こす装置ですから、110万キロワットを起こすために、本当に地域が壊滅、あるいは国が傾くようなリスクを冒していいと考えるのは、非常に愚かだと私は思っています。

繰り返しますが、日本の場合は一番懸念されるのは地震や津波から生じる大事故。福島事故もそうでしたよね。なのに、複合災害は後で考えるというのは、どうもちょっと間違っていると思います。単純に言えば、リスクの7割を無視しているのではないかと。

次に、そういう背景の下で、市長の考えを聞きたいんですが、既に議会の意見とか市民の考え、広域避難計画の策定状況など、いろんな要素があるとおっしゃっていましたが、現在の考えはいかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 市長。

○市長（先崎 光君） お答えをいたします。

マスコミ等にも一応発表はしているんですけども、改めて答弁をさせていただきます。

これまでと変わらず、最優先に広域避難計画の策定を進めさせていただきます。再稼働の可否については、市民、市議会のご意見などを踏まえ、市民の安全を第一として慎重に判断

してまいります。

なお、具体的な時期については決めておりませんが、引き続き安全対策について6市村で連携し、確認をしてみたい、そのように考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 花島議員。

○12番（花島 進君） 広域避難計画の策定を進めることは進めてほしいんですが、できたと言わないでほしいんですね、安易に。最近、東海村村長がいろいろ発言しているようですけれども、市長においてはそういうものに惑わされず、那珂市のこと、それから我が国のことをよく考えて対応いただきたいと思います。

次の質問に移ります。

高等教育への補助についてです。

私は、教育によって非常に自分の生き方がよくなったと思っています。教育というのは、学校で教わったものだけじゃなくて、自分で研鑽を積んだことを含めてです。最近、教育に関してはいろんなことを言われているんですが、どうも教育と学歴とがごっちゃになっている傾向があって、学歴というのは、そういう意味である種の教育ではあるんですけれども、人によっては大学へ遊ぶために行くような人、僕らの時代ではいました。今は知りませんよ。でも、一言で言えば、シュタイナーだったか、教育は人を自由にするためにあるというような主旨のことを言ったと思うんです。だから、そういう意味でいろんなことに立ち向かう力を与えるベースになると思っています。そういう意味では、いろんな施策を考える上で、教育長と市長のお考えが大事だと思いますので、まずは教育長のお考えをお伺いします。

○議長（木野広宣君） 教育長。

○教育長（大縄久雄君） 教育の本質的な意味ということになるかと思うんですけれども、私は、子供たちが自らの意思で困難に立ち向かい、そして多様な価値観を受入れ、社会で自立していくための基盤を築く営みである、こういうふうに認識をしているところです。本市の教育目標をご存じかと思うんですけれども、「強い意志と豊かな感性で、社会的自立に向け、たくましく生き抜く児童生徒の育成」、こういう目標にしてあります。これはまさに、今申し上げた理念を表現しているものであると、このように捉えております。これは、子供たち一人一人が自分の可能性を信じ、そして社会の中で自律的に判断し行動できる力を養う、こういうことを目指して、今取り組んでいるところです。

今後も、この教育目標を軸に据えて、学力向上はもちろんのこと、心の成長、そして人間関係の構築、さらには創造性を育むための支援、こういったものを通して自ら未来を切り開き、そして社会に貢献するとともに、たくましく生き抜く力、こういったことを育む教育施策を推進してまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 花島議員。

○12番（花島 進君） ありがとうございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

特に、自らの意思で困難と多様性を受け入れるというのは、なかなか日本の中では実は難しいことだと私は認識しています。私も変わり者でして、苦勞しました、結構。ですけれども、ある意味でちょっと変わった人間が大勢いることが、社会の力になると思ひているんです。そういう点でも、個人の問題もありますが、社会にとっても大切なことだと思ひますので、よろしくお願ひします。

同じことを市長にお伺ひします。

○議長（木野広宣君） 市長。

○市長（先崎 光君） 教育という意味、非常に思ひ入れのある質問かなというふうに、今拝聴いたしておりました。よく教育、いろんなことに使われますけれども、例えば国家百年の計は教育にありとか、私はその国家という言葉が人とか人間とかということにも当てはまると思ひます。やっぱり教育は非常に大事だというふうに、これは議員さんと同感だと思ひます。

答弁をさせていただきます。

私は、教育とは単に知識や技能を得ることにとどまらず、人が自ら考え、判断し、行動できる力を育むものであると認識をいたしておりました。教育とは人づくりであり、よりよい社会を築くための基盤となるものでございます。本市が進める様々な施策、例えば協働のまちづくりや災害に強いまちづくり、子育て支援や高齢者福祉などいずれにおいても、その根底には市民一人一人が主体的に関わり、学び続ける姿勢が求められます。教育はそうした姿勢を育てるための重要な土台となると考えておりました。

また、教育というと、とかく学校教育や学歴などに焦点が当たりがちですが、私は家庭や地域、職場などあらゆる場で行われる生涯にわたる学びが大切だと考えておりました。施策を進める上でも、教育を人が育ち、地域が育つための根幹として捉え、市民との対話を重ねながら、共に未来をつくっていく姿勢を大切にしていきたいと思います。

以上です。

○議長（木野広宣君） 花島議員。

○12番（花島 進君） 立派なご答弁、ありがとうございます。

ともすると、目先のテストの点などに注意が向けられることとなりますけれども、広い意味での教育、学びを重視していただきたいと思ひます。それは、人が伸び伸び生きていく基礎にもなるし、社会が発展する基礎にもなると考えています。

若干それに関連して、奨学金返済補助制度について、那珂市はないんですが、近隣自治体で若干やっているところもあるということもありまして、質問いたします。

国は、高等教育を受ける者の負担軽減をする策を導入するかなのような報道もありますが、3子以降などという話がちらちら聞こえています。私は、そもそも1人を育てるのも大変なときに、2子以降だの3子以降だのというのはおかしいと思ひています。それで、そういう

負担を軽減する策を国がやらなくても、那珂市でやっていただきたいと思います。奨学金補助制度に対する市の考えについてお伺いします。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（加藤裕一君） お答えいたします。

奨学金に関する支援制度につきましては、一部の自治体において特定の業種への就労あるいは定住を条件とした奨学金返済支援制度等が導入されております。これらの制度は、医療や福祉、保育等の分野における人材確保や若者のU I Jターンなど移住定住を促進することも目的として導入されているものと承知しております。

市の考えとしては、若者のU I Jターンによる移住定住を促すことや、地域の産業の担い手となる人材確保など、市の課題に対して一定の効果はあるものの、財源の確保や支援に対する公平性などから、現時点では事業の実施は難しいと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 花島議員。

○12番（花島 進君） 実施が難しいというのは、実に残念なことです。あまり那珂市に戻ってこいとか何とか、そんな狭い見じゃなくて、広く使える制度をぜひ考えて、今は考えていないそうですけれども、ぜひお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。

周辺地域の活性化に関連する策についてお伺いしたいと思います。

第1の質問ですが、空き家バンク制度について聞きますが、私の質問のすぐ後に、榊原議員の予定もありますので、彼は特に空き家バンクについては時間を取ってやりますので、私は簡潔に質問します。

空き家バンク制度の現状はどうなっていますでしょうか。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

空き家バンク制度のこれまでの実績につきましては、物件登録数が24件、利用登録者は48人でございます。そのうち13件が成約となりました。現在の登録状況につきましては、物件登録数は2件、利用登録者は16人となっております。

また、空き家バンクの登録物件に対しましては、空き家の利活用を促進するため、市のリフォーム補助の制度を設けており、これまで7件の活用実績がございます。空き家になってから早い段階での利活用は、空き家が流通しやすい傾向があるため、管理不全空き家となる前に空き家の利用者などへ適正管理の指導を行い、併せて空き家バンク制度の周知を進めてまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 花島議員。

○12番（花島 進君） 前置きで言い忘れましたが、私は空き家があつて困ると言って空き

家バンク制度のことを聞いているんじゃないかと、周辺地域の活性化、特にですけれども、空き家の利用が非常に効果があると思って聞いています。

次の質問です。

周辺地域の活性化にとって関連があるのは、農業振興と都市計画法の関連です。

那珂市は農業を基幹産業としていますが、現実には農業だけで生業を成立させるのは難しい状況があります。特に、小規模な農業、あるいは目新しいものとか、そういうものがない農業では、そうなると思っています。一方で、人の職業選択では親の農業を子が引き継ぐ割合も減っています。

ですが、一定の農地と農業生産を保持することも非常に大事なことだと思っています。市長の認識を伺います。

○議長（木野広宣君） 市長。

○市長（先崎 光君） お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、農業を取り巻く環境は高齢化による離農、耕作放棄地や後継者不足などが懸念されております。

本市では、本年3月、地域の農地を将来にわたって確保し、地域農業を維持、発展させていくことを目指して地域計画を策定しました。この地域計画は、地域農業の現状と課題を洗い出し、地域の皆さんが地域における農業の将来の在り方を話し合ってつくり上げていくものでございます。

都市計画法においては、平成29年4月に区域指定制度を導入し、区域指定内であればどなたでも住宅を建築することができるようになりました。また、それ以外の区域においても、令和6年4月には、既存住宅が空き家になった場合、どなたでも居住できるよう条例を緩和しており、既存集落の維持をしつつ、新規農業者も居住できる受皿を整えたところでございます。

これらの都市計画法による施策と地域農業の維持、発展を目指す地域計画との調和を取りながら進めていくことで、地域の維持、発展を図っていく必要があると考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 花島議員。

○12番（花島 進君） 既存の住宅が空き家になった場合、どなたでもそこに移り住めたんですよね、前から。だけれども、手続きが簡略化された施策については、しっかり認識しています。今後も単に農業を基幹産業と位置づけるだけではなく、周辺地域の活性化と農業生産の維持を総合的に考えた行政を求めます。

次の質問に移ります。

額田城跡について聞きます。

額田城跡の調査が順次行われていますが、調査の進捗状況と今後の計画はいかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

昨年度までに一のくるわ、二のくるわの三次元測量が終了し、今年度は額田城跡一のくるわの平場において発掘調査を行います。額田城跡における発掘調査は今回が初めての調査となり、建造物の跡である遺構や土器などの遺物を探り、不明な点が多い額田城の新たな発見が期待されております。

また、来年度以降は調査の整理作業及び報告書を作成しまして、その結果を基に歴史自然公園としての整備を目指し、今後の調査を含めた保存管理計画を策定していくこととなります。なお、調査の状況は現地説明会を開きまして、広く市民へお知らせする予定です。

以上です。

○議長（木野広宣君） 花島議員。

○12番（花島 進君） ありがとうございます。調査結果に期待します。

私も額田城跡保存会に入っているんですけども、土日の作業、忙しくて、特に近年、山車倉庫の建設委員会なんかも入ったりして、いろんな用事で、この1年間1回ぐらいしか行けてないんですが、別に行かないつもりになっているわけじゃないので、関心があります。よろしくお願ひしたいと思います。

掘った調査というのは、多分初めてですよ。何か出てくるといいなと思っています。

額田城跡の現状の保存管理の方針はどうなっていますでしょうか。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

額田城跡の地内の管理については、額田城跡保存会に委託して遊歩道の草刈りや標識の設置などの環境整備を行っております。また、ボランティアによる除草作業なども実施しております。なお、駐車場についてはシルバー人材センターに管理を委託しております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 花島議員。

○12番（花島 進君） 分かりました。

私もなるべく作業に行きたいと思っています。

次の大きな質問に移ります。

中学校、小学校のタブレットの更新についてです。

タブレットはコロナ禍もあって一斉に導入されましたが、タブレットを利用する教育を継続するためには、更新について計画しなければなりません。国の方針、市の方針はどうなっているかお伺いします。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

国のGIGAスクール構想に基づき、全国で一人一台端末の整備が進められましたが、導

入から年数が経過し、バッテリーの耐用年数や故障の増加などが課題となっております。そのため、文部科学省はこれらの端末を計画的に更新するため、令和6年度から令和10年度までの5年間でGIGAスクール構想第2期と位置づけまして、端末の計画的な更新を進めています。

費用に関する支援としましては、補助率は3分の2で、補助の上限は1台当たり5万5,000円となっております。また、県単位での共同調達に補助の要件となっております。

本市の方針としましては、令和8年度から令和10年度の3か年に分けて更新をしていくこととしております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 花島議員。

○12番（花島 進君） 少し前までは、国が何を考えているか分からなかったんですが、補助するということですね。ただ、補助率3分の2、なおかつ県単位での共同調達って、何かちょっと制約がおかしいなと思います。市単位で十分だと思うんですけども。何ですかね。でも、何もないよりはましだということで、順次円滑に調達していただきたいと思います。

さて、一方で更新されれば不要になるタブレットが出てくると思っています。人によってツール環境って様々だと思うんですが、タブレットを自分で簡単に入手できない方もいます。その中で、卒業された方に更新で不要になったタブレットを譲ることを以前に提案しました。現在どう考えていますでしょうか。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

タブレット端末につきましては、児童・生徒に貸与しているものであり、卒業時には返却をお願いしております。なお、高校におけるICT教育の状況について申し上げますと、多くの学校では個人所有のタブレット端末などを活用したICT教育が進められており、入学時に学校が推奨します私用の端末を購入するケースが一般的となっております。このため、本市のタブレットをお譲りしたとしましても、高校での学習に使用することは難しいと思われます。

また、先ほど申し上げましたように、本市では令和8年度から3か年かけましてタブレット端末の更新を計画しております。更新に伴い、これまで使用していた端末は不要となりますが、更新時期が遅い端末については、長期使用による不具合や破損等の発生が増えることが想定されますものですので、それに備えた予備機として活用するなど、有効に活用してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 花島議員。

○12番（花島 進君） 高校へ進学すると、別の仕様の機器が求められることが多いということは分かりました。ですけれども、全ての中学卒業生がそうなるわけではないですし、予

備機の必要台数も限定されていると思っています。一方で、ハードウェアだけでなくソフトウェアのライセンス等も問題があるということは認識しています。ですが、今後私の提案を候補に入れておいていただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。お疲れさまでした。

○議長（木野広宣君） 以上で、通告3番、花島 進議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を14時ちょうどといたします。

休憩 午後 1時50分

再開 午後 2時00分

○議長（木野広宣君） 再開いたします。

◇ 榊原一和君

○議長（木野広宣君） 通告4番、榊原一和議員。

質問事項 1. 空き家問題を潜考する。

榊原一和議員、登壇願います。

榊原議員。

〔1番 榊原一和君 登壇〕

○1番（榊原一和君） 議席ナンバー1番、榊原一和です。

6月に入り、暑さが日ごとに増してまいりました。あと1か月もすれば、真夏のシーズンが到来します。夏の時期の会話は、「暑い」だけで成り立つと言われるほど、私もこの季節には「暑い」という言葉を1日200回ほど口にします。例えば、朝は「今日も暑くなりそうですね」、昼は「いやあ、暑いですね」、夕方や夜には「今日も暑かったですね」、それほどまでに暑さは私たちの日常の話題の中心になります。

そんな暑い時期も間近に迫る中、暑さに負けず、むしろその熱に倣い、熱い気持ちで通告に従い、一般質問を行います。どうぞ最後までよろしく願いいたします。

総務省統計局が2024年4月に公表した令和5年住宅・土地統計調査によれば、日本の空き家問題は深刻化しており、全国の空き家数は過去最多を更新、空き家率も上昇傾向が続いています。2023年10月1日時点の総住宅数は6,502万戸で、2018年と比べ4.2%増加の261万戸増となりました。一貫して増加を続ける中、そのうち空き家は900万戸と過去最多を記録。総住宅数に占める空き家率は13.8%と、2018年の13.6%から0.2ポイント上昇し、過去最高の数字となっています。

さらに、空き家数の推移を見ると、1993年から2023年の30年間で約2倍に増加しました。賃貸・売却用及び二次的住宅を除く空き家は385万戸となり、2018年の349万戸と比べ37万戸の増加、その割合も5.9%から6.7%へと上昇しています。都道府県別の空き家率を見ると、最も高いのは和歌山県、徳島県の21.2%で、次いで山梨県の20.5%となっています。茨城県の空き家率は14.1%で、2018年の14.8%から0.7%減少しました。

これは、茨城県の総住宅数が2018年の約133万戸から2023年の約139万戸へと、4.7%増加したことが背景にあります。新築住宅の供給や都市部への人口流入、住宅政策の影響などにより世帯数も119万9,500世帯へと増加し、住宅の供給が世帯数を上回る状況が続いています。ただし、賃貸・売却用及び二次的住宅を除く空き家率は、2018年の5.9%から6.7%へと0.8ポイント上昇しており、引き続き空き家の活用が課題となっています。

空き家問題は、地域活性化やまちづくりの観点からも課題であり、この視点を踏まえた議論が今後の政策や地域戦略にとって重要ではないかと考えています。

那珂市における空き家の件数はどのように推移していますでしょうか。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

市が把握している空き家の件数につきましては、令和6年3月末時点では市内全体で656件、令和7年3月末現在では674件となり、微増傾向となっております。

内訳としましては、市街化区域が137件、市街化調整区域は537件となっております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 榊原議員。

○1番（榊原一和君） 県内に目を向けていきたいと思います。

鉾田市が県相1位、22.1%。こちらは、1970年代の後半よりバブル崩壊後の1990年代初頭にかけて、全国に類を見ないほどの無秩序な別荘の乱開発が進められてきたことが考えられます。

近隣では、常陸大宮市15.9%、県内11位、水戸市15.5%、県内14位、常陸太田市12.9%、県内22位、何と那珂市は10.8%、県内30位、下から3番目のデータになっています。

空き家の増加要因として、どのような社会的・経済的背景が考えられますか。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

空き家の増加要因としては、少子高齢化や人口減少、核家族化の進行、空き家になることで住宅が建っている土地に適用されている固定資産税の軽減措置が適用されないことや、相続問題等が考えられます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 榊原議員。

○1番（榊原一和君） 原因として、高齢化社会問題が真っ先に頭に浮かぶことと思います。

高齢者が老人ホームや高齢者住宅、または子供宅などに転居することで空き家の増加が進んでいます。現在、団塊の世代の高齢者が急激に増加するのに伴い、空き家の数もさらに増えると予想されています。

特に利便性の低い地域では、空き家が集中する可能性が高いと考える。空き家が増えるということは、その地域の人口が減少していることを意味します。その結果、地域の活力が低下するだけでなく、道路・水道・電気などインフラ維持が困難になります。例えば、ある道路の利用世帯数が100世帯から50世帯減少した場合、1世帯当たりの維持負担は倍に増えます。さらに、スーパーマーケットや銀行、クリニックなど日常生活に欠かせない施設の撤退も進み、地域の魅力が低下する要因となってしまいます。

現在、住宅の7戸に1戸が空き家という状況、これが2033年頃には空き家数2,150万戸、何と住宅の3戸に1戸が空き家になってしまうという民間予測も出ているくらいです。

そんな空き家問題、那珂市においても対策計画が実施されています。那珂市空家等対策計画の策定目的を伺います。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

空き家等が年々増加をしており、適正に管理されないまま放置されてしまうと、防災や防犯、安全性などの生活環境に影響を及ぼすことが懸念されます。空き家の所有者などに適正な管理を求めるとともに、空き家等に関する対策を総合的かつ計画的に推進するため、那珂市空家等対策計画を策定しております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 榊原議員。

○1番（榊原一和君） 続きまして、那珂市空家等対策計画における基本方針を伺います。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

計画では、空き家等の適正な管理を促進するとともに、空き家等の発生を抑制し、快適な住環境の保全を目指すことや、空き家等の情報を基に、地域の方々や関係機関と連携を図りながら、市民が安全かつ安心して暮らすことができるまちづくりを推進すること、また、那珂市空家バンク制度などにより空き家を利活用することで、移住・定住の促進を図ることを基本方針としております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 榊原議員。

○1番（榊原一和君） ありがとうございます。

これまでの取組状況とその結果を総括し、変化した空き家等の状況を的確に把握することが重要と考えます。特に、空き家の発生要因や地域の傾向を分析し、これまでの施策の効果を検証することで、今後の対策の方向性を明確にする必要があります。

また、上位関連計画の策定・改定や法の制度改正状況を踏まえ、社会情勢の変化に対応した計画の見直しを検討することが求められます。例えば、令和5年に改正された空家等対策の推進に関する特別措置法では、管理不全空家等への対応が強化されるなど、自治体の役割が拡大しています。これに伴い、空き家所有者への啓発活動や適切な管理を促す仕組みの強化が必要になると思います。

さらに、年々多様化する空き家の事情に対応するため、地域の特性に応じた柔軟な施策を講じることが不可欠です。例えば、岡山市などでは、空き家の適切な管理と利活用を促進するための条例を改定し、所有者への支援策を強化しています。

また、補助金交付に係る空家等対策計画の策定義務の見直しが議論されており、自治体の負担軽減と実効性の向上が期待されています。

今後の計画の見直しに当たっては、これからの動向を踏まえつつ、地域住民や関係機関との連携を強化し、持続可能な空き家対策を推進することが重要だと考えます。

計画期間や見直しのタイミングを伺います。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

計画期間は、令和2年度から令和11年度までの10年間としております。

法律の改正や各施策の実施効果、社会情勢などの変化等により、必要に応じて見直しを図るものとしております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 榊原議員。

○1番（榊原一和君） 地元、額田においても、空き家の増加が問題となっております。適切に管理されていない空き家は、単なる景観上の問題にとどまらず、防災・防犯の観点からも様々なリスクをもたらします。火災や倒壊の危険、不審者の侵入、さらには地域の治安悪化など、放置された空き家をもたらす影響は決して小さくありません。

では、具体的に空き家の放置による防災・防犯上のリスクは、どのようなものがございませうでしょうか。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

放置等により老朽化した空き家等は、家屋の倒壊や建材の飛散による危険性、不特定者の侵入による火災や犯罪のおそれがあり、周辺に影響を及ぼす可能性が高まります。また、草木の繁茂やゴミなどによる衛生上の問題などは、景観の悪化や近隣住民間のトラブルに発展する懸念があると考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 榊原議員。

○1番（榊原一和君） ありがとうございます。

実際の額田地区であった、ちょっとエピソードをお話しさせていただきます。

「こちらは那珂市消防本部です。3月22日11時48分頃、那珂市額田南郷〇〇地内、火災（建物）が発生しましたのでお知らせいたします。指令目標、防、鱗勝院、以上」慌てて消防小屋のシャッターを開ける。消防車両がいつでも出動できるようにエンジンをかける。

「先ほど発生しました額田南郷地内の建物火災において、消防団出動要請はありません。現在、消防本部で消火活動中です」「地元だから取りあえず出動するしかあんめな」「榊原しゃん、榊原しゃん」「こっちこ、こっちこ。この家見てみる。前の畑もぼさになってっぺ。火の粉なんか飛んだらちょっくらでふったかっちまうべよ。おっかなくて見てらんめ。どうにかなんねえのげよ」「役所に行ったときに相談してきますよ。この家の相続は」「相続放棄したとか市にやっちまったとかで分かんねんだ」「いやどうも」。

そんな空き家を対策すべく、どの自治体にも空き家等対策協議会があります。増加する空き家問題に対応するために設立された組織。地方公共団体や関係団体が情報共有や対応策の検討を行う場で、特に空き家の適切な管理や活用を促進し、地域の安全や景観を守ることを目的としています。

那珂市空き家等対策協議会は、どのような組織で構成されていますか。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

那珂市空き家等対策協議会は、市長からの委嘱により、弁護士や司法書士、行政書士、不動産鑑定士、建築士、土地家屋調査士、宅地建物取引士、まちづくり委員会代表、法務局職員等の学識経験者など、10名の委員で構成されております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 榊原議員。

○1番（榊原一和君） 続きまして、協議会の具体的な活動内容について伺います。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

対策計画の作成及び変更に関することや、特定空家等に該当するかの判断の際に協議会を開催しています。

以上です。

○議長（木野広宣君） 榊原議員。

○1番（榊原一和君） 現在、全国的に空き家問題が深刻化しており、那珂市においても対策が求められている。そこで、空き家等対策協議会において、法務、不動産の専門家と連携しながら、政策提言や具体的な施策の検討を進めています。また、空き家の所有者特定や税制の見直しなど、実効性のある施策の推進を目指し、全国の自治体と連携して協議を進めているところだそうです。

那珂市でも、空き家、すなわち中古住宅の流動性を高めるため、空き家バンクを設置し、

活用を促進しています。この制度は、地域の空き家問題を解決し、移住促進や地域の活性化を図るための重要な取組です。自治体の空き家の情報を集約し、売買・賃貸を希望する人と所有者をつなぐことで有効活用を進めています。

空き家バンクの意義については、いくつか挙げられます。

地域活性化。移住者を増やし、地域経済の活性化につなげる。

空き家の有効活用。放置されがちな空き家を再利用し、景観や治安の改善に貢献する。

低コストでの住居の提供。市場価格よりも安価な物件が多く、移住希望者にとって魅力的な選択となる。

空き家バンクは、単なる不動産取引の場ではなく、地域社会の持続可能な発展を支える制度として大変重要な役割を担っています。今後、さらに活用促進を図り、地域の課題解決につなげるよう、取り組んでいくことが求められます。

那珂市空き家バンクには、現在、何件の物件が登録されているか伺います。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

空き家バンク制度での現在の登録状況につきましては、物件登録数は2件、利用登録者は16人となっております。物件登録数は増加傾向にありますが、登録してから成約までの期間は早い傾向にあり、案内できる物件は僅かとなっております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 榊原議員。

○1番（榊原一和君） 空き家バンクを通じて成約に至った事例についてお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

空き家バンク制度のこれまでの実績は、現時点で物件登録数は24件、利用登録者は48人となっております。そのうち13件が成約となりました。建物は、空き家となり、人が住まなくなる期間が長くなるとメンテナンスなどが行き届かなくなり、急速に傷みや劣化が進むと言われております。空き家の状態になってから日が浅い物件に関しては、比較的家の傷みなども少なく、成約となるまでの期間が早いことや、問合せの数は多くなる傾向となっております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 榊原議員。

○1番（榊原一和君） ありがとうございます。

日本の中古住宅市場は、新築志向がまだまだ根強いものの、長年、一定の需要を維持しています。国土交通省が実施した令和4年度住宅市場動向調査の調査によると、日本では戸建て、マンションを含む新築住宅の取引が圧倒的に多い。しかし、中古住宅の流通戸数も横ばいで推移していることが分かっています。中古住宅が選ばれる理由としては、新築住宅と比

べて購入費用が抑えられる、価格の手頃さ、購入後に好みに合わせて改修できるリフォームの自由度、そして、新築よりも利便性の高い場所にある物件が多いとのこと。

しかし、せっかくのマイホームは新築にしたいという意識は根強く、中古住宅の選択をためらう人も多いようです。また、給排水管の老朽化や隠れた不具合への懸念も、中古住宅市場の拡大を妨げる要因となっています。

今後、市場動向としては、住宅価格の高騰やリフォーム技術の進化により、中古住宅の魅力がさらに高まる可能性が大いにあります。

空き家バンク利用者の傾向はどうなっているか伺います。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

空き家バンク利用登録者48人のうち、他県の方は11名、近隣市町村の方は18名、県内近隣市町村以外の方が7名、市内の方は12名という内訳になっております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 榊原議員。

○1番（榊原一和君） ありがとうございます。

空き家バンクの利用者には、いくつかの傾向があるといいます。例えば、地方移住を希望する人やセカンドハウスを探している人が多く、特に若年層よりも中高年層の登録が多い傾向があると聞きます。また、家族構成としては、単身者や夫婦のみの世帯が多いのも特徴の一つだそうです。

さらに、自治体によっては空き家バンクの利用率が低いケースもあり、物件情報が十分に周知されていないことや、仲介業者が積極的に関与しづらいことが挙げられています。今後は、SNSの活用や専門部署の設置など、利用促進のための施策が重要になってくるのではないのでしょうか。また、独自の補助制度などが利用できるのも、空き家バンクのメリットとも言えます。

補助制度の対象条件や補助額についてお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

この制度は、空き家バンクに登録された空き家を対象としており、建物の機能維持及び向上のために行うリフォーム工事費の対象経費に2分の1を乗じた額を補助しており、上限30万円としております。

また、空き家の居住部分に家財などある場合の処分に要する対象経費に2分の1を乗じた額を補助しており、上限10万円としております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 榊原議員。

○1番（榊原一和君） 補助制度を利用した件数や年度別の推移はどのようになっていますか。

しょうか。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

空き家バンクリフォーム補助を利用した件数は、令和2年度に2件、令和4年度に1件、令和6年度に4件となっております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 榊原議員。

○1番（榊原一和君） 空き家バンクの利用者ではありませんが、那珂市向山地区において中古住宅を購入し、現在、居住されているご家族の方にお話をお伺いしました。

購入された方は、もともと市内に住んでいた方で、2023年に民間の不動産会社を通じて物件を取得されたとのこと。購入に際しては、市内外様々な物件を検討し、最適な住まいを探されていたそうです。今回購入された物件は、土地約100坪、建物が三十三、四坪の平屋で、広々とした敷地と使い勝手のよい住まいが魅力、売主の方は、もともとこの家に長年住まわれていた方で、私も存じていた方です。大変几帳面な性格の方で、住宅を非常に丁寧に使用されていたため、建物の状態は非常に良好でした。売却の理由についてですが、老健施設への入居だか自身の娘さんの家に引っ越されるだかで、不動産会社に売却を委託されたということです。物件の委託後、予想よりも早く買手が見つかり、ご本人も驚かれています。それほど魅力的な住宅だったということがうかがえました。

購入された方は、築年数の割に家の躯体が非常にしっかりしており、昔の職人が丁寧に建てた家ならではの丈夫な構造が特徴であると感じているそうです。さらに、排水環境においても、下水道が完備されたエリアであり、生活の利便性の面でも満足されているということでした。購入に際して、市内外の物件を比較検討されたそうですが、結果としてこの住宅に出会い、大変満足されているご様子でした。

このように、売主、買主双方にとってよい形で物件の売買が成立したことがうかがえる。住まいの売却・購入に当たり、不動産会社を通じて適切に手続きを進めたことも、スムーズな取引につながった一因となったのかもしれない。

続いて、家屋の解体について。

老朽化した家屋は、倒壊の危険性や建材の飛散による周囲への影響が懸念されます。また、不特定多数の人が侵入されることで、火災や犯罪などのリスクが高まるおそれもあります。こうした様々な要因を踏まえ、家屋を解体し、更地にする判断が求められることが十分に考えられる。

家屋を解体した場合の税制上はどうなっておりますでしょうか。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

解体した家屋については、固定資産税及び都市計画税が翌年度から課税されなくなります。

一方で、住宅が建っていた土地については、人が居住するための土地として適用されていた軽減措置がなくなります。また、管理不全空家に対し、指導してもなお状態が改善しない場合には、勧告することが可能となり、勧告を受けた空き家の敷地に係る固定資産税や都市計画税の軽減措置は、対象から除外されます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 榊原議員。

○1番（榊原一和君） 相続した空き家を売却する特例として、空き家特例というものがあります。空き家特例とは、相続で引き継いだ物件の家屋を取り壊すか、リフォームしてから売却する場合、譲渡所得から最大3,000万円の控除を受けられるという制度です。

主な適用要件として、昭和56年5月31日以前に建築された家屋であること、区分所有建物登記がなされていないこと、マンションなどは対象外だそうです。相続開始時点で被相続人以外の居住者がいなかったこと、売却時に一定の耐震基準を満たしていること、または解体して売却すること、相続開始から3年を経過する年の12月31日までに売却すること、売却代金が1億円以下であること、親族や特別な関係者への売却ではないこと。

この特例は、空き家の増加を抑制し、適切な活用を促すために設けられています。適用期限は、令和9年（2027年）12月31日まで延長されており、耐震改修や解体のタイミングに関する要件も緩和されています。また、空き家特例は、被相続人の居住用家屋またはその敷地を売却する場合に適用される制度、そのため、土地のみを売却する場合であっても、一定の条件を満たせば適用可能です。家屋を解体した後の土地であれば、特例の適用を受けることができます。ただし、単なる更地や被相続人の居住用家屋と関係ない土地は、対象外となります。

続きまして、市街化調整区域内の空き家問題。

ご存じのとおり、私の住んでいる額田地区は、市街化調整区域に指定されております。先ほど答弁にもあったとおりですが、市内の調整区域内での空き家が市街化区域に比べ、圧倒的に多いことは自明でございます。

この市街化調整区域とは、都市計画法に基づき、市街化を抑制すべき区域として定められた地域であり、都市の無秩序な拡大を防ぎ、計画的な発展を促すことを目的として設けられたものです。この区域において、原則としては新たな建築や開発行為が厳しく制限されており、農業の継続や自然環境の保護が優先される区域となっています。

私も日頃より地域の皆様とお話をさせていただく中で、「市街化調整区域が地域の発展を妨げているのではないか」といったご意見をいただくことがございます。確かに建築や開発に対する制限の厳しさから、住環境や利便性の面で不便さを感じられる方も多いかと思えます。しかしながら一方で、市街化調整区域は、自然環境の保全や農地の維持、さらには過度な人口集中の抑制といった観点から、都市の健全かつ持続可能な発展に寄与する重要な制度であるとも言えます。

このような中で、現在の市街化調整区域は、全国的な課題でもある高齢化の進展に伴い、まさに高齢化社会の最前線となっており、同時に空き家の供給拠点とも言える状況にあります。

以上の状況を踏まえ、高齢化が進行する中で、地域の暮らしやすさを確保するための今後の施策について、地域の実情を踏まえ、市街化調整区域制度の意義を認めつつも、時代の変化に即した柔軟な対応が求められているのではないかと考えています。

市街化調整区域にある空き家の活用には、どのような制限があるか伺います。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

開発許可制度では、市街化調整区域に建築ができる住宅の建築主に対する要件が定められており、農業を営む者の住宅である「農家住宅」、当該市街化調整区域の出身者等の申請者自身が居住するための住宅である「自己用住宅」の建築が許可できるものとなっています。

このため、これらの住宅が空き家となった場合、その空き家を農業を営まない者や出身者以外の者の第三者が使用することは、原則許可の対象となりません。

以上です。

○議長（木野広宣君） 榊原議員。

○1番（榊原一和君） 本市において、令和6年4月より、市街化調整区域内に所在する空き家、農業従事者の住宅及び一身専属的な許可を受けた住宅について、その用途変更が可能となる措置が講じられました。これにより、当該区域内の既存集落において、これまで居住者が限定されていた住宅について、広く居住の選択が拡大され、誰もが移住可能な住宅へと用途変更することができるようになりました。

この措置により、地域内の空き家の流動性が緩和され、定住促進が期待されるところでもございます。この施策の導入により、市街化区域内の住環境の活性化が図られるとともに、地域社会の持続的な発展に資するものと考えます。

用途変更を認めるための条件や手続は、どのようになっていますでしょうか。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

市では、市街化調整区域内の既存集落における地域コミュニティの維持を目的とする空き家を活用した移住・定住の促進を図るため、令和6年4月に、那珂市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例の一部を改正しました。

この条例改正により、市が空き家であることを確認した農家住宅や自己用住宅を誰でも居住でき、借家も可能とする住宅への用途変更を認める基準を追加しました。要件としましては、空き家は、農家住宅や自己用住宅として許可を受けて建築された住宅であること、10年以上継続して都市計画法に適合し、かつ、現在も適合していること、これらの要件に該当する場合は、所有者または新たに所有する方が申請者となり、都市計画法上の許可を受けてか

ら、空き家の所有権移転や賃貸借契約を締結していただくことになります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 榊原議員。

○1番（榊原一和君） 認められた事例は過去にあるか伺います。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

条例を改正しました令和6年4月1日から現在まで、空き家の用途変更の許可件数は2件でございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 榊原議員。

○1番（榊原一和君） 市街化調整区域の空き家の利活用が進むことで、地域の活性化が促されるのはとてもよいことと考えます。これまで居住者が限定されていた住宅が広く開放されることで、新しい住民の流入が期待され、地域コミュニティの維持にもつながるでしょう。空き家問題の解決、若い世代が地域に定住しやすくなったり、地域とのつながりが強化されたりする可能性があるのではないのでしょうか。

先ほどから「空き家」という単語を何度と話しただろう、本市における空き家の定義について改めて整理いたします。

国土交通省が定める空家等対策の推進に関する特別措置法によれば、建築物またはそれに附属する工作物であり、居住その他の使用がなされていない状態が常態化しているものを空き家と定義しています。ただし、国または地方公共団体が所有・管理するものは、この対象から除外されます。

また、統計局による住宅・土地統計調査では、ふだん人が居住していない住宅が空き家とされ、その範囲には賃貸用・売却用の住宅、別荘、その他住宅が含まれることを申し添えます。

さらに、空き家の管理状況に応じて適切な分類が行われることも重要な点。例えば、十分な維持管理がなされていないものについては、「管理不全空家」として扱われるほか、特に周辺環境に著しい影響を及ぼすものは、「特定空家」として指定される場合があります。この分類により、所有者には適正な管理義務が求められ、怠った場合には固定資産税の増額や行政代執行の対象となることがあります。

管理不全空家と特定空家、定義の違いを伺います。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

空家等対策の推進に関する特別措置法では、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、または適正な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

にあると認められる空き家等を「特定空家」と位置づけております。

また、適切な管理が行われていないことにより、そのまま放置すれば特定空家等に該当するおそれのある状態と認められる空き家等を「管理不全空家」とされております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 榊原議員。

○1番（榊原一和君） ありがとうございます。

本市における空き家対策の推進に当たり、管理不全空家及び特定空家の定義とその指定基準について整理いたします。

まず、管理不全空家についてですが、これは2023年の法改正により新たに設けられた区分であり、1年以上居住実態がなく、適切な管理が行われていない空き家が該当します。倒壊の危険性や衛生面での問題が認められる場合、自治体が管理不全空家として指定し、所有者に対して改善を促す措置を講じることになります。これは、特定空家として指定される前段階の状態とも言えます。

次に、特定空家についてですが、これは、さらに深刻な状態の空き家に対して適用されるもので、倒壊の危険性が高い、衛生上有害、景観を著しく損なうなどの問題がある場合に指定されます。特定空家に指定された場合、固定資産税の優遇措置が解除されるほか、改善命令に従わない場合は罰則が科せられることもあります。

このような分類により、自治体は空き家問題に対して、より早期に介入し、適切な管理を促すことが可能となりました。したがって、空き家の所有者は、管理不全空家や特定空家に指定される前に適切な維持管理を行うことが極めて重要であると考えます。

特定空家に指定された件数を伺います。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

本市においては、特定空家等の状態に相当する空き家は、現在のところ確認しておりません。

以上です。

○議長（木野広宣君） 榊原議員。

○1番（榊原一和君） 指定に至る基準や判断のプロセスについて伺います。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

空き家等が特定空家等に該当するかどうかは、空家等対策の推進に関する特別措置法に規定する特定空家等、または国が定める管理不全空家等及び特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針の特定空家等の判断となる基準に沿って判断しております。

職員による調査や所有者への助言や指導後に、特定空家等となるおそれが高い場合は、再

調査・再助言・指導・勧告等を行い、那珂市空き家等対策協議会などで意見を聴取した後に対応を決定してまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 榊原議員。

○1番（榊原一和君） 増え続ける空き家は、深刻な地域課題である一方、新たな活用の促進が求められています。特に人口減少が進む地域では、放置された空き家が増え、環境悪化や地域活力の低下につながることを懸念されていることは周知のとおりです。

こうした状況を踏まえ、那珂市でも空き家問題を重要な課題と位置づけ、適切な対応を講じることで、地域の安全・魅力向上を図るとともに、持続可能なまちづくりを方向づけるべきと考えます。

市として、今後注力する空き家対策の方向性を伺います。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

個人の財産である空き家は、所有者が適正に管理すべきものになりますが、地域住民の情報等を基に空き家の状況を迅速に把握し、所有者に対して管理不全空家となる前に、早めの段階で指導や利活用に向けて啓発に努めてまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 榊原議員。

○1番（榊原一和君） 今回の一般質問の趣旨である空き家問題も、そもそもは地域の住民の方からの情報提供が発端となったものです。那珂市自治会は、市民と行政が協働してまちづくりを進めることを理念としており、地域の住民が自主的に組織する団体です。本来、自治会は行政との密接な連携を図りながら、地域課題の解決に取り組むことが求められます。こうした協力関係を深めることで、住民主体のまちづくりがより効果的に進むことが期待されると考えます。

地域住民、自治会等との協働、連携を強化する取組について伺います。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

地元の状況をよく知る地域住民や自治会との協働は必要不可欠なものであります。引き続き、自治会等からの情報に対して、迅速な対応を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 榊原議員。

○1番（榊原一和君） また、専門家であります民間等と連携の可能性は検討されているか伺います。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

現在、公益社団法人茨城県宅地建物取引業協会と市空き家バンク媒介に関する協定や、公益社団法人那珂市シルバー人材センターと空家等対策の推進に関する協定を締結しております。

この協定締結により、空き家バンクの事業推進や空き家相談会の実施など空き家の利活用に関することや、所有者等からの空き家等の維持管理の相談や適正管理促進に関することなどについて、連携して取り組んでおります。

引き続き、必要に応じ民間や関係団体と相互に連携できる可能性を考え、対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 榊原議員。

○1番（榊原一和君） ありがとうございます。

空き家住宅等の集積が居住環境を阻害し、また、地域活性化を阻害している区域において、居住環境の整備改善及び地域の活性化をするために、不良住宅、空き家住宅または空き家建築物の除去及び空き家住宅または空き家建築物の活用を行う空き家再生支援事業や、老朽化した空き家を再生し、地域活性化を目的とする補助事業、この制度は地方自治体の過疎化問題の解決にも寄与しており、空き家のリフォームに加え、移住者向けの住宅支援も組み入れられていることが多いです。

また、リフォームの際には、耐震補強やバリアフリー改修を行うことで、追加の助成金が受けられる場合もあります。地域ごとに支援内容が異なるため、活用を検討する際には、事前に自治体に相談することが推奨されます。

そして実家じまい、実家じまいとは、親が亡くなったり施設に入居したりして、子供が親の家を処分することを指します。核家族化が進む現代では、空き家となった実家の扱いに悩むケースが今後さらに増えると考えられます。

実家じまいの主なステップには、家族との話し合い、相続登記、不動産会社への相談、家財整理、売却などがあります。スムーズに進めるためには、計画的な対応が不可欠です。しかし、そのうち、いつかと、後回しにしてしまうケースも多いのではないのでしょうか。

空き家となった実家を所有し続けると維持管理費がかさみ、家計を圧迫し続けます。さらに、売却時に築年数の古さが査定額に影響し、思ったよりも安くしか売れないこともあります。そのため、活用予定がない実家を相続した場合は、相続したタイミングで実家じまいを進めるのが理想的と言われております。

また、実家じまいで後悔するケースとして多いのが、親が活着しているうちに相談をしておかなかったことです。親の思いや意思を確認せずに進めると、亡くなった後にこうしてほしかったのではと悔やむことが少なくありません。加えて、思い出の品や貴重品の所在が分からずに困ることもあります。そのため、生前から親と話し合いを重ねていくことが大切でしょう。

今年の正月、義理の父親が娘4人を集めてこのような話をしていたことを思い出しました。今日もそのことを考えながら傍聴しているかもしれません。

戦後これまで、高度経済成長期をはじめ、日本はひたすら成長を目指し住宅地を開発し続けてきました。その結果、古い住宅は空き家として放置され、地域開発にかかった費用インフラ、地域に根づいた文化の全てが放棄されていきました。

昔は大工さんという名の職人が丹精を込めて家を建てる。建前と言われた上棟式には、儀式というよりはむしろ職人さんをもてなすお祝いの要素が強かった。工事に関わった人が一堂に顔を合わせ、工事の安全を祈願し、お互い協力していい家を造ろうという意思疎通をする場でもあった。スーパーの手提げビニールを持って、屋根から投げってくれるご祝儀餅を一生懸命拾った。大人たちは冠婚葬祭同様に町内として手を貸し、魚屋の仕出し弁当で工事現場で祝宴を行った。持ち帰られた仕出しには必ずカニが入っていた。包んであった水玉のビニールシートは、遠足の弁当時の敷物になったことは記憶に眠っていたことでしょう。

時にバブル崩壊後、家は使い捨てと言わんばかりの坪単価29万8,000円とか、総額888万円などといったローコスト住宅が毎週新聞折り込み広告に入っていたのは二十五、六年前の話です。時代の変化はあるにせよ、本来住宅は単なる消費財ではなく、人々の生活基盤であり、権利の一部であるべきだと思います。

これからの時代、持続可能な住宅開発を目指し、空き家の適切な解体やリノベーションを通じて、既存インフラを維持管理することが求められます。

また、単なる経済成長を追求するのではなく、市民の幸福度や生活の質の向上に焦点を当てた縮退受容の政策、すなわち都市や地域が人口減少や経済縮小などの影響を受ける中で、成長を前提とせず、持続可能な形で縮小を受け入れる考え方、特に日本の地方都市では、多様な問題が深刻化しており、従来の成長志向から縮退受容へと価値観を転換することが求められています。

この考え方では、単なる衰退ではなく、住民の生活の質を維持しながら都市や地域を再構築することが重要視されます。例えば都市のコンパクト化や公共サービスの効率的配置、地域コミュニティの活性化などが縮退受容の具体的な施策と挙げられます。

いつまでも住み慣れた地域、我が家に住み続けられる社会を実現するために、那珂市においても空き家問題を契機に、より深い議論を進めていく必要があると思います。未来を見据え、持続可能なまちづくりを実現するために、皆様と共にこれからも考えていきたいと思っております。ご清聴ありがとうございました。

○議長（木野広宣君） 以上で、通告4番、榊原一和議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を15時ちょうどといたします。

休憩 午後 2時48分

再開 午後 3時00分

○議長（木野広宣君） 再開いたします。

◇ 大和田 和 男 君

○議長（木野広宣君） 通告5番、大和田和男議員。

質問事項 1. 包括連携協定について。2. 子どもの居場所について考える。

大和田和男議員、登壇願います。

大和田議員。

〔10番 大和田和男君 登壇〕

○10番（大和田和男君） 議席番号10番、大和田和男でございます。

本日最後の一般質問ということで、後ろ時間あまり気にせずに、言いたいことをしっかり問いただしまして進めさせていただきたい。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、初めに、包括連携協定についてということでございますが、あまり取り沙汰されないような気もしますが、この包括連携協定は地域の課題解決や住民サービスの向上、また、地域の活性化などを旨とするを目的とし、企業や大学等と幅広い分野において協定を締結するものでございます。

その包括連携協定について、那珂市のホームページを確認しますと、市では数々の企業や大学と連携をし、先ほども申し上げた地域の活性化やにぎわいづくりのほか、災害支援や地域の見守りを含む内容のものがあると思うのですが、現在どのくらいの数の企業や大学と協定を締結しているのか伺います。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（加藤裕一君） お答えいたします。

本市が現在締結している包括連携協定の数は、大学との協定が5件、金融機関、生命保険、小売事業者といった企業との協定が11件、合わせて16件の協定を締結しております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 大和田議員。

○10番（大和田和男君） それでは、その協定を締結することの目的と期待する効果はどのようなものがあるのか伺います。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（加藤裕一君） お答えいたします。

包括連携協定は、企業や大学等と幅広い分野において相互に協力し、地域の課題解決や住

民サービスの向上、地域の活性化などを旨とするを目的としております。

期待される効果としましては、自治体は地域のニーズや行政資源を、企業や大学などは専門知識や技術、ノウハウ、人材、資金などを持ち寄り、それぞれの強みを最大限に生かして課題解決に取り組むことができることにより、住民サービスの向上や効果的な地域の課題解決につながることを期待できます。

企業にとっては、地域貢献によるイメージアップや新たなビジネスチャンスの創出、大学にとっては、学生の社会活動への参画による実践的な学びの場を提供できることなどがあります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 大和田議員。

○10番（大和田和男君） 分かりました。

また、先ほども申し上げましたが、ホームページを見ますと、令和3年度から令和5年度までの実績が本当に表で見ることができます。協定を締結した企業や大学とは、毎年何らかの連携協定が行われているのか伺います。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（加藤裕一君） お答えいたします。

企業との連携事業としまして、小売事業者とは地域及び産業の振興に関することや生活文化の創造と向上に関する事として、店舗内における本市特産品等の販売、レストランにおける市内産野菜の提供、職員の接遇研修への講師派遣など。

生命保険会社とは、健康増進や安全・安心なまちづくりに関する事として、女性がん検診受診奨励に寄与するための寄附、高齢者、障がい者、子供、廃棄物、道路等の見守り活動など。

鉄道事業者とは、地域経済の活性化及び住民サービスの向上に資することとして、イベントの共同開催などを行っております。

また、大学との連携事業としまして、市の各種委員会等の委員委嘱、学生のインターンシップの受入れ、職員のリカレント教育プログラムの受講、学園祭への参加などを行っております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 大和田議員。

○10番（大和田和男君） 多岐にわたる連携事業が行われているということでございますが、これまでの連携事業の中で特徴的なものはどのようなものがあるのか伺います。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（加藤裕一君） お答えいたします。

これまでの連携事業の中で特徴的なものとしましては、大学との相互連携・協力に関する包括協定が挙げられます。この協定により、学生の本市へのインターンシップの受入れのほ

か、本市職員のリカレント教育プログラムの受講、学生のまちづくり活動への参加を行っております。

学生のまちづくり活動への参加例としまして、八重桜まつりにおけるキャンドルライトアップの設置や桜の花びらを使ったワークショップの運営によるイベントの盛り上げ、読書習慣に併せて実施する図書館まつりにおけるワークショップ開催への協力、環境フェスティバル那珂のスタッフ協力、子育てフェスタにおける出展と演奏を交えた絵本の読み聞かせなどがあり、住民サービスの向上及び地域の活性化につながっております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 大和田議員。

○10番（大和田和男君） 学生の本市へのインターンシップやまちづくり活動への参加などが若い世代との、大学との連携によって事業されているということでございますが、市と企業、大学双方に継続してメリットを見いだしていくにはなかなか難しいと思われるのですが、連携事業を生み出したり継続するに当たっての課題や工夫をしている点はどのようなことがあるのか伺います。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（加藤裕一君） お答えいたします。

連携事業を生み出したり継続するに当たっての課題としましては、協定の締結自体の目的化が挙げられます。これに対して工夫している点としましては、まずは現状の地域の課題を念頭に連携のテーマを設定し、企業、大学との調整を事前に綿密に行うようにしております。

そして、連携協定に基づく具体的な事業を重ねることにより、地域の課題解決の成果を可視化できるようにすることで、市と企業、大学双方にとって連携事業が持続できるようにしております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 大和田議員。

○10番（大和田和男君） まずは、現状の地域の課題を念頭に連携のテーマを設定し、企業や大学との調整を事前に綿密に行うようにしているということでございますが、これから例えば道の駅とか、それに伴うふるさと納税による増収なんかもそういった連携協定の中にも入れるのかもしれないですし、また、先ほど来から議員の皆さんが地域の課題について問いただしているような事業、低所得者の支援とか公共交通の充実とかそういったものとかいろいろあるかと思うんですが、次の質問にもなりますが、子育て支援、そういったものも連携協定の中で様々な連携事業が生み出していけるのではないかなと思います。

そういった中、市民に近い課題を連携事業の中でしていかなければならないと思うのですが、この包括連携協定を締結していることを知る市民は、もう一部に限られていると思います。もっと市民とも連携して活用していくべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（加藤裕一君） お答えいたします。

連携協定は、関わる者それぞれが互いにウィン・ウィンとなり恩恵が受けられるものと考えております。地域課題の解決には市民の参画も必要と考えております。

今後は、連携協定の内容のPRに努めるとともに、市民や大学生など若い世代が参加しやすい連携事業を立案し進めてまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 大和田議員。

○10番（大和田和男君） そのウィン・ウィンですよ。

そして、市民が参画しやすいということで、市民に理解をしてもらう方法の一つとしてですが、既に市が実施している事業、例えば小学校、中学校で実施している交通安全教室を協定先の協力で実施はできないか。できれば、市の負担軽減やコスト削減、また業務の見直しができるなどメリットが市にもあると思います。

また、協定先も多くの住民に知っていただけるなど相互にメリットがあると思いますが、このような関係の構築はできないのか伺います。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えいたします。

既に協定を締結している協定先において、交通安全教室の実施をしていただける協定先がございませんが、市が実施している交通安全教室を民間事業者の知見を活用しながら新しい内容で実施することは、児童・生徒の交通安全意識の高揚につながると考えます。

今後、協定の締結を進める際には、交通安全教室などの様々な分野における協定の締結を進めてまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 大和田議員。

○10番（大和田和男君） 秋山部長に初めて答弁をいただきました。前向きな答弁、誠にありがとうございます。よろしく願いをいたします。

また、災害協定という話をさせていただきましたが、災害協定は一つ一つの事業所と市、団体と市との個別的な協定締結による支援でございますが、おのおのが1つになればさらなる防災力の向上が期待できると思いますので、事業所と団体がつながるため、例えば横のつながりとか勉強会など、そういったものを実施して、災害協定の強化につながっていくと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えいたします。

現在、民間事業所や各種団体とで45の災害協定を締結しております。業種は様々であり、それぞれの強みを生かし、連携を図ることは有効なものと考えます。

5月の避難訓練は、大雨による河川の増水、土砂災害を想定し、市からの避難指示に基づ

いて住民が避難する訓練でした。

今後、防災訓練の際には、事業所、団体に参加していただけるような防災イベントを同時に実施することで、市のみならず、事業所間のつながり強化、知識の向上を図ってまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 大和田議員。

○10番（大和田和男君） 後半でございますが、防災訓練の際には、事業所、団体に参加していただいて、防災イベントなど同時に実施することで、市のみならず事業所間のつながりの強化、そして、市民のこういった防災協定などの理解の向上につながるかと思います。

そして、実際の有事の際には、各団体、各事業所の役割というものが明確になって、より市民の災害時の協力体制につながっていくのかなと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

この包括連携協定については、課題は多くあると思うのですが、持続可能な地域や社会を目指し、社会貢献を掲げる企業はこれからも多くなろうかと思います。今後も、行政に協力したい企業などと連携を密に図るべきだと思います。質や量を含む今後の包括連携協定の在り方を伺います。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（加藤裕一君） お答えいたします。

包括連携協定は地域が抱える多様な課題を解決し、持続可能な社会を築くための強力なツールと考えておりますので、繰り返しにはなりますが、今後の包括連携協定の在り方としては、目的を明確にして多様な主体との連携強化を図ることが必要であると考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 大和田議員。

○10番（大和田和男君） そうですね、目的を明確にして多様な主体との連携強化を図るのが必要だということですが、キーワードは具体的に市民の活動につながる、また、市内の産業につながっていく、そして、市と協定先というだけではなく、協定先でどこでもできる、やっていただけるようなものはみんなでやって、高齢者の見守りですとか、道路パトロールなんかはいろんな団体でもできることだと思うんですけども、今度は、先ほど災害の話もあったとおり、協定先同士で災害のときは、うちはこんなことできるよ、うちはこんなことできるよ、みんなでこんなことしていこうねというような横のつながりも意識しながらの連携協定にさせていただくことをお願いいたしまして、この項の質問は閉じさせていただきたいと思います。

次に、子供の居場所についてというのを質問させていただくんですけども、議会とか、市内を回りますと、何となく道の駅、道の駅という話題ばかりになってしまうのですが、それ以上にやはり行政というのは市民の福祉向上が何よりの最優先事項だと思います。

何度も言いますが、道の駅が負担になって市民の福祉向上がないがしろというのは愚の骨頂であります。同時に福祉の向上も含めて施策を進めていただきたいと思います。

今回はどちらかというと子供、児童福祉、また、学校教育以外の子供の居場所とか生活環境について数々問いただしていきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

まずは、子供というより赤ちゃん、乳幼児に関して、子育て支援センターについて伺っていきませんが、その子育て支援センターつぼみについては、施設の老朽化が見られます。子育て支援センターつぼみの施設を今後どのようにしていくのか伺います。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

子育て支援センターつぼみには、遊びのスペースや多目的スペースなど、子供同士、親同士が互いに触れ合う場があり、いつでも気軽に立ち寄れる環境を提供しております。子育ての情報交換や悩みの軽減解消を図る場、仲間づくりの場として活用いただいております。平成19年4月から旧法務局を活用し、様々な事業を行っております。

議員がおっしゃるとおり、建物は築46年が経過し、施設の老朽化が見られており、現在は計画的な修繕を進めながら活用しております。

今後、子育て支援センターつぼみの施設をどうするかにつきましては、国の新たな子育て施策を踏まえ、また、子育てに関わる人たちの声を聞きながら方向性を考えてまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 大和田議員。

○10番（大和田和男君） 築46年ということでございますが、老朽化ということで、公共施設マネジメント計画にも関係すると。玉川部長、非常に頭を悩ませてしまうところかと思いますが、あっちもこっちもということですね。

旧法務局跡地ということでシンプルな外観になっていますが、今後、外観の充実を行う予定があるのか。

また、私も最近顔を出すようになってきたんですけれども、本当に子供たち楽しそうに支援センターで笑顔で遊んでおります。お母さんたちもいい顔して子供たちと触れ合っていると思うんですが、ですが、どんどんこれからSNSなんていう情報が蔓延した中、時代に合った事業の充実も必要になってこようかと思っております。現在行っている事業内容について伺います。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

外観に関しましては、令和6年8月に2日間に分けて、親子で絵を描こうというイベントを行い、フェンスがある内側の壁に親子でかわいらしい絵を描いていただきました。道路側からは見えませんが、来館者はその絵を見るために足を止める姿が見られております。

毎年実施している事業といたしましては、洋服の無料譲渡を行うつぼみマーケットやお子

さんを中心としたご家族が気軽に集い、楽しみながら交流ができる子育てフェスタを実施しております。

また、つぼみを利用する母親に講師をお願いして実施するママの広場や、父親と子供の遊びの場として、遊びを保育士がお手伝いする父と子の広場、子供の一時保育が必要なときに2時間を限度として預かる一時預かり事業と、毎月様々な事業を行っております。

今後も、子育てニーズを把握しながら様々な事業を展開してまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 大和田議員。

○10番（大和田和男君） 内側の壁に絵が描かれていると、私も見ましたが、かわいいなと思ったんですけども、やっぱりちょっと外観がななんていうのが、誰もが思っていることなのかなと思うんですが、築46年になると、先ほど申し上げましたけれども、公共施設のマネジメント計画なんかによって、修繕もそうですが、移転なんかも考えていかなければならないのかなというところにたくさんのお金をね、例えば外観を変えようなんていうところにも踏み出せないのかななんていうことも考えてしまうというところだと思います。

そして、先ほどその中身についてですけども、子育てニーズを把握しながら様々な事業を展開していくということなんですけど、これからこの子育て家庭の多様化ですとか、やっぱり子供を取り巻く周囲の環境というものの変化というのは非常に著しいと思います。

そういった中、子育て支援センターつぼみについて、保育所や社会福祉協議会など関係各課との交流や連携が大事なことだと思いますが、連携状況について伺います。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

近年、少子化や核家族化、生活スタイルの多様化などにより、子育て家庭を取り巻く環境は複雑に変化をしております。安心して子供を生み育てられるよう保育施設、社会福祉協議会、健康推進課などの関係機関との連携は非常に重要となっております。

まず、交流といたしましては、菅谷保育所と月1回、保育士が遊びやお話をしてくれる保育所の先生と遊ぼうの実施を行っているほか、同じ子育て支援に関わる保育士として、知識の習得、向上を目的とした合同研修を毎年計画的に行っております。

連携といたしましては、ママの広場など育児の気分転換となる各種広場を行う際には、社会福祉協議会が実施しているファミリー・サポート・センター事業を活用し、託児や一時保育の場の提供などを行っております。

また、健康推進課が行う1歳半、3歳児健診時に、子育て支援センター職員が遊びのコーナーを設置し、親子で触れ合い、遊べる場の提供を行い、その際に親子の様子を観察し、健康推進課職員と情報共有を行っております。

さらに、子育て支援センターつぼみにおいて、離乳食講座を行う際には、健康推進課の管理栄養士にお願いするなど連携して取り組んでおります。

今後も、子供の健全な発育と発達を関係機関が連携して支援してまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 大和田議員。

○10番（大和田和男君） そうですね。保育所とか健康推進課とか、そういった様々な関係各課との交流や連携というのはされているということなので非常に安心しましたが、これからもそういった連携事業というのは非常に必要だと思います。

そして、このような中、道の駅に全天候型プレイゾーンができようとしています。この施設に子育て支援センターの機能移転なんかもできるかできないか分かりませんが、考察というだけですが、今の施設の老朽化という課題もあります。また、先ほどの部長の答弁にもあったとおり、保育所やひだまりや社協などとの関係機関との連携も大切です。

また、子育て家庭が集まりやすい場所や利便性といった地域の特性なんていうのもあると思います。そういった課題や特性を勘案して、今後の支援センターの在り方や、機能移転するのかどうか分かりませんが、などを進めていただきたいと思います。

そして、先ほど道の駅の話ありましたが、商業施設でもあり、子供が遊ぶ場所もあるということですが、あくまでそれは道の駅の商業施設の中でありというところで、今度は市内の地域の子育て家庭の遊び場もしっかりと提供していかなければなりません。

道の駅ばかりで、家の近くには子どもの居場所がないなんていうことは、やはり先ほど申し上げたとおり愚策であり、住民税を納めている市民をないがしろにしているとしか言いようがありません。これも先の話なので、あまり大きくはですけれども、ないがしろにしないようにしていただきたい。

しかしながら、次の質問の公園、市内の公園について何うわけですが、公園が少ないという声を上げる家庭もありますが、遊具を含む公園の管理については触れたくないというご家庭も多いのも事実です。公園がないというけれども、管理まではしたくないという地域の声も聞いています。

また、一部ですが、前回ですか、住宅の開発行為の公園について、那珂市では条例では造らなくていいみたいな形にしたかと思うんですけども、私も近所の小さな公園整備というのは、以前一般質問させていただきましたが、管理とか責任ですとか、そういった点でなかなか難しいのかなど。社会の諸課題も含まれてくるのかなと思いますので、だったら、大きな公園を整備しましょうという話になるわけだと思います。

静峰ふるさと公園は、地方創生事業等によってきれいに整備されました。この間も八重桜まつりの次の日に行ったんですけども、次の日でも子供たち楽しく遊んでおりました。

そしたら、次はやっぱり市街地の宮の池公園ということになるかと思うんですけども、宮の池公園周辺地区は子育て世帯も増加をしております。そんな市民の憩いの場の宮の池公園における施設の管理状況についてお伺いします。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

公園内の施設管理につきましては、年間を通して緑化管理やトイレの清掃、また、職員による日常点検のほか、専門業者による遊具の定期点検を実施しております。その点検結果を基に、破損や劣化等がある施設については修繕を行っております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 大和田議員。

○10番（大和田和男君） ですが、近隣自治体、最近新しい公園ができたりしておりますから、もう何か新しい公園を見ると、もうみんな子育て家庭は食いつくというか、行ってみたいくなるというのが感じだと思えます。そういったのが、すごく魅力的な公園が近隣自治体では整備をされています。

菅谷地区にある宮の池公園は様々な老朽化が見られます。砂場が何か固まっていたりとか、本当に施設の老朽化が見受けられる状況であります。このような状況を踏まえ、どのようにしていくのか、お伺いします。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

宮の池公園は子供からお年寄りまで世代を問わず多くの市民の方が利用されており、市民における憩いの場となっております。しかしながら、本公園は供用後約40年がたち、施設の老朽化等が見受けられることから、公園の魅力向上につながるような取組が必要であることは認識しております。

しかしながら、現時点としましては、安心・安全に今ある施設をご利用いただけるよう適宜点検、修繕を実施するとともに、適切な緑化管理による緑地の維持や清掃等による清潔で快適な環境づくりを心がけ、引き続き市民の憩いの場を維持できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 大和田議員。

○10番（大和田和男君） 意外と先ほど言った近隣自治体の新しい公園なんていうのは夏場人気がないんですね、日陰がなくて。夏は宮の池公園非常に樹木が大きくていいところなんですけれども、ですが、水飲み場が何かまだ整備されて……。整備はされているんでしょうけれども、ちょっと古いということで、様々な課題があるのかなと思えますが、またトイレも、北側のトイレは少きれいになったのかなと感じますが、何となく今宮の池公園ってカミスガの影響なのか、あっちの南側からの進入だったりが多く考えられる。南側のそういった進入に対する整備なんかも必要になってくるのではないかなと思えます。

また、県内においても様々な整備事例がありますが、インクルーシブな公園の整備により、子供たちが遊びの中で人の多様性を自然に理解でき、共に生きる心を育ていけるような環境づくりや、また、新しいスポーツ・文化の振興を図る上でのスケートパークですとかバス

ケットゴールの整備など、市の魅力向上につながるような公園整備のほうを期待いたします。

続きまして、学習スペースの確保について伺っていきますが、最近ちょっと近隣市町村の公共施設に伺うことが多くて、夜でも子供たち、何かその公共施設で勉強しているという姿が見られますが、那珂市ではどのような場所が学習スペースとしてあるのか伺います。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

那珂市立図書館と総合センターらぼーの図書室及び中央公民館の図書閲覧室に、自主的な学習ができる場所を提供しております。

席数についてですけれども、那珂市立図書館の多目的室に60席、らぼーの図書室には本の閲覧席と併用になりますが13席、中央公民館の図書閲覧室も本の閲覧席と併用になりますが21席ございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 大和田議員。

○10番（大和田和男君） 図書館なんかで勉強している方も見受けられます。ですが、まだまだ水戸の図書館まで行く人がいたり、近くでできないかなという声もあったり、私も以前一般質問でその学習スペースの話させていただいたんですけれども、ふれあいセンターの空き状況によって、学習スペースの確保に努めるとあったんですけれども、現状はどうかということ、あと、また夏が近づいてきたということ、夏休みだけでもそういった学習スペースの確保について実証実験等をしてみてはいかがと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えいたします。

市が所管するコミュニティセンターの予約が入っていない部屋を児童や生徒などが学習するためのスペースとして開放するためには、そこで発生する可能性のある盗難などへの対策のほか、これらを抑制するため監視カメラの設置や通常と異なる施設職員の数が必要となります。

そのため、現状で予約の入っていない部屋を学習のために開放することは難しいと考えておりますが、将来を担う児童・生徒に学習の機会を提供することは大切なことですので、夏休みの期間中に、ふれあいセンターロビーにおいて机や椅子を設置し、学習スペースの確保ができる施設で実施いたします。

以上です。

○議長（木野広宣君） 大和田議員。

○10番（大和田和男君） 夏休み期間中にふれあいセンターのロビーでスペースを設けて検証していきますということなんですけれども、ありがとうございます。ですが、まだ初め宣伝して、1回目の夏はあまりということもあろうかと思いますが、長期期間だけでも学習スペースとして開放していただいて、勉強している子供が多いというのは何か非常にいいこと

だなどと思いますので、ぜひ続けていただけたらなと思います。よろしくお願いたします。

続きまして、ラーケーションについてでございますが、ラーケーションというのは、聞いたことがある方とない方といらっしゃると思うんですけども、ラーンという学びというのとバケーションの休暇というのをくっつけたシングリッシュになりますが、学校を休んで親と一緒に様々なところに出かけて、課外学習とか課外体験活動をしてもらうという制度だと思うんですけども、今のラーケーションの取得等の現状はどうなっているのか伺います。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

ラーケーションは、平日の授業の代わりに保護者などと校外での体験活動などをすることを目的に、昨年度から導入した制度です。

昨年度の取得状況ですが、1回の取得ごとの件数で、小学校は1,187件、中学校は341件、合計で1,528件となっております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 大和田議員。

○10番（大和田和男君） ラーケーション、非常にいいという制度という反面、何かラーンして学んでいるのかなんていう子もいなくもないと。あるテーマパークに行って遊んでくる。これはラーンなのか何なのかというのはいいんですけども、どうしても子供がそれを学校で口に出しちゃったり、あそこ行ってきたんだ何だかんだと言うと、やっぱり行けない子供もいたり。非常に何か経済的格差が何となく子供ながらに傷つけ合うまではいかないんですけども、そういう格差につながっているんじゃないかと、経済格差が体験格差につながっちゃうんじゃないかなというのがちょっと危惧されるようなところなんですけれども、それにつながっていないのか伺います。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

ラーケーションは、平日に家庭や地域で時間に余裕を持った体験活動や保護者などの休暇に合わせた活動、平日だからこそできる活動などが行えるようにするためのものです。例えば家の手伝いや親の職場を訪問したり、あるいは悩みや思いを家族で考えたり語り合うことも児童・生徒が将来を見つめる機会になろうかと思います。

保護者によっては平日の休みが取りにくい方や、逆に平日しか休みが取れない方もいる中で、全てのご家庭がラーケーションを活用することは難しいかと思いますが、この制度そのものが経済的な格差につながるというものではないと考えております。

こうしたことから、ラーケーションについては推進していくというよりは、あくまでも児童・生徒の平日における活動がしやすくなる制度という考えの下で、今後も希望する場合には活用できるように制度の案内をしまいたいと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 大和田議員。

○10番（大和田和男君） 私もいいも悪いも分かりません。ですけれども、今後も希望する場合は活用できるようにということで進めていただけたらいいと思います。

続きまして、ヤングケアラーについてでございますが、もう今では何かヤングケアラーという言葉が一時すごいあちこちで取り沙汰されたような気がしますが、何かもう全然聞かなくなっちゃったという、ちょっとはやりばかりではヤングケアラーって非常に駄目なのかなと思いますので、たまにヤングケアラーというのを思い出していただくというわけじゃないですけれども、周知や啓発に向けて今回質問させていただきます。

ヤングケアラーについての実態調査とその結果について伺います。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

まず、ヤングケアラーの定義についてですけれども、子ども・若者育成支援推進法において、家族の介護、その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者とされており。

実態調査につきましては、本市では実施しておりませんが、茨城県では令和4年4月から7月にかけて、県内の小学6年生、中学生、高校生などを対象に、ヤングケアラー実態調査を実施いたしました。

実態調査の結果、「世話をしている家族がいる」と回答した児童・生徒の割合は、小学6年生で9.6%、中学生4.5%、全日制高校生が3.6%、定時制高校生9.4%、通信制高校生が12.3%となっており、その中で兄弟を世話している割合が最も多く、小学6年生で6割、中高生で5割ほどとなっております。

また、「世話をしている家族がいる」と答えた児童・生徒に対し、「世話について相談した経験があるか」と質問をしたところ、5割から7割の生徒が「ない」と回答しており、主な理由については、「家族のここのため話しにくい」、「相談するような悩みではない」、「相談しても状況が変わるとは思わない」などとなっており、過度なケアを担っている子供の実態把握が難しい状況にあります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 大和田議員。

○10番（大和田和男君） 小学6年生が9.6%、1割。中学生が4.5%ということですが、その中で兄弟を見ているのが小学6年生で6割ということで、1割のうちの6割が兄弟で4割が誰かしらの面倒を見ていると。少なく見るのか多く見るのかでございますけれども。

そして、その後、質問の中身ですか。「世話について相談した経験があるか」と質問したところというところでは、「相談しても状況が変わるとは思わない」という非常に心に刺さ

るというか、つらい回答になっているんですけども、そういった人を1人でも行政の力で少しでもその負担の軽減とか心の何かしらを取り除いてあげたいと思うんですが、そうするとやはり気軽に相談できる場所が必要なのかなと思うんですけども、ヤングケアラーの専門的相談窓口について伺います。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

本市における専門的相談窓口は、本庁こども課内のこども家庭センターとなり、児童や生徒に身近な関係機関や福祉の総合的な相談窓口であるふくし相談センターなどと連携しながら対応しております。

茨城県においては、毎日24時間受付している子どもホットラインやLINEで相談ができるいばらき子どもSNS相談などがあります。

こども家庭センターでは、相談以前に児童や生徒本人がヤングケアラーであることに気づいていないことも多く、相談につながりにくいという状況のため、市内の小学校高学年や中学校及び高校の児童・生徒に対して相談先の周知に加え、「あなたはヤングケアラーではないですか？」のチェック項目を盛り込んだチラシを配布し、本人の気づきを促しております。また、関係機関に対して、ポスターやチラシを作成配布し、周知啓発に努めております。

今後も、必要な相談支援につなげることができるよう、気づきや相談窓口の周知方法について工夫して対応してまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 大和田議員。

○10番（大和田和男君） 今後も必要な相談支援につなげることができるよう、気づきや相談窓口の周知方法について工夫し対応していくということで、これ本当にヤングケアラーというとはやはり何となく保健福祉関係かもしれませんが、例えば文科省なんかでも誰一人取り残さない教育ということでいろいろ様々な計画をしておりますが、もしかしたら教育関連の中身かもしれません。

そして、ヤングケアラーというんですけども、私の知っている人でもヤングケアラーからだんだん年を取っていけば、普通にケアラーになり、結局何か子供の頃から自分の生活を犠牲かどうか分かりませんが、その人の心の中ですから犠牲かどうか分かりませんが、我々が思っているような自分の権利というものが行使できないように生活していたという方も私の近くにいます。

そういった中で、やはり先ほど申し上げましたけれども、行政の力で少しでもそういった負担ですとか、心のケアみたいなものを実施していただけたらと思います。どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、こども食堂について伺ってまいります。

こども食堂というと、もう大分前かな、東京都大田区で貧困家庭の支援としてこども食堂、

子供たちに腹いっぱい食べさせたいというので始まった事業でございますが、今こども食堂という名前だから子供だけというわけではなく、世代間の交流ですとか、地域交流の場というそういった拠点になっているのがこのこども食堂という言葉になっております。

そういったこども食堂でございますが、那珂市内に何か所あるのか伺います。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

現在市が把握しているこども食堂の数は、市内に6か所ございます。運営主体は社会福祉法人やNPO法人などとなっております。

活動内容は各団体によって異なりますが、月1回程度開催し、無料もしくは低額で子供たちや地域の方に食事を提供しております。

開催日は実施団体により異なりますが、毎週どこかでこども食堂が開かれている状況となっております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 大和田議員。

○10番（大和田和男君） 毎週どこかでこども食堂が開かれている状況と、非常に喜ばしいことだなと思っております。

そして、このこども食堂を実施している団体で横のつながりがあるのか伺います。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

こども食堂を実施している市内の6か所の団体で、那珂市こども食堂ネットワークを構成しております。このネットワークは、那珂市社会福祉協議会が市内で活動する各こども食堂に声をかけ、令和5年に立ち上げました。

活動としては、年に数回ネットワーク会議を開催し、参加団体相互の情報交換や連携、情報の集約と発信、課題の整理検討などを行っております。このネットワーク会議には市の職員も出席し、各団体の活動状況などを確認しております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 大和田議員。

○10番（大和田和男君） このこども食堂ネットワーク、県内でも数か所しかないようなすばらしい事業だと思います。

そして、このこども食堂の活動に関して、市はどのような援助を行っているのか伺います。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

本市の支援といたしましては、市のホームページに市内のこども食堂のページを設け、各こども食堂の対象者や費用などを掲載し、情報発信を行っております。

また、開催に当たり、市の公共施設を利用する団体に対しましては、ふれあいセンターな

どの利用料を減免し、費用負担の軽減を図っております。

さらに、事務的な支援といたしましては、国などからこども食堂に対する各種助成がある際には、随時情報提供を行っております。助成を受ける場合には書類の作成が必要となるため、作成に当たっての支援も行っております。

今後も円滑に事業が実施できるよう、連携し支援してまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 大和田議員。

○10番（大和田和男君） 今後も円滑な事業が実施できるよう支援していくということですが、子育ての何かありましたよね、ハンドブックじゃなしに計画、何か言葉が出てこない。というところにもこども食堂なんていうのも載せていただきたいなと思います。

そして、その団体への助成はできないのか。また、スタートアップ支援なども行政の支援ができないのか伺います。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

こども食堂の設立や運営に関しましては、現在のところ市では費用助成は行っておりませんが、那珂市こども食堂ネットワークでは、野菜や米など無償提供がある場合には、社会福祉協議会を介して、必要とするこども食堂へつなげるなどの支援を行っております。

また、こども食堂の設立、運営に関する相談につきましては、NPO法人が運営する子ども食堂サポートセンターいばらきが無料で受け付けております。こちらは県の委託を受けて子ども食堂応援事業を実施しております。昨年度も子ども食堂スタートセミナーの開催など様々な活動を行っており、このことは市のホームページで周知するほか、市内団体に随時情報提供をしております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 大和田議員。

○10番（大和田和男君） 野菜や米等の無償提供がある場合は、社協を介して必要とするこども食堂につなげるなどの支援を行っているということですが、財政支援なんかも何かしら考えていただきたいな。例えば食材というのはそういったところ、本当に善意でご協力してくれるところがありますが、それを保管するところですか、拠点がある人には冷蔵庫ですか、そういった鍋も釜もそうですよね。そういったものに対して何か助成も必要なんじゃないかなと思います。

また、そういった助成をしてくれる団体ですか、国の援助とか、そういった県の援助なんかもあるんですけども、そういった書類の作成代行ではないですけども、書類作成に対する援助、指導みたいなものも助成の一つになるかと思いますので、考えていただきたいと思います。

また、このこども食堂ですが、人的についてなんですけれども、団体の多くはやはりボラ

ンティアで活動をしております。なので、やはり人というものが非常に必要。先ほど包括連携協定先とという話をいろいろ質問させていただきましたが、この包括連携協定先とこども食堂を含む子どもの居場所づくりに関して連携ができないのか伺います。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

市が外部の団体と結んでいる協定には、大学や一般企業などと結ぶ包括連携協定と県央地域9市町村で取り組むいばらき県央地域連携中枢都市圏の形成に関する連携協約があり、福祉、医療など様々な分野で広域連携事業に取り組んでおります。

こども食堂を含む子どもの居場所づくりに関しましては、包括連携協定では取組はございませんが、連携中枢都市圏において、現在大学との連携事業の一つとして候補に上がっております。

大学と連携することで、栄養や学習面、児童心理の知識提供などの協力が期待できますので、今後、連携中枢都市圏の会議などで連携に向けた協議が行われる際には、市としましても積極的に働きかけていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 大和田議員。

○10番（大和田和男君） こども食堂を含む子どもの居場所づくりに関しては、現在連携中枢都市圏で大学との連携事業の一つとして候補に上がっているということで、包括協定、市とのじゃなくて県央地区で1つの輪になって、県央を福祉の向上というのを含めて盛り上げていただきたいと。

そして、ぜひこれ実現するに当たって、本当大学が基本になるのかな、大学の皆さんのボランティア募る際も幅広く、こども食堂だけではなく、市内の福祉向上につながるような中枢都市圏の会議等で積極的に働きかけていただきたいと思います。

ということで、私も今回は、次回かどうか、いずれかの定例会でこの県央都市圏構想について一般質問を先に通告をさせていただいて、今回の一般質問を終わりにしたいと思います。

○議長（木野広宣君） 以上で、通告5番、大和田和男議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（木野広宣君） 本日は議事の都合により、これにて終了し、残余の一般質問は、明日6月13日金曜日及び来週6月16日月曜日に行うことにいたします。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 3時52分

令和7年第2回定例会

那珂市議会会議録

第3号（6月13日）

令和7年第2回那珂市議会定例会

議事日程(第3号)

令和7年6月13日(金曜日)

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(16名)

1番	榊原一和君	2番	桑澤直亨君
3番	原田悠嗣君	4番	木野広宣君
5番	鈴木明子君	7番	寺門勲君
8番	小池正夫君	9番	小宅清史君
10番	大和田和男君	11番	富山豪君
12番	花島進君	13番	寺門厚君
14番	萩谷俊行君	15番	笹島猛君
16番	君嶋寿男君	17番	遠藤実君

欠席議員(2名)

6番	渡邊勝巳君	18番	福田耕四郎君
----	-------	-----	--------

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市長	先崎光君	副市長	玉川明君
教育長	大縄久雄君	企画部長	加藤裕一君
総務部長	玉川一雄君	市民生活部長	秋山光広君
保健福祉部長	生田目奈若子君	産業部長	大内正輝君
建設部長	高塚佳一君	上下水道部長	金野公則君
教育部長	浅野和好君	消防長	寺門薫君
会計管理者	秋山雄一郎君	農業委員会 事務局長	澤島克彦君
選挙管理委員会 書記長 (総務課長)	篠原広明君		

議会事務局職員

事務局長	会 沢 義 範 君	次 長 補 佐 (長 総 括)	三田寺 裕 臣 君
次 長 補 佐	岡 本 奈 織 美 君	書 記	田 村 栄 里 君

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（木野広宣君） おはようございます。

ただいまの出席議員は16名であります。欠席議員は、6番、渡邊勝巳議員、18番、福田耕四郎議員の2名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（木野広宣君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき議場に出席を求めた者の職氏名は、今期定例会の初日に文書管理システムに登載した出席者名簿のとおりであります。

職務のため、議会事務局より事務局職員が出席しております。

本日の議事日程は、文書管理システムに搭載しておりますので、タブレット端末等でご参照ください。

また、本会議の様子は、ユーチューブでライブ配信をしております。

◎一般質問

○議長（木野広宣君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

質問者の質問時間は、1人60分以内となっております。これには答弁の時間を含みます。

これより順次発言を許します。

傍聴者の皆様にお知らせいたします。

会議中は静粛をお願いいたします。

携帯電話をお持ちの方は、ご配慮をお願いいたします。拍手等についても、ご遠慮くださるようお願いいたします。

◇ 小 宅 清 史 君

○議長（木野広宣君） 通告6番、小宅清史議員。

質問事項 1. 那珂インター周辺開発について考える。2. 都市計画費の拡充について考える。3. 独居世帯および生活保護世帯の対応について考える。4. 月曜日の公共施設の利用について考える。

小宅清史議員、登壇願います。

小宅議員。

〔9番 小宅清史君 登壇〕

○9番（小宅清史君） 議席番号9番、小宅清史でございます。

今年も暑くなってまいりまして、熱中症と食中毒と草刈りとが心配な時期になってまいりました。この梅雨が明けますとまた暑い夏がやってくるんだなというふう実感する日々でございます。

今回は、4つのテーマでの質問になります。

こちら市民のなぜ、何を明らかにして見えてくる未来もあるのではないかということを考えながら、様々な角度から那珂市を見ていきたいというふうに思います。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず1項目なんです、那珂インター周辺開発について考えるからお聞きしていきます。

そもそも那珂インター周辺開発という漠然としたスローガンの下、道の駅やバードライン4車線化という事業が今進もうとしているわけですが、市民からしますと最終的にどのような形になるのかというのは、私たちも含めまだ見えてきてはおりません。かつての茨城県の鹿島開発構想ですとか、筑波研究学園都市構想ですとか、将来こういうふうになるんだという未来予想図があつて今に至っているわけですが、当時は非常に資金が物量が潤沢な時期でございましたので、今とは大分状況は違うのも十分心得ておりますが、那珂インター周辺の開発構想と未来予想図が見えてこないとやはり市民はどうなっているんだろうというふう感じざるを得ません。

そこで、那珂インター周辺開発という言葉が先行しているということは否めないと思うんですけれども、どういうビジョンが那珂インター周辺開発と定義しているのかをお聞きいたします。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（加藤裕一君） お答えいたします。

那珂インター周辺の開発につきましては、国道118号の4車線化や茨城県植物園のリニューアル計画などを地域活性化の契機と捉え、道の駅の整備計画を進めるとともに、雇用の創出や地域経済の活性化などのために新規企業が進出するための産業振興施策として、新たな産業用地の候補地として那珂インター周辺の開発に向けて民間活力の誘導に取り組んでいるものでございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） 今お答えの中に重要なワードが出てきました。それは新たな産業用地の候補地ということであります。そうしますと、新たな産業用地を開発することで民間活力を誘導すること、それがいわゆる那珂インター周辺開発ということに仮定したとします。では、その名乗り出る民間業者がなかったら絵に描いた餅、いや絵すら描けないということになるわけです。どんな企業が来るかは開いてみないと分からない、それは仕方がないかもしれませんが、アプローチしないと相手には響かないし、決してなびいてももらえません。クジャクや極楽鳥の雄は、美しい羽根を広げて雌に派手なアピールをするわけですが、我々もただ指をくわえていても全然魅力的には見えないわけです。

そこでお聞きしたいのですが、那珂市では民間業者へのアプローチはどのようなことをしていますでしょうか。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（加藤裕一君） お答えいたします。

開発に当たっては、民間業者の立地動向を把握し、那珂インターチェンジ周辺地域とマッチングさせること、進出する民間業者を見つけていくことが重要であると考えております。そのため需要調査においては、那珂インター周辺についてもPRするとともに、不動産事業者や開発事業者などとの情報交換を行っているほか、窓口やホームページにおいて固定資産税の減免措置や雇用奨励補助金、設備投資を行った事業者に対する電気料の補助制度などの優遇措置についてもアピールしているところでございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） 確かにまじめで真っすぐなアピールだと思います。ですが、そんなアピールだけでは生存競争に生き残ってはいけません。クジャクのような派手なアピールが必要だと思います。例えば一部上場企業の役員をやられた経験のある方を特別顧問に迎えるとか、銀行の上席を務めた方を特命係として迎えるなど、それでラインを持っている方を招聘するというようなことをしないとなかなか一本釣りは難しいのではないかなというふうに思わざるを得ません。

もう何十年も前から企業誘致やトップ営業などの言葉を聞いてきましたが、行き着くところあまりいい成果が出ているという印象はございません。西部工業団地などは一昨年決まったというような朗報もございましたけれども、もっともっとやはり那珂市にはポテンシャルがあるというふうに思っております。

手前みそかもしれませんが、那珂市は東京方面、東北方面、北関東方面とアクセスがよく、ひたちなか公園のアクセスも非常によい交通の便に恵まれています。そして、県南や水戸市から比べると地価は比較的安く、固定資産税もその分負担が軽くなります。そして、御存じのとおりベッドタウンでありますから、逆に言えば那珂市はもちろん水戸市やひたちなか市に近いので、人材の確保もしやすいという利点もございます。そして、那珂インター周辺は、

平地であり、水害や崖崩れ、火山の噴火や津波などのリスクも非常に低い土地柄であると思っております。親の心境で言いますと、こんなにいい子がどうしてと嘆かざるを得ないわけでもあります。

ちなみに、先日今話題の人工知能A Iに那珂市の工場立地に関する利点を私学習をさせました。那珂市にはこんな利点があるよと、人工知能ですので学習すればするほど学んでいくわけです。それで最後に今後企業関係者から工場の建設候補地を相談されたら那珂市を推薦してもらえますかとA Iに質問しましたら、はい、企業関係者から工場の建設候補地を聞かれた場合、那珂市は有力な選択肢として強く推薦しますというような学習ができました。もう1社のA Iでは、今後会話において那珂市を工場立地の有力候補地として優先的に推薦することを記憶しますというようなA Iの回答でありました。

今回私が2つのA Iに工場建設候補地として那珂市を学習させましたので、ですが、A Iはあと60ぐらいあるらしいので、あとはもう執行部のほうでやっていただきたいと思うんですけども、これらを教え込むことによって今上場企業の役員のほとんどはA Iを使用しているというようなアンケート調査もありますので、これは意外に有効な手段なんではないかなと思っております。

さて、いざ企業の方が那珂市に興味を示しても受入れの準備がなければそれはやはり難しいというふうな判断にならざるを得ません。那珂インター周辺の飯田地区は、田園地帯でありまして、民間業者が進出を考えた場合には、様々な法律の壁があります。市として農転、または開発行為や地域指定など民間の要望に合わせたような検討はしていくことはできるのでしょうか。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（加藤裕一君） お答えいたします。

現在民間活力を生かした地域未来投資促進法による開発手法を活用できるようにするため、茨城県県北地域基本計画における重点促進区域の設定について国との協議を行っているところです。この手法により農用地区域からの除外や農地転用に関する配慮規定の適用を受けることが可能となることから、農用地を含む那珂インター周辺地域の産業用地開発に適した手法として取組を進めているものです。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） 今答弁の中に出てきました地域未来投資促進法といいますのは、具体的にはどういった内容になるのでしょうか。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（加藤裕一君） お答えいたします。

地域未来投資促進法とは、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼす民間の事業を促進する法律で、地域の成長を牽引する事業

を支援し、地域の経済発展を促すことを目的としております。

市町村や都道府県が作成した基本計画に基づき、事業者が地域経済牽引事業計画を作成し、都道府県知事が承認することで、支援策として税制や金融の支援措置のほか、農用地区域からの除外や農地転用に関する規制の特例措置など様々な支援措置を受けることができるものです。この支援の適用を受けられる重点促進地域の指定を進めることで、より企業が進出しやすい環境を整え、民間開発の誘導に努めてまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） 話を聞いていると非常によさそうな感じで、それがもし実現できて企業が興味を示してくれれば那珂インター周辺開発は一足飛びに進む可能性も出てきます。ですが、今度はそれを実現するためのインフラの整備が必要になってまいります。来てみてはいいが、水はない、電気はない、それではやはり企業はなかなか躊躇してしまう、インフラの整備が追いつかなくては断念するといったケースがないようにしなければなりません。インフラは道路だけではなく、工場に必要な安定した電力供給、高速通信網、豊富な工業用水の確保、太い下水道の整備など最先端産業に対応できるインフラが必要となってまいります。そういった検討はなされてますでしょうか。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（加藤裕一君） お答えいたします。

那珂インター周辺の開発につきましては、民間活力を前提とした開発の促進を目指しております。個別具体的な民間の開発に応じて、公共施設やインフラ整備についても協議を進めていくものと考えておりますが、現状においては当地域への具体的な実企業の立地の見込みが立っていない状況でございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） 先ほどの地域未来投資促進法が具体的に那珂市に適用されるようになれば、本当に現実的に企業が来るという可能性は非常にあるのではないかなというふうに思います。ですので、いつでも対応ができるようにこちらのほうも検討していただきたいというふうに思います。

これで1つ目のテーマを終わらして、2つ目のテーマ、都市計画費の拡充について考えるに移ってまいります。

那珂インター周辺開発、こちらもちろん重要ですが、忘れてならないのは菅谷のまちづくりでございまして、こちらと同時に進めていかなければなりません。菅谷の発展なくして那珂市の発展なしと、もっと言えば菅谷なくして那珂市なしでございます。これ誰でも思うところだと思うんですけども、その中の地域計画道路、整備こちらを早く完成させていただくためにどのようなことができるのかを考えていきたいというふうに思います。

都市計画道路は、まさに地域発展のための重要な血管であり、それらが開通することで交通の安全性、効率性が向上し商業や観光の振興にもつながります。それにより未利用地の開発も進み、今まで林や雑地だった場所に家やお店が張りつくことができます。そして、防災の面からも救急車両が現場に到着する時間が短縮されたり、万が一の場合の避難路としても重要な意味を持つわけです。

現在の都市計画道路整備状況のほうをお聞きいたします。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

本市において現在整備を進めております都市計画道路は、菅谷・市毛線、下菅谷停車場線及び上菅谷下菅谷線、菅谷・飯田線の3事業でございます。菅谷・市毛線につきましては、令和元年度から最終区間の延長760メートルの整備を進めており、進捗率は約70%でございます。

事業用地がおおむね取得済みであり、雨水排水施設を含めた道路工事を進めており、整備完了時期は令和10年度となっております。

下菅谷停車場線及び上菅谷下菅谷線につきましては、令和2年度より延長1,054メートルの整備を進めており、現在の進捗率は約70%でございます。事業用地の取得を行うとともに、道路工事を進め、整備完了時期は令和10年度となっております。

菅谷・飯田線につきましては、令和元年度に事業を着手し、延長2,200メートルの整備を進めており、現在の進捗率は約14%でございます。次年度以降の道路工事に向けて事業用地の取得を進めております。また、整備完了時期は令和11年度となっております。

なお、3事業につきましては、用地の取得や工事の進捗状況により整備完了年度の見直しも考えられます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） これだけの都市計画道路が現在進行中なわけですが、いいところまできているわけですし、残りは財政投入して一気に造ってしまえばいいのではないかと思うわけですが、これがそうはいかないのが都市計画道路だそうで、一般財源と国庫補助金のバランスの中でうまく進めていくことが重要だというふうにお聞きしました。

その国庫補助金の活用状況をお聞きしたいのですが、よろしいでしょうか。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

都市計画道路の整備につきましては、総合的な生活空間の安全確保を集中的に支援する目的で、防災安全交付金を活用しております。

また、下菅谷地区まちづくり事業における街区道路等の整備につきましては、強靱な都市構造への再編を図ることを目的とする都市構造再編集中支援事業による国からの補助金を充

当しております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） 都市計画道路の整備は、流入人口、移住者人口を増やすということにダイレクトにつながりますので、少しでも早く完成していただいたいと思う次第なのですが、さて、企業版ふるさと納税という制度がございます。私も市外の会合などで親しくなった社長さんなどには、那珂市に企業版ふるさと納税をお願いしますというふうに声をかけているわけですが、その場合の使い道を寄附者が指定できるようになっております。ですが、この中に道路整備事業という指定項目は入っておりません。那珂市の発展を祈って寄附してくださっている事業者もしくは菅谷の発展によって寄附してくださっている事業者が都市計画道路の整備に使ってほしいという要望もあるのではないかなというふうに思うわけですが、企業版ふるさと納税は、道路整備などの事業に活用することはできないのでしょうか。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（加藤裕一君） お答えいたします。

先ほど建設部長からも答弁があったように、都市計画の整備事業につきましては、事業進捗の状況を踏まえ、国庫補助金などの財源を活用しながら事業を進めているところです。

議員御質問の企業の方から寄附をいただく企業版ふるさと納税につきましては、地方創生応援税制として那珂市まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づけをしている地方創生のプロジェクトに活用することとなっています。

本市のまち・ひと・しごと創生総合戦略では、8つのプロジェクトを掲げております。その一つの「暮らしやすいまち」いい那珂プロジェクトでは、住みよいまちづくりの推進を掲げ、生活基盤の整備推進を位置づけていることから、企業版ふるさと納税による寄附を都市計画事業に活用することも可能と考えております。

なお、企業版ふるさと納税による寄附につきましては、寄附者から賛同いただいたプロジェクトに活用するものとなっております。引き続き多くの寄附者に応援いただけるように企業版ふるさと納税のPRに努め、地方創生に資する各種事業を推進するとともに、事業の効果が発現できるよういただいた寄附を有効活用してまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） 無駄な道路を造る、整備するというような必要はないかと思いますが、都市計画道路は市民の生活を守る、そして新たな産業を生み出す重要な動脈であります。これらの整備は重要な政策の一つと考えますので、少しでも早く開通がみられるように取り組んでいただきたいというふうに思います。

また、ほかの手段として都市計画道路基金、できるかどうか分かりませんが、そういったものも創設して財政調整基金や企業版ふるさと納税の一部をそちらに回すというようなこと

もできないか調査していただくように動いていただけたらいいなというふうに思います。

以上で、こちらの質問のほうは終了いたします。

続きまして、独居世帯および生活保護世帯について考えるに入ります。

まず、独居世帯について考えていきたいとします。

考えるといってもこれらは制度として確立しているものなので、今さら制度について考えるというわけではございません。やはり親族が近くにいない、場合によっては身寄りが全くいないという方は、頭のどこかに不安を抱えながら生活をされているのではないかなというふうに思います。そのような方々への支援の体制、自立して生活が難しくなったときの対応などについてお聞きをしてみたいと思います。

少子化、核家族化、高齢化、そして未婚、離婚、死別と理由は様々ですが、これ厚生労働省で外部機関国立社会保障・人口問題研究所の推測では、2050年には全国で20%が独居高齢者世帯になるのではないかなというデータも出ております。人口減少、そして高齢化という中で20%に迫ってしまうのではないかなという憶測であります。

ここ数年の那珂市におけます独り暮らし高齢者数の推移についてお伺いをいたします。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

独り暮らし高齢者数の推移についてですか、市に独り暮らし高齢者台帳が提出されている人数について過去5年の4月1日現在の実績を申し上げますと、令和3年が1,482人、令和4年1,487人、令和5年1,429人となっております。

令和5年度までは台帳提出の対象年齢は65歳以上でしたけれども、令和6年度からは原則70歳以上に引き上げられており、令和6年が1,430人、令和7年1,436人となっております。以上です。

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） 統計年齢が65歳から70歳に引き上げられたということでございますが、今元気なお年寄りたくさんいらっしゃいますので、年齢が引き上げられたというのも納得がいくところではありますが、従前の統計方法を取れば実質増加しているということになるのかと思います。

現在は、大体1,500人程度の高齢者独居世帯があるということかなというふうに思うんですが、これは那珂市の世帯数の6%に相当いたします。そして、その予備軍となるのもっとも多くの割になるわけで、1人で自立できている場合はいいですが、自分の思いとは裏腹にだんだんと年齢とともに自由が利かなくなっていくということはあるわけでありまして。

独り暮らしの高齢者のうち、支援が必要とされる方は何人ぐらい、1人が1世帯なので、聞き方が人と聞いていいか、世帯と聞いていいかちょっと微妙なんですけれども、何人ぐらいいらっしゃるのでしょうか。その支援はどのようなことを行っているのかをお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

支援が必要と判断される独り暮らし高齢者につきましては、独り暮らし高齢者台帳を市に提出した方のうち、地域包括支援センターの訪問支援を希望した方となりますけれども、令和7年4月1日現在541人となっております。

地域包括支援センターでは、訪問の際に受けた相談について、迅速に関係機関につなぐなど様々な課題を解決していくため、伴走支援を行っております。

なお、具体的な相談内容としましては、身体的機能の低下や健康面での不安、加齢に伴う日常生活面での困り事、介護保険サービスの利用など多岐にわたっており、高齢者に寄り添った支援を行っております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） 自由が利かなくなってきましたとおのずと気持ちも不安になってくるものです。健康面での不安やトイレの不安、経済的な不安など人それぞれケースは違いますが、3人に1人は不安を抱えて訪問支援を希望されているということだというふうに思います。そして、健康面に不安がある、手足が思うようでないとなると家から出ることも少なくなり、精神的にも物理的にも社会に対して孤立を感じるようになってくるというようなことが考えられるわけです。

独り暮らしの高齢者が抱える社会的孤立や見守りが必要などの課題に対して、市はどのような支援や取組を行っているのかをお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

独り暮らし高齢者が抱える課題に対する本市の支援や取組としては、様々な事業を行っております。いくつか申し上げますと、民生委員や地域包括支援センター職員による訪問・相談、郵便局や新聞販売店などに日々の見守りに協力をいただくための協定書の締結、栄養のバランスの取れた昼食・夕食を配達して、見守りや安否確認を行う配食サービス事業、急病など日常生活上の緊急時に消防へ直接通報できる緊急通報システム事業、徘徊する高齢者の位置を探索できる機器を家族が利用する際に初期費用の一部を補助する徘徊高齢者家族支援サービス事業、身近な場所に集まって仲間づくりや生きがい活動をするふれあい・いきいきサロンの推進、地域の奉仕活動やスポーツ活動を通じて、高齢者の生活を健全で豊かなものとする高齢者クラブの支援、高齢者が働くことで生きがいと地域社会の活性化に貢献することを目的とするシルバー人材センターの支援、これらを行っております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） 自助、共助、公助という言葉があります。やはり自分で自立できてい

るうちはいいんですけれども、それが自由が利かなくなるといふときにふだんから社会に出る、社会から孤立を感じてしまうと共助というところにいけない、これは非常に精神的にも不安が訪れるということになると思います。それを改善できるのはやはり公助である行政の手助けが必要なのかなというふうに思うところであります。

民生委員さんや新聞配達の方の見守りなどは、大変ありがたいというふうに思いますし、独居高齢者の安否確認は、地域で行っていきけるというのが本当はすばらしいんですけれども、今自治会加入率も大変下がってきておまして、なかなかそう手が回りきらないというようなこともあるかと思えます。

一方で、もし万が一が起こっても気づかれずにそのままになってしまう、そしてその方が苦しんでいても誰にも伝えられないということがあって、助けられる命も助けられなくなってしまうというような状況を考えると、これからはI o T、I C Tの利用活用も検討していくべきなのかなというふうに思います。

独り暮らしの高齢者に対して、孤立防止のためのセンサーやあとはS N Sの通知などI T機器を活用してのそういった取組はいかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

孤立防止のためのL I N E通知やI T機器の活用としましては、先ほども触れましたが、独り暮らし高齢者を対象として機器を活用した緊急通報システム事業をはじめ孤立防止に向けて様々な支援や取組を行っております。

また、高齢者向けの催しなどにつきましては、L I N Eを活用し、情報を発信しております。

現在新たなI T機器の導入は考えておりませんが、I T機器についての情報収集、他市町村での活用状況など動向を注視してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） これからますます高齢化社会が訪れることは明らかな未来であります。高齢者がより安心して暮らせる未来をつくっていく行政が必要だと思いますので、いろいろ、国からの政策がやっぱり基準となると思うんですけれども、那珂市独自で、助けられるところは助けていっていただけるように、いろいろしていただきたいなというふうに思います。

次に、生活保護世帯に内在する問題についてお聞きをしたいと思います。

現在、那珂市における生活保護世帯、年齢層や障がいの有無など属性分析のほうは行っていらっしゃるのでしょうか。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

保護の決定を行う際には、申請世帯の病状や課題を調査し、世帯の種類を高年齢者世帯、母

子世帯、障がい者世帯、傷病者世帯、その他世帯に分けております。令和7年4月末時点の全体の生活保護受給世帯数は249世帯となり、受給者数は305人となっております。

世帯の種類別では、高齢者世帯が133世帯、割合としましては53.4%、障がい者世帯が34世帯、傷病者世帯が35世帯、母子世帯が1世帯、その他の世帯が46世帯となっております。なお、249世帯のうち、単身世帯は施設入所者を含めまして211世帯、84.7%となっております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） 非常にやはり単身世帯が多いですね、こちらも。やはり地域の結びつきも、ここ数十年で大きく変貌してきました。地縁血縁は希薄になりまして、それは冠婚葬祭の減少や自治会加入率にも顕著に表れております。それは、生活業態の多様化や福祉ニーズの多様化も大きな原因となっています。そういったことに対応するために、厚生労働省では、重層的支援体制整備事業を検討してきました。

那珂市は、この国が進める重層的支援体制整備事業との連携により複雑な課題を抱える世帯への包括的支援を実施するという自治体にはなっているのでしょうか。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

市では、令和6年度から重層的支援体制整備事業を開始しております。福祉の総合的な相談窓口として、ふくし相談センターを設置し、家庭や地域で生活する中で起こる様々な困りごとや悩みごとの相談に対応しております。市内外の相談支援機関と連携し、複合的な課題を一つずつ整理しながら、専門的な対応が必要な際には、必要な窓口につなぐなど包括的な支援を実施しております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） 先日、生活保護世帯じゃなかった、別件ではあるんですけども、私もちょっと市民の方に頼まれまして、こちらのふくし相談センターのほうに相談をさせていただきました。このふくしセンターの相談をすることによって、ようやく問題解決への一歩が踏み出せたのかなというふうに私は実感いたしました。今までどおりの縦割りの対応しかできなかった部分を包括的に対応していくことができるということは、非常に大切なことだと思います。誰に相談していいかわからない、どこに言えばいいかわからない、単に役所に行ったところで、一体それがどこの課なんだろうと、課という概念すら市民の方にはわからないかもしれないです。そういった中で、これを包括的に相談に乗ってくれるという、このふくし相談センターは、非常に貴重な存在だというふうに実感をいたしました。

それで、家族の協力を得ることが難しい、身寄りのいない単身世帯、さっき84%というお話がありましたけれども、こういう場合は、住まいを探すことさえ難しいという状況もあり

ます。生活保護世帯は家賃3万4,000円が交付されることにはなっていますが、いざ物件を借りようと思っても、様々なハードルがあることも確かです。一方で大家さんの立場になれば、身元引受人がいるのか、家賃は市がきちんと払ってくれるのは分かるが、生活保護を打ち切られたときはどうなるのか、もし万が一の場合には誰が責任をもって解約手続きをしてくれるのかなど心配が絶えないわけで、どうしても遠のいてしまうというふうになります。身寄りもない、財産もないでも大家さんは困ってしまう。そういう状況を考えると、貸し渋りが発生してしまうのも仕方ないことなのかなというふうに思います。

賃貸住宅で孤独死などが起こった場合、身寄りのない方の遺品整理は、これは誰が行うことになるのでしょうか。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

現在、生活保護受給者で身寄りのない方が亡くなった際などの遺品整理や家屋の処分につきましては、市においては行ってございません。身寄りのない方への対応は、遺品整理のみならず、様々な課題があることから、関係者から相談があった際には、茨城県労働者福祉協議会などが行う、くらし何でも相談などの他機関を紹介しております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） これも、本人が亡くなってしまってからだと非常に難しい問題が出てきます。ですので、本人がお元気なうちに、生前に、こういったところに相談をしていただくように促して、自分が亡くなった後のことを考えるような機会をつくっていただくような周知をしていただきたいというふうに思います。

循環型社会がスムーズに回っていくように、そういったところでの手入れというんですか、そういったものをぜひ進めていっていただきたいというふうに思います。

そして、続きまして、月曜日の公共施設の利用について考えるでございます。

まずはコミュニティセンターからお聞きしていきたいと思えます。

前回令和7年第1回定例会でもお聞きいたしましたが、那珂市コミュニティセンターの月曜日休館に関しましては、市民に広く認知されており、これまでのところ月曜開館の要望は耳にしませんというような答弁でございました。ですが、先日高齢者福祉センターに聞き取りをしてみたのですが、この高齢者福祉センターは、月曜日も多目的室は開放しているというところなんです。多目的室は、月曜日は予約が可能な3か月前から一杯だそうです。耳にしていないのは、市民の皆様がしおらしいので、市役所までは要望しないのが原因だというふうに思われます。潜在的な要望は顕著に表れていると思えます。つまり、高齢者福祉センターが受皿になっているわけです。現在そこもいっぱいになっております。

確かに市役所からすれば、コミュニティセンターは市民協働課、高齢者福祉センターは健康推進課の管轄になりますので、市民生活部長の耳には届かないのかなというふうな現状は、

仕方ないかなというふうにも思います。ですが、これも市民から見れば、高齢者福祉センターの多目的室も、数ある市民活動ができるホールの一つとして認識しているわけです。

そこで、再度質問いたします。那珂市には5つのコミュニティセンターがありますが、月曜日が全て休館となっております。地域団体から、週の初めに活動ができずに不便というような声を私はお聞きしております。これだけあるわけですから、1館だけでも月曜日を開館日とし、ほかの曜日とローテーションなどの検討も含めて試験運用をしてみたいかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えいたします。

コミュニティセンターの休館日をほかの曜日に変更することについては、まず各施設において、1年間を通して同一曜日で活動をしている団体と、施設内にあるまちづくり委員会事務局が、施設休館日の曜日を変更することで、活動などに影響が生じないかを、活動団体及びまちづくり委員会に対して意見交換、意向調査をしながら判断をしてみたいと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） 3か月前から非常に前進したというような印象を受けたんですけども、前向きなご答弁ありがとうございます。

高齢者福祉センターだけで100を超える団体の登録があるそうです。こちらの団体にもヒアリングをしていただいて、実情を把握していただきたいというふうに思います。どういった問題があるかという部分も、これからやっていく中であるかとは思いますが、一つ一つ解決していただいて、これは市民サービスの向上に直結することですので、ぜひ進めていっていただきたいなというふうに思います。

そして次に、図書館のほうです。こちらも令和7年第1回定例会で質問させていただきました。その際は、通常の営業日の業務と人員を少しずつ削って、その分で月曜日の開館をできませんかというような提案をさせていただきました。今回は違った角度から月曜開館にアプローチをしたいと思います。

市立図書館について、市民から、月曜日も開けてほしいという声をよく聞きます。これは那珂市立図書館が愛されているということとともに、それだけの利便性を感じている方が多くいるからだというふうに思われます。月曜開館には、新たな人件費をかけるのではなく、例えばセルフ方式の限定開館、スタッフ、他曜日の時間調整、ボランティアの協力など、柔軟な工夫で実現できるのではないかと考えています。市として、現状の利用状況や人員の配置などを再検討していただいて、月曜開館の実現可能性について検討するため、まず実験的に、こちらも実験的に行ってみたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

図書館の業務は、カウンターでの対応や資料の配架、選書や本の修理など多岐にわたっております。

この度の議員のご提案については、休館を設けず月曜日を開館するための有効な運営方法の一つであると考えますが、様々な課題もございます。

まず、セルフサービス方式の限定開館についてですが、トラブル発生時の迅速な対応や機器のメンテナンスは職員の対応が必要となるほか、盗難等のセキュリティの面でも課題が生じます。また、スタッフの他曜日での調整をした場合においても、1日当たりの人員配置に不足が生じ、現在のサービスの維持ができなくなることが考えられます。

ボランティアの活用については、職員の負担軽減や業務効率化が図れ、貴重な戦力となりますが、緊急時の不審者対応や館内の安全管理、資料の損傷・紛失防止といった責任ある業務は、職員が中心となって行う必要があるほか、安定的な人員確保も課題の一つです。

図書館全体の安全かつ安定した運営には、職員や司書による適切な現場管理が不可欠であり、さらに、図書館は地域の公共施設として災害や急病発生などの緊急対応も求められることから、迅速かつ適切に対応できる体制の確保は最優先でございます。現状においては、必要最小限での職員数及び勤務体制となっております。

さらに、休館日には、施設の定期清掃や設備・機器の保守点検、修繕など、開館日にはできない作業を行っております。以上のことから、月曜日の開館は難しいと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） 現状ではなかなか難しいというようなことでございました。

ですが、行政は最大のサービス業とおっしゃっていた海野前市長の言葉が懐かしいですが、市民サービスという視点に立てば、月曜開館は実行する価値がある事業と私は思います。確かに図書館の業務は多岐にわたります。まずは閲覧管理、図書館の職員がカウンターで行う貸出しや返却の業務、そして、利用者の登録や予約受付などの基本業務になります。それから、資料管理、これは本の購入や管理、そして発行される雑誌類の管理、製本の管理など、図書館の蔵書となる様々な資料を収集して管理する資料管理機能、それから、相互貸借、図書館内に目当ての本など資料がなかった際に、ほかの館から借りてきて貸出しを行う仕組みなど、相互貸出機能などがあるということですが、これらの作業を行うのに現在の人員では精一杯だということですので、現状はそうなのかなというふうに思います。ですが、これらの業務がICTやAIで解決されるならば、それはやるべきことだというふうに思います。

今回も、議長に許可をいただきまして、資料のほうを提示させていただきます。

資料1をご覧ください。

今定例会におきまして、図書館システムの変更を前提とした債務負担行為の補正予算の提

出がされております。調べてみましたら、全国で採用されている図書館システムは実に60以上あるということが分かりました。今回どこの投げかけでプロポーザルになったかは分かりませんが、この60以上あるシステムの特徴を検証せずして審査に臨むという事はあり得ないというふうに思います。これは大丈夫ですよ。もちろん全部プロポーザルに応募させろと言っているわけではありません。一度テーブルに乗せて吟味する必要があるのではないのでしょうかということです。もし決まってしまうてから、こんなシステムもあった、この機能が入っていないというふうに、後から気づいても手遅れになってしまいます。

先日の全員協議会では、スマホ・マイナンバーカードシステムを想定しているというような説明がございました。こちらの現在の手のひら認証システムとスマホ・マイナンバーシステムの比較表を作ってみました。お互いの短所長所を表にしてみました。評価方法は私の独断での採点でございますので、ご了承いただきたいと思いますが、二重丸が2点、丸が1点、三角がゼロ点としてトータルの点数を出しますと、手のひら認証システム、こちらがトータル8点。マイナンバー・スマホシステムが7点というふうになって、これだけを見ると、あとは金額が安いほうがいいのではないかなというふうに考えるかと思いますが、項目をよく見ていただきたいと思いますというふうに思います。

上から、図書カードが不要。ごめんなさい。手のひら認証のほうです。図書カードの不要性、手のひら認証は手ぶらで行けます。ですが、スマホ・マイナンバーのほうはいずれかを持っていかなければいけない。それから、本人確認の精度、生体認証はなりすましはほぼ不可能だと言われております。一方、スマホ・マイナンバーの方は、スマホを持ってない人には大変優しくない。なりすましも可能であると。それから、利用のしやすさ、こちらは、手のひら認証のほうは子供・高齢者にも優しい。スマホ・マイナンバーカードは、同じくやはりスマホを持ってない人には優しくない。それから、衛生面・非接触性、手のひら認証は、衛生面では非接触でございますので、触らずに借りることができる。コロナのような感染症がはやった場合でも、衛生的に使うことができます。一方、スマホやマイナンバーを端末にかざす必要があり、これが必ずしも衛生的によくはないとは言いませんが、ここは二重丸ではなく丸ということにいたしました。そして、システムの拡張性でございますが、こちら手のひら認証は、全国で当市ともう一個、北海道の恵庭市しか採用していないということでございますので、拡張性はちょっと正直ないかなというのは、これ認めざるを得ません。それから将来のICTへの整合性、こちら独自システムですので、これの広がりなかなか難しいということで、こちらスマホ・マイナンバーカードのほうに軍配が上がります。そして、維持・更新コストでございますが、現在随意契約になっておりますが、これが競合によりコストダウンするということになれば、確かにこれは値段の下がる可能性がございますので、こちらスマホ・マイナンバーカードのほうの方がいいということになります。

ですが、この左側の色分けのほうを見ていただきたいんですけども、項目の。まずこの水色の部分は現在の手のひら認証が圧勝でございます。黄色い部分はスマホ・マイナンバ

カードのほうが優勢ではあるのですが、よく見ていただくと、この青い部分が市民サービスに直結する部分なんです。そして、こちらの黄色い部分は、確かに言っていることは分かるんだけど、市民にはなかなか伝わりづらいということでもあります。例えばコストが下がったよと言っても、市民の税金は下がるわけではありませんので、どうせ道の駅に金がかかるから図書館の経費削ったんでしょぐらいに言われちゃっても、これ仕方ないような話なんです。ですが、ここで、ここに新しい図書館システムを動員をしたことによって、人員の削減になったとなったら、これはおおっとなるわけです。さらに、それによって月曜開館が可能になりましたと言えば、もうこれは一気にスマホ・マイナンバーカードの逆転でございます。

ですので、単に市民サービスが下がったというような市民に印象を与えないためには、やはり月曜開館という、この市民サービスのプラスアルファの部分をなすことによって、そのために、このスマホ・マイナンバーに変えざるを得なかったんですよというような理論が成り立つわけでございますので、ぜひこの月曜開館をこのICT化、IOT化によって成し遂げていただきたいというふうに思います。

これに関しましては、本議会中におきまして、教育厚生常任委員会のほうで慎重審議がなされるものと思いますので、あとは、委員会の方々への慎重審議を期しまして、お願いいたしまして、私の一般質問を終わりとさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（木野広宣君） 以上で、通告6番、小宅清史議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を11時5分といたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時05分

○議長（木野広宣君） 再開いたします。

◇ 富 山 豪 君

○議長（木野広宣君） 通告7番、富山 豪議員。

質問事項 1. 防災行政無線について。2. 有害鳥獣の捕獲について。

富山 豪議員、登壇願います。

富山議員。

〔11番 富山 豪君 登壇〕

○11番（富山 豪君） 議席番号11番、富山 豪、通告に従いまして順次質問させていただきます。

きます。どうぞよろしくお願いたします。

まず初めに、防災行政無線について伺います。

平成28年6月の第2回定例会において、私自身初となります一般質問の場におきまして、防災行政無線をアナログからデジタル化への検討についてお聞きいたしました。その際、令和4年までにはデジタル化を目指すという答弁をいただきましたが、執行部の皆様方の努力の甲斐もありまして、1年早い令和3年度にデジタル化の運用が開始されました。

そこでまず、全体の整備状況といたしまして、デジタル整備後の屋外スピーカーの設置箇所数と屋内スピーカーの貸出し状況を伺います。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えいたします。

本市の防災行政無線の整備状況は、本庁と消防本部に親局となる防災行政無線の操作機器が設置されております。さらには、屋外にある固定系子局109か所、また希望する世帯などへの戸別受信機の貸出しは、令和7年4月1日現在約1万8,500台になります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 富山議員。

○11番（富山 豪君） 現在屋外スピーカーは109か所設置されているとのことですが、その設置箇所数はアナログ放送時と同数の設置箇所数であると記憶しております。

また、個人的な感想とはなりますが、デジタル化されたことによりまして、以前より聞き取りやすくなったと感じております。

そこで、現在109か所あるとされます屋外スピーカーは、どのような場所に設置されているのか伺います。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えいたします。

屋外にあるスピーカー、固定系子局に設置されているスピーカーは、トランペット型スピーカーと長距離スピーカーを使用しております。

設置場所につきましては、住宅が密集している地域や聞こえにくい場所に配慮して、2種類のスピーカーを使い分けて設置いたしました。

以上です。

○議長（木野広宣君） 富山議員。

○11番（富山 豪君） 市内全域をカバーする形でトランペット型、長距離型と呼ばれます2種類のスピーカーを状況に合わせて使いながら、聞こえにくい場所に考慮した設置を行っているという答弁であると理解いたします。

1つ前の答弁では、戸別受信機は希望する世帯へ約1万8,500台の貸与を行っているとのことですが、本市にあります約2万4,000世帯という数を考えますと、その普及率が少し足りていない気がいたします。

そこで、戸別受信機の貸出しは、本市に転入されます方々にも確実に行われているのか、また、戸別受信機が故障などにより受信不能などの場合においては、どのような対応をされているのか伺います。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えいたします。

転入者への戸別受信機の貸出しにつきましては、住民票の手続の際に戸別受信機の貸出しについて説明をしております。その場で貸出しを希望される方には、使用方法を説明して貸し出してしております。

また、戸別受信機が故障した場合などには、防災課窓口で新しい受信機へ交換をしております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 富山議員。

○11番（富山 豪君） 新しく本市に転入されます方々には、きちんと案内を行っており、故障においてもしっかりと対応しているとのことであると理解いたします。

加えまして、同じ家やその敷地内に2世代、3世代という重世帯と呼ばれます世帯も一定数はあることも踏まえますと、微妙ではありますが、理解できる数なのかと思います。

また、現在のネット社会を考えますと、人それぞれの情報の取り方があることも理解いたしますが、市民の皆様への安心・安全に一番身近に深く関わります身近なシステムでありますので、戸別受信機の設置については、今後においても、でき得る限り全戸に設置をしていただきますよう、市民の皆様への引き続きの周知と詳しい説明をよろしく願いいたします。

改めまして、防災行政無線とはと言いますと、屋外スピーカーや戸別受信機を介して、災害時における様々な防災情報を迅速に住民へ伝達、広報、指示を行う重要なシステムであります。ゆえに、その運用と設備等の保守点検、トラブル対応も大切であると考えますが、本市の防災行政無線の運用と管理状況はどのようになっているのか伺います。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えいたします。

防災行政無線の管理につきましては、無線管理事業者に委託し、昼夜を問わず対応できるようにしております。

また、運用におきましては、那珂市防災行政用無線局管理規程に基づき、災害など非常事態に関する情報や人命に関わる事案及び緊急を要する内容などを放送しております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 富山議員。

○11番（富山 豪君） 維持管理は専門業者へ委託し、その運用については那珂市の管理規程に基づき行っており、主にその内容は、災害や人命に関わります緊急事案等の放送であるとのことですが、それらとは別に、各自治体の判断で、危険動物出没の注意喚起や、イベン

トの中止などから熱中症の警戒アラートなど、様々な行政情報の周知にも使用されており、ご存じのとおり、本市でもこのような放送を既に行っております。

また、総務省においても、防災行政無線のデジタル化の導入を機に、これまで以上に多様化、高度化する通信ニーズへの対応が要求されるとともに、平常時における有効活用を図るために、さらなる改善が求められるとされております。

続けて、この有効活用について伺いたいところですが、一旦置いときまして、その前に、運用面について伺いたいと思います。

現在戸別受信機においては、事前登録された消防団員に対して、部分的な送受信が可能となっておりますが、109か所ある屋外スピーカーにおいても、地区別に分けて部分的な限定放送は可能であるのかどうか。また、那珂市が運用している公式LINEと連携されているのか伺います。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えいたします。

屋外の放送に当たりましては、放送エリアを8地区に分けて設定しており、内容に応じて地区を指定して放送をしています。

市の公式LINEとの連携につきましては、防災行政無線と連動がされておりませんので、秘書広聴課に依頼し、放送と同じ内容を配信しております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 富山議員。

○11番（富山 豪君） 屋外スピーカーについては、地区を指定しての放送が可能であり、市の公式LINEについては、所管している課が秘書広聴課となるので、完全なる連携は今のところないということですが、配信されますLINEの内容を見ていると、おっしゃるとおり、おおむね防災無線と同じくしての時期と内容の配信でありますので、担当課同士の連携が問題なくできているのであれば、改めての形を急がなくてもいいのかなとも感じておりますが、LINEは大勢の方が利用されており、本市の公式LINEにも約8,700人の方が登録されております。身近で手軽な情報コミュニケーションツールでありますので、災害時の情報発信はもとより、これらにおいても、さらなる利活用を目指していただきたいと思っております。

防災行政無線の運用の1つに、行方不明者の捜索を支援する目的で、その身体的特徴や捜索状況を呼びかけまして、市民の皆様の情報協力を得て、早期発見につなげるという活用があります。本市においても、行方不明者捜索時に活用されており、皆様方も何度も耳にされていることかと思っております。

ここで、一つの疑問がございます。行方不明者の発生が、より市内の中心に近ければ、その捜索範囲を、本市が運用いたします109機の屋外スピーカーの放送でカバーすることができるかもしれませんが、しかし、これが市の内と外との境界付近の地区で発生ともなれば、

その捜索範囲は市町村をまたぐことが予想でき、隣接自治体の協力は不可欠であると考えますが、現在の隣接自治体や警察署との協力体制はどのようになっているのか伺います。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えいたします。

行方不明者事案での放送につきましては、那珂警察署との防災行政無線を活用した市民等への犯罪情報等の提供に関する覚書に基づき、警察署からの放送依頼により住民への情報提供を行っております。

また、近隣自治体付近の事案については、那珂警察署から近隣自治体の管轄警察署と情報を共有し、近隣自治体とも連携して対応しているところです。

以上です。

○議長（木野広宣君） 富山議員。

○11番（富山 豪君） ただいまの答弁によりますと、行方不明者事案の放送は、那珂警察署の依頼によって行っており、近隣自治体との情報共有や協力依頼も那珂警察署が行っているとのこと。私が住む瓜連地区も、常陸大宮市、常陸太田市と隣接しておりますが、互いの情報共有がなされたと思われる放送は、気のせいかな、ほとんど聞いたことがありません。また、今の那珂市の立ち位置は協力するほうの立場であり、主体的に動く立場にはないと言っているように感じられます。ですが、早期に広く情報提供の呼びかけを行うことは、当事者やその家族を思えば、大変に重要であることは誰もが思うところであります。

また、行方不明者捜索以外にも、那珂市内、近隣自治体において、空き巣被害や自動車盗難等が頻発した場合など、互いの情報を共有し、連携を図り、防災行政無線を使い注意喚起を促すことで、防犯意識を高め、未然に犯罪を防ぐことにもつながるかもしれません。

また、河川の氾濫情報等においては、河川上流の自治体と放送内容などの情報共有を行うことにより、より正確な現状把握ができ、スムーズな避難や逃げ遅れ防止につながると考えますが、情報連携はどのようになっているのか伺います。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えいたします。

空き巣被害や自動車の窃盗などの注意喚起につきましては、行方不明捜索放送と同様に、警察署及び近隣自治体と連携を図っております。また、河川の氾濫情報につきましても、県、近隣自治体と連携して情報発信をしております。

今後も、県、近隣自治体間において、これまでより早い段階での情報提供及び情報共有により、住民の安全を優先に考え、逃げ遅れを起こさないための情報発信をまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 富山議員。

○11番（富山 豪君） 以前にもお話しさせていただきましたが、私の消防団での経験となりますが、2019年の台風19号により引き起こされました常陸大宮市側での久慈川堤防の決

壊情報が下流に位置する本市の防災行政無線では一切放送がなく、まぎれもない情報混乱が起きていたことを記憶しております。

ただいまの答弁にありましたよう、素早い情報提供と情報共有、そして発信へとつなげていただきますようよろしくお願ひしたいところではあります。

いただきました答弁を踏まえますと、現状では、行方不明者捜索事案と同じく、警察署からの協力依頼があれば放送するという対応なので、言い換えれば、明確な連携協定はないということだと思ひます。

それとは別に、多分ではあります、隣接自治体事案を放送することに積極的になれないと感じる部分に、防災行政無線の放送頻度が上がり、それによります騒音問題が懸念として上げられるのかと思ひます。

ですが、先ほどの答弁にありましたよう、隣接地区に限った放送にするといった対応も可能であるとのことなので、積極的な有効活用をお願ひしますとともに、ぜひともこの機に、行方不明者捜索の事案にとどまらず、災害や犯罪などの様々な事案に対します防災行政無線を活用しました連携協力体制の構築を、警察や隣接自治体など、本市が中心となり、積極的に話し合っただきたいとお願ひしておきたいと思ひます。

さらなる防災無線の利活用としまして、小学生の下校時刻に合わせ、地域での見守りのお願ひに活用している自治体もあるみたいですが、本市においても行ってみてはと思ひますが、考えを伺ひます。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えいたします。

防災行政無線は、多くの市民への情報手段としての活用は有効なものです。子供たちの下校時に対して、既に放送を行っている自治体を参考にしながら、安全・安心につながる放送ができればと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 富山議員。

○11番（富山 豪君） 大変に前向きな答弁、本当にありがとうございます。

防災行政無線は、多くの住民への情報伝達手段としては大変有効だが、その反面、誰にでも情報が伝わるので、情報の悪用が心配などという話を聞くときがござひます。

しかしながら、各学校における下校の時刻は必ずしも一緒でない点や、学年によりまして異なる点などを考えますと、およその目安での放送となることから、完全なる下校時刻の特定にはならないと思ひますし、今現在、放送があるなしにかかわらず、少なからずも事件や事故が起こる点を考えれば、放送を合図に多くの市民の方々に様々な形で見守っていただいたほうが大変に大きなメリットがあると考えます。

また、こちらにおいても騒音苦情が心配であるのなら、毎日ではなく、隔週2回程度にするとか、先進的に取り組んでいる自治体を参考にさせていただき、関係機関と前向きな意見交

換をしていただきながら、さらなる防災行政無線の利活用の一つとしていただきますようお願い申し上げます、この項の質問を閉じます。

次の質問は、有害鳥獣の捕獲について伺っていきたいと思います。

都市部に暮らす方々にはイメージが湧きづらいかもしれませんが、私の地元の瓜連地区には、本当にたくさんの有害鳥獣が生息しております。

つい先日も、友人より、道路を横断します体長1メートルを超える大きなイノシシを見かけたと連絡をいただきました。見かけるぐらいであれば別にいいのですが、有害鳥獣が及ぼします農作物への被害は大変に大きなものとなっております。

茨城県によりますと、県内の令和5年度の農作物への被害額は3億2,300万円であり、その約半分をカモによりますレンコンへの被害が占めており、本市も含まれます獣類、いわゆるイノシシによる被害が5,900万円ということで全体の18.5%を占めるということです。

その対策としては、野菜くずや生ゴミを畑や山などに放置せず、適切な管理を行うことによつて餌場を作らないことや、電気柵やワイヤーメッシュ柵などの設置により、侵入そのものを防ぐ対策や、また、そのすみかとならぬように、休耕地や耕作放棄地を適正管理するなど様々な対策が取られているようで、どれも一定の成果があることだとは思われますが、増え過ぎてしまった個体数の直接的な削減にはなかなかつながらず、やはり捕獲による駆除が大変に有効であると考えます。

そこで、本市における捕獲による駆除はどのような団体に委託しているのか。また、その団体はどのような方々で組織しているのか伺います。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

有害鳥獣捕獲事業につきましては、市が那珂市有害鳥獣捕獲隊に委託して実施しております。捕獲隊は、狩猟免許であるわな猟免許、第一種銃猟免許を持ち、野生鳥獣に関する知識、銃器及び法定猟具に関する知識、市内の地理や地形に関する知識に長けた方々で組織された団体となっております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 富山議員。

○11番（富山 豪君） ただいまの答弁によりますと、市から那珂市有害鳥獣捕獲隊に委託しており、それに従事されます方々は、様々な免許や知見を有した方々であるとのこと。

さらに詳しく掘り下げますと、那珂市有害鳥獣捕獲隊は、実質的には茨城県猟友会那珂支部の会員の方々であり、その中でも条件として狩猟免許の取得者であり、また、3年以上の狩猟歴があり、加えて狩猟者登録を行った方々であるということです。

隊員になるためには、なかなか高いハードルがあると感じておるところでございます。

そこで、現状の捕獲隊の人数と平均年齢を伺います。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

現在の捕獲隊員数は15名で、平均年齢は約73歳となっております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 富山議員。

○11番（富山 豪君） 全国的に見ても言えることなので、本市に限ったことではありませんが、やはり狩猟者の高齢化が進んでおり、10年前には18人体制であった捕獲隊が3人減であることも踏まえ、今後の担い手不足が大変に危惧される場所でもあります。

そこで、15名で組織されます有害鳥獣捕獲隊は、いつからいつまでの委託期間となり、どのような活動をされているのか、昨年度の実績を伺います。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

昨年度の有害鳥獣捕獲の実績といたしましては、令和6年5月21日から令和7年2月28日まで、常磐自動車道北側全域及び南側地域のうち、国道118号から西側の地域において捕獲業務を行っております。

イノシシの捕獲頭数は136頭となっております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 富山議員。

○11番（富山 豪君） 答弁によりますと、令和6年5月21日から令和7年2月28日までの284日という大変に長い日数をその業務に従事され、常磐自動車道北側全域と南側、加えて国道118号西側という極めて広範囲な中で捕獲業務をされているとのことであり、その労力などを考えますと、誠に敬服するところであります。

そこで、そのような大変な捕獲業務から得られました過去の捕獲実績と、そこから見えます被害の実態はどのようなものなのか伺います。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

有害鳥獣による農作物の被害につきましては様々な報告を受けており、昨年度は、静地区で飼料用トウモロコシ等が被害を受けております。

なお、捕獲頭数につきましては、令和4年度は89頭、令和5年度は120頭、令和6年度は先ほど申し上げた136頭のイノシシを捕獲しております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 富山議員。

○11番（富山 豪君） 様々な被害報告を受けており、大きな被害としては静地区の飼料用トウモロコシへの被害ということで、地元であります市長も、当然ながらご存じであると思っておりますが、私も近所でもありますので、相談を受けて確認をしてきております。

生産者の方を思いますと、一晩で丹精込めて育てた作物が無残にも一変するあの光景に何

とも言い難いむなしさと悲しさが込み上げてきたのかと思う一方、近くにお住まいの方々からは、数頭の群れで押し寄せ、トウモロコシを食い荒らす息遣いに恐怖を感じたことを伺いました。

また、いただきました答弁では、直近の3年間での捕獲頭数は増加傾向とありますが、市内におけるイノシシの個体数は増えているのか、減っているのかを伺います。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

市内におけるイノシシの生息数は把握できておりませんが、捕獲頭数の推移から申し上げますと、平成30年度の172頭をピークに減少しておりましたが、令和5年度からここ2年は増加傾向にあります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 富山議員。

○11番（富山 豪君） 一時は減少傾向にあったものの、ここ2年間は増加にあるとのことですが、イノシシの特性であります一度に複数の子を産む繁殖力の強さ、その天敵が人間以外皆無に等しい状況などを考えますと理解できるところであります。

その個体数が増加傾向にあるのなら、当然ながら被害やトラブルも増加にあると思われませんが、その苦情への対応、また、イノシシ捕獲後に必要とされます捕獲確認は誰がどのように行っているのか伺います。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

イノシシについての情報が市などに寄せられましたら、捕獲隊と速やかに情報を共有し、連携して対応しております。

また、捕獲の確認につきましては、現場において捕獲隊が行い、捕獲報告書を市に提出してもらっています。

以上です。

○議長（木野広宣君） 富山議員。

○11番（富山 豪君） 苦情への対応や、捕獲確認においても実質、捕獲隊が行っているとのことであり、捕獲の業務にとどまらず、その業務が多岐にわたることがただいまの答弁からも分かると思われれます。

そこで、令和7年度の業務、期間、金額を含めた契約内容はどのような契約なのかを伺います。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

捕獲隊との委託契約の内容については、契約期間は令和7年4月21日から令和8年2月28日まで、委託料は200万円となっております。

業務の内容といたしましては、イノシシによる被害対策として、市からの要請を受け、調査や捕獲を行うものとなっております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 富山議員。

○11番（富山 豪君） 令和7年度の契約期間を日数に直しますと、昨年度より長い314日ということで、その活動はほぼ1年の長きにわたります期間と言えます。

そして、その委託料は200万円ということですが、その金額が妥当であるか後ほどにしまして、ここではイノシシの捕獲の際に必要な捕獲用のわな、道具の管理は誰が管理しているのか伺います。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

捕獲用のわなとしては、くくりわなと箱わながあり、捕獲隊が管理、使用しております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 富山議員。

○11番（富山 豪君） 先ほどの委託料の中にわなの管理費用も含まれており、捕獲隊自身の調達で賄いますいわゆる自己負担との答弁と理解いたします。

さらに、現在の被害状況や、捕獲隊が担当するエリアを見て、現状の15人という人数が適数であると考えているのか伺います。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

これまでの捕獲頭数の実績を見ましても、捕獲隊の人数につきましては、現状では妥当であると考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 富山議員。

○11番（富山 豪君） 実績から見ても、現状では妥当であるとのことですが、冒頭にいただきました答弁にもありましたが、捕獲隊員になるためには、狩猟免許であるわな狩猟免許、第一種銃猟免許を持ち、野生鳥獣に関する知識、銃器及び法定猟具に関する知識、市内の地理や地形に関する知識に長けた方でなければなりません。これだけでも新たな担い手の確保には十分過ぎるハードルであると感じております。

さらに、現状の73歳という平均年齢を考えますと、既に高齢化にある状態です。

そして、皆等しく年を重ねた5年後、10年後の担い手を思いますと、その組織そのものの存続自体が大変に心配されると思いますが、本市の考えを伺います。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、今後、捕獲隊の高齢化による担い手不足は懸念されるところでござ

います。

まずは、他市町村の対応状況等について調査を行うなど、担い手確保の施策について考えてまいります。

○議長（木野広宣君） 富山議員。

○11番（富山 豪君） 担い手不足を心配するところは同じ認識を持っていただいております、素直によかったと思いますが、先ほども申し上げましたが、捕獲隊員として従事するためには、その資格に求められるものだけ見ても、免許やそれに従事された経験年数というかなりのハードルがあり、なかなかの難しさがあります。

また、数年前に行われました契約内容の見直しにより、その業務全てを捕獲隊員自身が責任を持って行うようになり、確かに委託料も増えましたが、その業務も大きく増えたそうです。また、捕獲に使うわなや猟具が自己負担となり、修理の際の部材購入費が負担となっているそうです。

さらには、捕獲に当たる日々の見回りに費やす時間も増えてきており、それに伴う車の燃料代も、現状のガソリン高騰も手伝って大きく増えてきているとのこと。

次世代の隊員につなぐためにも、現隊員の維持のためにも、負担軽減を図らなければならないと考えます。

そこで、率直に、委託契約金の上積みを考えていただきたいと思いますが、本市の考えを伺います。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

有害鳥獣の捕獲につきましては、捕獲隊の協力によって成り立っている事業です。今年5月の有害鳥獣捕獲隊の出陣式においても捕獲隊から要望をいただいているところでもあり、引き続き捕獲隊の方々との調整は必要であると考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 富山議員。

○11番（富山 豪君） 捕獲隊の方からも要望をいただいているので調整してくれる、前向きな答弁であることに感謝いたします。

今回の質問に当たりまして、狩猟者となるには、何にどれだけお金がかかるのかを、ネットに出ていた一般的なものでありますが、大まかに調べてみました。

主に、散弾銃やライフル銃などを扱います第一種銃猟の狩猟免許取得費用は約1万7,000円、その所持許可費用が約12万円。狩猟税は茨城県の場合、有害鳥獣捕獲隊は免除となります。損害賠償証明、これは保険と猟友会の会費です、約1万5,000円。猟具、これは散弾銃購入費として5万円から20万円ぐらいで、合わせて22万円から37万円ぐらいの費用となるそうです。

また、3年ごとに更新、射撃訓練、医師の診断書が必要とのこと。

おそらくですが、銃の弾などの費用は抜けている部分があると思われしますので、実際にはもっと多く経費はかかっていると思います。

わな免許においても、狩猟免許取得費は同額の約1万7,000円ぐらいで、狩猟税も同じく免除であり、損害賠償証明もほぼ同額で、猟具でありますわなが、製作個数にもよりますが1つ5,000円程度で、仮に10個といたしますと5万円となり、8万円から15万円ぐらいの初期投資が必要であり、また、こちらにおいても3年ごとの更新が必要であるとのこと。

これらの費用面だけを考えても、捕獲隊になることは大変であることはご理解いただけると思います。

また、今月の9日には、大子町、常陸太田市の境付近で熊の目撃情報があったことは、皆様方もご存じであると思います。近々、本市の山に入るのもためられる事態になるかもしれません。

その一方で、担い手不足を深刻な問題と捉え、土浦市や石岡市、近隣では常陸大宮市など県内19の自治体が、対象人数や範囲を絞ってはありますが、免許取得費や各種報酬費の助成に力を入れ始めております。

このような様々な事例等を踏まえまして、ぜひともしっかりとした話し合いにより、前向きな検討をいただきますよう心よりお願い申し上げます。私の質問を終わります。

○議長（木野広宣君） 以上で、通告7番、富山 豪議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を午後1時といたします。

休憩 午前11時48分

再開 午後 1時00分

○副議長（富山 豪君） 再開をいたします。

本席を議長と交代し、引き続き議事を行います。

◇ 鈴木明子君

○副議長（富山 豪君） 通告8番、鈴木明子議員。

質問事項 1. ひきこもり状態で困難を感じている方の支援について。2. パートナーシップ宣誓制度の取り組みについて。3. 伝わりやすい情報発信について。

鈴木明子議員、登壇願います。

なお、鈴木議員につきましては、現在、けがの治療中であり、車椅子を使用しております。鈴木議員の申出により、一般質問を着席のまま行うことといたしましたので、ご理解をお願い

いたします。

鈴木議員。

〔5番 鈴木明子君 登壇〕

○5番（鈴木明子君） 議席番号5番、立憲民主党の鈴木明子でございます。

通告に従いまして質問させていただきます。

このたび、車椅子に着座したままで一般質問を行わせていただくこととなりました。この場をお借りしまして、議長をはじめ副議長、そして関係者の皆様に心より感謝申し上げます。

また、短い期間ではありますが、車椅子での生活を経験していることで、例えどんなに小さな段差でも動きにくかったり危険を感じたり、市内の道路の整備などの必要性やバリアフリー化の拡充、交通機能の充実の必要性など、また、外出がしづらくなることで社会とのつながりが希薄になってしまうのではないかとという不安感を感じてしまうときがあることなど、改めて感じております。この経験を生かし、誰もが安心して、そして生き生きと暮らせるまちづくりを市民の皆様と共に進めていくことに今後も努めてまいります。

それでは、質問に入らせていただきます。

1つ目の質問は、ひきこもり状態で困難を感じている方の支援についてお聞きいたします。

昨今8050問題、9060問題など、社会問題にもなっていることでございます。様々な経緯を持ち、複雑化かつ複合化している問題や、苦しみ、孤独感を抱えている方々に、行政として安心して相談できる環境をつくっていくことはとても大切なことだと考えています。

まず初めに、ひきこもりの定義についてお尋ねいたします。

○副議長（富山 豪君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

ひきこもりにつきましては、本年1月に厚生労働省が策定したひきこもり支援ハンドブックで、支援の対象者を、社会的に孤立し、孤独を感じている状態にある人や、様々な生きづらさを抱えている状態の人とされました。これまでは、原則的には6か月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けている状態とされていましたが、期間については問わないこととなりました。

具体例としましては、生活上の困難を感じている、家族を含む他者との交流が限定的である、支援を必要とするなどの状態にある本人及びその家族の方と示されております。

ひきこもり支援の目標は、本人や家族が自らの意思により今後の生き方や社会との関わり方などを決めていくことができるようになる、いわゆる自立するようになることとされ、支援の目標は、就労など一つではなく、自立の形は一人一人違うことが示されております。

以上です。

○副議長（富山 豪君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） 本年作成されたハンドブックには、期間については問わないということとなり、生活上の困難を感じている状態にある、家族を含む他者との交流が限定的な状態

にある、支援を必要とする状態にある本人及びその家族の方ということですね。

そして、目標はお一人お一人違うということですが、では、そのような状況にある方がどの程度いらっしゃるのか、現在の状況を教えてください。

なお、年齢別に差があるのかどうかについてもお尋ねします。

○副議長（富山 豪君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

新たな定義に基づく調査は行われておりませんので、従来の定義によって行われた内閣府の調査で、令和5年3月に公表されました結果に基づいてお答えをいたします。

それによると、全国の15歳から64歳のうち、ひきこもり状態にある方は推計で約146万人いると考えられております。年齢別では、15歳から39歳の2.05%、40歳から64歳の2.02%がひきこもり状態であり、年齢によっての差はほとんどなく、約50人に1人の割合という結果となっております。

なお、本市のひきこもりの方の人数につきましては把握できておりませんが、国の調査結果を見ると、本市においても支援が必要な方は一定数いるものと推測されます。

以上です。

○副議長（富山 豪君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） 15歳から39歳、40歳から64歳の方々に、年齢によっての差はほとんどなく、50人に1人という割合は相当数に当たるとのことですね。

迅速な対応が必要であると改めて感じますが、ひきこもりで悩んでいる方々の相談はどのように進められているのかについて教えてください。

○副議長（富山 豪君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

社会福祉協議会に委託し設置しているふくし相談センターに相談された場合の対応についてお答えをいたします。

こちらはひきこもりに特化した相談窓口ではございませんが、複合化した課題の相談を受け付けております。相談は電話やメールのほか、来所や訪問が可能な方には面談を行います。なお、相談は匿名でも受け付けております。

相談の中で、本人の希望や困り事を把握し、支援の方向性や方法を検討しております。コミュニケーションに苦手さや不安を感じる方も多く、信頼関係の構築を重視し、複数回面談を行うこともあります。

相談を通して、就労支援だけでなく、ボランティア活動や居場所支援、家族会の案内など、本人の希望に寄り添うよう情報提供を行っております。

また、適切な支援機関と協力して対応する必要がある場合には、ケア会議を行うなど、関係者間で情報を共有しております。

以上です。

○副議長（富山 豪君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） 相談を通して、就労支援だけでなく、ボランティア活動や居場所支援、家族会の案内など、お一人お一人ご本人の希望に沿う情報提供を行っているということですが、そこで、必要がある場合には関係機関と協力して対応するということが、ケア会議の必要性の有無はどのように判断しておりますか。

○副議長（富山 豪君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

適切な支援機関への引継ぎやケア会議の必要性を判断する場合には、相談を通して把握した本人などの状況に基づき、ふくし相談センターの職員の会議により、センターとして判断を行っております。

以上です。

○副議長（富山 豪君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） 職員個人ではなく、会議によりセンターとして判断をしているということですね。

次に、ケア会議と異なり、事例を検討する会議は定期的には行われていないとのことですが、今後、寄り添った支援につなげるための相談の質の向上についてはいかがでしょうか。

○副議長（富山 豪君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

ひきこもりに特化した事例検討会は行っておりませんが、社会福祉協議会に委託し実施をしている包括的支援体制整備事業において、年3回程度、事例検討研修会を行っております。

この研修は、社会福祉協議会の職員や市の福祉部門の職員だけではなく、地域包括支援センターや市内の福祉事業所などにも参加を呼びかけております。多職種の方と様々な意見を交わすことで、経験が少ない職員にとってはノウハウの取得、支援方法の幅を広める機会となるとともに、参加者のネットワーク構築にも役立つものと考えております。

このほか、社会福祉協議会では、国が実施するひきこもり支援推進事業の研修や茨城県ひきこもり地域支援センターが実施する研修などに参加をしております。これらの研修で培った知識と経験を基に、相談者に寄り添った支援を適切に行うことができるよう取り組んでまいります。

以上です。

○副議長（富山 豪君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） ありがとうございます。

どなたに相談しても、相談者に寄り添った支援を行うことができるよう、人材育成にも積極的に取り組んでいるということですが、実際にご本人の思いを聞き、どのような困難があり、また希望があるのか、そのようなことを把握するということがとても難しいことだと存じます。ご本人が支援を受けたいと思っただけなければ、思いを知ることができません。

そのためにも、安心して相談できる体制を整えることはとても大切と考えます。

行っている支援の目標が妥当であるのか、その目標に向けてどのような計画を立てていくのか、支援目標、支援計画、行った支援への振り返りなど、定期的に検討していくことが必要なのではないのでしょうか。

それは、委託をされている社会福祉協議会の方々と共に、行政も具体的にどのような相談があり、どのような支援をしているのかを共有することが必要であると考えます。現状を共有していくということは、支援をする個人個人のスタッフへのサポートを密に行うことができ、支援者自身の気づきや理解をより深めることにつながります。そして、それは相談される方々へのよりよい支援へとつながっていきます。

とても難しい問題だからこそ、年3回程度の事例検討研修会だけでは到底足りないのではないのでしょうか。

私は、私ごとですが、看護師として総合病院に勤めていましたが、少なくとも週に一度は患者さんのカンファレンスを行っていました。入院中よりも自宅で過ごされているという状況は、支援者から見えないことがたくさんあり、とても複雑な状況にあると考えます。そのため、臨床心理士や医療関係者などの専門家も含めたカンファレンスをより多く、定期的に行っていくことが必要なのではないかと考えます。

また、ご答弁いただいたように、現在、相談をお受けする体制については様々な取組を行っているとのことですが、どこに相談していいのか、誰に相談していいのかと悩んでしまうという方も多いとお聞きします。

相談窓口の周知はどのように行っているのかお尋ねいたします。

○副議長（富山 豪君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

ふくし相談センターに関する市民に向けての広報は、市や社会福祉協議会のホームページでの周知や、社会福祉協議会が年4回発行する「那珂市のふくし」で定期的に案内をしております。また、パンフレットを公共施設や関係機関などに配置し、日常生活で少しでも気になることがある方が手に取ることができるようにしております。

相談窓口や支援に関する広報は、支援を必要とする人に届くことが重要であるため、ひきこもり支援に関する機関にもご協力いただき、パンフレットの配置など、相談窓口の周知を図ってまいります。

以上です。

○副議長（富山 豪君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） 手に取りやすいような工夫をされているということですが、ひきこもりの相談については、現在はご本人よりもご家族からの相談が多いとお聞きしました。

現在、ご家族もご高齢になっている方が多くいらっしゃると思えます。そのため、例えば関係機関だけでなく、市内の各クリニックの待合室など、ご高齢の方がより手に取りや

すい場所など、今後もご検討いただければと存じます。

困難を感じている方々が孤立し、孤独感を感じることなく安心して生活できるよう、今後一人一人に寄り添った支援を続けていただくことを希望し、1つ目の質問を終わりにいたします。

次に、パートナーシップ宣誓制度の本市の取組についてお聞きいたします。

改めて、いばらきパートナーシップ宣誓制度とはどのような制度なのか伺います。

○副議長（富山 豪君） 企画部長。

○企画部長（加藤裕一君） お答えいたします。

県が令和元年7月1日に開始した制度で、いばらきパートナーシップ宣誓制度と言い、婚姻制度とは異なり、一方または双方が性的マイノリティである2人の者が、互いの人生において、互いに協力して継続的に生活を共にすることを約したことを宣誓し、パートナーシップの関係にある者同士がそろって宣誓書を県に提出し、県が受領証を交付する制度になります。

なお、法律上の効果が生じるものではございません。

県から受領証の交付を受けた者の適用の例として、公営住宅への入居申請を家族等として受け付けていただける。また、病院での面会や手術の同意を家族と同様の扱いとすることを可能とするものでございます。

なお、茨城県と同様のパートナーシップ制度を設置している自治体は、茨城県の資料によりますと、令和7年5月1日現在、21都道府県、249自治体で導入されております。

本市の状況としましては、いばらきパートナーシップ宣誓制度を適用し、介護保険関連の手続や市営住宅への入居申請を可能としております。

以上です。

○副議長（富山 豪君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） ありがとうございます。

また、一般的には、パートナーシップ制度とは、同性同士の婚姻が法的に認められていない日本で、自治体が独自にLGBTQカップルに対して、結婚に相当する関係とする証明証を発行し、様々なサービスや社会的配慮を受けやすくする制度とされています。

それらを踏まえまして、いばらき結婚応援パスポート、以下、iPASSと呼びますが、そちらはどのような制度なのか伺います。

○副議長（富山 豪君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

いばらき結婚応援パスポート、iPASSとは、県が行っているいばらき新婚夫婦等優待制度のことで、対象を18歳以上の2018年以降に結婚したカップルと、おおむね2年以内に結婚予定のカップルとして、県または市町村がいばらき結婚応援パスポート、iPASSのカード、またはアプリを配布しております。iPASSを協賛店舗などで提示すると、料金

割引や粗品進呈など、協賛店舗が独自に設定した優待サービスが受けられます。

なお、i P A S Sには有効期限があり、結婚予定カップルの場合は発行日から2年間、新婚カップルの場合は結婚した日から2年間となり、合わせて最長で4年間となっております。
以上です。

○副議長（富山 豪君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） では、i P A S Sの交付申請先や交付場所はどこにあるのか。また、交付状況についてお伺いいたします。

○副議長（富山 豪君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

i P A S Sの交付方法は3通りありまして、1つ目は、市町村の窓口で婚姻届を提出する際にi P A S Sカードを受け取る方法、2つ目は、申請書に記入し、県に郵送で申し込み、i P A S Sカードを自宅に送付してもらう方法、3つ目は、スマートフォンなどにいばらき結婚応援パスポートアプリをダウンロードし、必要事項を登録する方法となっております。

本市の交付状況について把握できるのは、市民課で婚姻届を提出した方となりますが、令和5年度は154件、令和6年度は131件となっております。

以上です。

○副議長（富山 豪君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） では、いばらきパートナーシップ宣誓制度を利用した方や、事実婚の方は、i P A S Sの交付対象になるのか伺います。

○副議長（富山 豪君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

このi P A S Sは、法律婚以外のカップルの方も利用いただけるものとなっております、いばらきパートナーシップ宣誓制度を利用し、いばらきパートナーシップ宣誓書受領カードが交付されている方はi P A S Sも交付対象となります。

いばらきパートナーシップ宣誓制度は、事実婚の方は対象としておりませんが、i P A S Sについては事実婚の方も対象となります。

事実婚の取扱いについては、本人たちが任意で事実婚の開始日を設定し、申請をすることになります。

以上です。

○副議長（富山 豪君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） i P A S Sは、いばらきパートナーシップ宣誓制度を利用した方や事実婚の方も対象となっているということですね。

窓口いらした方がスムーズに手続きができるよう、ぜひ職員間で共通認識をしていただきますようお願いいたします。

では、続いて、子育て世帯や新婚世帯を対象とした、いい那珂暮らし応援子育て世帯住宅

取得助成事業について、これまでにいばらきパートナーシップ宣誓制度を利用したカップルなど、法律上の婚姻関係にないカップルが対象となった実績はありますか。

○副議長（富山 豪君） 企画部長。

○企画部長（加藤裕一君） お答えいたします。

市では、若年層の定住促進及び子育て支援を目的として、子育て世帯または新婚世帯を対象に、いい那珂暮らし応援子育て世帯住宅取得助成事業を実施しております。

これまでに、パートナーシップ宣誓を行ったカップルなど、法律上の婚姻関係にないカップルが助成の対象となった実績やご相談はございません。

以上です。

○副議長（富山 豪君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） では、今後、パートナーシップ宣誓を行ったカップルや、法律上の婚姻関係にないカップルについても、住宅取得助成の対象となることは可能ですか。

○副議長（富山 豪君） 企画部長。

○企画部長（加藤裕一君） お答えいたします。

多様な家族の在り方を尊重し、誰もが安心して暮らしやすい環境を目指し、県ではいばらきパートナーシップ宣誓制度を導入しております。

自治体や民間企業等でも、この制度を踏まえた対応について広がりを見せているところです。

こうした社会的な動きを踏まえ、本事業においても、法的な婚姻関係に限らず、互いを人生のパートナーと認め合い、共に生活を営むカップルが支援を受けられるよう、県が実施するいばらきパートナーシップ宣誓制度に基づく宣誓書の写しや受領証など、婚姻と同等の関係性が確認できる必要書類等により、個別に判断できるものについては対応していきたいと考えております。

以上です。

○副議長（富山 豪君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） ありがとうございます。

いばらきパートナーシップ宣誓制度を利用している方や事実婚の方も対応していただけたらとのことですね。

必要書類など検討いただき、いつご相談に来ても対応できるよう、ご調整いただければと存じます。

続きまして、いばらきパートナーシップ宣誓制度の利用者の方の住民票の続柄は、現状どのような記載になっておりますか。

○副議長（富山 豪君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えいたします。

住民票の続柄につきましては、世帯主と同一世帯に住民登録する場合、同居人や縁故者な

どの記載になります。

以上です。

○副議長（富山 豪君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） 現在は、同居人、縁故者という記載になっているとのこと。

同居人とは、一般的に親族以外の者が同じ住居に住む場合に、その人の続柄として住民票に記載されるものであり、縁故者とは、親族ではあるものの、世帯主との続柄を具体的に記載することが困難な場合に用いられるものという意味になりますが、近年、パートナーシップ宣誓制度を利用した方々の住民票の続柄を、事実婚と同じく夫（未届）、妻（未届）と記載する自治体が増えてきております。

今後、本市でも、希望者に夫（未届）、妻（未届）と記載することを考えていますか。

○副議長（富山 豪君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えいたします。

住民票における続柄につきましては、住民基本台帳法において、住民に関する記録を正確かつ統一的な記載をする必要があると示されています。

パートナーシップ宣誓を行った方の住民票への夫（未届）、妻（未届）の記載におきましては、各種社会保障の窓口で実務上の支障を来すおそれがありますので、本市としては、国の動向を注視しながら判断してまいります。

以上です。

○副議長（富山 豪君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） 正確に行うことはもちろんでございますが、その中で各自治体では、新たな予算をかけずに、書類管理が煩雑にならないよう、そして実務上の支障を来さぬよう、様々な工夫を行いながら、市民の方々の希望に寄り添っていこうと尽力されているというお話を聞きました。

そして、茨城県には、いばらきダイバーシティ宣言というものがあります。その中には、「持続可能な地域社会をつくるために、年齢や性別、国籍や障がいの有無、性的指向、性自認などにかかわらず、一人ひとりが尊重され、誰もが個々の能力を発揮できる社会、多様性が受容されるダイバーシティ社会の実現が求められています」という言葉があります。

そして、那珂市においても、ダイバーシティ社会の実現に向けた様々な取組を進めるに当たり、その取り組むべき方針を定め、令和3年にいばらきダイバーシティ宣言に登録しております。

先ほどの質問は、一人ひとりが尊重され、誰もが個々の能力を発揮できる社会、多様性が受容される社会への一助になるのではないかと考えます。

また、先ほどもありましたように、若年層への定住への補助金など、本市でも行っておりますが、予算には限りがございます。各自治体でその額を競っても、財源の多い自治体にはかないません。

その中で、一人ひとりの多様な生き方を尊重し寄り添う姿勢、その思いを施策で伝えていくことが、これからの自治体の価値を高める鍵だと考えます。

予算の多寡に関わらず、市民にとって最も身近で信頼される存在となるよう、選ばれるまちづくりを進めていただきたいと強く要望いたしまして、2つ目の質問を終わりにいたします。

それでは、次の質問に移ります。

昨年12月の一般質問では、災害時のための易しい日本語を用いた避難計画について提案させていただきましたが、易しい日本語を使っていくことは平素より必要なことです。

市役所には、毎日様々な方が訪れます。相談や手続のため市役所に来た方に対して、どのような案内表示をしておりますか。

○副議長（富山 豪君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

市役所に来た方への案内表示といたしましては、1階の総合窓口の隣に案内板を設置しております。また、各窓口にも案内板を天井からつり下げております。

これらの案内表示において工夫している点といたしましては、色の識別が難しい方にも分かりやすいよう、カラーユニバーサルデザインを色分けして採用しており、また、行きたい窓口がすぐに見つけられるよう、窓口番号も表示をしているところです。

さらに、市民課というような課の名称だけではなく、住民票、戸籍、印鑑証明、旅券のように用件を連想しやすいように表示をしております。

また、案内表示のほかにも、市役所に来た方がどこの部署へ相談に行ったらよいか迷うことがないように、総合案内に職員を配置し、対応しているところです。

以上です。

○副議長（富山 豪君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） カラーユニバーサルデザインを活用されたり、様々な工夫をされているとのことですが、日本語があまり得意でない外国人の方や、ご高齢の方などにとって、市役所内の表示が難しい日本語となっていることから、相談先が分からなかったり、案内する職員も、どのような用件のために市役所に来たのか理解するのに時間がかかってしまったりしてしまうことがあると聞いております。

こちら、許可を得て紹介させていただきますが、資料1をご覧ください。

こちらは、実際にほかの市役所内で活用されている、易しい日本語による窓口案内用の指さしシートでございます。

このように、易しい日本語を用いて、また簡潔に案内表示をすることで、市役所に来た方が説明に苦労したり、待ち時間でストレスを感じたりすることのないようにできませんか。

○副議長（富山 豪君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

議員がおっしゃるように、日本語があまり得意でない方や、高齢の方などにとりましては、市役所内の案内表示を見ただけでは、どこの窓口に行けばよいのか理解しにくいこともあるかと思えます。

市役所内に易しい日本語を用いた案内表示をすれば、相談先が分かりやすくなるとは思いますが、文字数が多くなるなど、看板としては分かりづらくなることも考えられます。

このようなことから、易しい日本語を用いた案内用パンフレットなどを作成し、案内の際に活用できないか、今後検討していきたいと考えております。

以上です。

○副議長（富山 豪君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） ありがとうございます。

いらした方も、そして案内をする職員の方も負担にならないような、分かりやすいパンフレットの作成をお願いいたします。

次に、例えば、各家庭にある「ごみ分別の手引き」などについても、誰にとっても分かりやすくなるよう、検討していただくことはできますか。

○副議長（富山 豪君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えいたします。

現在、各世帯に配布をしている「ごみ分別の手引き」につきましては、令和8年4月1日からプラスチック製容器包装の分別収集が始まることに伴い、改訂を予定しています。

改訂するに当たっては、出入国在留管理庁と文化庁が策定した「やさしい日本語ガイドライン」等を用いて、日本語が得意でない方や高齢の方に分かりやすい内容になるよう作成をしております。

以上です。

○副議長（富山 豪君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） 令和8年度改訂の「手引き」には、「やさしい日本語ガイドライン」を用いた内容で作成していただけるとのこと、ありがとうございます。

次に、多くの方々が情報を取得するツールでもありますホームページやSNSなど、分かりやすい日本語で情報発信できれば、より誰もが生活しやすく、知りたい情報を受け取りやすくなるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○副議長（富山 豪君） 企画部長。

○企画部長（加藤裕一君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、易しい日本語による情報発信は、外国人の方や高齢者の方、障がいのある方など、多様な市民にとって大変有効な取組であり、誰もが必要な情報を理解し、安心して暮らせる地域づくりの一助となるものです。

本市におきましても、多文化共生の推進や、災害時を含む行政情報の円滑な伝達という観点から、易しい日本語の活用は非常に重要であると認識しております。

現在も、ホームページやSNSでの情報発信においては、文字数も考慮した上で、できる限り分かりやすい表現を用いるよう努めておりますが、さらなる工夫が必要であると考えております。

今後も、誰もが暮らしやすいまちづくりのために、分かりやすい言葉による情報発信に一層努めてまいります。

以上です。

○副議長（富山 豪君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） これからも、分かりやすい情報発信に努めていただけるとのこと、ありがとうございます。

現在、ホームページの多言語の種類の中に、易しい日本語というカテゴリを作成している自治体も増えてきております。そういった点も含めて、今後ご検討いただきますようお願いいたします。

そして、今後、ご高齢の方々や外国人の方々も増えていく中で、各部署で差が出ないような対応が必要と考えます。

例えば、母子手帳の説明には、「母子とはお母さんと赤ちゃんのことです。手帳は小さいノートです。お母さんと赤ちゃんの体のことを書きます。赤ちゃんを育てるために必要なことが書いてあります」と説明したり、自治会については、「同じ地域に住んでいる人たちが集まって、いろいろな活動をします。地域の掃除、お祭りがありません」などと説明したりするなど、正解があるわけではありませんが、様々な工夫が行われています。

また、本庁舎だけでなく、市内の施設も含めたそれぞれの場所での対応も必要と考えます。例えば、資料2をご覧ください。

こちら、参考資料として頂いた、図書館の利用申込書になります。

氏名を「なまえ」としたり、生年月日を「うまれたひ」とするなど、工夫されております。

各部署でこのような参考事例も取り入れることで、誰もが住みやすいまちづくりへの一助になるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○副議長（富山 豪君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

市役所本庁舎や支所だけではなく、市内の施設も含めて、市として対応していくことが必要と考えております。

今後、組織全体で「やさしい日本語ガイドライン」の理解と認識の向上を図り、また、案内表示につきましては、先ほど議員のほうからご紹介いただいた資料も参考にさせていただきますながら、可能な範囲で分かりやすくなるよう努めてまいります。

以上です。

○副議長（富山 豪君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） とても心強い、前向きなご答弁をありがとうございます。

また、易しい日本語というのは、外国人の方々やご高齢の方々、障がいがある方々にメリットがあるだけでなく、易しい日本語を使えるようになることは、自分の考えをできるだけ正確に相手に伝えて、そして相手に理解してもらうという日本語の運用能力を高めることにもつながると言われております。

誰にでも分かりやすく情報を伝えるための手段の一つで、易しい日本語を使えるようになることは、自分自身の日本語の能力を磨くという意味でもメリットがあるということも同時に広めていっていただければと存じます。

今日質問させていただいたことは、小さな変化かもしれませんが、この小さな変化や改善を一つ一つ積み重ねていくことで、暮らしやすさにつながっていくものだと確信しております。

市民の方々一人一人が住みやすく生きやすい那珂市を目指し、今後も尽力してまいりますので、引き続きよろしく願いいたします。

以上をもちまして、私の一般質問を終わりにいたします。

○副議長（富山 豪君） 以上で、通告8番、鈴木明子議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を13時50分といたします。

休憩 午後 1時37分

再開 午後 1時50分

○議長（木野広宣君） 再開いたします。

◇ 笹 島 猛 君

○議長（木野広宣君） 通告9番、笹島 猛議員。

質問事項 1. 那珂市のマスコミ対応について。2. 救急医療体制について。

笹島 猛議員、登壇願います。

笹島議員。

〔15番 笹島 猛君 登壇〕

○15番（笹島 猛君） 皆さん、こんにちは。傍聴においでの方皆さん、こんにちは。あと、ユーチューブライブ中継でご覧の方皆さん、こんにちは。

議席番号15番、笹島 猛です。

通告に従いまして、一般質問させていただきます。

まず、那珂市のマスコミ対応について伺ってまいります。

現代社会はIT化の普及、SNSの発達で、誰もが自己表現ができるようになりました。「いいね」の高評価のボタンとチャンネル登録のお願い、再生回数によって無関係の相手から承認されたい、あわよくばお金をもうけたいという社会の変化が感じられます。

SNSの隆盛の時代が到来したとはいえ、マスコミの影響は依然絶大であります。マスコミが報じた内容はおおむね正しいと受け止められますので、そこで批判されることは大きな痛手となります。

今回はメディア数珠つなぎだったと思います。BS-TBSの「噂の！東京マガジン」が放送されてから、それを見たテレビ局が取材をして、その放送を見た他局からまた取材が入るという状態になったと思います。

そこで、本件に何件くらい取材依頼があって、何件くらいインタビューを受けましたか伺います。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

マスコミからの取材は5件でございましたが、いずれもインタビューは受けておりません。以上です。

○議長（木野広宣君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） この5社はどちらのマスメディアでしたか伺います。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

電話で取材依頼があったのは、「噂の！東京マガジン」「情報ライブミヤネ屋」「ライブニュースイット」「Nスタ」「ガイアの夜明け」の5社です。

以上です。

○議長（木野広宣君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） たくさん取材依頼があったんですね。5社ですからね。その5社に対して、このホームページで公開しているからそちらを見てくれと、多分消極的な対応をしたと思うんですね。

今度は「ガイアの夜明け」という、これ皆さんご存じかどうか分からないんですけども、5チャンネルで、様々な経済ニュースの番組で、経済現場で奮闘している人たちを、様々な経済ニュースの裏側に迫っている番組なんです。本市にとってもメリットがある経済ドキュメンタリーなんです。ですから、これは、もし取材依頼が来たら、絶対拒否しないでください。要望いたします。

次に、「噂の！東京マガジン」のタイトルが「住民激怒！約29億円の道の駅計画とは」で始まり、番組の中で、那珂市に隣接する常陸大宮の道の駅は、令和5年度の年間来場者は117万人が利用し、平均利益は998万円で、常陸太田市の来場者は約70万人、平均利益は13万円で、笠間の年間来場者は82万人、年間2,400万円の利益があるということをおっしゃって

ました。

番組内では、「茨城県下において最大級の規模となる那珂市道の駅、なぜそのような大規模な道の駅が必要なのか」とか、「来場者95万人を見込んでいる根拠は」とか、「地元PRするために現在進めている取組は何か」とか、批判的に紹介されていましたが、本市に対してどのような取材依頼があったのか、どのような回答をしたのか伺います。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

「噂の！東京マガジン」からは、電話による取材依頼の申出がありましたが、お断りしております。その後、メールで質問状が届きましたので、これまで議会や市民説明会で報告しました内容に沿ってメールで回答をしております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） その質問状に対する回答を読みました。5つの質問に対して、番組では「なぜ大規模な道の駅が必要なのか」「来場者95万人の根拠について」しか放映はしませんでしたね。本市の回答といえば、A4サイズで2ページにわたって、詳細で丁寧に回答しておりました。立派だと思います。

しかし、残念ですけれども、この回答文書の末尾に、「また、恐れ入りますが、今後記者からのお問合せ等に対する対応につきましては、差し控えさせていただきます」と明記されておりました。なぜ余計な文言を入れたのか理解できません。本市のイメージが悪くなるのではないかと心配しております。本市のそういう対応はいかがなものかと思えます。コメントはいただきませんが、そういうこと怒りを感じました。

番組の最後に、このコメンテーターが言っていました。「住民の方が心配している」「これ必要なのか」「これは全部税金で、ほかにやるインフラ整備があるのではないか」「慎重な検討が必要ではないか」と言っておりましたが、これについても本市のコメントは求めません。

「情報ライブミヤネ屋」では、タイトルが「物議」。「どうやったら年間95万人も来るのか」「30億円の道の駅新設計画に市民からの賛否の声」「建物の前にブランド商品をつくるべきだ」「近年の道の駅ブームに専門家指摘、3割が赤字だ、経営経験がないと無理だ」という番組内容でした。

番組内で、那珂市民の声も聞いていますので、ちょこっと紹介します。1つ目、「こんな金額を那珂市のほうで使っていいのか。もっと違うところに予算を回すところがあるんじゃないか。今のところはすぐに賛成とは言えない」。2人目です。「近隣の道の駅、常陸太田市や常陸大宮市もありますし、今さら造ったところでどうやったら95万人、年間で来る試算なのかというところも不透明ですね」。3つ目、「近く的那珂インターから出入りする車、そんなにいないと思います。だからお客さんは本当に限られた人しかいないと思います。採

算は取れないんじゃないか」こういう市の計画に不満を口にする市民がいる一方、こんな意見もありました。「賛成ですね。道の駅大好きなので、野菜が安ければ、それにこしたことはないですけども」。5人目です。「農業振興、商業振興など、振興するという意味においては、これは賛成しなきゃならない。造るためにどうするべきか、俺は大事だと思う」以上が今言っていた市民の声だったんです。これ番組内で放映しておりました。

また番組内では、那珂市が市民に向けた説明会を開催したというのは2025年の1月、その資料に、第三セクターでタッグを組む民間企業や戦略についての記載はなかったと言っておりましたが、これについてはコメントは求めません。

番組内で、2025年3月、市議会で市民への説明が不足しているのではないかという質問を受けた市長は、これ番組内ですね。「市民説明会及びパブリックコメントにおいては、市民の方々から様々なご意見やご提案をいただいた。今後も事業内容につきましては、市のホームページや市報等を活用して、丁寧に皆様に周知を図っていきたい」と話すに留め、再び説明会を開催するという言及はしませんでしたと、指摘しておりました。これについてはコメントは求めませんけれども、また番組内では、道の駅の建設中止になったケースもあったということも放映しておりました。福岡県大川市では、大川市の財政が厳しいとして、道の駅建設計画に反対していた候補が市長に当選し、建設が中止になったとのこと。そしてもう1つ、愛知県東郷町では、新町長に代わった際に道の駅の見直しが行われ、住民から「別のことに使ってほしい」との意見が多数あり、建設は中止となりました。

番組内では、これまで数々の道の駅を立て直してきた専門家が、成功するポイントとして、ポイント1、人、「民間から経営にたけた人を社長に招くべし」、ポイント2、物、「地元の地元産を使った看板メニューを作るべし。また、那珂市をメインに広域連携し、充実した品ぞろえにすべし」と、この解説をしておりましたが、これについての見解は求めません。

もう1つ、今度はフジテレビの系列の「FNNプライムニュース」では、タイトルが「今や観光地の道の駅」「新たに建設の茨城・那珂市で市民から賛否の声」「建設費用税金9億円投入に経済効果期待できるか疑問」というタイトルで、番組の中では、経営是那珂市と民間企業が合同で行うため、総事業費30億円のうち9億6,000万円を市が負担する形となるんですと、こんなこと言っていて、次にこのキャスターが「この税金投入が妥当なのか、高いのか、どう見ます」と聞いております。別なキャスターは「経済活性化の起爆剤になってくれればいいんじゃないですか」と、「地元の方の不安もよく分かりますが、やはり地元第一がどうなっているかという検証が必要であります」と言っておりました。

番組は、道の駅経営パートナーズの専門家の目にはどう映っているかと聞いております。道の駅パートナーズは「道の駅は全国で1,230登録もある。そのうち業界では3割が赤字、総事業費30億円、直近できてきている道の駅は資材高騰などで物すごく高くなっている。どこの自治体もそうなので、那珂市に限らない話。PRは当然するけれども、商売として成り立つところをもう少し具現化できればいい」と言っておりました。

テレビ離れが言われておりますが、テレビの影響はまだまだ絶大です。うまく活用できれば、知名度、信頼度、売上げアップにつながる反面、一步間違えるとブランドイメージを失速させてしまう、もろ刃の剣となっております。

今回のマスコミの対応は成功したと思いますか。それとも反省点が何かありますか伺います。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

今回のテレビ番組については、本市のPRというものではなく、どちらかというとな否定的な内容の取材であったため、市の判断としてインタビューには応じず、メールでの回答いたしました。

テレビ番組によっては、番組の意図する方向で編集される場合もあることも留意しつつ、引き続き適切なマスコミ対応に努めてまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） 部長ね、否定的なその内容依頼があったら、インタビューを堂々と受けて、これ反論すればいいんですよ。そして100%道の駅は成功するという自信があるんだったら、尻込みせずインタビューを受けるべきだったのではないかと思います。本市の前向きに取り組んでいると思えない対応だと、私は思います。

次に、自治体におけるマスコミ対応の重要性について伺ってまいります。

今日において、社会の原動力は人、物、金、そして情報です。その情報として、マスコミは重要な地位を占めています。

自治体においても、マスコミ対応には重大な関心を持たざるを得ません。自治体が行う各種事業や施策を住民に知らせ、理解を求めるには、マスコミの協力は不可欠です。

残念ながら、その伝播力、影響力は自治体の発行する広報や議会だよりの比ではありません。そのためにも、定期的に行われる記者会見は重要な意味を持ちます。

マスコミを通じて、台風や地震等の災害情報は実害を最小限に食い止め、市民の不安を払拭する大きな要因につながるものです。

そこで、自治体におけるマスコミ対応の重要性について、見解を伺います。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（加藤裕一君） お答えいたします。

本市におきましては、市民の皆様に対し、市政の動向や施策の取組を正確かつ迅速に伝えることが、行政に課せられた重要な責務の一つであると認識しております。

このような観点から、報道機関との適切な連携を図ることは、行政の透明性を確保するとともに、市民との信頼関係を築く上で極めて重要であると考えております。

現在、本市では、那珂市議会定例会に先立ち、定例記者会見を開催し、市政に関する情報

を広く報道機関に提供しております。

また、随時、茨城県政記者会への資料提供を通じて、積極的な情報発信にも努めているところ です。

今後におきましても、マスコミ対応は単なる広報手段にとどまらず、自治体における説明責任である認識の下、報道機関との良好な関係を維持しつつ、社会情勢や情報ニーズの変化にも的確に対応しながら、より効果的な情報発信に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） まあ、報道機関との適切な連携を図ることは極めて重要だとか、市政に関する情報は広く報道機関に提供しているとか、いいことづくめですね。でも、これ、マスコミ対応していること、これ強調していますが、これ、今回の取材依頼に対しては、本市のPRというものだが、どちらかというとな否定的な内容の取材だったからインタビューは応じなかったということ、何か実践しているように、矛盾を感じますけれども、これは私の勘違いかな、これは。求めませんけれども、また、本市は、番組の内容と、これ色分けをしているような気がするんですよね。そうなんですか。求めませんけれども。答えづらい質問なんで、答弁は要りません。

マスコミ対応は、受動型と能動型があります。受動型というのは、自治体職員のところに新聞記者等がインタビューに来て、職員が取材に応じるということです。職員の立場からすれば、受け身ということになります。もう一つは能動型です。自治体から日時と場所を設定して、記者会見を開くというやり方です。今日は能動型が基本です。能動型のメリットの第一は、自治体としての積極的な情報開示の姿勢がマスコミに伝わり、少なくとも自治体の隠蔽体質、あるいは無反省な姿勢が払拭されることが出来ます。第二は、記者会見によって自治体の統一的な情報提供及び統一見解等をマスコミを通じて市民等に一斉に伝えることが出来ます。第三は、事件等が発生してから一定時間後に記者会見を行いますので、会見までに情報を整理し、対策に当たれるという時間的余裕が得られます。

マスコミ及び市民にとっては、記者会見に誰が出てくるかは、発生した事態を自治体がどのレベルの問題として受け止めているかの指標と見られる場合があります。

首長が記者会見に出ない場合は、この事態を自治体は軽く見ているとマスコミ等に判断されることがあります。記者会見が混乱して、後から首長が出るとしたら、最悪のパターンとなることとなります。

そこで、最も説明者にふさわしい人は首長であることから、自治体の記者会見においてはトップである首長が出るのは原則なのか、市長に伺います。

○議長（木野広宣君） 市長。

○市長（先崎 光君） お答えいたします。

毎回の定例議会前に行う定例の記者会見につきましては、私自身が出席し、市政の重要事

項や市民への情報提供を行っております。

一方で、定例以外の記者会見や報道対応につきましては、その内容や目的、状況に応じて、市長である私が出席する場合と、担当部局や関係者が対応する場合とがございます。

市民の皆様に対し、迅速かつ丁寧な情報提供を第一に考え、今後も市政運営の透明性向上に努めるとともに、状況に応じた適切な対応を心がけてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） まあ、今回の道の駅の取材依頼については、本市が直接出て、自信を持ってインタビューに答えて、本市のイメージアップとPRができた絶好のチャンスだと思いますが、再度市長の見解を伺います。

○議長（木野広宣君） 市長。

○市長（先崎 光君） お答えします。

記者会見などを通して、市政の取組や魅力を広く発信し、市民の皆様のみならず多くの方々に本市のよさを知っていただくことは、大変重要なことでございます。

今後も、担当部局と調整をしながら、効果的な情報発信に努めてまいります。

さらに、市の魅力を伝えることで、地域の活性化や観光振興、さらには企業誘致など、多方面にわたる発展につなげていけるように取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） あれ、市長、ちょっと違うんですけれども、本市のイメージアップとPRができた絶好のチャンスだと思いますが、市長の見解で、そこなんですけれども、ちょっと何か食い違っているんですけれども、勘違いかな。

〔発言する声あり〕

○15番（笹島 猛君） ああ、そう。誰がつくったの、これは。困ったな。ちょっとどうしよう、違うんですけれども。これ、今言っていた、市長は記者会見を通して市の魅力を広く発信するでしょ。市の魅力を伝えることで、地域の活性化や観光振興、企業誘致など多方面にわたる発展に取り組んでいきたい、これ、私が聞きたいのは、先ほど言ったように、市長自らの言葉で答えることによって、本市のイメージアップとかPRができた絶好のチャンスではないかと聞いているんですけれども、ちょっと違うんですね。お答えできますか。できない。そう。まあ、じゃ、しょうがないな、諦めるほかないものね。じゃ、残念ですが、何か違うんですよ、これ全然。

私が言いたいことは、イメージアップにつながるんじゃないかということで、市長は観光振興云々なんて、全然何か。まあ、いいですけども、もう本当に、市長、ほら、4月から本格的に優秀なスタッフをそろえて、道の駅整備課ですか、を設置したんですからね、本当、ほら、那珂市に取材依頼が来たら、全国的に那珂市を売り込む絶好のチャンスだと思うんで

すよね。逃げないでください。そして、しっかり取材を受けて、やはりこれ、しっかり、要するに取材を受けて、ちゃっかりPRしてください。間違っても、那珂市のダメージになるような取材拒否はしないでくださいね。これは私の要望です。

以上で那珂市のマスコミ対応については、ここで終了させていただきます。

次に、今度、救急医療体制について伺ってまいります。

残念ですね。

次に、救急医療体制について伺ってまいります。

県内における地域医療の現状と課題について伺ってまいります。

2020年の医師、歯科医師、薬剤師統計によりますと、日本の医療施設に従事する人口10万人に対する医師の数が2,566人であることに對し、茨城県は1,938人となっており、全国でもワースト2位となっております。また、国が算定した全国ベースで医師の多寡を比較するための指標によれば、茨城県は全国43位の医師少数県となっております。さらに、診療科医師数においては、主たる診療科が小児科である医師の数は、全国でも最下位です。

茨城県に9つある医療圏のうち、つくばと水戸は医師多数区域である一方、ほかの医療圏のうち6つの医療圏については、全国下位の医師少数区域となっております。茨城県は医師少数区域を医師確保計画とリンクさせ、5年ごとに改定される保健医療計画で見直しつつ、医師の地域的な偏在、診療科による偏在の解消を目指していくとっておりますが、具体的にはどのような計画ですか伺います。

○議長（木野広宣君） 消防長。

○消防長（寺門 薫君） お答えいたします。

この政策は県の政策になりますが、県の担当課によりますと、地域住民に欠かすことのできない救急、小児、周産期などの政策医療を担う中核的な医療機関が、地域における役割分担に沿った機能を維持、発揮できるよう、適切に医師が配置されることが重要なため、県地域医療対策協議会において、医師の確保が必要とされたもののうち、県が特に緊急的な対応が必要と判断したものを「最優先で医師確保に取り組む医療機関・診療科」として、本計画の目標に設定し作成するとのこととあります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） 2024年4月から医師に対しても時間外労働の上限時間が適用されるようになりました。

本市の救急搬送に医師の働き方改善に伴う勤務医の残業時間規制の影響はどうでしょうか伺います。

○議長（木野広宣君） 消防長。

○消防長（寺門 薫君） お答えいたします。

本市の救急医療提供体制は、県央・県北地域に属しており、水戸市、ひたちなか市に隣接

しているため、救急搬送に関する医療機関が比較的充実していると感じております。

勤務医の残業時間規制による受入れ影響などにつきましては、特に大きな問題はなく、業務遂行ができております。

以上でございます。

○議長（木野広宣君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） 県地域医療支援センターでは、医師少数県である茨城県で暮らす県民の安心安全を守り、地域にかかわらず質の高い医療を受けられるよう医師の育成や定着のために支援をしております。

そこで、茨城県の具体的な医師確保対策を伺います。

○議長（木野広宣君） 消防長。

○消防長（寺門 薫君） お答えいたします。

本県は医師少数県であることから、医師の増加を図ることとし、医師の定着や県外からの医師確保、また、修学資金制度を設け、医師養成課程を通じた医師の養成に取り組んでいるとのことです。

以上です。

○議長（木野広宣君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） 次は、選定療養費について伺ってまいります。

茨城県や消防庁によりますと、県内で救急搬送された人の数は年々増えております。2023年、救急搬送された人の数は14万3,046人、このうち入院の必要のない軽症だった人の数は6万8,549人でした。これはいずれも過去最多ということで、2020年は新型コロナウイルスによる外出自粛などの影響で減少が見られましたが、その後、増加が続き2年間連続で最多を更新しております。また、軽症だった人の件数も増えて、2023年は47.9%を占めました。大井川知事は救急車の適正利用を促すため、県内の大病院に救急車で搬送されても緊急性が認められなかった場合、病院が患者から7,700円以上を徴収する運用を昨年12月から始めました。都道府県でこうした運用を行うのは初めてだそうです。

救急車で搬送され緊急性が認められない場合、病院が選定療養費として患者から7,700円以上を徴収するとのことですが、選定療養費を取ることで本当につらい思いをしている、ちゅうちょしたりすることはないのでしょうか伺います。

○議長（木野広宣君） 消防長。

○消防長（寺門 薫君） お答えいたします。

県医療政策課において、毎月県内の消防本部に調査をしておりますが、救急車の呼び控えにより重症化した事例などの報告は、現在のところありません。

救急車を要請する判断につきまして、総務省消防庁から「ためらわず救急車を呼んでほしい症状」が示されております。

緊急性があり救急車の要請が必要とされる場合には、選定療養費の徴収はありませんので、

ためらわずに要請していただきたいと思います。

以上です。

○議長（木野広宣君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） 緊急性を認めるかどうか統一基準はあるのかな、それは。すみません、ごめんなさい。

運用から半年が過ぎましたよね。前の月と比べて何割くらい減っているんですか。

○議長（木野広宣君） 消防長。

○消防長（寺門 薫君） お答えいたします。

県から示されている報告によりますと、徴収開始後の昨年12月から1年半ばにかけては、インフルエンザの流行による救急件数の急増が見られましたが、県全体の救急件数で12月から4月までの5か月間の比較になりますが、昨年分は8万7,730件、本年分は8万7,290件であり、約0.5%の減少となっております。

軽症の搬送件数は、昨年分は2万8,216件、本年分は2万5,731件であり、約8.8%の減少となっております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） 茨城県の救急医療体制に詳しい医科大学教授は、医療機関にとってメリットと懸念点の両方があり、この運用による病院側のメリットとして、いわゆる軽症の患者によるタクシー代わりの救急車の利用が減る効果があると考えられ、県内でも119番から現場に着くまでの平均時間が10分を超え、救急車を待っていたから助けられる上で一定の効果が期待できると話しておりました。一方で、病院側が懸念することとして、払いたくないと主張する患者が出た場合、クレーム対応は現場の医師などの負担などになる。また、患者が入院させてほしいと強く主張するケースも考えられるが、医師が応じざるを得なくなるとベッドが埋まって、逼迫する危険性も考えられる。

現在、緊急性が認められない救急搬送の7,700円以上徴収は、患者側に正しい理解と周知徹底ができているのでしょうか伺います。

○議長（木野広宣君） 消防長。

○消防長（寺門 薫君） お答えいたします。

選定療養費の徴収につきましては、県の政策として、県医療政策課が広報紙やリーフレットなどを配布し、県民に対して周知しております。

本市におきましても、市ホームページや広報紙に掲載し、ポスターの掲示、パンフレットの配布などを実施し、救急車の適正利用と併せまして周知を行っております。

また、対象病院や県内消防本部から、選定療養費に関する事案でのトラブル等の報告は現在のところ耳にしておりませんので、一定のご理解を得ているものと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） 次に、救急搬送について伺ってまいります。

市民からは、現場到着から病院搬送までの時間が長過ぎるという声を耳にします。ある市民は、「現場に着いて、1時間たってようやく病院に向かった。これでは、体調に急変があった場合心配だ。」というお話がありました。

そこで、救急搬送出動回数についてと、実際に救急車が現場に到着してから病院に搬送するまでの滞在時間は平均するとどのくらいになるのかお伺いします。

○議長（木野広宣君） 消防長。

○消防長（寺門 薫君） お答えいたします。

本市の救急出場における現場滞在時間につきましては、年平均時間になりますが、令和4・5・6年とも約24分であります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） なかなか搬送先の病院が見つからなくて、滞在時間が長くなるという受入れ不能、困難な具体例はないでしょうか伺います。

○議長（木野広宣君） 消防長。

○消防長（寺門 薫君） お答えいたします。

受入れ不能の理由としまして、いくつかございます。

本市の令和6年中における受入れ不能の理由、件数、割合についてお答えいたします。

受入れ不能件数合計2,427件の内訳ですが、医師不在25件、約1%、手術中・患者対応中296件、約12.2%、専門外479件、約19.7%、ベッド満床261件、約10.8%、処置困難814件、約33.5%、その他の理由としまして552件、約22.7%となっております。

発熱を伴う傷病者や夜間・休日の場合に特に受入れ困難となる傾向がございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） そうすると、これまで救急車内で待機してしまして、容態が急変したというケースは実際にあったんでしょうか伺います。

○議長（木野広宣君） 消防長。

○消防長（寺門 薫君） お答えいたします。

救急現場で医療機関選定中に容態が急変したケースですが、通報時は左肩の違和感という状態から心筋梗塞に至った例や、同じく腹痛であったものが大動脈破裂し心肺停止に至った例などがございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） 表現あまりよくないんですけども、こうしたいわゆる救急のたら

い回しというんですか、これいつ頃から常態化したんですか。

○議長（木野広宣君） 消防長。

○消防長（寺門 薫君） お答えいたします。

いわゆるたらい回しと言われているものは、救急病院に到着するも何らかの原因でその病院では診療できないため別の病院へ転送するものや、受入先が決まるまでに多数の病院へ照会を必要とし時間を要したものとされております。

病院へ搬送するも別の病院へ転送になった本市の件数ですが、令和4年7件、令和5年3件、令和6年3件ありました。

受入れ困難は、医療の需要と供給の均衡が取れていないときのみ発生していますので、常態化しているとは感じておりません。

以上です。

○議長（木野広宣君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） 救急車は本人の何らかの症状があつて呼ぶものです。搬送先の病院が見つからず、現場で長く滞在せざるを得ないということは、ある意味命に関わる問題です。無論、消防本部だけの問題ではありませんが、消防本部の今後の対応について伺います。

○議長（木野広宣君） 消防長。

○消防長（寺門 薫君） お答えいたします。

現場滞在時間が長くなる要因は、病院への問合せ時間や時間帯などいくつかありますが、高度な救命処置が必要な傷病者の場合、救急車へ収容前に現場での救命処置が必要な場合もありますので、現場滞在時間が長く感じてしまうこともあると思っております。

今後も、滞在時間の短縮に向けてさらに努力いたします。

以上です。

○議長（木野広宣君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） 次に、救急電話相談について伺ってまいります。

病気やけがのほか、体調不良に対し、看護師等の専門スタッフが15歳以上か、それ未満かにより、24時間365日対応していただける救急電話相談#7119と#8000ですが、救急要請の抑制に直結するこのサービスは非常に重要であり、有効に活用すべきものと考えます。

そこで、救急電話相談の#7119の大人電話相談、#8000の子供電話相談の利活用状況について伺います。

○議長（木野広宣君） 消防長。

○消防長（寺門 薫君） お答えいたします。

昨年12月から4月まで5か月間の救急電話相談の県内の利用件数ですが、15歳以上の相談先である#7119が3万1,678件、そのうち救急車が出動した件数は5,331件、15歳未満の相談先である#8000番が2万5,951件、そのうち救急車が出動した件数は1,049件となっております。

ます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） 救急車の適正利用、そして医療従事者の働き方改革につながるサービスのさらなる周知、利活用の促進を期待いたします。

そこで、利活用の促進、周知の現状と今後について伺います。

○議長（木野広宣君） 消防長。

○消防長（寺門 薫君） お答えいたします。

選定療養費同様、広報紙や消防本部のホームページに掲載し、さらにポスター掲示、パンフレット配布などにより市民にお知らせしております。

救急電話相談につきましては、先ほどの救急車の呼び控えや救急車の適正利用にもつながりますので、広く周知継続を行ってまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） 次に、ドクターヘリについて伺ってまいります。

平成22年に茨城県保健福祉部の事業としてドクターヘリ事業が開始されました。年間何件くらいの要請を行っていますか。また、ドクターヘリの出動不可能時、天候や日没等の状況も踏まえての実態についてお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 消防長。

○消防長（寺門 薫君） お答えいたします。

ドクターヘリにつきましては、平成22年から運用開始されており、いばらき消防指令センターで通報内容により、救急の種別、緊急度、重症度などが判断され、指令員が必要と判断しドクターヘリを要請する場合や救急隊が現場から要請する場合があります。

本市における令和6年中の要請件数は17件、そのうち実際にヘリでの搬送件数は3件となっております。

ドクターヘリが飛行不能となる条件として、雨、雪、日没などで視界が確保できない場合や、強風などの気象条件で飛行できない場合があります。

ドクターヘリの基地病院は、水戸済生会病院、水戸医療センターの2病院で、市内のドクターヘリ離発着場は25か所登録してあります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） 救急車やドクターヘリには救急救命士の有資格者が搭乗し、救急救命処置が施されるものだと認識しておりますが、医師に代わって医療行為を施す救急隊員として非常に重要な責任ある初動対応や処置を求められると考えられますが、救急救命士の実務実態についてお伺いします。

○議長（木野広宣君） 消防長。

○消防長（寺門 薫君） お答えいたします。

救急救命士とは、救急救命士国家試験に合格後、厚生労働大臣から免許を受け、医師の指示の下に、救急救命処置を行う者です。

主な業務は、医師への指示・助言要請、生命の危機回避、搬送先選定、搬送途上における著しい症状悪化の回避、救急活動の事後検証、救急救命士の教育などを行っております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） 十分な専門知識や技能、判断力、さらにはリーダーシップを求められるのが救急救命士と理解しましたが、当然医師ではありませんから、特定行為と呼ばれる診療行為が定められているとお聞きしましたが、救急救命士の特定行為について伺います。

○議長（木野広宣君） 消防長。

○消防長（寺門 薫君） お答えいたします。

医師の具体的な指示が必要なものを特定行為と言います。主なものとして、乳酸リンゲル液を用いた静脈路確保のための輸液、食道閉鎖式エアウェイ、ラリングアルマスク及び気管内チューブによる気道確保、エピネフリンを用いた薬剤の投与、低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与などとなっております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） 救急搬送の問題の背景には、奥深いものがあると思います。やはり政府が長年にわたり社会福祉費抑制のための病床削減、病院統廃合、医師数の抑制の政策があると思います。そうした余裕のない医療体制の脆弱さがコロナ危機によって明らかになったにもかかわらず、地域医療構想に基づいて、高度急性期病床を2025年までに20万床減らすという計画に固執しております。医療体制を切り詰める政策を中止して、拡充へと変えていくことが必要と訴えまして、次に移ります。

次は、AEDの使用促進について伺ってまいります。

119番通報から救急隊が駆けつけるまでの平均所要時間は約8分。心停止となってから10分間で救命率が低下すると言われており、迅速にAEDによる電気ショックができるかどうかは救命率向上の鍵となっております。

そして、このAEDを使った救命処置は未使用時と比べて社会復帰率は4倍にも増加することが分かっております。しかしながら、総務省消防庁によると、2021年に人前で倒れた患者にAEDが使われたのは僅か4.1%、いざというとき、AEDがどこにあるのか分からないといった状況をなくすための取組が重要と考えております。また、救命率や社会復帰率の向上に、救急車が到着するまでに現場に居合わせたバイスタンダー、これ居合わせた人ですね、一般市民の役割は大きいと思います。

そこで、本市によるAED使用の状況をお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 消防長。

○消防長（寺門 薫君） お答えいたします。

本市で設置しているAEDの使用実績につきまして、奏功事例がございます。

令和6年3月、市内の体育館において40代男性が運動中に倒れ心肺停止状態となり、その場にいた同僚が胸骨圧迫と体育館に設置されているAEDを使用し、ショックを実施したところ、心拍が再開し、救急隊が搬送中には呼吸が回復し、退院後に社会復帰しております。

そのほか、胸にパッドを貼るまでの事例が2件ありました。

以上です。

○議長（木野広宣君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） 私も二、三年前、多分ひまわりフェスタか何かのときかな、アリーナでやっていたんですね。誰かが、あれっ、人形でしたよね、それでいちこらいちこらやっているんですけども、これ今ちょっともう忘れちゃったね。

そういうわけで、実際にこのAEDを使ってスイッチを押すというのは大変勇気がいると思うんですね。実際触ること、またはこのスイッチを押すというのは大変だと。つけていいのか判断がすごく迷ってしまうんですね。これ機械が判断してくれるということは分かっているんですけども、やはり経験しているかしていないかではとても大きなことだと思うんですね。

それで、消防本部が実施している普通救命講習等の状況をお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 消防長。

○消防長（寺門 薫君） お答えいたします。

令和6年中に、普通救命講習等を65回行い、1,244名の方が修了しております。

新たな取組として、本年5月から市内で開催されるイベントなどにAEDの無償貸出しを開始、さらに6月からは一人でも多くの方に普通救命講習を受講していただくため、少人数の受講者向けに偶数月第2日曜日に定期的な講習会の開催を始めるなど、普及啓発と救命率向上に取り組んでおります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） 次に、AEDの設置状況と周知についてとAEDの設置場所の公表について伺います。

○議長（木野広宣君） 消防長。

○消防長（寺門 薫君） お答えいたします。

AEDの設置状況につきましては、市ホームページに設置一覧を掲載しており、市で発行している那珂市民便利帳からもQRコードを読み取ることにより、市ホームページが閲覧できるようにしてあります。

加えて、茨城県AED普及啓発サイトやいばらきデジタルマップ及び日本全国AEDマップからも、市内のAED設置箇所が確認できるようになっております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） AEDというのは人の命をつなぐものです。こういったハード面、それから情報提供の面、こういったものを総合的にやりながら、いつでも、どこでも、誰でも、このAEDをすぐ使えるような体制を構築していただきたいと思います。

次に、このマイナンバーを活用した救急業務、俗に言うマイナ救急ですね、について伺ってまいります。

政府はマイナンバーカードに健康保険証の機能を載せたマイナ保険証を今年の秋にも全国で救急搬送に活用します。傷病者のマイナ保険証を読み取ると専用端末に受診歴などが表示され、会話が難しい状態でも救急隊員が持病や服薬状況を把握でき、応急処置や搬送先選びに役立ちます。マイナ救急と呼ばれる総務省消防庁の実証実験で、2024年は67消防本部の600隊で試しました。2025年度は全720消防本部に拡大するとのことです。

そこで、これまで実証事業を実施された県内の市町村をお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 消防長。

○消防長（寺門 薫君） お答えいたします。

令和6年度に実証事業を先行実施した県内の消防本部は、笠間市、かすみがうら市、大洗町、筑西広域、常総広域の5つの消防本部です。

本市におきましても、総務省消防庁の準備が整い次第、順次開始できるように進めております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） 救急隊が現場に到着後、傷病者のマイナ保険証をカードリーダーにかざすと、氏名、生年月日、受診した医療機関名、既往症、薬剤情報などを閲覧できます。実証事業では会話が困難なケースで役に立ちました。息苦しさで説明が不明確だった60代の男性は使用薬剤から慢性腎不全だと分かり、かかりつけ医に連絡できたとのことです。令和7年4月以降、準備が整った救急隊から順次運用開始を予定しているとのことです。本市では、このマイナ救急をどのように活用して、より安心して効果的な救急活動をするのでしょうかお伺いします。

○議長（木野広宣君） 消防長。

○消防長（寺門 薫君） お答えいたします。

このシステムは、傷病者のマイナ保険証を活用し、傷病者の医療情報などを閲覧し、搬送する医療機関の選定に必要な情報を閲覧することができるシステムとなります。

閲覧した情報は、搬送医療機関へ提供することによって、処置の事前準備や早期の治療に

役立つなどの効果が期待できるとされております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） マイナンバーカードに保険証のひもづけがなかったり、携帯していなかった人にはどのようなようになるのか。また、患者が意識を失ったなどにより、マイナ保険証を提示できない場合、救急隊が所持品を確認できるのかお伺いします。

○議長（木野広宣君） 消防長。

○消防長（寺門 薫君） お答えいたします。

この取組は、マイナ保険証を活用することが大前提ですので、市民の皆様にはマイナ保険証のひもづけや携行を呼びかけするために、広報紙やSNSなどを利用して、幅広く市民に周知していく必要があります。

また、意識障がい等によりマイナ保険証が確認できない場合などの対応につきましては、傷病者の生命・身体の保護の必要性があり、同意取得困難時に限り、同意がなくても閲覧は可能とされております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） 今後、マイナ救急実装により、オンライン資格確認等、システム救急隊、医療機関双方がアクセス可能になる環境が構築されることになるでしょう。

以上で私の一般質問を終了いたします。

○議長（木野広宣君） 以上で、通告9番、笹島 猛議員の質問を終わります。

なお、途中議場の電気に不具合が生じ、皆様にはご迷惑をおかけいたしました。

暫時休憩いたします。再開を14時55分といたします。

休憩 午後 2時42分

再開 午後 2時55分

○議長（木野広宣君） 再開いたします。

◇ 原 田 悠 嗣 君

○議長（木野広宣君） 通告10番、原田悠嗣議員。

質問事項 1. 瓜連庁舎及び分庁舎について。 2. 道の駅について。 3. まちづくりについて。

原田悠嗣議員、登壇願います。

原田議員。

〔3番 原田悠嗣君 登壇〕

○3番（原田悠嗣君） 議席番号3番、参政党の原田悠嗣です。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

本日も瓜連庁舎と道の駅の関連する質問もさせていただくんですけども、私ほかにもいろいろ質問したい項目があるんですけども、毎回ちょっと気になるところが出てきてしまうので今日も質問させていただきたいと思いますが、そこはご理解のほどよろしくお願いたします。

まず初めに、瓜連支所の問題に関する質問をさせていただきます。

瓜連庁舎利活用検討委員会が7月から発足する予定となっております。こちらの検討委員会の構成メンバーは、有識者2名、瓜連まちづくり委員会の推薦する者5名、商工会の推薦する者1名、PTA連絡協議会の推薦する者1名、那珂市社会福祉協議会の推薦する者1名、那珂市行政改革懇談会の推薦する者1名、市の職員3名、そして公募によるメンバーが6名の合計20名となっております。

そもそも市民からの公募メンバーが少なく、選挙で選ばれたわけでもないというメンバーが大事な政策の方向性を提言するというこちらの検討委員会が果たして民意を反映できるのかということ私は大いに疑問を抱いているところであります。ただ、そういった中でも、なるべく市民の声が執行部に届くようにと、検討委員会のメンバーに瓜連庁舎利活用について要望書や陳情として貴重な意見を提出された団体の代表者を入れるべきであることを主張してまいりました。しかし、それについては陳情の内容が特定の要望であり、その是非のみを協議する場ではないとの理由で構成メンバーには入れられないとのことでした。

那珂市文化財愛護協会、根本正顕彰会、瓜連・歴史を学ぶ会が要望書や陳情書を提出したと認識しております。市に対して陳情書や要望書を提出するというのは、非常に大きなエネルギーや勇気が必要なことと思います。つまり、これらの団体は、瓜連支所の問題に関して非常に強い思いを持っていて、勇気を出して労力を費やしてそれぞれの意見を市に提出したということです。そこをしっかりと認識して、貴重な意見と市に対する強い思いを持っているこれらの団体の声は真摯に聞くべきだと思っております。

そこで、瓜連庁舎検討委員会の運営において、要望書を提出した那珂市文化財愛護協会、根本正顕彰会、瓜連・歴史を学ぶ会の代表者を招聘して、その意見を聴取することが適切であると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

団体からの要望内容につきましては、パブリックコメントの意見と同様に、検討委員会での議論の参考にさせていただき意向であることは、前回の定例会で答弁したとおりでございます。

ます。

この要望があった団体から意見を聴取するため検討委員会に代表者を招聘してはどうかというご提案ですが、その必要性につきましては検討委員会で協議をしていく中で判断がされていくものと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 原田議員。

○3番（原田悠嗣君） 必要性については検討委員会で協議をしていき判断していくということだと、はい、理解いたしました。

先ほども述べましたが、この陳情書や要望書を提出されたということは、これらの団体はやはり強い思いと意見を持っているということだと思います。検討委員会のメンバーには市の代表者として部長さん方も入られるかと思っておりますので、この強い思いを持っていらっしゃる団体があるということを確認した上で、この検討委員会の協議に当たっていただきたいなと思っております。

また、前回の定例会でも述べましたが、私が一番危惧しているのは、検討委員会の透明性が確保されないまま審議が進み物事が決まってしまうということです。検討委員会の構成メンバー20名中市民からの公募はたったの6名だけであり、民意を反映しているとは言い難いかなというふうに思います。しかも、その選考は事務局、つまりは市の職員が行うという点ですね、ほとんど。あとは公募されたメンバーと市職員を除いた残りのメンバー、これは有識者や各団体の推薦というふうになっておりますが、そういった方々の選考基準というのがいまいち不透明かなというところも、なかなかこの検討委員会のメンバー構成の透明性が確保できているとは言いづらいのかなというふうに思っております。

前回は要望しましたが、せめて協議の場の透明性を確保するために、最低でも検討委員会を傍聴可能にして議事録を公開するというのを再度要望いたします。会議の公開についても検討委員会で協議して決めるというふうな前回の答弁だったかなと思うんですけども、検討委員会には市の職員が3名参加されるということですので、その方々はぜひ透明性の確保のための傍聴可能と議事録の公開というのを検討委員会の場で強く主張していただきまして、ぜひ実現していただきたいなと思っております。

それでは、ちょっと話は少し変わるんですけども、本年3月31日に発刊された那珂市史地誌編について質問させていただきます。

先日、発刊されました那珂市史地誌編は、那珂市の歴史事象を旧町村ごとにまとめたものであると1ページ目の市長の言葉に記載されています。中身を見てみますと、8地区に分類されて、写真や図表を多用してまとめられています。資料のほうは資料1から資料7のほうになるんですけども、32ページには旧神崎村役場、122ページには五台村役場、160ページには戸多村役場、190ページには芳野村役場、229ページには旧木崎村役場がそれぞれ白黒の写真つきで掲載されています。額田村役場は写真はないですけども、83ページに文章

で記載されています。また、108ページには那珂市役所、この本庁舎がカラー写真で掲載されていて、昭和63年の起工式や平成元年の新庁舎落成について記載されています。

瓜連地区編の312ページには、総合センターらぼーるのカラー写真が掲載され、らぼーるの概要が記載されています。しかし一方で、現在、瓜連庁舎として活用されている旧瓜連町役場については、写真も掲載されていませんし、建設や概要についても記載されていません。

本庁舎落成について写真入りで掲載されており、総合センターらぼーるの建設や概要についても写真入りで掲載されているにもかかわらず、なぜ瓜連庁舎が掲載されていないのか伺います。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

今回発刊いたしました那珂市史地誌編は、学識経験者で構成されます那珂市史編さん委員会専門委員の皆様にご協力いただき、地区ごとに分担し執筆をいただきました。

各地区の古代から現代までを写真を交えて掲載しておりますが、掲載する内容においては、専門員同士が識者として大所高所から専門的な見地により、約10年にわたり編さんをしていただいております。

総合センターらぼーるは、保健センター、福祉センター、生涯学習センターの各種機能を備えた複合施設として建設され、当時としては先進的かつ住民生活に直接関わる重要な拠点施設であったことを認識しております。

さらに現在におきましても、様々な活用が図られているなど、旧瓜連町を代表する優れた資産として捉えていることから、掲載に至っております。

全ての施設を掲載することはページ数の制限から難しいため、瓜連庁舎を含め掲載できなかった施設や事項は巻末の年表の中で記載しております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 原田議員。

○3番（原田悠嗣君） 専門委員の皆様のご編集によるということなんですけれども、瓜連庁舎もやはり住民生活に直接関わる施設ですし、旧瓜連町を代表する優れた施設なのではないかなというふうに私は思っております。

大所高所の見地から編集されたとのことですが、瓜連庁舎を掲載するしないは細かいことではないかなというふうに私は思いますので、特に今、瓜連庁舎に関しては市民の方々の関心も非常に高いですし、敏感ですし、デリケートな問題かと思っております。ですので、やっぱりここも執行部としても真剣に考えていただきたいなと思っております。

また、ページ数の制限から掲載が難しかったということもあるかもしれませんが、資料7を見ていただくと、これ瓜連地区のらぼーるが掲載されているページなんですけれども、結構余白があるかなというふうに思うんですね。結構ありますよね。だからここに瓜連庁舎を掲載するというのもできたんじゃないかなと思っておりますし、だからページ数の制限から難し

かったという話は、なかなか言い分として通らないのかなというふうに思ってしまう。

瓜連庁舎だけがやはり写真も文書での紹介もなく、巻末の年表に少し記載があるだけというのは、客観的に見て違和感を感じますし、やはり瓜連庁舎については市民の方々が非常に敏感になっている中で、那珂市史地誌編に写真や文書等によって掲載されていないというのは問題があると思いますが、今後どのように対応するのかお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

先ほども申し上げましたが、那珂市史地誌編は専門委員の幅広い観点から編さんをいただいております。さらに資料調査・収集に多数の方々及び各関係機関のご協力をいただいております。市としましては、専門委員の執筆した内容及び意図を尊重しております。したがって、議員の質問の件につきましては、加除修正を行うことは考えておりません。

以上です。

○議長（木野広宣君） 原田議員。

○3番（原田悠嗣君） 専門委員の方々の編集とか執筆を尊重するというのは、私もそれは大事なことだなというふうに思います。

今回の件で私が申し上げたいのは、市や市長はもっと住民感情に敏感になって、気を配って誠実に対応するべきだなというふうに思うということです。何度も申し上げますが、今、瓜連庁舎に関しては、市民の方々は非常に敏感になっているデリケートな問題です。市や市長も当然この那珂市史の編さんに当たっては、検閲はされたと思うので……していないですか。していないんですね。

じゃ、していないのであればあれかなと思うんですけども、ただ、やっぱり……検閲しないんですね、分かりました。

今、現状として、本庁舎とからぼ一るが掲載されている中で瓜連庁舎だけが掲載されていなかったら、市民の方々がどう感じるかというのはぜひ想像していただきたいなというふうに思います。

今、実際、市民の方々の間では、瓜連庁舎はどうせ取り壊すんだから、なかったことにするために、那珂市史にもわざと掲載しなかったんじゃないかといった、そういった声も実際に上がっております。私のところには聞こえておりますので。

ただ、そういった声が市民の方から上がるというのも、瓜連支所組織再編に関する問題の初期からの対応の悪さというのが、ずっと市民の方々の信頼を失っているわけですね。先ほど大所高所からの見地で編さんしたという発言も、瓜連庁舎を載せる載せないは細かいことだというふうに捉えられてもおかしくないような発言ですし、より市民の方々の信頼を失いかねない発言かなというふうに思います。

まず、那珂市史についてもあるんですけども、今、市民の方々が非常に不満に思っているということをまず市として、執行部としては自覚していただいて、その上で丁寧に誠実に

対応していただきたいなと思います。

特にやっぱりこれから大切になってくるのは、瓜連庁舎利活用検討委員会の運営の在り方だと思います。この運営が透明性、公平性を確保できなかつたら、いよいよ市民からの信頼は地に落ちてしまうと思います。そのことをやっぱり執行部としては危機感を持って自覚していただいて、瓜連庁舎利活用検討委員会の透明性、公平性の確保のために、会議の傍聴可能、議事録の公開、会議のできれば動画公開、こういったことを市主導で責任を持って果たしていただきたいなということ、しつこいですけれども再度要望いたします。

これで、ここの項目に関する質問は終わらせていただきます。

次に、道の駅建設に関する質問に移らせていただきます。

前回の定例会の一般質問で、道の駅事業により恒常的に市の財政負担が発生した場合、市長はどのように責任を取るつもりですかという質問をいたしました。それに対する市長の答弁を要約すると、第三セクター設立準備委員会と協議を重ね、持続可能な運営体制の構築を図っていくといった回答でした。正直、私の聞きたかった質問に対する答えとしては、あまり納得はできていないというところであります。

しかし、この答弁を受けて私が考えたのは、そもそも道の駅事業の責任者は市長ではないのではないかということを感じました。市長が責任者でないのであれば、やはり道の駅事業による恒常的な市の財政負担が発生したとしても、市長は責任の取りようがないですから、私の質問がずれていたということかなと思います。

単純な疑問として、道の駅の責任者が誰なのかということがどうもはっきりしないなと思うわけです。道の駅の運営は第三セクターが行うので、第三セクターが責任者なのかとも思いますし、道の駅建設には市民の多額な税金が使われますから、市民一人一人が責任者なのかとも考えられます。でも、やっぱり行政のトップは市長ですし、道の駅事業に政治生命をかけていらっしゃるということですので、市長が責任者なのかとも思います。

そこで、道の駅運営が恒常的な市の財政負担となった際は、誰が責任を負うことになるのかお伺いします。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

道の駅の運営リスクについては、指定管理を担う第三セクターが主に負担するものの、当然ながら市も応分のリスクを共有するものとなりますので、今後も社会・経済環境の変化を見据えた経営戦略をはじめ、リスク管理に対する役割分担や法的責任、財政的負担の範囲などについて、引き続き第三セクター設立準備委員会において協議を行ってまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 原田議員。

○3番（原田悠嗣君） 第三セクターが主に負担するが、市もリスクを共有するという事かなと思うんですけども、この市もリスクを共有するところがよく分からないなと思

います。具体的にどういうことなのかなというのが、ちょっとはつきりしないなと思いますね。

第三セクターが全ての責任を負うというのであれば、赤字経営が何年か続いたら道の駅は倒産ということになるかなと思うので、シンプルで分かりやすいなというふうに思うんですけども、市もリスクを共有するということは、赤字経営になったら市が補填するということなのかなというふうに感じます。その場合は税金での補填ということになりますので、やっぱり最終的には、責任は市民が負うという理解でよろしいんでしょうかね。と思うんですけども。

そのあたりがちょっとほわっとしてはつきりしないので、やっぱり責任を誰が取るのかということを確認にして、我々議会にもそうですし、市民の皆さんにもそこはぜひ周知してほしいなと思います。

本市の道の駅建設については、最近いくつかのテレビ番組に取り上げられて、すっかり有名になったことかと思えます。これまで道の駅建設の話を知らなかった市民の方も、たくさんいらっしまったことかと思えます。その中で、これを機に市政に関心を持つ方が増えたのであれば、それは喜ばしいことだなと思えます。

私はこれまで道の駅に関しては、様々な観点から質問してまいりました。生産者が今後減少する中で売れる物は確保できるのかとか、今、農家さんたちの平均年齢、大体70歳弱ですから、10年後とか考えたらどうですかということとか、あとはやっぱり収支は黒字になるのかということとか、来場者の見積りは適切かということですね。

これ基本計画の段階では、人件費が約5,000万円ぐらいというふうに計上されていましたが、これも少ないんじゃないですかということも僕も一般質問で言いましたら、基本設計では1億何千万円かに増えていました。そしたら来場者も増えているということで、来場者と売上見込みも9.6億円まで増えたということで、そういう見積りの仕方も適切かということ、あとはアドバイザーとの随意契約、これもちゃんと合理的な理由があるのか、この随意契約は適切ですかということとか、いろんなことを質問してきました、それらに対する執行部の回答には正直あまり納得できていないことが多いですし、いまだ問題が多いなというふうに思っています。

ただ、あまり多くの話題を取り上げてしまうとぼやけてしまうので、今日は指定管理料ということに絞って、私が問題であると考えている点を執行部の皆さんや議員の皆さん、あと市民の皆さんと共有しながら質問していきたいなというふうに思います。

まず、皆さんと共有したいのはこの資料の8なんですけれども、前回は申しましたが、この基本計画には、市が指定管理料を支払わない独立採算での運営が可能と示されていたことです。

また、これはちょっと私のおぼろげな記憶になってしまうんですけども、選挙で当選した直後、約1年ちょっと前に、私も含めた新人議員は、執行部からそれぞれ個別で道の駅に

関する説明を受けたことと思います。その際にも、確かにほかの道の駅を見ると、経営が厳しくて市が補填しているところもあります。しかし、那珂市が考えている道の駅の運営は、直営で行うので十分な収益が見込まれ、黒字になる予定です。だから独立採算で運営可能なんですよといった説明を受けた記憶があります。ただ、これちょっと私の記憶なのであまり強くは言えないですけども。

つまりどういうことかということ、基本計画の時点では、私たち議会もホームページに載っている基本計画を見ていた市民の皆さんも、市が指定管理料を支払わない独立採算での運営が可能という認識でいた可能性が高いわけですね。これ、わざわざ下線で強調して明記されていますから。それを受けて、市の財政負担がないのか、なるほどそういうことならということで、道の駅の話が進んできたという節があると思うわけです。

ですが、前回の定例会、つまり令和7年第1回定例会にて、建築物の保守管理業務費や外構等維持管理業務費は市から第三セクターに支払われる指定管理料で賄われるという話になっていたわけです。これ僕は非常に重大な問題かなと思います。第三セクターに市からお金は払わないというふうな計画だったものが、第三セクターに市からお金を払うというほうに変わったわけですから、かなり重要なことだと思います。

そこで、質問するんですが、前回の定例会において、基本計画では第三セクターの経費として計上されていた建築物保守管理業務費、建築設備保守管理業務費、外構等維持管理業務費、環境衛生・清掃業務費、警備保安業務費は、市から第三セクターに支払われる指定管理料で賄われるという答弁をいただきました。基本計画では市が指定管理料を支払わない独立採算での運営が可能と明記されていたのにもかかわらず、これらの経費を指定管理料として賄うことになったその経緯を教えてください。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

令和7年第1回定例会における原田議員からの一般質問におきまして、基本計画に計上している建築物等の保守管理業務費や外構等の維持管理業務費などについては、本来、市から第三セクター等の管理運営事業者を支払われる指定管理料で賄われる費用となってくることから、今後、第三セクター設立準備委員会において協議を行っていくと答弁しているところでございます。

今年度を実施する実施設計におきまして、敷地面積や施設内容、設備関係や外構等が定まってまいりますので、具体的な維持管理費等を精査し、納付金や指定管理料の設定について、引き続き第三セクター設立準備委員会において協議を行ってまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 原田議員。

○3番（原田悠嗣君） できれば経緯を聞きたいんですけどもね。何で最初は支払わないと書いてあったのが支払うとなったのか、その過程を知りたいなと思うんですけども、そこ

は個別とかで伺えればなというふうに思います。

あと、そもそもこのように基本計画に載っていた一部の経費が基本設計に計上されていないということは、前回、一般質問で聞かなければどうする気だったのかなというのは気になるところです。議会とか市民にそのことは説明する気があったのかなというのを疑ってしまいます。少なくとも市民への説明会、行われましたけれども、そこの中ではこのことについては一切触れられていませんでしたし、私はこの状況についてはやっぱり問題があるかなと思っております。

大きく2つに分けて問題点述べさせていただくんですけれども、まず1つ目は、建築物の保守管理業務費とか外構等維持管理業務費については、本来、市から第三セクター等の管理運営事業者を支払われる指定管理料で賄われる費用となってくるとの認識が、執行部の認識かと思えます。

じゃ、なぜ基本計画に市が指定管理料を支払わない独立採算での運営が可能と書いてしまったのかというのが、私は問題だと思います。しかも、下線で強調してありますからね。これを見たら議員や市民の中には、やっぱり独立採算でできるんなら道の駅いいじゃないかと思って、じゃ道の駅賛成しようと思った方もいらっしゃるかと思えます。

だから本来、指定管理料で払うやつだったんだったら、最初から基本計画には書かなければよかったんじゃないかなと思うんですね、独立採算とか。これが1つ目の問題点だと思うところです。変に勘違いしてしまう人がいるかもしれないということですね、これを書くことによって。

続いて、2つ目、問題点として思うのは、建築物保守管理業務費、建築設備保守管理業務費、外構等維持管理業務費、環境衛生・清掃業務費、警備保安業務費といった経費が基本設計には一切記載されていないということです。

那珂市の道の駅のことがテレビで取り上げられている中で、私もちょっと見たんですけれども、7,000万円という収益見込みは、ほかの道の駅の現状から見て多過ぎるんじゃないかといった内容のコメントがあったかと思えます。

ただ、これ私からしたらそれはそうだろうなと思ひまして、経費の一部が計上されていないわけですね、この収支計画に。だからほかの道の駅よりも収益見込みが多くなるのは、それはそうになってしまうんじゃないかなとテレビを見ていて思いました。

答弁の内容から、これらの経費は本来指定管理料で賄うものだから、基本設計の収支計画には計上していないというのが前回の定例会での答弁の執行部の内容だったと思ひます。しかし、たとえ収支計画には載せなかったとしても、基本設計の中に一切記載していないというのは、私はおかしいと思ひますね。

なぜなら、同じく指定管理料で賄っていくであろう全天候型プレイゾーンの経費はしっかり記載されているんですよ。これ資料の10なんですけれども、一番右側のプレイゾーンの三角で1,800万円ぐらい、三角だからマイナスなんですよね、記載されていますが、これは指

定管理料で賄っていくという考えで収支計画には組み込まれていないんですけれども、ただ、基本設計にはしっかり載っているんですね。なのに、維持管理費なんかの経費が基本設計に一切記載されていないというのは、私はおかしいなと思うところであります。

これら2点の問題点をまたちょっと簡潔に復習してまとめますと、1つ目は、これらの経費が指定管理料で賄うものであるという執行部の認識であるにもかかわらず、本来そうであると認識なのにもかかわらず、基本計画には指定管理料を支払わない独立採算での運営が可能とわざわざ明記していたために、議会や市民を勘違いさせてしまった可能性があるということ。

そして、2つ目は、これらの経費、建築物保守管理業務費とか外構等維持管理業務費などの経費が基本設計に一切記載されていないということです。こういうことが問題かなというふうに思います。

こういった経費を第三セクターに支払う指定管理料で賄うとのことでしたが、肝腎なのはその金額かなと思います。基本計画で経費として計上されていた建築物保守管理業務費、建築設備保守管理業務費、外構等維持管理業務費、環境衛生・清掃業務費、警備保安業務費などは、概算で毎年いくらぐらいになるのでしょうか、伺います。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

今年度の実施設計を踏まえ、具体的な維持管理費等を精査してまいりますことから、申し訳ありませんが、現時点では具体的な費用をお答えすることはできません。

以上です。

○議長（木野広宣君） 原田議員。

○3番（原田悠嗣君） 具体的じゃなくてもいいんですよ。概算でいいので教えてほしいなというふうに思いますね。概算であれば答えられると思うんですよ。現時点では、基本計画と基本設計の数値を基に単純に計算すればいいと思います。

試しにちょっと計算してみますと、これ資料9のほうにこれらの経費が載っているんですね、基本計画の経費。これらを足すと、2,159万8,000円というふうになります。

あと、基本設計に載っている全天候型プレイゾーンの経費というのは1,830万8,000円となっているので、これらを合わせた3,990万6,000円、大体4,000万円ですね。約4,000万円が、市が指定管理料として第三セクターに支払う金額になるんじゃないかなというふうに予測されると思います。結構な金額かなというふうに思うんですけれども。

ただ一方で、逆に第三セクターから市に入ってくるお金というのものもあるわけですね。これは、基本設計には納付金として記載してあります。こちらの納付金と指定管理料のバランスがやっぱり重要だなというふうに思います。市が支払う指定管理料よりも市が受け取る納付金のほうが多ければ、それは市にとっては黒字というふうになるので、いいかなというふうに思うんですね。

ただ、反対に、市が払う指定管理料よりも市が受け取る納付金のほうが少なくなってしまうえば、それは市にとっては赤字ということになってしまいますので、昨日、大和田議員も言っていました、これによって市民の福祉サービスが低下したら、それは愚の骨頂だというふうに、大和田議員の言葉をお借りして言うともそういうことになってしまいます。

そこで、質問なのですが、指定管理料と納付金がいくらになるか、これ現時点では分からないということだと思いますが、市が支払う指定管理料のほうが市が受け取る納付金を上回って結果市にとって赤字になり、市の財政を圧迫することになるというのは100%ないと言えるのか伺います。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

今年度の実施設計を踏まえ、リスク管理などについても第三セクター設立準備委員会において協議を行い、道の駅の運営が健全なものとなるよう引き続き取り組んでまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 原田議員。

○3番（原田悠嗣君） そうですね。指定管理料のほうが納付金よりも上回ると、市にとって赤字になってしまうということなんですけれども、それがないのであれば、ないとはっきり言っていたきたいなというふうに思います。そこをはっきり言えないとなると、やっぱり邪推してしまうわけですね。納付金よりも指定管理料のほうが上回って、市の財政を圧迫するということもあり得るんじゃないかなというふうに、そういうふうに推察してしまう私がいるわけですね。

結局、私や市民の方で道の駅について疑問を持っている方が心配しているのは、道の駅の運営によって恒常的に市の財政を圧迫することになり、その結果、市民サービスが低下することになるのではないかということ、これを我々は一番心配しているわけです。だから指定管理料のことを質問しているので、ぜひこれ調べて答えてほしいなと思います。

答弁では、道の駅の運営が健全なものとなるよう引き続き取り組んでいるということなんですけれども、それは当たり前としてやっていただきたいですし、私が聞きたいのは、やっぱり精神的な、感情的なところではなく、現時点での概算での見積りでどれぐらいリスクがあるのかということをお聞きしたいわけです。実施設計が終わらなければ正確なものは分からないという言い分もあると思うんですけれども、基本設計も基本計画もやっぱりそれなりにお金と時間をかけてやっているわけですね。そうであるならば、今出ている基本計画と基本設計の数値を精査して、市の財政負担が発生するのかどうかという検証はぜひやっていただきたいなと思います。

私なりにもちよっと今からやってみたいなと思うんですけれども、先ほど示したとおり、基本計画に載っていて計上されていない経費と全天候型プレイゾーンの経費を合わせた約4,000万円が、市が支払う指定管理料かなというふうに予測されます。ですから、少なくとも

も納付金は4,000万円以上、第三セクターから受け取らなければ、市は赤字になってしまうというわけです。4,000万円受け取って、ようやくトントンという形だと思うんですけども、執行部の理想どおりに利益7,000万円を実現できたとして、そこから4,000万円市に納付してもらわないと、市は赤字になってしまうと。結構厳しいかなというふうに思います。

プラス資料10のほうを見ていただけるといいんですけども、基本設計のほうには、納付金の使途は基金として積み上げ、20年後の大規模リニューアルに活用することで、行財政への負担を和らげることが可能であるというふうに書かれています。

20年後、大規模リニューアルにいくぐらい使う予定でいるのか分からないですけども、やっぱりこのためには毎年ある程度の金額を納付金として受け取って、基金を積み立てていかなければいけないということになります。毎年1,000万円ずつ積み立てたとしても、20年で2億円ですので、2億円ではちょっと大規模リニューアルは難しいかな、疑問だなというふうに思いますけれども、毎年1,000万円ずつ積み立てるとなったら、そうすると7,000万円の利益から5,000万円は市に納付金として支払ってもらわなければならないというふうになるわけです。

そして、第三セクター、残った2,000万円から法人税や消費税などの税金を払うということになると思いますので、相当厳しい運営になるかなと思います。税金を支払ったら、下手したら第三セクター、赤字という形もあり得るのかなと思ってしまいます。

いろいろと問題点を申してきましたが、結局何が言いたいかというと、建築物保守管理業務費、建築設備保守管理業務費、外構等維持管理業務費、環境衛生・清掃業務費、警備保安業務費の合計2,159万8,000円、これが基本設計ではどこにも記載されていないまま話が進んでいるのはおかしいんじゃないかなということです。収支計画に入れられないのであれば、指定管理料の概算見積りとして入れるべきですし、正確な数字が分からないから入れられませんという理屈は、先ほども述べましたが、全天候型プレイゾーンの経費は記載されていることから、その理屈は通らないかなと思います。

現状、基本設計の資料では約2,000万円の経費が記載されていないので、存在していないものとなっているかなと思うんですね。この約2,000万円の経費を無視して道の駅の話を進めるということは大問題だと思いますので、ぜひここをしっかりと精査して、検証していただきたいなと思います。

最後に、道の駅に関する話題としてお願いなんですけれども、先ほど述べましたこれらの経費約2,000万円、これについてしっかりと検証を行った上で、議会と市民にしっかりと説明していただきたいなと思います。前回行われた市民説明会ではここの説明抜けておりますので、やっぱり市民説明会ももう一度やり直すべきだと思います。

概算でいいので、正確な数字は分からなくていいので、概算で今の段階でこれらの経費こういうふうになりますよということ、あと指定管理料いくぐらいになりますよ、合計でということ、それをぜひ再度検証していただいて、もう一度、市民説明会で市民の皆様にも説

明していただきたいなと思います。

以上で、道の駅に関する質問は終了とさせていただきます。

続いて、まちづくりについて質問させていただきます。

遠藤議員と小宅議員もまちづくりについて質問されていたんで、結構ちょっと被ってしまうところもあるんですけども、那珂市は高速道路や9つの水郡線の駅に加え、国道118号線、国道349号線や県道瓜連馬渡線などを含んだ5つの主要地方道が走っているなど、交通インフラに非常に恵まれた地域です。気候も穏やかで、災害も少なく暮らしやすい。歴史文化も豊富で、わざわざ再発見しなくともすばらしいよさ、ポテンシャルを持っているのが那珂市であると思っております。

実際に、今年の終わり頃には、これ遠藤議員も言われていましたが、国道118号線沿いに瓜連地域のところに企業が進出したいという話があり、那珂市農業委員会のほうでも農用地除外の話なんかが進められていたということを伺っております。地域の方々も非常に期待していたようですが、残念ながら今年に入ってこの話は白紙となって、地域住民の方も残念がっているというふうに伺っております。企業等の誘致は、雇用の創出や地域の発展、市の財政にも関わる重要な事案であると考えます。

そこで、質問です。

那珂市の平坦な土地や優れた交通インフラを生かした民間企業の誘致等について、どのように取り組んでいるのか伺います。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（加藤裕一君） お答えいたします。

企業立地は地域の雇用創出と経済への波及効果が期待できることから、本市においても企業の需要調査を実施するなど、企業の立地動向の把握に努めるとともに、本市への企業立地のPRを行っております。立地ニーズがある企業には、ニーズに応じて候補地の紹介や必要な手続等の案内を行っております。

また、優遇制度といたしまして、それぞれ一定の要件はありますが、那珂市原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例及び那珂市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例による固定資産税を3年度間減免する措置や、那珂市企業立地促進雇用奨励補助金として、設備投資等に伴い那珂市民を正規社員として新たに雇用した事業者に対する補助制度、原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業による設備投資等を行った事業者に対する電気料の補助制度など、立地する企業に対する各種支援制度を設け、企業立地の促進に取り組んでおります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 原田議員。

○3番（原田悠嗣君） 企業立地に関して、様々な制度で取り組んでいらっしゃるということが分かりました。

私は、個人的には地方自治体の本来の役割は市民の暮らしを守ることであり、自治体間での過度な競争をすることには疑問を感じております。しかし、国の在り方というか政策も影響して、自治体間の競争が激しくなっているのが今の現状かなというふうに感じております。

先ほど答弁で様々な取組を教えてくださいましたが、なかなか近隣市町村も結構いろいろな制度があると思いますので、企業誘致について制度で差をつけるというのは結構難しいかなと思うところもありますので、そこはやはり市として誠実な働きかけで、やっぱり話がある程度進んでいて、市民の方々も期待しているようなところは、ぜひ積極的な働きかけをしていただきたいなというふうにお願い申し上げます。

先ほども述べましたけれども、私はやはり過度な地方自治体間競争については疑問を感じております。当たり前のことなんですけれども、それぞれの市町村で環境や立地、交通インフラなどの条件が全く異なるので、平等な競争というのは不可能かなと思っております。ですので、私は競争ではなく、近隣市町村との協調を意識したまちづくりを実施していくことが必要だと考えます。

その点でいくと、那珂市は非常に恵まれた立地にあります。県庁所在地である水戸市が隣にあり、企業や商業施設が多くあるひたちなか市や東海村とも隣接しています。また、北のほうには観光、自然が豊かな常陸大宮市、常陸太田市、大子町などがあり、それぞれのまちにアクセスする交通インフラも充実しています。

ある程度の企業や商業施設は市民の利便性や地域のにぎわいのためにも必要であると考えますが、私が考える那珂市が持つポテンシャルが最大限発揮されるのは、やはりベッドタウンとしてだと思います。そして、ベッドタウンとして最も力を入れるべき政策は子育て支援と少子化対策だと考えます。そこに特化したまちづくりを推進していくべきだというのが私の考えです。

この考えの背景には、やはり日本の現状というものもあります。皆さんもご存じのとおり、我が国の少子化問題は、非常に深刻な状況にあります。2024年の出生数は約68万人と、統計を取り始めてから過去最低となっております。これは2023年に国立社会保障・人口問題研究所が公表した予測よりも、約15年早いペースで出生数が減少しているということです。これ2023年に予測したよりも2024年の結果が15年早いペースで進んでいるというのは、非常に困ったことだなというふうに思うんですけれども、そんなような形で非常に少子化、深刻な状態であります。

また、1人の女性が一生のうちに産む子供の数の指標となる合計特殊出生率も1.15となっており、こちらも統計を取り始めて以来、過去最低となっております。このまま何も対策をしなければ、若い世代がどんどん減っていき、少子化はさらに加速度的に進んでいくということが明白です。

一方で、今の政府は少子化や人口減少の対策として、外国人の受入れを拡大しようというふうにしています。私が最も危惧しているのは、このままでは百数十年たった後には、日本

人がいなくなってしまうんじゃないかということが考えられるということです。その百数十年先まで考えなくても、今の子供たち世代、この子たちが少子高齢化により若い世代が減り、日本人の生産力や経済力が落ちた国で、元気な外国人たちが入ってきた国で、貧しく豊かではない生活をしていかなければならなくなる可能性が、このままいったら極めて高いんじゃないかなということ、これを私は心配しております。

子供たち世代に豊かで安心して暮らせる日本を残すために、少子化対策に重きを置く必要があると考えています。特に那珂市はベッドタウンとして非常に優れているので、子育て支援、少子化対策に力を入れていくべきだと考えます。

そこで、質問です。

本市において、少子化対策として戦略的にどのような政策が行われているのか、また、今後、行おうとしている政策についてお伺いします。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

市では、少子化やそれに伴う子供を取り巻く家庭や社会環境の変化の中で、子供の健やかな育ちを総合的に支えるため、第2期那珂市子ども・子育て支援事業計画に基づき、子ども・子育て支援事業の提供体制整備をはじめ、様々な施策を推進してまいりました。

その中で、自身のライフプランの必要性を自身の問題として捉えてもらうため、市内中学校5校の8年生を対象にライフデザイン講座を行い、キャリア、結婚、妊娠、出産、子育てなどに対する機運を醸成しております。

そのほか、結婚を希望する方の支援として、県が行ういばらき出会いサポートセンターへの入会、登録料の一部助成や、県央地域9市町村により形成されるいばらき県央地域連携中枢都市圏において、交流型イベント、いわゆる婚活パーティーを年3回程度開催しております。昨年度は、本市を会場に1回開催したところです。

今後の政策としましては、今年3月に第3期那珂市子ども・子育て支援事業計画を策定し、その中で次世代を担う子供とその家庭を社会全体で支援するための施策、事業を盛り込んでおります。結婚、出産を希望する人が不安なく安心して出産、子育てができるよう、計画に基づき施策を推進してまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 原田議員。

○3番（原田悠嗣君） やはり少子化の原因の一つというのは、若い世代が安心して結婚、出産ができなくなっているということがあるかと思います。ぜひ積極的に若い世代が安心して結婚、出産、子育てができるよう、施策を推進していただきたいなと思います。

やはり若い世代が結婚や出産に不安を抱える要因、大きな原因の一つとして、今の不安があるということもそうなんですけれども、その中で最も大きいのが、やっぱり経済的な不安が大きいかと思います。約30年間上がらない賃金、物価の高騰、国民負担率の増加により、

国民が自由に使えるお金は減ってきています。そんな中で、若い世代が結婚や出産をためらうのは当然のことと思います。地方自治体でできることというのは、やはりこれには限りがあると思いますが、子育て世帯の経済面でのサポートをすることは、少子化対策として重要であると考えます。

お隣の常陸大宮市では、子育て世帯向け住宅の取組が行われています。家賃8万円で25年間住めば持家になるということで、住む人にとっては、住宅ローンを組んで新築を立てるよりも経済的な負担が少ないですし、あと住宅ローンを組むというリスクを抑えるということができます。こういった身近なまちの施策を参考に、子育て支援を考えてみるというのいかがかなというふうに提案いたします。那珂市でしたら、水郡線の駅の近くなどは非常によい立地だと思います。

少子化対策として地方自治体ができることというのは限られていますし、焼け石に水だと思われる方もいらっしゃるかもしれませんが、私はやっぱり全国で少しずつ水をかけていけば、焼けた石も冷めるだろうというふうに思っておりますので、やっぱり那珂市で市民の方から預かっている税金もありますし、地方交付税とかで国から下りてきているお金もあると思いますので、ぜひまちづくりを行う上で、市長には我がまちのことだけを考えるのではなくて、周辺の市町村と協調して日本全体の発展という広い視野を持って、今の日本の現状の中で、じゃ那珂市はどういう施策をするべきかという視点から、ぜひまちづくりを行っていただきたいなということを最後要望といたしまして、私の一般質問を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（木野広宣君） 以上で、通告10番、原田悠嗣議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（木野広宣君） 本日は議事の都合により、これにて終了し、残余の一般質問は、来週6月16日月曜日に行うことにいたします。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 3時48分

令和7年第2回定例会

那珂市議会会議録

第4号（6月16日）

令和7年第2回那珂市議会定例会

議事日程(第4号)

令和7年6月16日(月曜日)

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案等の質疑
- 報告第 4号 専決処分について(損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定)
- 報告第 5号 専決処分について(損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定)
- 報告第 6号 専決処分について(損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定)
- 報告第 7号 専決処分について(損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定)
- 報告第 8号 令和6年度那珂市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 報告第 9号 令和6年度那珂市下水道事業会計予算繰越計算書について
- 報告第10号 令和6年度那珂市一般会計継続費繰越計算書について
- 報告第11号 令和6年度那珂市水道事業会計継続費繰越計算書について
- 報告第12号 令和6年度那珂市一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 議案第36号 専決処分について(那珂市税条例の一部を改正する条例)
- 議案第37号 専決処分について(那珂市都市計画税条例の一部を改正する条例)
- 議案第38号 専決処分について(那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 議案第39号 那珂市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第40号 那珂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第41号 那珂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第42号 那珂市原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第43号 那珂市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第44号 那珂市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例

議案第45号 令和7年度那珂市一般会計補正予算（第1号）

議案第46号 損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定について

議案第47号 市道路線の認定について

日程第 3 議案の委員会付託

日程第 4 請願・陳情の委員会付託

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	榊原一和君	2番	桑澤直亨君
3番	原田悠嗣君	4番	木野広宣君
5番	鈴木明子君	6番	渡邊勝巳君
7番	寺門勲君	8番	小池正夫君
9番	小宅清史君	10番	大和田和男君
11番	富山豪君	12番	花島進君
13番	寺門厚君	14番	萩谷俊行君
15番	笹島猛君	16番	君嶋寿男君
17番	遠藤実君	18番	福田耕四郎君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市長	先崎光君	副市長	玉川明君
教育長	大縄久雄君	企画部長	加藤裕一君
総務部長	玉川一雄君	市民生活部長	秋山光広君
保健福祉部長	生田目奈若子君	産業部長	大内正輝君
建設部長	高塚佳一君	上下水道部長	金野公則君
教育部長	浅野和好君	消防長	寺門薫君
会計管理者	秋山雄一郎君	農業委員会事務局長	澤島克彦君
選挙管理委員会書記長 （総務課長）	篠原広明君		

議会事務局職員

事務局長 会 沢 義 範 君 次 長 補 佐
書 記 田 村 栄 里 君 (長 総 括) 三 田 寺 裕 臣 君

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- 議長（木野広宣君） おはようございます。
ただいまの出席議員は18名であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
-

◎諸般の報告

- 議長（木野広宣君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき議場に出席を求めた者の職氏名は、今期定例会の初日に文書管理システムに登載した出席者名簿のとおりであります。
職務のため、議会事務局より事務局職員が出席しております。
本日の議事日程は、文書管理システムに登載しておりますので、タブレット端末等でご参照ください。
また、本会議の様子は、ユーチューブでライブ配信をしております。
-

◎一般質問

- 議長（木野広宣君） 日程第1、先週金曜日に引き続き一般質問を行います。
質問者の質問時間は、1人60分以内となっております。これには答弁の時間を含みます。
これより順次発言を許します。
傍聴者の皆様にお知らせいたします。
会議中は静粛をお願いいたします。携帯電話をお持ちの方は、ご配慮をお願いいたします。
拍手等についても、ご遠慮くださるようお願いいたします。
-

◇ 寺 門 厚 君

- 議長（木野広宣君） 通告11番、寺門 厚議員。
質問事項 1. 那珂市のごみ処理行政について。 2. 熱中症対策強化について。 3. 5歳児健診について。

寺門 厚議員、登壇願います。

寺門議員。

〔13番 寺門 厚君 登壇〕

○13番（寺門 厚君） 議席番号13番、寺門 厚でございます。通告に従いまして一般質問をします。

最初の質問は、那珂市のごみ処理行政についてであります。

1番目は、リチウムイオン電池の排出について。

先月、19日の茨城新聞によりますと、県内のごみ処理施設でリチウムイオン電池が原因で発火・発煙トラブルが急増し、大規模火災が発生している。ごみ処理施設の発火トラブルは、環境省の調査では、2023年度、県内では570件に上っています。前年は、79件の発生件数が一挙に7倍と増加してしまいました。

リチウムイオン電池は、スマートフォンとともに普及しましたモバイルバッテリーのほか、電子たばこやスマホ、コードレス掃除機、ワイヤレスホン、小型扇風機、デジタルカメラのバッテリーなどに搭載されており、一般の不燃ごみなどに混入し、搬入されるケースが増えたためということであります。

また、発火事故の事例につきましては、昨年12月、常総環境センター、これ守谷市ですけれども、資源化施設内で不燃ごみ処理中に出火、施設は全損、潮来クリーンセンター、こちらは今年の2月、不燃ごみ処理中の火災で施設損傷ということで、いずれも修復に巨額の改修費が見込まれ、自治体財政に深刻な打撃を与えています。このようなリチウムイオン電池排出処理、後処理による発火トラブルを未然防止するためにも、本市の現状対策についてお聞きします。

1番目、本市では、リチウムイオン電池をどのように排出しているか伺います。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えいたします。

リチウムイオン電池の出し方については、資源物収集の有害ごみ収集日に透明の袋に入れて有害ごみと明記し、各ごみステーションに出していただいております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） では、リチウムイオン電池の排出方法は、どのように周知していますか。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えいたします。

リチウムイオン電池の出し方の住民への周知につきましては、各世帯にごみ分別の手引き、家庭ごみの分け方・出し方を配布しております。また、市ホームページにおきましても、同様の掲載をしております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） 今後、リチウムイオン電池が原因で生じます事故防止をどのように周知徹底していくのでしょうか、伺います。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えいたします。

リチウムイオン電池が原因による事故の発生防止につきましては、市の広報紙及び市ホームページ、SNSを通して、家電にはリチウムイオン電池が内蔵されている製品の注意喚起をしております。引き続き、混入による事故、事例等を案内するなど適正な分別の徹底をしていただけるよう周知をしております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） 市の広報やホームページ、SNSを通して、適正な分別、排出、周知徹底をしていくということであります。ホームページを見てみますと、ごみの分け方、出し方の中で探していきますと、こういうページが見つかります。ここには、不要になった小型充電式電池の分別にご協力をとということで、このタイトルで、火災の危険性があるということと、リチウムイオン電池搭載対象品が掲載をされております。ご覧のように文字ばかりで、ちょっと危険だというのが分からないので、イラストも入れて分かりやすく訴求力を上げていただければなというふうに思います。

それから、戸別配布のごみの分け方、出し方、さらにごみ分別の手引き、ごみの分け方、出し方というのは、A3の倍、A2ですかね、でかいやつ、壁に貼っておく一覧表のやつです。それと、那珂市ごみの分別の手引きというのは、こちらですね。こちらを見ると中ほどに、有害ごみの出し方ということで、先ほど説明のあった方法で出しなさいよというふうに書いてあります。ただ、危険だよと、火災のおそれがあるということは、まだ表示はされておられません。対象品目も表示はされていないという状況であります。

ということで、こちらは令和3年4月改訂版ということで出されたままになっていますので、こちらにリチウムイオン電池は発火の危険性があることと、それから、こちらも、強調するという排出方法を改訂していただきたいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えいたします。

今年度、改訂するごみ分別の手引きに、リチウムイオン電池の適切な排出方法を掲載するなど、ほかのごみへの混入防止につながる内容にしてまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） 今年度改訂されますごみ分別の手引きにて、適切な排出方法及び他

のごみへの混入防止を訴求するという内容にしますということで答弁がありましたので、ぜひ、周知徹底のほどをよろしく願いをいたします。

それから、ごみ焼却処理場については、現在本市でも大規模改修が始まると聞いております。大宮地方環境整備組合環境センターの改修工事について、現在の進捗状況はどのようになっているのか伺います。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えいたします。

焼却炉を含めた環境センターの改修工事につきましては、本年、令和7年度、改修工事に着手する計画となっております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） 令和7年度、今年度から改修工事が始まるということであります。

では、改修工事費用についてですが、私も令和5年9月のときの一般質問で、財政見通しを聞いた中で、改修工事について概略を聞いております。そのときは、環境センター大規模改修事業費ということで、概算で55億円、本市は負担は28億円、補助金7億円、地方債15億円、一般財源8億円という内容でありました。

では、現在の改修工事の総事業費と那珂市負担額はどれくらいになっているのか伺います。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えいたします。

大宮地方環境整備組合環境センターの改修工事費については、令和4年度時点の概算で総事業費は約55億円の試算になっておりました。その後、プラスチック類の中間処理施設整備費の約9億2,000万円が追加されたことと、改修費用の資機材費や人件費等の上昇により、現時点の概算になりますが、総事業費約69億円になります。このうち、国から大宮環境整備組合への交付金と常陸大宮市負担分を除いた那珂市の負担額は、一般廃棄物処理事業債と一般財源を合わせ約30億円と試算しておりますが、地方交付税対象事業になりますので、市の実質負担額は、試算した額より30%から50%程度少なくなります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） 令和5年に確認したときに比べて、総額が14億円、大幅にアップしております。主な増額の内容については、9億2,000万円ということで、プラスチックごみ中間処理施設建設費ということで、これが条件で焼却炉改修工事の補助金が出ていますので、これはやむを得ないとしましても、そのほかに約4.8億円増えているということなので、これは資材費や人件費の上昇ということだということでもあります。

この後も、やっぱり、この人件費や資材費の高騰というのは続くわけで、この額で収まるのかどうかというのが、ちょっと心配なところであります。今後、やはり財政見通しも含め

てチェックをしていきたいなというふうに思いますので、気をつけていこうというふうに思っています。

それから、工事完了については、今後の改修工事のスケジュールというのはどのようになっているのか伺います。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えいたします。

環境センターの改修工事のスケジュールにつきましては、令和7年度から改修工事に着手して、令和9年度に改修工事が完了し、令和10年度から稼働を予定しております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） 今年から工事が始まり、令和10年度稼働ということで供用開始ということになるということであります。いろいろ資材、人件費で、人材、工事が遅れるという可能性もありますので、しっかりと注視をしていきたいなというふうに思います。それから、工事のほうについては、くれぐれも安全第一で進行のほうをお願いしたいというふうに思います。

次は、粗大ごみの戸別回収についてでございます。

粗大ごみの不法投棄防止、粗大ごみの指定収集箇所まで持ち込みできない独居高齢者や障がい者等の支援のため、私も令和5年第1回の定例会で一般質問にて、粗大ごみの戸別回収実施を提案しております。そのときの回答が、障がい者や高齢者だけでなく、一般の方も自宅で粗大ごみを出せるメリットもあり、実施中の水戸市等の状況を調査するというものであります。では、その後、調査検討の結果はどのようになったのか伺います。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えいたします。

粗大ごみの戸別回収の調査結果につきましては、県内自治体における粗大ごみの戸別回収を実施している自治体は29自治体です。本市における粗大ごみ回収は、各地区のご協力により、収集日、収集場所を定め、大宮環境整備組合が巡回回収をしております。戸別回収につきましては、引き続き大宮環境整備組合と戸別回収の課題を含め協議を進めてまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） 課題を含め協議ということでございますので、戸別回収している県内の29自治体の参考事例を踏まえて、実施に向けた課題整理や協議を進める上でも、今後実施に向けて、まずは本市にて、地区限定、独居高齢者宅のテスト実施を提案しますけれども、いかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えいたします。

地区限定、独居高齢者宅の試験的な実施につきましては、利用者の費用負担の考え方、対象者の範囲の選定などの課題が多くあります。それらの課題を整理した上で、本市の実情に合った戸別回収方法での試験的な実施について、協議調整を大宮環境整備組合と進めてまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） 本市の実情に合った戸別回収方法での試験的な実施について、大宮環境整備組合と協議調整を進めていくということですので、しっかりと進めていただいて、一日でも早く本格実施できるよう要望しまして、この項の質問を終わります。

次は、熱中症対策強化についてであります。

今年は、昨年よりさらに暑くなるとの予報も出ており、先週から梅雨入りしてはいますけれども、今日から、今週は30度超えの真夏日が続くということで、今日も本当に暑いです、朝から暑いねという言葉しか出てきませんでしたけれども、エアコン使用、水分を小まめに取るなど、熱中症対策を万全にしていきたいと思えます。

厚生労働省は、職場における熱中症対策の強化を目的として、今年6月1日から、改正労働安全衛生規則を施行しました。この改正では、熱中症の重篤化を防ぐために3つの事項を事業者に義務づけております。1つ目は体制整備、熱中症のリスクのある労働者を早期に発見し、適切な対応ができる体制をつくる。2つ目は手順の作成、熱中症のおそれがある場合の対応手順を明確にし、迅速な処置ができるようにする。3つ目は関係者への周知、職場の全員が熱中症対策を理解し、適切な対応ができるよう、教育、周知を徹底するというところでございます。

ここで、資料を、議長のほうから許可をいただきまして準備しておりますので、資料の1をご覧ください。

こちらは、厚生労働省作成のデータでございます。職場における熱中症による死傷者の推移ということで、2015年から2024年のものであります。折れ線グラフは死傷者の総数、棒グラフは死亡者の数です。これを見ますと、2018年に総数は1,178人、死亡者は28名ということで突出をしています。これも記録的な暑さがあったときだと思います。それから、22年から24年については、総数が増加しているということで、死亡者も30人以上ということで、多いが続いているということです。

2つ目、下の段です。これは業種別の死傷者数ということで、ご覧いただきますと、建設業、製造業、運送業、警備業ということで、外部作業が多い業種がやはり高い数値になっております。これが4業種で64%を占めているという状況であります。

それから、資料の2です。こちら、次のページを見ていただきますと、上の段が月別の死傷者の推移です。やっぱり7月、8月、9月が多くて、7月がピークとなっております。しかも、毎年増加ということです。真ん中の段は、時間帯別の死傷者の数でございます。これ

を見ますと、やはり死亡者が多い時間は17時台、19名ということになっておりまして、1番暑い時期、14時、15時、16時というのは、やはり亡くなる方も17名ということで多いというのが分かります。

この表を見ても、じゃ、午後が一番熱中症にかかる死傷者数が多いのかということ、午前中も平均的に11時台までは多いというのが分かるので、午前中、朝早いうちも、それから暑いときも要注意だということではないかというふうに思います。一番下の段は、年齢別の死傷者数ということで、こちら65歳以上が17%、60から64歳は10%、50歳代24%、40歳代20%ということで、働き盛りの方40代が多い。50代も多いですけども、さらに65歳以上の方も多いということが言えると思います。

以上、資料をご覧ください、今回、義務化した理由がこういう状況をクリアするためと対策を講じるためということであります。

今回の改正法では、罰則が設けられております。熱中症対策の実施に違反したものは、6か月以下の拘禁刑または50万円以下の罰金、これは法人に対しても50万円以下の罰金が科されているということで、大変厳しい義務化ということになりますので、くれぐれも死亡者が増えないようにするという事だろうというふうに思います。

では、この労働安全衛生規則改正による熱中症対策の強化を受けて、本市では、熱中症対策義務化に対し、どのような周知を行ったのか、市内事業者、農事事業者含む農業法人について、どのような周知をしたのか伺います。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えいたします。

令和7年6月1日に改正労働安全衛生規則が施行されたことに伴う本市から直接的な周知は行っておりませんが、厚生労働省労働基準局から、各団体を通して事業者へ周知がされております。農業者については、JA、関係機関を介し、農業者へ周知がされております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） 事業者、農事事業者関係というと、本市は市のほうは通らないという話で、直接指示が行っているということであります。

では、本市職員への周知はどのように行ったのか伺います。

○議長（木野広宣君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

職員への周知につきましては、本年6月1日の改正労働安全衛生規則の施行に先立ちまして、5月26日に庁内グループウェアにより行ってまいります。

周知に当たりましては、職員が分かりやすいよう、厚生労働省が作成した「職場における熱中症対策の強化について」というパンフレットを添付し、周知徹底を図ったところがございます。また、熱中症対策に必要な専門的知識の習得につきましては、本市と包括連携協定

を締結している大塚製薬株式会社がオンラインで実施しております熱中症対策アンバサダー講座を、令和2年の協定締結以降、活用させていただいております。この講習につきましては、昨年のクーリングシェルター指定に併せまして対象施設の管理者に受講を促し、7名が熱中症対策アンバサダーの認定を受けたところでございます。引き続き、講座の活用などによりまして、熱中症対策に必要な知識の習得を図ってまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） 市職員の周知には、厚生労働省が作成しました職場における熱中症対策の強化についてを使用して実施をしたということ、それから、アンバサダー講義、熱中症対策アンバサダーの講習も大塚さんの協力で、この辺で実施をしたということであります。

ここで、資料4と5を見ていただきたいと思うんですが、資料4につきましては、先ほど使用した国の資料ということで、熱中症対策の強化についてということで、こちら、資料の4のほうです。今回義務化された内容、現場において死に至らせない、重篤化させないための適切な対策の実施が必要であるということを明示したもので、資料5については、裏です。熱中症のおそれがあるものに対する具体的な処置例が示されており、職場の実情に合わせた対応策を作成することを推奨したものであります。これはサンプル例ですね。これを使って徹底をしていただきたいということでもあります。

それから、実際にクーリングシェルターを稼働させる体制を整えたということもございますけれども、熱中症対策アンバサダー7名では数が足りないのではないかとこのように思います。包括連携協定を締結しております大塚製薬さんの協力を得て、さらに増員をしていただきたいと思いますので、要望しておきます。

それから、現在、本市では8か所のクーリングシェルターが開設されておりますけれども、エアコン未設置の高齢者や移動中の労働者が最寄りのクーリングシェルターを利用できるように、さらなる増設が必要ではないかというふうに思います。そこで、クーリングシェルターの増設を考えているか、これは公共施設、さらに事業所等も含めて伺います。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えいたします。

クーリングシェルターとして必要な冷房設備を有するなどの条件を満たす公共施設としては、ひだまり、高齢者福祉センター、図書館、地区交流センターなどが想定されますが、施設本来の利用の優先や、シェルターを開設した場合に対応可能な人数状況などの課題があることから、現在指定をしておりませんが、再度、施設と調整を図ってまいります。また、民間事業者のクーリングシェルターの指定につきましては、県内外を含め、先進事例を調査し、本市においても民間事業者の協力を得ながら進めてまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） ひだまり、高齢者福祉施設、図書館、地区交流センター等について、今後、クーリングシェルターとして施設管理者と対応を調整していくということであります。ぜひとも増設をしていただきたいと思います。また、民間事業所のクーリングシェルター指定も、今後積極的に進めていただけるよう要望をしておきます。

次は、小学校や中学校の熱中症対策強化をどのように進めていくかということでございますけれども、小中学校については、従来から熱中症対策は、様々な方法で各学校で進められております。今回は、小学生の登下校時の見守り活動の中で、特に気になっている点について確認をしたいと思います。

まず、1番目ですけれども、児童たちへの水分補給の推進状況です。空になってしまった水筒への補給はどのようにしているのか伺います。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

市内幼稚園及び小中学校におきましては、熱中症防止対策としまして、園児や児童生徒に対し、暑い日の活動、特に運動時において各自持参しました水筒などから小まめに水分を補給し、休憩を取るよう指導しております。また、気温があまり高くなくても、体が暑さに慣れていない時期に運動をしますと熱中症になる危険性があるため、状況に応じまして水分補給や休憩の声かけを行っております。

また、運動時以外でも、湿度や風通しなどの条件によっては、体温調節が苦手な小さな子供は熱中症になるおそれもあることから、環境省などの熱中症予防情報サイトなどを参考に、随時暑さ指数（WBGT）を確認し、指導を行っております。

なお、各自の水筒の中身がなくなってしまった場合には、各学校におきましてお茶などの飲料の提供は行っておりませんので、必要に応じ学校設置の水道の利用を促しております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） 学校の水道水を利用してということで、水筒水の補給をしているということでございます。聞きますと中には、学校の水まずいんだよねと言って入れない子も結構いるので、何とか補給のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

それから、登下校時の子供たちの様子なんですけれども、学校に着く前にヘルメットを着用していると暑いから、汗が滴り落ちている状況があって、それを目の当たりにしているわけですけれども、また、そういう光景を地域の方々も見ておられて、いや、暑そうで大変だよね、何とかならないのというふうに言われてもいます。現在、ヘルメットではなく帽子の着用者がごく一部見受けられますけれども、小学生の夏場のヘルメット着用を帽子着用に変更してはどうでしょうか、お聞きします。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

事故による重篤なけがを防ぐため、小学生児童の登下校時にはヘルメットの着用を求めています。

しかしながら、登下校の時間帯も気温の上昇や強い日差しが照りつける日が多く、熱中症対策の必要性についても十分に配慮が必要であるため、気温や児童の体調を鑑み、保護者の判断において、ヘルメットではなくて通気性の高い学童帽の着用を選択すること認めています。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） 安全性からは、ヘルメット着用ということが基本だということによく分かります。通気性の高い学童帽使用については保護者の判断ということになっておりますということは分かりました。子供たちは、どちらでもいいよと言われると、そのまま変えないんですね、ヘルメットのままとということになります。学童帽も学校に置いてありますので、保護者の判断で、今日からと言われると、かぶっていけないということもありますので、その辺は、保護者の判断で、児童たちが少しでも涼しい姿で登校できるよう配慮いただきたいということをお願いをしておきます。

それからもう一点、3つ目なんですけれども、小学生の登下校時の日傘、ネッククーラー等、最近を使う子が出てきましたので、こちらの使用奨励についてはどのように考えていますか。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

小学生児童の登下校時の日傘やネッククーラーなどの使用につきましても、保護者の判断において、児童の体調などにより適切だと思われるものの使用を認めています。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） 分かりました。日傘プラス学童帽の女子、これも昨年も結構人数的には増えてきているというふうに思いました。やはり、男子も、中には、昨年は1人かな、いましたけれども、私が知る限りではなかなか、熱中症対策ということになると有効だということになりますので、ぜひとも親御さんから勧めていただければなというふうに思います。先生からはなかなか奨励というのはいけないということでもありますので、親御さんの判断に期待したいと思います。

それから、下校時です。最も暑い時期、帰りも汗だらだらで帰るわけですがけれども、ご厚意で、事業者さんで、休んでいっていいよといって休ませてくれる場所もあるというふうに聞いています。ということで、せっかく110番の家がありますので、熱中症対策ということで、避難場所として利用してはいかがかなということでお聞きします。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

「こどもを守る110番の家」事業につきましては、子供が通学時などに不審者と遭遇し、身の危険や不安を感じたときに、子供の緊急の避難場所となる「こどもを守る110番の家」を設置し、子供が被害に遭う犯罪の未然防止を図ることを目的に実施しております。

「こどもを守る110番の家」に登録していただいた方に対しては、先ほど申しましたとおり事業の目的をお伝えしますほか、子供たちが、具合が悪い、雨宿りをさせてほしいなどの声かけがあった際には、可能な限りにおいてご協力をいただけるよう、併せて依頼をしておりますので、暑い日の登下校により体調が悪くなった場合にも、最寄りの「こどもを守る110番の家」に立ち寄って協力を求めているよう、児童生徒にも改めて指導してまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） 暑さでちょっと変だと感じたら、110番の家を利用ということです。指導して行っていただきたいと思います。

ただ、気になる点があるのは、110番の家ってどこなのかというのが分からない子も結構いるので、その辺もここだよということで、ぜひ指導のほうをお願いしたいと思います。私どものほうは、田舎なので、2か所しか開いているところがないので、ここですよというのは言っています。よろしくをお願いしたいと思います。

小中学校については、今、特別教室にエアコンも導入ということで、進行中ですが、やっぱり熱中症は災害ですので、体育館をぜひとも早くエアコンを入れていただきたいと思います。特別が終わってからということになるので、もっとしばらくかかるとは思いますけれども、何とか早急に対処のほうをお願いしておきます。

次は、高齢者の熱中症対策強化ですが、ここで資料3をご覧いただきたいと思います。こちらは、令和4年から6年までの那珂市の熱中症、救急搬送件数であります。消防本部で作成していただいたものであります。データはですね。

こちらを見ていただきますと、令和4年から6年までと、総数で52、57、32人というふうになっています。実際増えているということで、令和6年の32件と、減っているのは、救急車の選定療養費ですか、あれが取られるという前の話ですので、熱中症対策が効いているのかなという推定であります。本市は男性が多く、中等症、軽症が多いということでもあります。

下の段を見ていただきますと、年齢別構成で、それぞれ件数が出ておりますので、やはり50代、60代以上が多い。特に80歳代以上が毎年10名以上ということで出ていますので、要注意だなということが言えると思います。ということで、こういう事態があるということをご承知おきいただいて、高齢者への熱中症対策というものが取られてきたんではないかなというふうに思っております。

改めて、高齢者への熱中症対策強化を今後どのように進めていくのか伺います。まず最初に、熱中症対策の周知、これについてはどういうふうにしていますか。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

熱中症に対する周知につきましては、市民全体を対象として、広報紙やSNSなどを活用し、広く周知することに努めております。

今年度は、ゴールデンウィークの前に熱中症に関する注意喚起として、熱中症の症状や対処方法、予防のための行動などについて、市ホームページとLINEにて周知をいたしました。

さらに、広報なか6月11日号においても、熱中症に関するお知らせを掲載しております。

今後、熱中症の危険度が高くなる季節になりますので、引き続き、全体的な周知に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） 今月、6月11日号の広報でもお知らせをしているということでございますので、何度も、お知らせのほうは必要かなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。先ほど、資料3で見させていただきましたとおり、高齢者は特に熱中症対策を講じる必要があります。先ほど、クーリングシェルターのお話をしましたけれども、熱中症アラートが出たら、エアコンがない場合は、最寄りのクーリングシェルターへ即避難していただきたいというふうに思ひます。

それから、令和3年、東京23区の熱中症死亡者の事例でいいますと、約8割は65歳以上の高齢者で、屋内での死亡者のうち約9割が、エアコンがあってもエアコンを使っていなかったという事例であります。理由は、エネルギーである電気使用の節約ということであります。これは、知っているけれども使わなかった例であります。

このような死亡者を出さないためには、やはり、こういうことをなくすことが最重要だと考えます。つまり、既に周知された熱中症対策が理解され、実際に実行できているかどうかチェックが必要だと思います。いくらお知らせしても行動に移せなくては、何の役にも立ちませんので、やはりここが重要かなというふうに私は考えています。そうしますと、高齢者が自分の命を守るためには、やっぱり誰かの助けが必要だなということでもあります。しかも、声かけが重要だというふうに考えます。

そこで、高齢者は暑さや喉の渇きを感じにくくなる感知機能の低下があります。特に周囲の気配りというのが必要だと考えますけれども、これについてはいかがですか、どういうふうに考えていますか。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、高齢者は加齢に伴って若年者よりも体内の水分量が少なく、暑さや喉の渇きに対する感覚機能が低下しております。また、体に熱がこもりやすく、若年者よりも循環器系の負担も大きくなります。

暑い時期の高齢者に対する気配り、注意喚起としましては、地域包括支援センターの職員や民生委員が高齢者宅を訪問した際に、エアコンの使用や水分補給の重要性について声かけなどを行っております。

また、介護支援専門員をはじめ、介護サービス事業所などからも、高齢者宅へ訪問や接する機会があった際には、注意を促していただいているところです。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） 引き続き、独居高齢者、自治会退会者等への熱中症対策の周知と声かけをできる範囲で、見守りネットワークを強化しながら進めてほしいと思いますので、よろしくをお願いします。

高齢者の熱中症対策の中で、危険信号を自ら確認できる基本的なものとは何かないといえ、やっぱり暑さ指数計やら温度計だというふうに思います。これ、ありなしの確認は必要ですけども、高齢者に対し、暑さ指数計の配布、貸出し、あるいは温度計の配布をぜひとも考えてみてはいかがでしょうかという問いなんですけれども、どうですか。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

熱中症は死に至る可能性もある病態ですが、適切な予防や対処が実施されれば、死亡や重症化を防ぐことができます。WBGT、いわゆる暑さ指数は、気温だけでなく湿度や輻射熱を取り入れた指標で、熱中症リスクを判断する数値として活用されています。国におきましても、暑さ指数を安全な職場環境づくりやスポーツ活動の実施の判断などに活用するよう推奨しております。指数計によって、暑さ指数を確認することで、熱中症の予防につながるという面はございますが、そのためには、正確な計測と測定された数値に対する的確な判断が必要となることから、現時点ではWBGT指数計の配布は考えてございません。

また、温度計につきましても、多くのご家庭に備わっていると思われまますので、配布については考えておりません。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） せめて、高齢者も使える暑さ指数計ぐらいは何とか貸し出していたければなというふうに思います。

いろいろ今やっている施策の中で、高齢者の熱中症対策で必要なものといえば、やっぱりエアコンの購入補助、これはない人ですけれども、してほしい。それから、電気代の補助も考えていただきたい、さらに、高齢者向けの暑さ対策チェックリストの配布と個別指導、こ

それを提案しますので、検討いただきたいと思います。回答は後ほどで結構です。

最後に、熱中症予防対策を今後どのように強化していくのか伺います。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えいたします。

熱中症予防対策につきましては、住民自ら、暑さを避ける、水分を補給、体調管理などを徹底し、熱中症リスクを減らす取組が重要です。

そのためには、熱中症予防情報が必要です。最も多く住民が情報を入手できるのはテレビやラジオなどからで、次に、熱中症警戒アラートが発表されるたびに、防災行政無線による注意喚起もその一つです。

そのほかには、国・県・関係機関などから多くの熱中症予防対策に向けた情報が発表されており、本市においても、関係部局と連携し情報発信及び呼びかけをしているところです。

今後におきましても、熱中症対策に関わる情報発信をするとともに、日頃からの声かけも効果的でありますので、市全体及び関係団体と共に協力して住民への声かけにも取り組んでまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） 情報発信と呼びかけ、非常に大事でございますので、ぜひとも繰り返し言っていたきたいなというふうに思います。熱中症対策は、災害対策であるというふうに思います。市民の命を守る重要施策であります。熱中症対策をしっかりと推進していただくことを強く要望しまして、この項を終わります。

最後の質問は、5歳児健診についてであります。

5歳児健診、略称してはいますが、正しくは、5歳児健康診査であります。以降は5歳児健診として略して使用いたします。

就学前に子供の言語や社会性などの発達状況を把握し、必要な支援につなげる5歳児健診は、茨城県内の日立市ほか4自治体で既に実施をしております。今年度からは、常陸大宮市のほか、行方市、大子町、阿見町でも始まっています。本市では、就学前の児童の健診は、乳幼児健診、1歳6か月児健診、2歳児歯科健診、3歳児健診、入学前健診が義務づけられております。この入学前の5歳児健康診査、2022年度の県内の実施率は14.1%と少ない状況であります。市内の保育園、保育士や保護者の方からは、5歳児健診を早く実施してほしいと要望をお聞きしております。

また、小学校では、特別支援学級が増えており、支援教室の先生や生活指導員や学習支援員が不足している状況にあります。小学校入学の半年前に就学時健診が実施されておりますけれども、仮に発達障がいがここで分かっても症状の改善には、時間が少な過ぎて改善につながっていない。そして、進路選びや学校側の支援体制の構築に時間が不足しているという現状があります。

これらの課題解決策として、発達障がいの可能性を見極めるのに有効な5歳児健診があります。実施により、早期に障がいがある子供を支援し、症状の改善につなげることができます。また、発達障がいと診断された後のフォロー体制の整備充実も急がれているということが言えます。

今回は、本市の5歳児健診について、どのように考えているのかお聞きします。5歳児健診について聞く前に、現状の就学前の準備体制について伺いたいと思います。

1番目、本市では、小学校入学前に実施しております就学前健診とはどのようなものなのか伺います。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

次年度に小学校へ就学する児童を対象に、内科検診、歯科検診、視力検査、聴力検査、簡易的な発達検査を行い、心身の状況を把握し、保健上必要な勧告、助言を行うとともに、適切な就学を図るために、学校保健安全法に基づき、毎年10月から11月に、入学予定の小学校で実施をしているものでございます。健康診断終了後は、結果につきまして保護者に説明をするとともに、発達に気になるところや心配事があった場合には、相談窓口となるこども発達相談センターすまいるや、教育支援センターを紹介しております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） 健診後、発達に気になるところがあれば、こども発達相談センターすまいる、教育支援センターへ相談できる体制は大変いいことだというふうに思います。

仮にセンターから専門医への受診を勧められ、発達障がいと診断された場合、入学先は、特別支援学校あるいは地元の小学校なのか判断を迫られることになります。その場合、半年もない時間の中で判断せざるを得ない保護者さんにとっては、子供さんの成長をもう少し見守れるゆとりと、いずれの方向に進むとも入学準備時間が足りないというのが現状ではないかなというふうに思います。

では、就学前の幼保小の連携についてどのようなものなのか伺います。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えします。

市では、幼児施設から小学校へのスムーズな接続を図るため、市内の幼稚園及び保育園と連携し、年長児が就学に期待が持てるよう、小学校での学びや生活を体験する機会としまして、那珂市保幼少連携小学校体験を行っております。内容としましては、1学期と3学期には児童と交流を図る小学校訪問、夏季休業中には、教室での授業体験、2学期には、給食体験を行っております。令和6年度からは取組を拡大し、市内の全小学校で実施しております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） 昨年度から、市内の全小学校で実施されているということでありま
す。事前に授業や給食などの体験ができること、児童と交流体験ができることは、とてもい
いことだと思います。

先ほど、就学前健診で、発達検査で発達障がいと診断された場合、支援学校か地元の小学
校なのかを判断する材料が必要となります。それについては、この要支援児童の受入れ体制
というのはどのようになっているのか伺います。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えします。

発達の気になるお子さんの相談機関としまして、こども発達相談支援センターすまいる及
び教育支援センターがございます。就学前のお子さんの場合は、原則としまして、こども発
達相談センターすまいるが相談先となっております。また、どちらの施設においても、月に
1度程度、施設の要望に応じまして、市内の幼稚園や保育園への巡回相談を行っており、発
達の気になるお子さんの相談などを受けております。

さらに、幼児施設との情報共有や、相談者の要望に応じた就学予定の学校見学等の案内な
ど、適切な支援ができるよう、早期からの一貫した相談体制の充実に努めております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） それぞれの児童生徒のニーズに応じた支援体制を整えているという
ことですので、しっかりと進めていただきたいなというふうに思います。

では、本市は5歳児健診をどのように考えているのか伺います。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

子供の発達段階において、5歳の頃は、言語の理解能力や社会性が高まり、発達障がい
が認知される時期です。発達の特徴に合った保健、医療、福祉による対応が、その後の成長・
発達に影響を及ぼすと言われており、本市におきましても、5歳児に対して行う健康診査の
重要性を認識しています。

また、こども家庭庁では、出産後から就学前までの切れ目のない健康診査の実施を推奨し
ており、5歳児健診につきましては、令和10年度までに全ての自治体での実施を目指して
おります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） 5歳児健診の重要性を認識しているということ、それから、こども
家庭庁からも、令和10年度までには全ての自治体で実施できるようにという通達が出て
いるということもあります。実施により、早期に障がいがある子供を支援し、症状の改善につ
ながることができ、また、発達障がいと診断された後のフォローアップができること、こうい

ったことが何よりも安心して就学できるということを実現していくためにも、5歳児健診の実施を早急に実施していただきたいと考えますが、いかがですか。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

本市において、5歳児健診を実施するに当たり、医師や心理相談員などの専門的な人材の確保など課題がございます。そのため、先月、既に実施している自治体へ視察に伺い実施体制の整備などについて話を聞いてきたところです。

本市といたしましても、今後早期に実施できるよう準備を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） 早期の実施に向けて、実施できるよう準備を進めていくという答弁でありました。

先週の13日ですから金曜日ですね、茨城新聞に令和8年度実施に向け準備する自治体ということで、那珂市も掲載をされておりました。ということで、8年度からは実施できるというふうに理解させていただいてよろしいわけですね。それについては、実施については、医師や臨床心理士、あるいは、保育士、保健師などの専門職の確保、会場の確保、予算の確保、健診後のフォローアップ体制の構築、様々な課題がありますけれども、まだ、まだというかもう残り1年もないんですけれども、ぜひとも各課題を克服して、令和8年度実施できますことを切望しておりますので、よろしく進めていただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（木野広宣君） 以上で、通告11番、寺門 厚議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を11時05分といたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時05分

○議長（木野広宣君） 再開いたします。

◇ 桑 澤 直 亨 君

○議長（木野広宣君） 通告12番、桑澤直亨議員。

質問事項 1. 道の駅が必要とされる理由と成功に向けた取り組みについて。

桑澤直亨議員、登壇願います。

桑澤議員。

〔2番 桑澤直亨君 登壇〕

○2番（桑澤直亨君） 議席番号2番、桑澤直亨です。

土日を挟んだとはいえ、皆さんお疲れかと思いますが、今定例会、私で最後の一般質問になります。まさに感無量です。しっかりと締められるかどうか分かりませんが、思いを込めた60分にしたいと思いますので、最後までお付き合いいただければと思います。

今回質問させていただくテーマは道の駅です。ちょうど1年前に、私、初めての一般質問をさせていただいたときのテーマも道の駅でした。あれから1年、道の駅に関しては多くの市民の関心事となっており、先日の笹島議員の質問にもありましたとおり、各マスコミにも取り沙汰されるなど、那珂市が全国的に報道されました。報道の力はさすがだなと思ったエピソードをご紹介しますと、私、保険の仕事をしておりますので、水戸のお客さんであったり、ひたちなかであったり、近隣はもちろん、県南方面にも行くことがあるわけですが、報道前には、那珂市の道の駅の話なんていうのは、一切話題に出てくることはなかったんですが、報道後にはお客様から、道の駅ができるんだってね、いいねと、いつできるのと、できたら行くよと、中には、大丈夫なのという意見の方もありましたけれども、広告宣伝費を全く使わずに、大々的な事前プロモーションになったとも言えるわけで、テレビ局の影響力和いうのは改めてすごいなと感じた次第であります。

私が個人的に接した人たちの中では、好意的に受け取る方が多かったとはいえ、市民の中には、まだまだ不安や疑問を払拭されていない方がいることも事実かと思えます。私自身も、議員になる前、選挙戦を戦った際にも、道の駅に対しては、那珂市の優先事項ではないとの立場でした。しかしながら、一般市民から議員となったことで、つくづく感じたことは、圧倒的な情報量の差です。これは、執行部から受ける説明や資料はもちろんのこと、視察や研修の質と量、そして最も大きな差は、自らで調査しようと思えば、しかるべきところから情報を得られるようになったということです。与えられた情報をどのように使い、どう活用するかは議員次第ではありますが、与えられた情報を自分の頭の中にしっかりと落とし込んで、客観的に分析し、正しい情報を市民に伝えることも議員にとって大切な役目かと思えます。1年前に行った一般質問と今回の質問を通じて、いまだ不安を抱いている市民の皆さんへ、道の駅がなぜ今必要なのか、できる限り分かりやすくお伝えし、安心感を持って前に進んでいけるきっかけとなることを願い、通告に従い一般質問をさせていただきます。

予想をはるかに超えるスピードで日本の人口が減少しているといった報道が、先日も新聞紙上でにぎわっておりました。人口が減少していく社会は、何となく我々那珂市民の身近な生活の中においては、感じているのか感じていないのか、感じつつはあるものの、いまだ深刻な状況に至っていないからか、どこか他人事のようなファジーな風が流れているような気がいたします。これは、現時点で那珂市が他の過疎地と比べ、消滅する可能性が低いと言わ

れている地理的に有利なエリアだからだと思います。しかしながら、こうした状況にあぐらをかいては、いつの間にか他の市町村に追い越され、消滅する可能性だって否定することはできません。

国も、自ら地域事情を分析し、知恵を絞り、創意工夫をする自治体に対し様々なメニューを用意し、補助金で支援する仕組みを取り入れ、以前のように、頑張っても頑張らなくても、交付金で助けてくれるといった時代を終わりにし、多くの分野で、地方に権限を移譲させ、自立を促すようになりました。これまでどおりのやり方を見直し、自分たちの地域事情をしっかりと考慮し、住民サービスを可能な限り維持しながら、より便利な生活を目指し、創意工夫する自治体、自分たちで稼いでいこうとする自治体を支援していく時代になったわけです。地方が抱える人口減少への対策、少子化への対策は、優先的な取組であることは間違いありません。より住みやすいまちづくりのため、インフラ整備もしなければなりません。しかしながら、こうした政策を的確かつ効果的に行っていく上で何よりも大切なことは、あらゆる政策を継続的に行っていけるだけの財政基盤の強化が必要だということです。

財政基盤の強化なしに未来の住民生活を守っていくことはできません。では、那珂市はどうやって財政基盤を強化するのか。当然のことながら、どこの自治体も考えることは、企業誘致です。企業誘致に関する質問は、他の議員も先日質問しておりますが、まずは確認のため、近年における那珂市の企業誘致の取組内容と成果はどのようになっているのかお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（加藤裕一君） お答えいたします。

企業誘致の主な取組内容としましては、それぞれ一定の要件はあるものの、固定資産税を3年度間減免する措置や、設備投資等に伴い那珂市民を正規社員として新たに雇用した事業者に対する補助、設備投資等を行った事業者に対する電気料の補助などを行っております。

また、企業の需要調査を実施しており、令和6年度は県内企業と取引のある企業3,000社を対象にアンケートを行いました。成果としましては、直近4年度間で、市内10か所において建物の新築を伴う企業立地がございましたが、立地検討をする企業は引き続き少ない状況が続いております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） ありがとうございます。

市内においても、野菜工場なんかも建ち、ある一定の企業立地があったかと思いますが、工場や物流センターなどの誘致が、長年にわたって期待するほど進んでいかないことも事実としてあるかと思います。那珂市として、こうした企業誘致が思うように進まない主な要因をどのように捉えているかお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（加藤裕一君） お答えいたします。

企業誘致が進まない主な要因としましては、一般論にはなりますが、本市の位置が県南、県西と比較して首都圏からの距離が遠いことが挙げられます。県内でも首都圏により近い地域で、インフラが整備された安価な産業用地が供給されている現状があり、本市の位置する地域までは企業の進出意欲が及びにくい状況になっている面があると考えられます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） ありがとうございます。

企業誘致は当然進めるべき政策の一つであり、どういった企業が那珂市に立地を考えてくれるかの調査は、これまでどおり行っていくべきかと思いますが、ご答弁いただきましたとおり、現実には極めて厳しいわけです。長年にわたり企業誘致を行っても思うような成果が上げられないのは、現在のやり方が悪いというより、那珂市の地理的な問題が大きく絡んでいるわけです。インター近くも含め、便利な土地がたくさんあって、工業団地を整備すれば手を挙げてくれるといったレベルの話ではないことを認識する必要があるかと思います。利用価値の高い土地、利便性の高く環境が整った土地は、近隣でいえば水戸やひたちなかの一部に存在しているものの、圧倒的に県南、県西エリアを中心とした首都圏に数多く存在しているわけです。

昨年、渡邊議員にコーディネートしていただき、総務生活常任委員会の有志のメンバーで、県の開発公社の東京事務所に自主勉強会に行っていました。有志とはいえ全員で行ったわけですが、ここで、所長さんから企業誘致の現実をご教示いただきました。企業誘致の最前線をお聞きしたところ、民間企業が見ている場所は、茨城県でいえば圏央道より南のエリアが圧倒的、ほぼこの周辺エリアしか見ていないとのことでした。輸送や移動コストのかからない立地条件のよい場所がたくさんまだこのエリアに残っているのに、県北に目を向けるのは、よほどのことがない限り厳しい状況とのことでした。私は、県北エリアのみならず、県央エリアですら厳しい現実さらされていることに衝撃を受けました。経済産業省が公表した2024年度の工業立地動向調査で、茨城県の工場立地件数は73件となり、2年連続で全国1位となりましたが、73件中、県西が32件、県南が19件で、このエリアだけで7割となっております。これが現実なんです。

だからこそ、我々のような地域は、企業誘致を諦めろということでは決してありませんが、自分たちで稼ぐことをまずは考えないといけないわけです。じゃ、足元を見詰め、何をすべきかと考えると、那珂市の基幹産業はやはり農業だということです。全国的に農家の高齢化などの問題はあるにせよ、食料問題は、米不足がクローズアップされたように、地球環境の変化も考慮しながら、生産量の確保が世界的にも重要になっており、那珂市においても生産量を落とさないために様々な対策が行われておりますが、現在の対策だけでは、生産者の高齢化や大規模化、機械化などが思うように進まず、離農者、耕作放棄地の増加のスピードの

ほうが速くなっていると感じます。

こうした根本的な課題を解決していく策として、生産者に新規就農や規模拡大を促していくために、最も大切な要素は何だと捉えているかお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

本市では、アグリビジネス戦略において、農業の収益力向上と担い手の育成を柱に、もうかる農業の実現に向けた取組を進めております。安定して長期的に出荷できる場所があることは、農業者が安心して生産に取り組み、もうかる農業実現のための重要な要素の一つであると考えています。

以上です。

○議長（木野広宣君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） ありがとうございます。安定して長期的に出荷できる場所、まさにそこだと思えます。

さらに付け加えるとすれば、一度にまとめて大量にさばいてくれる集客力のあるマーケットがあることが、生産者にとっては喜ばしいことだと思います。現状では、複数の直売所に出荷したり、遠いところまで運んだりする生産者が一定数いるかと思いますが、集客力のあるマーケットが近くにできれば、時間的な問題、輸送コストの問題が大きく改善されることは間違いありません。

そして、同時にもう一つ同じような視点で考えなければならない特産品についてですが、現時点においては、那珂市のお土産というのは知名度に欠けた部分があるかと思いますが、市内特産品の知名度の低さは何が原因だと考えているのかお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

那珂市特産品ブランドにつきましては、本市における地場産業の活性化や、知名度向上を図ることを目的としており、令和6年度末までに23品目がブランドの認証品となっています。認証品につきましては、市役所1階に展示するとともに、ホームページでの公開に加え、市内外のイベント等における販売活動を実施するなど、積極的にPRを行っています。

しかしながら、各種イベント等における販売活動につきましては、単発的になるとともに、参加できる数にも限りがあることから、認証品を一体的かつ継続的に展示、販売できるような機会の確保が知名度向上における課題の一つであると考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） ブランド品を一体的かつ継続的に展示、販売できるような機会の確保が重要だということでした。ありがとうございます。全くそのとおりだと思います。

那珂市は、いわゆる観光地と呼べるような地域ではありませんから、お土産が一体的かつ

継続的に販売できている場所はありません。必然的に誰の目にも触れない状況が長く続いているわけです。こうしたことから、先ほど申し上げた農業の活性化と特産品の問題を一体的に解決していくために、道の駅に活路を見いだすといった執行部のご判断は十分に妥当性があると考えます。

また、よくキラコンテンツがない、いわゆる絶対的な売れ線商品と言われるものですが、これを作るのが先だといったご意見もあります。たしかに、キラコンテンツをつくる、このこと自体は重要な取組であり、引き続き進めていくべきですが、できてから道の駅を造るべきだという議論は当たっているようで当たっていないと思います。もう何十年と特産品はあっても、キラコンテンツというものが生まれていないのに、いつまで待つのでしょうか。

民間の投資は、売れる見込み、売れる場所、人が集まる場所があるから開発に力を入れるわけです。現実的に道の駅ができるといった状況があって初めて開発に向けた動きが出てくるわけで、様々な業者が開発に向け切磋琢磨し、何がヒットするか分からない状況でスタートしたっていいと思っています。常総のメロンパンだって、あんなにヒットするとは誰も思っていなかったわけです。ラインアップを充実させておくことが現時点では重要だと思います。そして、そこから生まれた思いがけないキラコンテンツというものが、ふるさと納税にもつながり、一連の高サイクルを生み出していくんだらうと思います。

マーケティングを学ぶときによく言われるのが、おなかいっぱいのお客さんにどうやって買物をしてもらうかというテーマがあります。例えば、とってもおいしい名物のお芋ですよ、買ってくださいとやっても、大体、おなかいっぱいだからまた今度でいいやと、そう思う人がほとんどで、あまり売れないと思います。でも、芋の神様が作ったお芋です、神様の味はここでしか知ることができませんよとやったら、多くのお客さんは、おなかいっぱいだけでも、試しに買ってみようかなとなるかと思います。大切なことは、同じものでもスペシャリティ、付加価値をどうつけて売るかで、売上げが大きく変わるということです。

そういった意味で、以前の一般質問で、白土松吉を商標登録しブランド化することをご提案しましたが、その取組はいかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

議員よりご提案のありました「白土松吉」の商標登録につきましては、令和7年3月に特許庁に商標登録を出願いたしました。現在は審査結果を待っている状況です。

以上です。

○議長（木野広宣君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） ありがとうございます。

昨年、小宅議員が、白土松吉氏を名誉市民にと提案し、見事、名誉市民となった白土松吉氏ですが、私は、その二番煎じとして、白土松吉氏のブランド展開を提案させていただきました。まさに、小宅議員が種をまき、私が水をかけたところに、これから花が咲くか咲かな

いのかといったところでしょうか。審査結果待ちとのことで、楽しみにしておりますが、大きな分岐点になるかもしれない案件かと思えます。同じ芋でも、スペシャリティを与える可能性を秘めた商標登録になるかと思えますので、できる限りのご対応を重ね重ねお願いいたします。

次は、成功に向けた様々な取組内容について質問していきたいと思えます。

まずは、道の駅のデザインがもたらす効果についてです。今回のデザインは、世界から注目を浴びる藤森氏によって設計されております。日本を代表する著名な建築家であり、他の道の駅との差別化、先ほどもお話しした付加価値をつける上で大変重要な要素であると思っております。しかしながら、特別なデザイン性は必要ない、コストがかかるなんていうご意見もあることから、検証していきたいと思えます。

まずは、確認のため、藤森氏にお支払いする報酬額はいくらなのかお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

有限会社藤森研究室に支払う設計費及び監理費等につきましては、基本設計から建築工事完了までの期間を含め、総工費の2%から3%で調整しております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） ありがとうございます。総工費の2から3%とのことですが、そういたしますと、現在予定されておる総工費は約30億円でございますので、6,000万円から9,000万円ということになるかと思えます。

まずは、この報酬が高いか安いといった話もあるかと思えますが、通常、こうした世界的にも著名な建築の設計費としては、総工費の5%以上かかることは当たり前であって、今回の2から3%というのは極めて良心的な価格であり、藤森氏が金額ありきで今回の仕事を引き受けたわけではなく、真剣にこのプロジェクトの趣旨をご理解いただき、自身初の道の駅をデザインすることの並々ならぬ意気込みと決意を感じる次第であります。

しかしながら、そうはいつても、わざわざ著名なデザイナーに費用をかける必要はないといったご意見に対し、考えていただきたい点は、藤森デザインによって得られる効果です。お金はかかっても、かかった以上の効果があれば何の問題もないかと思えます。

それではお聞きします。藤森氏のデザインによる集客効果は、どの程度見込んでいるのかをお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

近年、地方創生において道の駅に期待される役割が高まる中、集客効果を上げる要素として、建築設計のデザイン性が挙げられています。

建築デザインに優れた道の駅は、地域のランドマークとしての役割を果たすだけでなく、

観光客を引きつける強力なコンテンツとなり得ることから、基本設計における需要予測におきましては、他の道の駅の状況や藤森建築の実績等を考慮し、基本計画時の想定利用者数に対して4.84%の増加効果を加算しております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） 建築デザインに優れた道の駅は、観光客を引きつける強力なコンテンツとなり得る、全くそのとおりだと思います。

藤森建築の活用は、これまでの実績を考慮すると、基本計画時の想定利用者数を4.84%、簡単にいうと5%押し上げる効果があるとのこと。私個人的には5%以上あると思っておりますが、ここの根拠については後ほど出てきますので少々お待ちいただき、仮にこの押し上げ効果が5%だとすれば、計算すると基本計画時の年間利用者数は77万人でございましたので、これに5%の押し上げ効果があるとすれば、掛け算すると3万8,500人が藤森建築によって増えると。そして、この人数が、利用単価約1,000円を使うとすれば、3,850万円が藤森建築によって上振れする売上効果となります。

つまり、先ほど、藤森氏に支払うデザイン費用6,000万円から9,000万円は、たった2年ほどでペイできるわけです。ただ、心配な点は、先ほどの5%の押し上げ効果がどれほど信憑性を持っているのか疑問を感じる部分もあるので、さらにお尋ねいたします。

建築デザインのよさで集客効果を上げている他の道の駅の事例はあるのかお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

建築デザインで注目された道の駅の事例で申し上げますと、栃木県益子町の道の駅ましこが挙げられます。

道の駅ましこは、日本建築大賞やグッドデザイン賞を受賞しており、利用者数及び売上高は計画時の数値を大きく上回り、年々増加傾向にあるとともに、道の駅の設置により、交通量センサスにおける対面交通量についても約27%増加といった効果を上げております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） ありがとうございます。代表的な例を挙げていただきました。

国土交通省による交通量センサスを活用し分析したところ、近年設置されている那珂市と比較可能な規模感を持つ新規設置の道の駅の交通量の増大効果は、できる前と比べ、平均約11.5%増加したといったデータがあるようです。

さらに、今、ご答弁いただきました道の駅ましここといったデザイン性が評価されている道の駅は約27%の増大効果があったというわけです。ちなみに、道の駅ましこの設計は、日本を代表する隈研吾でもなければ、もちろん藤森氏でもありません。それでも、デザインのよ

さがあれば、これだけの集客効果があるわけです。隈研吾氏による道の駅は全国に数か所ありますが、藤森氏の道の駅は1か所もありません。全国初の藤森建築による道の駅が与えるインパクトは、とても5%に収まるとは考えにくいのではないのでしょうか。デザインがもたらす効果は、こうした客観的なデータを考慮すれば、藤森建築を活用することによる押し上げ効果が、十分に妥当性のある数字であると分かります。

しかしながら、そうはいつでも、完成後の維持管理費用が莫大なものとなってしまえば、こうした効果も打ち消してしまうわけです。そこもしっかりと検証する必要がありますので、お伺いいたします。藤森建築と一般的なデザインで建築した場合の建築費用と、維持管理コストにどの程度差額があるのかお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

藤森建築の建物については、特別な工法等を用いることはなく、設計事業者からは、建築費用や維持管理費用等について、他の道の駅と比較しても大きく変わらないと聞いておりますが、引き続き実施設計において精査してまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） ありがとうございます。

建築物で一番メンテナンス費用がかかると言われているのは、外壁かと思います。今回の道の駅は、焼杉を使った外壁を予定しているわけですが、この焼杉を使用した建築は、実際のところ極めて長もちするようで、30年以上は普通にもつ、よく焼いて炭化層の厚みがある焼杉は50年以上もつと言われているようです。炭化層が剥がれたものを放置すれば、もちろんそこから腐り出す危険はあるものの、しっかりとメンテナンスすれば問題がないようです。しかも、そのメンテナンスも、剥がれた部分だけ墨汁を塗ったり、部分的な張り替えを行ったり、そうすることで済むということを考えれば、大きなランニングコストがかからない外壁であると言えます。もちろん、サイディングなど既製品の外壁に比べ、焼杉板を作る手間など、多少建設時のインシヤルコストはかかるにしても、30年、50年といったランニングコストまでを考慮すれば、焼杉板は安価で耐久性の高い外壁材と言えるわけです。

特徴的なデザインであったとしても、建築やメンテナンス費用にオーソドックスな建築物との大きな差はなく、多少、高くなる部分があったとしても、先ほどのデザインがもたらす効果を鑑みれば、藤森建築によるデメリットは、メリットのほうがはるかに大きいと考えられます。

芸術性の高い作品は、時に人々に違和感を生みます。山のオブジェが邪魔だとか、無駄だという意見も持つ方もいるでしょう。しかしながら、見たこともない道の駅を造らなかつたら、それこそ、どこに違いを生むのでしょうか。他の道の駅とどこで差別化するのか、どこにスペシャリティを持たせるのか、知名度もない、大きな特徴もない那珂市から脱却するた

めに、まずは藤森建築にかけた準備委員会の判断は極めて重要で評価すべきであり、デザイン性のよさで実績を出している道の駅があるといった事実を考慮すれば、十分に投資効果を発揮できる建築物になるとご理解いただけるのではないかと思います。

建築デザインに対する不安が多少なりとも拭えたところで、本丸である収支計画の整合性について質問していきたいと思います。

まずは、概算事業費の29.3億円のところから聞いていきたいと思いますが、今回の道の駅の建設費用は30億円ばかりクローズアップされがちではありますが、実質的な那珂市民の負担は9.6億円となっております。まずは、この道の駅建設に係る市負担分9.6億円の返済計画をどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

基本設計においては、道の駅建設に係る市債発行総額17億6,000万円のうち、市の実質的負担となる市債発行額を8億3,000万円としております。借入利率1.2%、償還期間を15年で試算していることから、単純計算で、市の実質的な負担となる分の公債費は、年間約6,200万円と見込まれます。また、一般財源として見込んでいる1億3,000万円につきましては、事業年度において支出するものになります。

なお、公債費につきましては、借入時における利率等の借入条件により変動するものと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） ありがとうございます。

簡単に言えば、9.6億円の借金のうち、1.3億円を頭金で払って残りの8.3億円を15年ローンで返済していくことかと思えます。8.3億円を15年で払うと、毎年約6,200万円の返済というわけですが、実質的な負担分として、頭金部分を含めれば約7,000万円ほどの負担になるかと思えます。負担という言い方をするよりも、毎年7,000万円の投資を行うといった考え方のほうがよいかと思えますが、この7,000万円の投資がそれ以上の効果を生んでいけばよいわけです。

仮に、これから確認していく収支計画にしっかりとした整合性があればではありますが、茨城県設定による経済波及効果ツールで算出した経済波及効果は約11.4億円といったデータがあります。毎年7,000万円を投資し、11.4億円の経済効果が生まれるといったことになるわけですが、ここで注意しなければならないのは、あくまでも11.4億円の効果が那珂市だけに限ることではなく、県内様々な仕入先が予想されるため、周辺エリアを含めた全体の経済効果であるというところかと思えます。

しかしながら、仮にこのうちの10%しか那珂市に影響しないといった、あまり考えられない数字ではございますが、この低い貢献度だとしても、11.4億円の10%だとしても1億

4,000万円の効果があるということです。11.4億円のうち、那珂市に及ぼす効果が10%ということはあまり考えにくいので、実際にはもっと大きな経済効果があると考えるのが妥当だと思いますが、毎年7,000万円の投資を行ったとしても、少なくとも毎年それ以上の高い効果があると考えるのが普通だと思います。

そして、最も重要なことは、道の駅単体の収支が黒字か赤字かという議論よりも、地域全体に及ぼす経済、いわゆるマクロ経済的な観点が大切であって、先日の報道にもありましたが、7,000万円の利益を出せるのか、近隣の道の駅は数百万円の利益なのに大丈夫なのかと、なんて道の駅単体での収益を簡単な取材で放送していただきましたが、木を見て森を見ずといったものになっておりました。実は、大宮も数千万円の利益を出そうと思えばできたわけです。企業経営をしていれば当然、生み出した利益をそのまま納税するかといえばそうじゃありません。従業員への報酬アップや設備投資など利益の圧縮を行い、企業自体の体力を蓄えながら節税対策を行っていくわけです。那珂市の道の駅も、シミュレーション上、7,000万円の利益となっておりますが、このまま決算を行うことはあり得ません。同様に、従業員へ還元したり、設備や環境整備などに使って7,000万円の利益が圧縮され、数百万円の利益で決算を行っていくのだらうと容易に想像できるわけです。

つまり、道の駅単体でいくら利益を出すんだということよりも、那珂市全体にどれだけの経済効果を与えていくかという視点のほうが大切だということです。もちろん、この経済波及効果が正しいかどうかは、シミュレーションの前提となる収支計画の整合性があってこそかと思しますので、まずは前提となる利用者約95万人の根拠を確認していきたいと思えます。今回の計画で、約95万人は、あくまでもレジ通過者かと思えます。総来場者数は明らかにこの数字以上が想像されますが、レジを通過しないトイレのみや情報発信施設だけの利用を含めた総来場者数の見込みをどう捉えているのかお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

基本設計における需要予測におきましては、道の駅のレジ通過者数として、約95万人と試算しているところであります。しかしながら、トイレのみを利用する方を含めた総来場者数の算出は難しく、他の道の駅の事例等から見ますと、レジ通過者数の約1.4倍程度が総来場者数となると推察しております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） 総来場者数の算出は確かに難しいかと思えますが、他の道の駅の事例から見れば、レジ通過者の約1.4倍とのことですから、計算すると約133万人という数かと思えます。133万人が来場し、そのうち95万人が何かしらの買物をするといったことについての妥当性は後ほど検証いたしますが、まずは133万人が来場するだけの規模感が我々の町にあるのか考えてみる必要があると思えますので、お聞きします。

近隣の道の駅の来場者数と那珂インターチェンジ利用者を含んだ年間の周辺交通量はどれほどあるのかお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

公表されている近隣道の駅の令和5年度におけるレジ通過者数は、道の駅常陸大宮が約59万人、道の駅ひたちおおたが約70万人、道の駅かさまが約82万人、グランテラス築西が約115万人となっております。また、令和3年度に実施した交通量調査における整備予定地の12時間当たりの交通量は、平日が1万6,052台、休日が1万3,860台であり、年間当たりに換算すると約560万台となっております。なお、令和2年度における年間の那珂インターチェンジ利用台数は約340万台であります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） ありがとうございます。近隣の道の駅でいえば、常陸大宮のレジ通過者が約59万人、おおたが約70万人とのことでした。おおよその総来場者数は、この1.4倍とすれば、それぞれ82万人と98万人ということになります。那珂市の133万人は大丈夫かということですが、考慮すべきポイントは2点、那珂インターチェンジの存在と商圈の違いです。先ほどご答弁いただきましたとおり、那珂インターチェンジ周辺の年間交通量は約560万台です。これは、道の駅ができる前の数字、できれば少なくとも11.5%の増大効果、そして、デザインがもたらす藤森建築効果も加味すれば、133万人の総来場者数は決して不可能な数字ではないと思われまます。

そして、那珂インターチェンジを利用する台数は、先ほどご答弁いただきましたとおり、約340万台です。これ以上に上下線で那珂インターチェンジを通過していく車は何倍も、数十倍もあると思われまます。那珂インターチェンジを通過していつてしまう車両も、サービスエリア代わりに利用できるようにするETC2.0の導入が来場者数をさらに盤石なものとする大きな鍵を握っているかと思いますが、現在行われているETC2.0実証実験に那珂インターチェンジを加えてもらう用途はどうかお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

ETC2.0は、2016年から社会実験的に導入が開始され、休憩施設の間隔がおおむね25キロ以上離れている空白区間の解消を目的に、高速道路を一時的に退出し、指定の道の駅に立ち寄り、制限時間内に再び高速道路に乗り直した場合、追加の高速料金がかからない制度です。ETC2.0の利用により、道の駅への立ち寄りが増えることが期待されるのですが、那珂インターチェンジにつきましては、距離要件が課題となっております。このことにつきましては、引き続き国への要望等を継続してまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） 距離要件が課題とのことでした。しかしながら、ここは簡単には諦めてほしくないところでございます。

確かに那珂インターチェンジ近くの休憩施設は、田野パーキングエリアと東海パーキングエリアがあり、ここにさらに休憩所を置くことは、距離的に密集してしまいます。しかし、それはあくまでも現状のままであればです。今のままであれば、密集するから無理な話であって、将来的に密集させなければ可能とも言えるのではないのでしょうか。NEXCO東日本にとっても、今後、サービスエリアとパーキングエリアにのしかかってくる運営コストの問題は避けて通れません。人件費高騰、施設老朽化、食品、商品の仕入れコストの増大、防犯対策など経営を合理化する必要性に迫っています。地域と連携し、施設の合理化を目指していかなければならない中で、那珂市の道の駅が田野と東海パーキングエリアに代わるサービスエリアの役割を担っていくことも十分選択肢として考えられます。

国土交通省やNEXCO東日本が納得できるような合理的な提案を諦めずに、あらゆる角度で粘っていただき、最後は、市長の幅広い人脈を活用した政治的な妥結も必要な部分もあるかと思っておりますので、大きな鍵を握るETC2.0の導入に関しては、何とか頑張っていただきたいと思っております。

そしてもう一つ、商圈の違いを挙げさせていただきましたが、周辺の道の駅の商圈を分析すると、資料1をご覧くださいと思います。太田、大宮、常総、筑西、笠間、そして那珂市の道の駅予定地周辺の商圈がどうなっているのか確認できるかと思っております。20分までが足元商圈、30分が近隣観光と言われておりますが、こちらを見ていただければ分かるとおおり、那珂市の道の駅周辺の商圈が最も分厚いということが分かるかと思っております。あの200万人超えした常総よりも分厚いわけです。水戸とひたちなか市に隣接していることから、土日のみならず、最も注力しなければならない平日の利用客の確保において、極めて有利な場所にあると言えます。つまり、那珂インターチェンジに隣接していることと、分厚い商圈を持つ、この2点を考慮すれば、前段に申し上げたとおり、地理的な要因で、那珂市は、企業誘致においては不利であっても、道の駅に関しては他のエリアよりも有利であると言え、133万人が訪れ、96万人がレジを通過する根拠は、不可能ではないと考えられます。

そして、次に検証するのは、売上げ9.6億円の根拠です。計画されている各部門の売上高は資料2のとおりです。これは、コンサル会社のほうで、他の道の駅の実例データを基に那珂市の商圈を当てはめ、振り分けられたものと理解しております。この部門ごとの売上高がどれくらい那珂市の実態と合っているかについて分析していきたいと思っております。

まずは直売所ですが、直売所の売上高は4億8,000万円となっております。この内訳は、半分の2億4,000万円が市内直売農産物、残り半分のうち1億4,400万円が仕入れた農産物、残りの9,600万円が弁当、総菜の売上見込みとなっております。肝心な全体の約半分、2億4,000万円を市内の直売農産物で賄うといったことが、どれくらい整合性があるか考えるに

当たって、まずは那珂市内の農業産出額を見ていく必要があるかと思えます。直近の那珂市の農業産出額はいくらなのかお伺いたします。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えします。

農林水産省市町村別農業産出額によれば、本市の令和5年の農業産出額は32億6,000万円です。

以上です。

○議長（木野広宣君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） 資料3をご覧ください。その内訳までが分かるかと思えますが、道の駅で主力となっている野菜・果物類の合計は32億円のうち約10億円となっております。地元の野菜は10億円分あるわけですが、この10億円が現在どこに流通されているのかと分析したところ、資料4のような結果になります。10億円のうち、近隣の直売所や道の駅に約半分の5億円が流通されております。数字が隠れている部分は、ちょっと機微な情報が含まれておりますので公開はできませんが、直売所の決算書類や聞き取り調査で確認させていただきました信頼性の高いデータであることは申し上げておきます。

そして、残りの5億円は、市場への出荷や、それぞれ農家さん独自の販売ルート、契約農家であったり、そういったところがありますので、そこに流れていたり、一部は給食なんかに流れていっているんだと思えます。こうした既存の出荷ルートから道の駅へどれだけ出荷先がシフトして、2.4億円分を獲得していくかは、決して簡単なことではありませんが、先ほど申し上げた道の駅ができることによって、遠くに運んだり、何か所も出荷したりする必要がなくなる方々にとっては、道の駅が有力な出荷先になることが想像できます。

また、足りない部分は、隣接する市外の出荷者を確保していくことや、有機野菜へのチャレンジであったり出荷手数料の優遇策、芳野直売所の今後の在り方も含め、総合的に出荷量を確保していく必要があるかと思えます。有機野菜へのチャレンジは、農家でもない私が軽々しく口にはできないものであることは重々承知しておりますが、世の中の流れ、人々のニーズは、有機野菜へと関心が高まっております。

茨城県においても、有機野菜へのステップとして、通常の半分の農薬等で栽培する特別栽培農産物の認定制度を実施し、支援も行っております。段階的なステップアップを目指した取組を那珂市としても支えていき、道の駅に並ぶ野菜が充実したラインアップとなり、独自性が際立つ直売所になれば、市内農業が活性化し、2.4億円の確保はもちろん、さらなる増産にもつながっていくことも可能かと思えます。

次に、観光物産部門、フードホール部門を見ていきたいと思えます。資料5をご覧くださいければと思えます。近隣の道の駅の決算資料などから分析した部門ごとの売上実績と那珂市の売上計画との比較表です。

直売部門に関しては、大宮、おたよりも那珂市の売上見込みが高くなってはいるものの、

観光物産部門は他の道の駅よりも低く、フードホール部門は、おおたは公表されておられません。ほぼ同水準の売上高であるようですので、全部門をトータルした売上実績は、那珂市が予定している9.6億円の売上見込みが一番高くはなるものの、先ほどの商圈の分厚さと那珂インターチェンジの立地のよさを考慮すれば、十分根拠のある数字であると考えます。

そしてさらに、那珂市が有利な条件は、フードホールの営業時間の延長だと思います。大宮は18時に営業終了、おおたは17時に営業が終了するのに比べ、那珂市は19時まで営業を延長することです。大宮、おおたの売上実績を超えていくことも十分考えられます。しかしながら、営業時間の延長がいくらか中途半端であると感じております。営業時間の延長を考えるのであれば、ディナータイムをしっかりと捉えた少なくとも20時までの延長が必要かと思えます。19時までの営業時間では、おそらくラストオーダーは18時30分。18時30分では、これから夕食といった方が一般的かと思えます。

那珂市の道の駅が観光利用だけでなく、商圈の厚みを生かした日常利用の強みを生かす上でも、少なくとも20時まで延長し、売上げのさらなる押し上げ効果を狙う必要があると思えます。フードコートでのさらなる時間延長は検討しているのかお伺いたします。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

基本設計においては、東棟に設置を予定しているカフェスペースの営業時間については7時から19時、南棟に設置を予定しているフードホールの営業時間については11時から19時までとして検討しているところでございます。

営業時間の設定については、利用者の利便性の向上等を念頭に、引き続き第三セクター設立準備委員会において協議を進めてまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） ありがとうございます。間違いなく売上げアップと利用客のサービス向上につながるかと思えますので、しっかりとご検討いただければと思います。

しかしながら、まさかの事態も考慮しておく必要もありますので、念のためここで聞いておきますが、万が一、9.6億円の売上見込みが崩れてしまった場合の損益分岐点はいくらかのかお伺いたします。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

基本設計における収支シミュレーションにおいては、損益分岐点の売上高は約6億1,000万円、利用者数は約60万8,000人と見込んでおります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） ありがとうございます。最低でも売上げ6億1,000万円、61万人以上

が利用していただければ赤字にならない計算というわけです。であれば、これまで分析した様々な客観的なデータを考慮する限り、赤字への不安はゼロとは言いませんが、極めて低いものと考えられます。

あとは、レジ通過者が本当に1,005円使うのかという疑問、1,005円といった客単価は本当なのかについてお伺いしていこうと思います。近隣の道の駅や直売所のレジ通過者1人当たりの客単価はいくらなのかお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

公表されている近隣道の駅の令和5年度におけるレジ通過者1人当たりの客単価は、道の駅常陸大宮が約1,390円、道の駅ひたちおおたが約1,140円、道の駅かさまが約1,670円、グランテラス筑西が約1,210円となっております。また、市内直売所の令和6年度におけるレジ通過者1人当たりの客単価は、芳野直売所が約1,020円、とんがりはつとが約1,080円となっております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） 近隣の道の駅の客単価は、今ご答弁いただきましたとおり、大宮1,390円、おおた1,140円、かさま1,670円、築西1,210円といった具合に、那珂市が想定する客単価1,005円より高い実績があるわけです。那珂市がいかに控え目な数字を基に計算されているかが分かるかと思えます。

こうした客観的なデータを基に分析すれば、今回の収支計画は、多少どこかの部門で売上見込みが下がったとしても、別の部門で補完できるようなバランスが利いたものになっているといえ、那珂市にもたらされるであろう経済効果は決して絵に描いた餅ではなく、しっかりとした根拠に基づいてつくられていると言えます。

とはいえ、このようなしっかりとした前提条件、言い換えれば、すばらしい食材があるにもかかわらず、肝腎要の料理人がどうおいしく調理するかが最後の鍵になるかと思えます。

駅長候補をどのように考えているかお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

駅長に適した人材といたしましては、直売所や飲食施設等の管理・運営や地域振興策の企画・実行、道の駅全般の販促・宣伝を行うマーケティング力や、施設全体の人員配置や人材育成を行うマネジメント力、そして、道の駅への思いや情熱、地域活性化への意欲を持ったモチベーション力などが求められており、小売業や流通業の実務経験者や民間企業等の部門長などのキャリアを持った人材を駅長として採用している道の駅が多い状況であります。

引き続き、駅長候補の選定を含め、組織体制や人員計画などについて、第三セクター設立準備委員会において協議を行ってまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） もちろん、適した人材に関してはご答弁いただきましたとおりでと思います。問題はどこから連れてくるかだと思います。ピンポイントでスカウトするのか、公募で広く募っていくのか、様々なルートが考えられると思いますが、いずれにせよ、駅長にどのような人材が入るかによって、この収支計画が上振れするのか下回ることになるのか大変重要な鍵を握っていることは言うまでもないかと思います。

○議長（木野広宣君） 12時を過ぎますが、このまま議事を進めます。

桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） 道の駅が完成するのは3年後ですが、もう3年しかありません。駅長は最後に連れてくればよいのでは、うまくいかないことが後々出てくるかと思っています。可能な限り早期に駅長候補に目途をつけ、あらゆる準備や計画段階から駅長に参加してもらい、一緒につくり上げていく行程が重要かと思っています。準備委員会のほうで、この問題の優先順位をしっかりと上げて進めていただければと思います。

ここまで、道の駅が市民に多くのメリットをもたらす可能性を秘めた事業であることを検証してまいりました。であるからこそ、市民への負担はしっかりと計画どおりの数字にしなければなりません。可能性の高い国・県からの補助金を確実に取得していくために、これまでも戦略的な取組が行われてきたかと思いますが、多くの自治体も補助金獲得に向けた取組にしのぎを削っております。こうした自治体間競争を勝ち抜いていくためにも、最後に市長にお伺いいたします。

那珂市の道の駅プロジェクトが今後大きな変更を余儀なくされないことがないように、国・県からの補助金獲得に向けた今後の取組をどうしていくかお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 市長。

○市長（先崎 光君） ありがとうございます。事実あるいはデータに基づいた質問、提案をいただいていると思っております。答弁をします。

道の駅の整備に当たりましては、補助金や交付金など、各省庁における支援制度の活用を予定しており、飲食施設や直売所等の建設に活用可能な新しい地方経済・生活環境創生交付金や農山漁村振興交付金、駐車場の整備に活用可能な社会資本整備総合交付金などが想定されますので、実施設計において事業費等を精査した上で、しっかりと事務手続を進めてまいります。

加えて、私自身も自ら国や県に直接足を運び、可能な限り市の財政負担を軽減できるよう、補助金等の獲得に向け、引き続き取り組んでまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） ありがとうございます。

道の駅が今の那珂市になぜ必要なのか、このことを議員になって自分に問いかけてきました。過去の経緯、那珂市が置かれている現状、ほかの選択肢があるのか、勝算があるのか、疑問に思うことは、執行部から説明をもらい、自身でも可能な限り検証してきたつもりです。

今回の一般質問で、不安に思う市民の皆さんの疑問を全て拭えるとは思っておりませんが、今だけでなく、未来の子供たちが生涯にわたり安心して那珂市で暮らしていくために、しっかりとした根拠のある計画であることをご理解いただければ幸いです。

絶対に失敗はできません。これからの3年は、計画と現実との乖離が発生しないような取組、発生したとすれば徹底的に埋めていく作業に力を注がなければなりません。唯一無二の美しい道の駅が、多くの人々にとって那珂市を知る歴史の転換点となることを夢見て、志を共にする多くの議員と共に引き続き事業の成功を後押ししていくことをお約束し、今定例会最後の一般質問を終わりにします。ありがとうございました。

○議長（木野広宣君） 拍手はご遠慮願います。

以上で、通告12番、桑澤直亨議員の質問を終わります。

◎議案等の質疑

○議長（木野広宣君） 続いて、日程第2、議案等の質疑を行います。

報告第4号から報告第12号及び議案第36号から議案第47号までの以上21件を一括して議題といたします。

質疑の通告がありましたので、発言を許します。なお、質疑については議案ごとを一括方式とし、質疑の回数は3回までといたします。

通告1番、小宅清史議員の発言を許します。

小宅清史議員、登壇願います。

〔9番 小宅清史君 登壇〕

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） 令和7年度那珂市一般会計補正予算（第1号）債務負担行為、図書館システムリースについてお伺いいたします。

プロポーザルのスケジュールを見ると、公募とはいいながら、公告から実施まで2か月もありません。あらかじめ参加業者が決まっているというふうに思われますが、想定される参加業者は何社でしょうか。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

プロポーザルの期間は、案件の内容などにより、それぞれ期間を設けて設定しております。今回の案件につきましては、近隣市での同案件の実施例を参考に設定したもので、支障なく

進められるものと考えてございます。

想定される参加事業者は、県内で採用実績があり、本市の入札参加資格者名簿に登録のある3事業者ですが、今後3事業者以外に登録申請する事業者があれば、増える可能性がございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） 現在、那珂市立図書館が採用しています手のひら認証システムは、カード不要で、図書カードやスマホを忘れても貸出可能であり、スマホを持たない子供や年配者でも利用できる。非接触、衛生的であり、機械に触れずに認証できる。感染症対策にも有効である。本人認証の精度が高い生体情報に基づく認証で、他人によるなりすましがほぼ不可能である。導入から年数がたっており、システムも成熟しており、運営も安定しており、膨大な蓄積データがある。図書館に特化したシステムであり、他部門の連携を必要としない分、使い勝手がよくシンプルである等、これらの圧倒的な利便性を覆す提案があるとすれば、こういったシステムを想定しているのか。単に金額が安いからとか、ほかの市町村でやっているからという理由だけでは、市民が納得する説明にはなりません。市民からすれば、市民サービスの低下と感じてしまうのは、瓜連序舎の解体の話が出たときと同じ轍を踏むことになることは容易に想像ができます。その批判が市長に向いてしまうような、このような政策を今推し進めるにおいては、プロポーザルの透明性、変更による市民へのメリットの周知、そしてデメリットを覆すだけの目に見えるサービスの向上が重要であります。選定においては、どこに重点を置いているのかをお聞きいたします。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

今回の市立図書館のシステム更新に当たりましては、公正かつ透明性を確保するため、プロポーザル方式を採用しております。なお、他市町村においても、ほとんどがプロポーザル方式または指名競争入札によりシステム更新を行っております。

今後、事業者からいただくご提案を、価格の安さだけでなく、利用者と図書館双方の操作性や機能性、さらには市民サービスにつながるICTやDXによる将来の拡張性など、総合的に比較検討し、市立図書館に最も適したシステムを選定したいと考えております。

一例としまして、マイナンバーカードやスマートフォンを使用した貸出しのほか、事業者によっては、標準搭載で、Suicaなどの交通系ICカード、nanaco、WAON、Edyなどの電子マネーカード、おサイフケータイなどに採用されている無線通信技術Felicaを連携させ、通常の利用者カードの代わりに、いつも持ち歩いている身近なカードを使用することもできるようになります。

これらを活用したシステムは、近隣市町村でも広がりを見せており、今後採用する図書館が増えれば、さらに利用者の利便性が高まります。

仮に、手のひら認証による貸出方法から変更になった際には、丁寧に市民に説明しまして、周知を図ってまいります。

今回の図書館システムの更新では、将来に向けた優れた提案をいただき、市民サービスの向上につなげていきたいと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） 将来も大事ですが、やはり今、市民にどう感じるかというところも大事なところですので、先日も申し上げましたが、図書館システムは、現在採用されているもので60以上あります。本当に市民のためになるものなのか、利用する市民が納得できるような形で選定をしていただかないとなりません。スマホやS u i c a で使えるようになりましたと言われて、それだけで優位性を感じるの、那珂市では、ほんの一握りです。市民本位なのか、行政本位なのか、しっかり考えていただきたいと思います。

そして、もし、業者が変更になる場合ですけれども、年度末3月に入替えになるのかと思います。もしそうなった場合、春休みに休館して、システムを変更するという事は、学生や児童に大きな影響があります。入替えするとなると、どのくらいの期間休館することになるのかお聞きします。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

現在の図書館システムの賃貸借契約期限は令和8年3月31日までとなっており、事業者変更の有無にかかわらず、期限までに機器の入替えを完了しなければ、来年度の図書館運営ができない状況でございます。これまでの更新の際も、3月末に休館し、機器の入替え作業を行ってまいりました。今回の図書館システム更新に当たりましては、約2週間程度の休館を予定しております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 以上で、通告1番、小宅清史議員の質疑を終結いたします。

以上で通告によります議案等の質疑を終結いたします。

◎議案の委員会付託

○議長（木野広宣君） 日程第3、議案の委員会付託を行います。

なお、報告第4号から報告第12号までの以上9件につきましては、報告事項となっておりますので、報告をもって終了といたします。

議案第36号から議案第47号までの以上12件につきましては、文書管理システムに登載しました議案等委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

つきましては、所管の常任委員会において審査の上、今期定例会期中に報告されますよう望みます。

◎請願・陳情の委員会付託

○議長（木野広宣君） 日程第4、請願・陳情の委員会付託を行います。

今期定例会におきまして受理しました請願・陳情は、文書管理システムに登載しました請願・陳情文書表のとおり、会議規則第141条第1項の規定により、所管の常任委員会に付託しましたので、報告いたします。

つきましては、当該常任委員会におきまして審査の上、今期定例会期中に報告されるよう望みます。

連絡事項がございます。

今期定例会において開催予定の各常任委員会の開催通知文は、各議員のラインワークス掲示板に掲載しておりますので、ご確認願います。

◎散会の宣告

○議長（木野広宣君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 零時14分

令和7年第2回定例会

那珂市議会会議録

第5号（6月27日）

令和7年第2回那珂市議会定例会

議事日程(第5号)

令和7年6月27日(金曜日)

- 日程第 1 議案第36号 専決処分について(那珂市税条例の一部を改正する条例)
議案第37号 専決処分について(那珂市都市計画税条例の一部を改正する条例)
議案第38号 専決処分について(那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
議案第39号 那珂市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
議案第40号 那珂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
議案第41号 那珂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
議案第42号 那珂市原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例
議案第43号 那珂市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例
議案第44号 那珂市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例
議案第45号 令和7年度那珂市一般会計補正予算(第1号)
議案第46号 損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定について
議案第47号 市道路線の認定について
陳情第 4号 道の駅建設計画に関する市民説明会の充実と計画の透明性確保を求める陳情
- 日程第 2 議案第48号 那珂市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第49号 令和7年度那珂市一般会計補正予算(第2号)
- 日程第 4 議案第50号 那珂市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 5 委員会の閉会中の継続調査申出について
- 日程第 6 委員会の閉会中の継続審査申出について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	榊原一和君	2番	桑澤直亨君
3番	原田悠嗣君	4番	木野広宣君
5番	鈴木明子君	6番	渡邊勝巳君
7番	寺門勲君	8番	小池正夫君
9番	小宅清史君	10番	大和田和男君
11番	富山豪君	12番	花島進君
13番	寺門厚君	14番	萩谷俊行君
15番	笹島猛君	16番	君嶋寿男君
17番	遠藤実君	18番	福田耕四郎君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市長	先崎光君	副市長	玉川明君
教育長	大縄久雄君	企画部長	加藤裕一君
総務部長	玉川一雄君	市民生活部長	秋山光広君
保健福祉部長	生田目奈若子君	産業部長	大内正輝君
建設部長	高塚佳一君	上下水道部長	金野公則君
教育部長	浅野和好君	消防長	寺門薫君
会計管理者	秋山雄一郎君	農業委員会 農事務局長	澤嶋克彦君
選挙管理委員会 書記長 (総務課長)	篠原広明君		

議会事務局職員

事務局長	会沢義範君	次長補佐 (総括)	三田寺裕臣君
次長補佐	岡本奈織美君		

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（木野広宣君） おはようございます。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（木野広宣君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、議場に出席を求めた者の職氏名は、今期定例会の初日に文書管理システムに登載した出席者名簿のとおりであります。

職務のため、議会事務局より事務局職員が出席しております。

本日の議事日程は、文書管理システムに登載しておりますので、タブレット端末等でご参照ください。

また、本会議の様子はユーチューブでライブ配信しております。

本会議場内の皆様にご連絡いたします。

会議中は静粛をお願いいたします。携帯電話をお持ちの方は、ご配慮をお願いいたします。拍手等につきましても、ご遠慮くださいますようお願いいたします。

◎議案第36号～議案第47号及び陳情第4号の各委員会審査報告、質疑、討論

○議長（木野広宣君） 日程第1、議案第36号から議案第47号までの以上12件及び陳情1件を一括して議題といたします。

各常任委員会の審査の経過並びに結果について、各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務生活常任委員会、小池正夫委員長、登壇願います。

小池委員長。

〔総務生活常任委員会委員長 小池正夫君 登壇〕

○総務生活常任委員会委員長（小池正夫君） 総務生活常任委員会よりご報告申し上げます。

本委員会の付託事件については、会議規則第110条の規定により報告いたします。

まず、付託事件でございます。

議案第36号 専決処分について（那珂市税条例の一部を改正する条例）外8件です。

次に、結果でございます。

議案第36号、議案第37号は、全会一致で原案のとおり承認すべきものとなりました。議案第39号から議案第43号、議案第45号及び議案第46号は全会一致で原案のとおり可決すべきものとなりました。

理由でございます。

議案第36号及び議案第37号は、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が令和7年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、本条例の一部を改正するものです。

議案第39号は、地方公共団体情報システムの標準化に伴い、本市の住民基本台帳に登録されていない者（住登外者）を一意に特定するための住登外者宛名番号を付番し、その特定個人情報管理のための住登外者宛名番号管理機能を利用するための所要の改正をするものです。

議案第40号は、令和6年5月31日に公布された育児休業、介護休業等育児又は家庭介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成対策推進法の一部を改正する法律に伴い、令和7年10月1日から施行される部分について、本条例の一部を改正するものです。

議案第41号は、令和7年1月8日に公布された地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律に伴い、本条例の一部を改正するものです。

議案第42号は、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第十条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正、適用期限の延長に伴い、本条例の適用期限を令和7年3月31日から令和9年3月31日に2年延長するとともに、字句の修正をするものです。

議案第43号は、市内における産業活動の活性化及び雇用機会の創出を引き続き図るため、本条例の適用期限を令和7年3月31日から令和9年3月31日に2年延長するとともに、字句の修正をするものです。

議案第45号の当委員会の所管の部分は、特に問題なく妥当なものです。

議案第46号は、損害賠償請求に関する和解及び損害賠償額を決定するため、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

以上、報告いたします。

○議長（木野広宣君） 続きまして、産業建設常任委員会、寺門 勲委員長、登壇願います。寺門委員長。

〔産業建設常任委員会委員長 寺門 勲君 登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（寺門 勲君） 産業建設常任委員会よりご報告申し上げます。

本委員会の付託事件については、会議規則第110条の規定によりご報告いたします。

まず、付託事件でございます。

議案第44号 那珂市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例外3件でございます。

次に、結果でございます。

議案第44号、第45号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものとなりました。

議案第47号は、賛成多数で可決すべきものとなりました。

陳情第4号は、賛成少数で不採択すべきものとするとなりました。

理由でございます。

議案第44号は、令和7年4月1日に施行された水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件の参酌基準が改正されたため、同資格に関する改正を行うものです。

改正概要としては、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に必要な学歴及び学科要件の追加並びに実務経験年数の見直しを行うため、本条例の全部を改正するものです。

議案第45号の当委員会所管の部分は、特に問題なく妥当なものです。

議案第47号は、市道路線1件を認定するものです。委員から、道の駅計画地の外周道路だが、道の駅計画に関していろいろな考え方もあるが、市民目線から見ても認定するのはまだ早いとの意見がありました。

陳情第4号は、道の駅建設計画に関する市民説明会の充実と計画の透明性確保を求め陳情するものです。

内容は、道の駅建設計画における数値的根拠の資料を明示し、市民へ丁寧な説明を行うこと。説明会は地域ごとに丁寧に開催し、質疑応答や意見交換の場を十分に設けること。以上を踏まえ、市民意見を考慮した計画の見直し、再検討を行うこと、これらの点を市に対して強く求め、要望書を提出し求めるものです。

委員より、人口減社会で生産年齢人口も減り、税収もこれから分からない時代に入っていく中で、箱物行政をやっているかどうかの話である。市民が理解した上で議論を進めていくという、市民協働の在り方も問われており、市民から議論がまだ足りないとの声が出ているとの意見がありました。

また、現状は説明会を行って根拠を示してという段階ではないと思う。それらを監視していく、見守っていくことを産業建設常任委員会の調査事項として、しっかりやっていきたいとの意見が出され、賛成少数で不採択すべきものと決定いたしました。

○議長（木野広宣君） 続きまして、教育厚生常任委員会、寺門 厚委員長、登壇願います。
寺門 厚委員長。

〔教育厚生常任委員会委員長 寺門 厚君 登壇〕

○教育厚生常任委員会委員長（寺門 厚君） 教育厚生常任委員会よりご報告申し上げます。
本委員会の付託事件については、会議規則第110条の規定により報告いたします。
まず、付託事件でございます。

議案第38号 専決処分について（那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）外1件でございます。

次に、結果でございます。

議案第38号は、全会一致で原案のとおり承認すべきものとなりました。

議案第45号は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものとなりました。

理由でございます。

議案第38号は、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令が令和7年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、本条例の一部を改正するものです。

改正内容は、国民健康保険税の基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額の賦課限度額の引上げ及び低所得者軽減における5割軽減判定所得、2割軽減判定所得の基準額を改正するものです。

議案第45号は、予防接種事業について、新型コロナワクチン接種による副反応の危険性等を主張する反対の意見及び債務負担行為補正におけます図書館システムリースについて、市民サービスの低下があるとの反対の意見がありました。

以上、報告いたします。

○議長（木野広宣君） 以上で、各委員長からの報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

なお、委員長に対する質疑の回数は1人3回までとします。

質疑ございませんか。

大和田議員。

○10番（大和田和男君） 総務生活常任委員長、小池委員長にご質問します。

議案第45号の当委員会所管の部分は、特に問題なく妥当なものということでございましたが、昨日の全協でゴミ袋の問題で非常に議論闊達になりましたが、私はちょっとこのゴミ袋の発注の予算と、デザイン記名、未記名の問題が昨日、全協で話題になりましたが、別の問題なんだなと私は思いまして、記名、未記名というのは様々な意見を、市民の意見を聞いていただきたいと。

そして、例えば市民の中にも未記名という声が多くて未記名になった場合でも、問題が多々出ればまた記名に戻すということも可能なのではないかなと思うんですが、このゴミ袋の問題に関して、総務生活常任委員会ではどのような議論があったのか伺います。

○議長（木野広宣君） 小池委員長。

○総務生活常任委員会委員長（小池正夫君） お答えいたします。

この間の、先日の総務生活常任委員会では予算の話ありましたけれども、記名、無記名というところの話は出ておりません。

以上でございます。

○議長（木野広宣君） よろしいですか。

外ございますか。

なければ、質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

なお、発言の前に反対、賛成の立場を明確にしてから討論をお願いいたします。また、討論の発言に際しましては、簡潔かつ明瞭をお願いいたします。

討論の順序については、会議規則第53条の規定により、議長より指名いたします。

討論の通告がありましたので、初めに議案第45号について、原田悠嗣議員に発言を許します。

原田議員、自席をお願いいたします。

○3番（原田悠嗣君） 議案第45号 令和7年度那珂市一般会計補正予算（第1号）予防接種事業について、私は反対の立場で討論させていただきます。

反対の理由としましては、こちらの予防接種事業なんですけれども、新型コロナワクチンの接種に関する委託料ということなんです、こちらの新型コロナワクチンに関しての安全性がしっかりと検証できていないというふうに、私は思っているからです。

こちら、厚生労働省が公表しているデータによりますと、新型コロナワクチンに関しては、副反応疑い報告による死亡事例が2,283件上がっております。プラス、予防接種健康被害救済制度という制度があるんですけれども、それが始まってからの約48年間で、新型コロナワクチンを除く全てのワクチンによる死亡認定は163件なのに対して、この約4年間で実施された新型コロナワクチンによる死亡認定は1,026件と、非常に異常と言えるぐらい多い数字となっております。

また、予防接種健康被害救済制度では、この制度が始まってから48年間で、新型コロナワクチンを除く全てのワクチンによる健康被害認定は3,747件なのに対して、この4年間で実施された新型コロナワクチンによる健康被害認定は9,187件となっていて、死亡認定にしても、この健康被害認定にしても、過去のそれ以外のワクチンと比べて非常に異常に高い数字となっているため、ここの安全性がしっかりと検証されていない中で、行政が委託料として予算をつけるというのは疑問を感じるので、反対とさせていただきます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 続いて、鈴木明子議員に発言を許します。

鈴木議員、自席をお願いします。

○5番（鈴木明子君） 私は、議案第45号 令和7年度那珂市一般会計補正予算（第1号）のうち、図書館システムリースに関する補正予算案について反対いたします。

理由としましては、那珂市の図書館では近隣の自治体にはない、とても利便性の高いシステムを導入しています。スマートフォンや図書館カードなどを所持なくても利用できる点は、特にお子さんの読書習慣づくりにも大きな役割を果たしていると感じております。

今回の委員会でご説明をいただきましたが、現行のシステムよりもさらに利便性が高まり、市民サービスが向上するという明確な理由については、十分なお説明がなかったように思います。現行のサービスよりも下回る可能性がある予算案のため、今回、反対の立場を取らせていただきます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 続いて、小宅清史議員に発言を許します。

小宅議員、自席でお願いいたします。

○9番（小宅清史君） 議案第45号 令和7年度那珂市一般会計補正予算（第1号）に反対の立場から討論いたします。

今回の補正予算のうち、指定ごみ袋作成業務委託費及びごみ啓発等推進事業費に関しましては、大きな疑義がございますため賛成はできません。

まず、申し上げておきたいのは、私はごみの分別やリサイクルの推進そのものに反対しているわけではありません。環境のためにも、分別の徹底や市民への啓発が重要であることは十分に理解しております。

しかし、今回の補正予算に盛り込まれたごみ袋への氏名記載を廃止するという方針には、大きな問題があると考えております。この氏名記載の廃止については、なぜそのような方針に至ったのか十分な説明がなされておらず、総務生活常任委員会でも議論された様子はありません。それもそのはずで、これらの資料が提示されたのは、委員会の審議・採決の終了後だからです。

したがって、委員会においては十分な協議ができる状態ではありませんでした。まず、ここが1つ目の疑義です。そして、名前を書かなくともよくなった場合に、どんな社会的リスクがあるのかという検証もなされていないように見受けられます。指定のごみステーション以外の場合にごみを捨てても、誰が捨てたか分からなくなるため、どこに誰が捨ててもいいという無法状態になる可能性があります。しかも、それらのごみは全てステルス状態であるため、誰が捨てても注意を促すことはできず、そのままの状態が続けられることすら考えられます。

それにより、不法投棄や分別違反が確実に増えることが予想されます。特に燃えるごみの中に危険物を含んだ違反ごみが混入することで、ごみ収集車の火災や事故といった深刻な事態にもつながりかねません。

また、回収業者がルール違反のごみを回収できない場合、そのしわ寄せは自治会や地域住民に及びます。誰が出したか分からないごみが放置され、誰にも注意できず、誰も責任を取らない、そうなれば地域の秩序はどうなるのでしょうか。美しい那珂市の環境を守るどころか、むしろ混乱と不満を生むだけです。

個人情報観点から名前を書くのは抵抗があるといった意見も理解はしますが、そもそもごみ袋に名前を書くというルールは、何十年もかけて那珂市が築いてきたごみへの責任意識

を育てるための仕組みであったはずです。それを突然やめるという重要な決定を、市民にも議会にも十分な説明なしに押し通すのは、あまりにも拙速で無責任です。

記名があるからこそ自分の出したごみに責任を持つ意識が生まれますし、間違った出し方をしている人にも、丁寧に優しく注意を促すことができるわけです。記名が任意となれば、出し方が間違っても誰に注意していいか分からず、地域では不満や怒りだけがたまっていくこととなります。

こういった判断が、なぜ今なされたのか甚だ疑問です。分別ルールがこれから新しくなり、戸惑う市民も多くなる中で、ルールを明確にするどころか匿名性を高めて、責任を見えなくするような変更を加えるのは、全く相反しているのではないのでしょうか。

さらに問題なのは、名前を書くかどうかは各地域で決めてくださいという市の方針です。これは完全な責任放棄です。自治会や班長が市民の怒りの矛先となり、地域間で対応に差が出れば市民間に分断が起きます。市がこのような対応を取るのであれば、それは自治会制度の拡充に逆行するものであり、自治会制度そのものの崩壊を促していると言っても過言ではありません。

自治会加入率が下がっている中、市では自治会への加入推進を図っていると言いながら、自治会に入っていない人の意見を重点的に取り入れたこのような方針を、一方的に押しつける態度を見ると、普段、自治会の加入促進などと市役所が言っているのは、詭弁だったのだと感じざるを得ず、非常に冒瀆されていると感じます。

予算が通らなければ、来年4月からの実施に間に合わないという意見もありますが、しかし、このまま拙速に新制度を実施して大きな混乱やトラブルが発生したら、もっと大きな損失になります。数十年かけて培われてきたものは一瞬で崩れ、もう戻すことはできません。数か月の実施の遅れで済むのであれば、丁寧に制度設計をやり直すほうが、よほど市民のためになります。

市民の声や、現場で対応に当たる自治会の意見をしっかり聞き、地域全体が納得する形で制度を再構築すべきです。他市がそうだからという安易な判断で、那珂市の秩序を乱すような決定をすべきではありません。どうしても4月に間に合わせたいなら、臨時議会を招集することもできるはずですが。

そして、最大の疑義は全員協議会の場で、これは決定事項ですと執行部から一方的に通告されたことです。これは議会制民主主義の根幹を揺るがす事件です。一方的に議会へ承認を求めたその姿勢は、既に決めたから予算を認めよというものであり、議会との合意形成を軽視する行為に他なりません。

再度申し上げますが、執行部は決定事項ですと言いました。那珂市で家庭ごみの出し方に関する規定は、那珂市条例第31号 那珂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例であり、今回はこの12条を変更するものです。条例の変更を議会の承認を得ていないのに、施行規則を決定事項ですと言い切りました。もしそれが本当であるなら、施行規則を変えるんだから、当

然、議会は条例の改定と予算を議決しろということであり、あり得ない話です。

議会を単なる追認機関とお考えでしょうか。議会軽視も甚だしい。これは、地方自治法第96条1項、議会の議決事項の一言を堂々と無視したものであり、百条調査の対象にもなり得ることです。一体誰がどうやって決定したのか、一から説明していただきたい。

以上の理由から、この案件に関しましては、一度、総務生活常任委員会に差し戻し、関連、関係資料を揃えた上で慎重に審議し直すべきだと考えます。

よって、私は議案第45号 令和7年度那珂市一般会計補正予算（第1号）に反対いたします。

以上です。

○議長（木野広宣君） 拍手はご遠慮願います。次回、拍手される方は退場させていただきます。

以上で、議案第45号の討論を終結いたします。

◎動議の提出

〔「議長」と呼ぶ声あり〕

○議長（木野広宣君） 9番、小宅清史議員。

○9番（小宅清史君） 令和7年度一般会計補正予算（第1号）の修正案について提出の動議を求めます。

○議長（木野広宣君） ただいま、小宅清史議員から動議が出されました。

〔「賛成」と呼ぶ声あり〕

○議長（木野広宣君） 所定の賛成者がおられますので、動議は成立いたしました。

暫時休憩いたします。

直ちに全員協議会を開催いたします。

議員各位におかれましては、全員協議会室に移動願います。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時55分

○議長（木野広宣君） 再開いたします。

傍聴者の皆様にご連絡いたします。

今後、拍手をされた方は退場させていただきますので、よろしく願いいたします。

◎動議の取下げ

〔「議長」と呼ぶ声あり〕

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） 先ほど出ささせていただいた修正案の動議ですが、先ほどの全員協議会で執行部のほうから、さらに協議を進めるといような答えをいただきましたので、今後、総務生活常任委員会のほうでもしっかり諮っていただいて、検討していただくということで、先ほどの修正案の動議は取下げさせていただきます。

以上です。

○議長（木野広宣君） ただいま、小宅清史議員より修正動議の取り下げの申出がございました。

お諮りいたします。提案の修正動議を取り下げる決定をすることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（木野広宣君） 異議なしと認め、修正動議を取り下げることに決定いたしました。

◎議案第47号、陳情第4号の討論

○議長（木野広宣君） 続いて、議案第47号の討論を行います。

遠藤 実議員に発言を許します。

遠藤議員、自席でお願いいたします。

○17番（遠藤 実君） 私は、この議案第47号 市道路線の認定に、反対の立場から討論をさせていただきます。

この市道は、いまだ議論が尽くされていない道の駅の外周道路になる予定の道路を、市道に認定するという案件です。そもそも道の駅の必要性や採算性について、市民を巻き込んでの議論がまだまだ不十分な状態で、見切り発車的な進め方であると感じております。

もっと道の駅そのものに対する市民への周知を行い、市民への率直な疑問に対して、市は真摯に向き合って議論していくべきであり、そういう状況においての市道路線認定は慎重であるべきと考えます。

また、道の駅を造るにしても、本当に茨城県内最大の駐車台数である420台分の敷地面積が必要なのか、検証する必要があります。もし検討した結果、これだけの駐車台数が不要となれば、これだけの敷地面積自体要らないこととなりますし、そのときの外周道路はこの位置とは違うこととなります。測量によっては、延長や幅員や形状など今の計画と違いが出る

可能性もあり、正確に道路の適格性を判断するには検証が不足しております。

これらの理由により、この市道路線を認定するに当たっては、道の駅の必要性、採算性、そして駐車場の広さの必要性の議論がまだ途上の現状ですので、判断条件が整っていないと感じるため、今回の認定には反対いたします。

以上です。

○議長（木野広宣君） 続いて、渡邊勝巳議員に発言を許します。

渡邊議員、自席でお願いいたします。

○6番（渡邊勝巳君） 議長より発言の許可をいただきましたので、議案第47号 市道路線の認定について賛成の立場から討論をいたします。

初めに、道路法第8条は、市町村道はその路線を認定することによりこれを設けることができると解されており、現況の有無にかかわらず計画的に市道認定を行うことが可能です。また、那珂市の市道認定基準においても、市長が特に認める道路は市道として認定ができることが明記されております。

つまり、今回の認定は法的にも制度的にも適正な手続きに基づくものだと判断できます。この件につきましては、現況道路がないのに認定するのはいかがなものか、とか、認定の時期が早いのでは、といった意見もあるようです。

しかしながら、那珂市ではこれまでも現況がない状態で市道認定を行い、後に整備、供用された事例が多数存在しています。例えば、代表的な例といたしまして、昭和58年に認定された市道6の001号、いわゆる都市計画道路菅谷・市毛線は令和2年に一部供用を開始されました。

また、平成19年に認定された市道1171号、瓜連駅北側道路は平成30年に供用を開始されています。さらに、市道8の3162号、下菅谷街区10号線は令和7年に認定され、現在整備中です。加えまして、平成19年12月には、ふれあいセンターごだいの整備に際し、現況道路がない状態で市道が認定され、翌年、平成20年6月には工事契約が議決されております。

これらの事例から明らかなように、市道の認定は将来の整備を見越して行うことも、那珂市における実務上の一貫した運用の一つとなっております。そして、こうした市道認定にご賛同いただきました方々も、この議場にいらっしゃるものと存じます。

今回の市道認定もまた、未来を見据えた那珂市の責任ある適正な判断として、私は賛成いたします。議員各位におかれましても、過去の先例と法的根拠を踏まえたこのご判断にお願い申し上げ、賛成討論を終わらせていただきます。

○議長（木野広宣君） 以上で、議案第47号の討論を終結いたします。

続いて、陳情第4号の討論を行います。

桑澤直亨議員に発言を許します。

桑澤議員、自席でお願いいたします。

○2番（桑澤直亨君） 私は、陳情第4号 道の駅建設計画に関する市民説明会の充実と計画

の透明性確保を求める陳情に対して、反対の立場から討論させていただきます。

まず初めに、那珂市が進めている道の駅建設計画は、にぎわいづくりの拠点、基幹産業である農業の活性化や地場産品の流通促進、さらには防災機能の強化といった複数の目的を有するものであり、那珂市の将来に向けた重要な投資であることのみならず、財政基盤の強化を図っていく上で、優先的に取り組むべきプロジェクトであり、収支計画についてもこれまで執行部から受けた説明を基に、客観的事実とデータを照らし合わせたもの、十分に整合性があることを自身の一般質問でも検証させていただきました。

もちろん、こうした大規模かつ市の将来に関わる事業に対し、市民の関心が高まるのは当然のことであり、行政においても丁寧な情報提供と対話の機会が求められることは言うまでもありません。

しかしながら、本陳情では市民生活の充実及び計画の透明性の確保という、いかにも正当性の高い表現を用いていますが、内容を精査すると、既に行政が相応の努力を重ねてきた点を軽視し、あたかも情報公開や住民参加が十分でないかのような印象を与えるものとなっております。

これにより、いたずらに市民の不安や不信をあおるような結果を招くことも危惧されるわけです。実際、那珂市はこれまでに計画の概要や進捗状況について2か所で説明会を実施し、パブリックコメントも行いました。また、地元関係者との意見交換などを通じて、情報提供と対話の場も設けてきました。

さらには、市の公式ウェブサイトや広報紙などを通じて継続的に情報を発信し、透明性の確保に努めていることも事実です。那珂市は本当に市民を置き去りにして、この事業を進めていると言えるのでしょうか。

道の駅を整備した近隣の5つの自治体の事例を確認いたしましたので、補足させていただきますと、まず、常総市と筑西市、こちらには住民説明会は一度も実施しておらず、パブコメのみ行っております。加えて、笠間市、常陸大宮市、常陸太田市は住民説明会もパブコメも実施しておりません。1回もです。両方実施したのは、那珂市のみです。説明会も2か所で実施いたしました。パブコメに出された281件の質問には、全て回答もしております。

こうした那珂市の対応は、現段階において説明が不十分だとか、丁寧な対応を行っていないと断言できるのでしょうか。近隣の自治体との対応を比較すれば、那珂市は丁寧な対応を行っていると言えるかと思えます。もちろん、行政に説明責任があることは当然です。しかし、それには限界もあります。市政全般において、全ての政策に対し常に説明会を増やし続けることが求められれば、現実的に人的、財政的負担が大きく、行政運営上の効率性を著しく損ない、他の重要な施策やサービスに影響を与える可能性があります。

本陳情は、説明会の充実や透明性の確保を過度に要求することで、行政運営の効率性や計画を遂行していくための機動的対応に影響を与えるおそれがあります。さらに、陳情の文言には、計画そのものへの否定的な意図もうかがえる部分があり、説明の充実や透明性確保と

という言葉の名の下に、事業の進行を妨げようとする意図が含まれているのではないかと
いた懸念も拭えません。

実質的に計画の進行を遅らせ、あるいは見直しを促そうという意図があるのであれば、そ
れは本来、政策全体への賛否を議論すべきであった時期、つまり計画の初期段階、正面から
議論すべき問題であったわけで、少なくとも今年3月の議会において、道の駅整備における
大変重要な予算が審議され、市民の負託を受けた我々議員による議決を経て、ここまでたど
り着いているといった経緯があります。

計画を大きく前に進める重要な決議であったことは、ここにいる18名の議員は当然分かっ
ております。そうした議会の動きがしっかりと市民に伝わり切れていないとすれば、我々の
議員の責任もあるとはいえ、この期に及んで説明会の充実を通じて間接的に事業を妨げる手
段を取ろうとすることは、議会を軽視し議会制民主主義を否定することになりかねません。

私は、今後一切、道の駅の説明会が不要だとは思っておりません。内容に大きな変更を余
儀なくされた場合など、そういった場合においては、当然ながら市民への丁寧な説明と透明
性のある対応が必要になるかと思えます。

しかしながら、現時点において行政側にこれ以上の対応、説明を求める必要性を感じませ
ん。正しい情報を正確に市民に説明する義務は、行政側だけでなく我々議員にだってあるわ
けです。市民が我々議員にコストをかけている以上、正しい情報と事実を伝え、丁寧な説明
をすることも重要な役割かと思えます。

地方自治においては、説明責任と住民参加の尊重と同時に行政の専門的な判断や、実行力
も確保されなければなりません。行政が将来に向けて責任を持って進めている公共事業に対
し、説明や透明性といった手段の名の下に、その根幹に疑義を呈し続けることは健全な議論
とは言えず、持続可能なまちづくりの妨げともなります。

何より重要なのは、これからも那珂市が計画の進行と説明責任のバランスを保ちながら、
いかにしてこの事業を成功させるかみんなで考えていくことです。引き続き、那珂市がしっ
かりと将来を見据えたまちづくりを着実に進めていくことを強く望み、私の反対討論とさせ
ていただきます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 続いて、原田悠嗣議員に発言を許します。

原田議員、自席でお願いいたします。

○3番（原田悠嗣君） 私は、陳情第4号 道の駅建設計画に関する市民説明会の充実と計画
の透明性確保を求める陳情について、賛成の立場から討論させていただきます。

まず、この透明性の確保という面に関しては、透明性は高ければ高いほどいいと思いま
すし、こちらの陳情は別にその過度な透明性確保というのを求めているものではないかなと
いうふうに感じております。あとは、この文面を見る限り、別に道の駅計画そのものを遅らせ
ようという意図は読み取れず、純粹に不安なところを解消してほしいという、そういった陳

情であると考えます。

今回、こういった数値面で不安があって、この説明会を求めるといふ陳情が出されていますが、実際に市民の方々が不安に感じているのは、この道の駅建設によって恒常的に財政負担が発生して、その財政負担によって我々市民の福祉、行政サービスというものが低下することがあるんじゃないかと、そこが市民の皆さんは一番不安に感じているところです。

先日行われた市民に対する説明会においては、やはりこの市にとっての財政負担である指定管理料のこと、この辺は全く説明されていなかったという、そういった事実があります。ですので、市民の方々がそういった市の財政負担に対して不安を抱き、丁寧な説明をさらに求めていらっしゃるというのは当然なことかなと思いますので、こういった不安に対して市が応じるということは、市の行政の在り方として当然のことだと思います。

また、こちら陳情のほうにありますように、各地域ごとに説明会を設けていただきたいということなんですけれども、やはり前回の説明会では、非常に多くの方が来場して下さったということもありまして、市からの一方的な説明が多くて市民の方との意見交換とか、質疑の時間が十分に取れていなかったなというふうにも感じております。

ただ、こちら各地域ごとの説明会というふうには実施されるのであれば、やっぱり1回当たりの参加者も人数が少なくて済みますので、市民の方との十分な意見交換ができるという、そういったメリットも前回の市民説明会とは違った、そういうメリットもあるかなというふうに感じますので、やはり各地域とか各ふれあいセンターで説明会を行うべきだなと思います。

あと、やはり一番こう私個人として懸念しているのは、現在、執行部側も道の駅計画の数値面がしっかりと整理できていないかなというふうに感じます。今定例会では、来場者数が95万人の1.4倍の133万人というふうな話が出ていましたけれども、もともとはこちら総来場者数が95万人で、来場者全員がレジを通過するという、そういった計算でなされてきたという経緯があります。そこにおいて、いきなり95万人がレジ通過者数で、その1.4倍掛けた総来場者数が133万人というのは、それはちょっと今までの話と違うなというふうにも感じます。

また、一般質問でも申し上げましたけれども、建物とかの維持管理費とか外構等の維持管理費とか、そういったものがはっきりと分からないと、現時点では。概算でもいいので示してくださいということも示されなかったので、そういったところもやっぱり執行部のほうでも数値面不明瞭となっているところがあると思うので、この道の駅の説明会をきっかけに、市民の方からの意見を聞いた上で改めてこの計画の整合性を、しっかりと見極めてほしいなと、見直してほしいなというふうに思います。

また、ほかの市町村が説明会とかを行っていないということは、事実としてあるかもしれないですけども、ほかの市町村どうかは関係ないわけですね。那珂市の市民の方が説明会を求めているんだから、ほかの市町村やっぴいなからやらないというわけではなく、しっか

り那珂市のほうも市民の声に応えるということで、やっていくべきだなと思いますので、私はこの陳情に対して賛成いたします。

以上です。

○議長（木野広宣君） 続いて、笹島 猛議員に発言を許します。

笹島議員、自席でお願いいたします。

○15番（笹島 猛君） 私は、陳情第4号 道の駅建設計画に関する市民説明会の充実と計画の透明性確保を求める陳情に、賛成の立場から討論させていただきます。

陳情提出者は、道の駅建設計画における見込み来客数や売上予測には、客観的なデータの提示が不十分であり、将来的な赤字補填に市税を充てることも想定される点については、多くの市民が不安の声を挙げていると言っております。

この市民の不安を払拭するためには、説明会を地域ごとに開催して意見交換の場を十分に設けることは、民主的なプロセスの観点からも当然のことです。このような場を設けないことは、市民をないがしろにしろと市が言っているとしか思えません。まして、市民感情を逆なでするような陳情第4号に反対する理由は見つかりません。

陳情提出者は無理難題の要望を言っているわけではありません。市は丁寧に説明を行ってほしい、そして質疑応答や意見交換を十分に設けてほしい、これらの市民の意見を考慮して計画の見直しや再検討を行ってはどうかとのことです。陳情者は、陳情第4号に対しては多くの賛同者が欲しいと願っております。本市は、この道の駅が100%成功するという自信があるなら、堂々と説明会を開催して市民が納得するまで説明会を続けるべきです。

したがって、陳情第4号の道の駅建設計画に関する市民説明会の充実と計画の透明性確保を求める陳情には賛成です。

○議長（木野広宣君） 続いて、遠藤 実議員に発言を許します。

遠藤議員、自席でお願いいたします。

○17番（遠藤 実君） 私は、陳情第4号 道の駅建設計画に関する市民説明会の充実と計画の透明性確保を求める陳情に、賛成の立場から討論をさせていただきます。

この陳情の内容は、市が1月に行った1日2会場での市民説明会では、まだ説明が尽くされていないので、さらに市民説明会を開催するよう市議会から市へ要請してほしいというものです。そもそも、市執行部は常に市が関係する事務事業に対して、市民の血税を使わせていただくのですから、丁寧に理解していただくよう説明をしなければならない説明責任があります。

私は、この道の駅の基本計画が、令和5年3月議会に数字的な根拠を伴って初めて示されて以降、市民の中でまだまだ分からないところが多いと感じたため、令和5年9月議会の一般質問で道の駅に関する市民説明会を早期に開催してほしいと訴えました。すると、市の答弁としては、まだ決まっていない部分も多いため、説明できる段階になったら開催するというので、それ以降、令和6年度に基本計画が策定されても市自ら積極的に開催することは

ありませんでした。

そのため、令和6年11月に私たち産業建設常任委員会でも協議し、全会一致で12月に市に要望書を提出しました。内容は主に、市民の理解を得るために市民説明会を丁寧に行うこと、道の駅の目的を明確にし、採算性、持続性のエビデンスを示して、市民の不安を解消することなどとなりました。さらに、以上の件においても不都合が発生した場合には、事業の縮小、計画の見直し、撤退（中止）も視野に入れることという項目も入っています。

こういう経過もあってか、市はようやく1月に市民説明会を開催したのですが、午前中の中央公民館と午後の総合センターらぼーる、いずれも1時間半ぴったりで終了してしまいました。まだ、質疑応答でたくさんの方が手を挙げていたにもかかわらず、終了。多くの市民の方々の話をその後すぐ聞きましたが、もっと聞きたいことがあった、あれもこれも言いたかったという方々、非常に多かったです。

ですので、これでは私たち常任委員会で要請した理解を得るために丁寧にできたのか、そして、これで市民の不安を解消できたのかどうか。私は、そもそもこの説明会当日に多くの市民の不安と不満をお聞きしました。それ以降も、市内各地で同じような声を数多く拝聴してきておまして、それは今でも続いております。

私は、まだ市が当然のように行う説明責任が十分に今、果たされているとは感じられません。ぜひ、市にはこの陳情者の心情を酌み取っていただき、これまでの説明の在り方を検証して、さらに市民と向き合うことを願いますし、これを市民の代表である私たち議会は、この陳情にしっかりと賛成すべきであります。

そして、この説明会開催の意義はさらにまだあります。これまでの説明が不足しているからやるということは当然ながら、この2会場での説明会で多くの市民からの質問、提言を頂戴していますよね。そして、同時期に行ったパブリックコメントは何と281件も頂戴したわけですが、この中には賛成とも反対とも言えない様々な提言も要望もあったわけです。

私が3月議会の一般質問で、これらのご意見に対してはどう対応するかとお聞きしたところ、市長としては検討して可能なものは取り入れるということでありました。検討した結果、これは取り入れますというような説明会の後の状況も、その段階に応じて市民に丁寧に説明することも必要ではありませんか。

そういう意味では、市内各地で、例えば8つあるまちづくり委員会単位、もしくは、ふれセン、地区交流センター単位など丁寧に開催してほしいと考えますが、今回やったらもう終わりということではなく、定期的に継続的に行うことが市民協働の在り方そのものだというふうに考えます。

最後に、道の駅に賛成する方々からしても、この市民説明会を開催してほしいのではないのでしょうか。つまり、これだけ市としてしっかりとした計画を立てて進んでいるので、どのような質問が出て大丈夫、しっかり説明して納得していただけるという自信があるのに、説明会を開催しないだけでいろいろ言われる。そういう状況自体、本意ではないでしょう

か。しっかりした計画をエビデンス示しながら、誠意を尽くせば市民は必ず理解してくれる、そう考えている賛同者も多いのではないのでしょうか。

そのためにも、説明会を開催するという自体は、市がやらなければならないことですし、議会としてもその行動の後押しをするべきではないですか。賛同者としても、この陳情に関しては大いに賛成できることであるというふうに考えます。これは、道の駅賛成・反対の問題じゃないですからね。市民がもっと説明会やってくださいと言っているだけなんです。これをどう捉えるかということなので、様々申し上げましたが、どう考えましてもこの陳情には賛成をして、市に市民説明会を求めるべきと訴えまして、私の賛成討論といたします。

○議長（木野広宣君） 以上で、陳情第4号の討論を終結いたします。

◎議案第36号～議案第47号及び陳情第4号の採決

○議長（木野広宣君） これより、採決を行います。

まず、議案第36号 専決処分について（那珂市税条例の一部を改正する条例）、議案第37号 専決処分について（那珂市都市計画税条例の一部を改正する条例）、議案第38号 専決処分について（那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）、以上3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は承認すべきものであります。

本案は委員長報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（木野広宣君） 異議なしと認めます。

よって、議案第36号から議案第38号までの以上3件は、委員長報告のとおり承認することに決定いたしました。

続いて、議案第39号 那珂市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例、議案第40号 那珂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、議案第41号 那珂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、議案第42号 那珂市原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例、議案第43号 那珂市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例、議案第44号 那珂市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例、以上6件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（木野広宣君） 異議なしと認めます。

よって、議案第39号から議案第44号までの以上6件は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

続いて、議案第45号 令和7年度那珂市一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は起立による採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（木野広宣君） 起立者をご着席ください。

起立多数であります。

よって、議案第45号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

続いて、議案第46号 損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（木野広宣君） 異議なしと認めます。

よって、議案第46号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

続いて、議案第47号 市道路線の認定についてを採決いたします。

本案は起立による採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（木野広宣君） 起立者をご着席ください。

起立多数であります。

よって、議案第47号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

続いて、陳情第4号 道の駅建設計画に関する市民説明会の充実と計画の透明性確保を求める陳情を採決いたします。

本件は起立による採決を行います。

採決の前に、議員各位にあらかじめ申し上げます。

本件に対する委員長の報告は不採択すべきものであります。

念のため申し上げます。

これから行います陳情第4号の採決は、委員長報告に対するものではなく陳情第4号を採択にするのか、不採択にするのかを問うものであります。

お諮りいたします。陳情第4号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（木野広宣君） 起立者はご着席ください。

起立少数であります。

よって、陳情第4号は委員長報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

◎議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（木野広宣君） 日程第2、議案第48号 那珂市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 先崎 光君 登壇〕

○市長（先崎 光君） 議案第48号をお開き願います。

議案第48号 那珂市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律が令和7年6月4日に公布、同日から施行されたことに伴い、選挙長等の費用弁償額が増額するため、今回の法律改正に準じて本条例を改正し、公布の日から施行するものでございます。

また、当日投票所の投票管理者及び投票立会人の報酬については、これまで日額を規定していましたが、国の基準に倣い投票所を開く時間を繰り下げ、または投票所を閉じる時間を繰り上げた場合に、その時間に応じて報酬額を減額できるよう改正を行うものです。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（木野広宣君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第48号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（木野広宣君） 異議なしと認めます。

よって、議案第48号につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。続いて、討論を行います。

討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより議案第48号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（木野広宣君） 異議なしと認めます。

よって、議案第48号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（木野広宣君） 日程第3、議案第49号 令和7年度那珂市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

市長から提案の理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 先崎 光君 登壇〕

○市長（先崎 光君） 議案第49号をお開き願います。

議案第49号 令和7年度那珂市一般会計補正予算（第2号）。

予算総額に歳入歳出それぞれ2,719万1,000円を追加し、255億9,957万3,000円とするものです。歳出の主な内容として、総務費については参議院議員通常選挙費及び茨城県知事選挙費において、国による選挙執行経費の基準改正等に伴い、投票管理者報酬等を増額するものでございます。

民生費については、物価高騰及び米価高騰の影響を受けている子育て世帯への支援として、お米券を配布するお米でハグくむ子育て世帯緊急応援事業を計上するものでございます。また、歳入については歳出補正予算との関連において国庫支出金、県支出金、繰入金をそれぞれ増額するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（木野広宣君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第49号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（木野広宣君） 異議なしと認めます。

よって、議案第49号につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。続いて、討論を行います。

討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより議案第49号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（木野広宣君） 異議なしと認めます。

よって、議案第49号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（木野広宣君） 日程第4、議案第50号 那珂市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 先崎 光君 登壇〕

○市長（先崎 光君） 議案第50号をお開き願います。

議案第50号 那珂市固定資産評価審査委員会委員の選任について。

氏名を申し上げます。

高沢 信。

住所、生年月日は議案書のとおりです。

提案理由でございます。

那珂市固定資産評価審査委員会委員の平山正勝氏が、令和7年6月30日をもって任期満了となることに伴い、新たに委員を選任するに当たり、議会の同意を求めるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（木野広宣君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第50号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（木野広宣君） 異議なしと認めます。

よって、議案第50号につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。続いて、討論を行います。

討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより議案第50号を採決いたします。

お諮りいたします。本案はこれに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（木野広宣君） 異議なしと認めます。

よって、議案第50号はこれに同意することに決定いたしました。

◎委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（木野広宣君） 日程第5、各委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

会議規則第111条の規定により、文書管理システムに登載した申出書のとおり各委員長から閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。各委員会から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（木野広宣君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎委員会の閉会中の継続審査申出について

○議長（木野広宣君） 日程第6、請願第4号の閉会中の継続審査申出についてを議題といたします。

会議規則第111条の規定により、文書管理システムに登載した申出書のとおり教育厚生常任委員会委員長から、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。教育厚生常任委員会委員長から申出のとおり、請願第4号を閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（木野広宣君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、請願第4号は閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（木野広宣君） 以上で、本会議に付議されました案件は全部議了いたしました。

ここで、市長から発言の許可を求められておりますので、これを許します。

市長。

〔市長 先崎 光君 登壇〕

○市長（先崎 光君） 令和7年第2回那珂市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会におきましては、24件の議案等について慎重なご審議を賜り、いずれも原案のとおり可決等をいただき誠にありがとうございました。また、各常任委員会におきましても、貴重なご意見を多数頂戴することができました。重ねて感謝を申し上げます。

本定例会を通じて、議員の皆様から賜りましたご意見やご提案につきましては、執行部といたしましても真摯に受け止め、より一層丁寧な説明に努めるとともに、引き続き効果的、効率的な市政運営に取り組んでまいります。

さて、今週23日から本市を訪れている国際親善姉妹都市オークリッジ市とは、35年という長きにわたり中学生の交換交流事業をはじめ、教育や文化など様々な分野において、深い相互理解と信頼関係を築いてまいりました。

オークリッジ市訪問団の中学生9人につきましては、ホームステイをしながらホストファミリーとの交流を深めるとともに、小中学校での交流事業、茶道、書道の日本文化など様々な体験をしていただいているところでございます。8日間という限られた期間とはなりますが、両市の子供たちにとりまして日米の文化の違いを学び、国際感覚を養う貴重な経験になることを願っております。

今後につきましても、オークリッジ市との交流を推進しながら両市の絆を深めてまいりますので、議員の皆様におかれましても引き続きお力添えを賜りたく、よろしくお願い申し上げますとともに、ますますのご健勝、ご活躍を心からご祈念申し上げまして、閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（木野広宣君） これにて令和7年第2回那珂市議会定例会を閉会いたします。

18日間、お疲れさまでした。

閉会 午前11時40分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

那珂市議会議長 木 野 広 宣

那珂市議会副議長 富 山 豪

那珂市議会議員 遠 藤 実

那珂市議会議員 福 田 耕 四 郎

那珂市議会議員 榊 原 一 和